

無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令 新旧対照表・附則

目 次

【新旧対照表】

一	無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）	1
二	船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省・運輸省令第二号）	11
三	金融機関の合併及び転換の手續等に関する内閣府令（昭和四十三年大蔵省令第二十七号）	20
四	外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）	25
五	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）	26
六	銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	60
七	長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十二号）	100
八	信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）	113
九	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	127
十	貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）	129
十一	株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第二十六号）	130

十二	発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第二十八号）	132
十三	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）	135
十四	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）	140
十五	信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十五号）	144
十六	信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十六号）	147
十七	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	151
十八	資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）	371
十九	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）	383
二十	金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）	401
二十一	金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）	402
二十二	上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第二十一号）	403
二十三	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）	434
二十四	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号）	446
二十五	内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における 情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）	459

二十六	保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）	480
二十七	特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）	483
二十八	特定目的会社の監査に関する規則（平成十八年内閣府令第四十五号）	489
二十九	投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）	490
三十	特定目的会社の社員総会に関する規則（平成十八年内閣府令第五十三号）	491
三十一	担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十八号）	497
三十二	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）	502
三十三	金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）	503
三十四	資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）	512
三十五	資金清算機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五号）	513
【附則】		
附則	無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令	515

改正案

現行

<p>(営業の免許の申請等)</p> <p>第一条 無尽業を営もうとする株式会社は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名をした免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 定款</p> <p>二 事業方法書</p> <p>三 無尽契約約款</p> <p>四 会社の登記事項証明書</p> <p>五 株主の氏名又は商号及びその持株数を記載した書面</p> <p>六 創立総会の議事録（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八十二条第一項の規定により創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）（当該株式会社が株式移転により設立された場合又は会社分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録（同法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）を併記する。）</p> <p>七 営業所の位置を記載した書面</p>	<p>第一条 無尽業ヲ営マントスル株式会社ハ免許申請書ニ総取締役（委員会設置会社ニ在リテハ総取締役及総執行役）署名シ定款ノ外左ノ書面ヲ添付シテ之ヲ金融庁長官ヲ經由シ内閣総理大臣ニ提出スベシ</p> <p>一 事業方法書</p> <p>二 無尽契約約款</p> <p>三 会社ノ登記事項証明書</p> <p>四 株主ノ氏名又ハ商号及其ノ持株数ヲ記載シタル書面</p> <p>五 創立総会ノ議事録（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八十二条第一項ノ規定ニ依リ創立総会ノ決議アリタルモノト看做サル場合ニ於テハ当該場合ニ該当スルコトヲ証スル書面以下同ジ）</p> <p>六 営業所ノ位置ヲ記載シタル書面</p> <p>七 最近ノ日計表</p> <p>②株式会社ガ其ノ目的ヲ変更シテ無尽業ヲ営マントスル場合ニ於ケル免許申請書ニハ前項第一号乃至第四号、第六号及第七号ニ掲グル書面ノ外左ノ書面ヲ添付スベシ</p> <p>一 免許申請ノ際現ニ存スル取引ノ性質ヲ知ルニ足ル書面</p> <p>二 最終ノ貸借対照表（関連スル注記ヲ含ム以下同ジ）</p>
---	---

八 最近の日計表

- 2 無尽会社以外の株式会社が従前の目的を変更して無尽業を営むため無尽業法第二条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、前項各号（第六号を除く。）に掲げる書面のほか、次に掲げる書面を免許申請書に添付しなければならない。
 - 一 株主総会の議事録
 - 二 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにした書面
 - 三 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）
- 3 無尽業法第二条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（次項において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。
- 4 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
 - 一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式
 - 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式
- 5 第三項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラ

- 三 最終ノ損益計算書（関連スル注記ヲ含ム以下同ジ）及株主資本等変動計算書（関連スル注記ヲ含ム以下同ジ）
- ③ 無尽業法第二条第三項ニ規定スル内閣府令ニ定ムル電磁的記録ハ工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）ニ基ク日本工業規格（以下本条ニ於テ日本工業規格ト称ス）X六二二三ニ適合スル九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジニ該当スル構造ノ磁気ディスクトス
- ④ 前項ノ電磁的記録ヘノ記録ハ左ノ方式ニ従フベシ
 - 一 トラックフォーマットニ付テハ日本工業規格X六二二五ニ規定スル方式
 - 二 ボリューム及ファイル構成ニ付テハ日本工業規格X〇六〇五ニ規定スル方式
- ⑤ 第三項ノ電磁的記録ニハ日本工業規格X六二二三ニ規定スルラベル領域ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ貼付スベシ
 - 一 申請者ノ商号
 - 二 申請年月日

ベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一 申請者の商号

二 申請年月日

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第十八条 無尽会社の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)又は支配人は、無尽業法第十九条の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、金融庁長官に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 (略)

(合併の認可の申請)

第二十一条 無尽会社は、無尽業法第二十一条の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五十五条の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

五の二 (略)

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第十八条 無尽会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)又は支配人は、無尽業法第十九条の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、金融庁長官に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 (略)

(合併の認可の申請)

第二十一条 無尽会社は、無尽業法第二十一条の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 四 (略)

(新設)

五 (略)

六・七 (略)

(会社分割の認可の申請)

第二十一条の二 無尽会社は、無尽業法第二十一条の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

五の二 (略)

六 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

(管理契約の認可の申請)

第二十一条の三 無尽会社は、無尽業法第二十一条の七の規定による管理の委託又は受託の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 株主総会の議事録

二 最近の日計表

六・七 (略)

(会社分割の認可の申請)

第二十一条の二 無尽会社は、無尽業法第二十一条の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

(新設)

五 (略)

六 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

第二十一条ノ三 無尽会社ガ無尽業法第二十一条ノ六ノ規定ニ依ル管

理ノ委託又ハ受託ノ決議ヲ為シタルトキハ無尽会社ノ総取締役(委員会設置会社ニ在リテハ総取締役及総執行役)ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書面ヲ添付シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一 株主総会ノ議事録

- 三 管理契約の内容を記載した書面
- 四 管理事務執行の方法

(管理契約の解除の認可の申請)

第二十一条の四 無尽会社は、無尽業法第二十一条の十一第三項において準用する同法第二十一条の七の規定による管理契約の解除の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 株主総会の議事録

(届出事項)

第二十三条 無尽業法第三十五条の二の四に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 商号の変更、資本金の額の変更又は支店の設置による定款変更の認可を受けてこれを実行した場合
- 二 無尽業法第七条第三号及び第四号、第二十一条並びに第二十一条の七（同法第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けた事項を実行した場合
- 三 無尽会社の取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は支配人の就任又は退任があつた場合
- 四 無尽会社を代表する取締役又は無尽会社の常務に従事する取締

- 二 最近ノ日計表
- 三 管理契約ノ内容ヲ記載シタル書面
- 四 管理事務執行ノ方法

第二十一条の四 無尽会社が管理契約ノ解除ノ決議ヲ為シタルトキハ

無尽会社ノ総取締役（委員会設置会社ニ在リテハ総取締役及総執行役）ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書面ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

- 一 理由書
- 二 株主総会ノ議事録

第二十三条 無尽会社ハ左ノ場合ニ於テハ遅滞ナク其ノ事由ヲ具シテ之ヲ金融庁長官ニ届出ツベシ

- 一 商号ノ変更、資本金ノ変更若ハ支店ノ設置ニ付定款変更ノ認可ヲ受ケテ之ヲ実行シタルトキ又ハ無尽業法第七条第三号、第四号、第二十一条及第二十一条ノ七（第二十一条ノ十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル事項ヲ実行シタルトキ
- 二 無尽会社ノ取締役、執行役、会計参与、監査役又ハ支配人ノ就任又ハ退任アリタルトキ
- 三 無尽会社ヲ代表スル取締役又ハ無尽会社ノ常務ニ従事スル取締

役（指名委員会等設置会社にあつては無尽会社の常務に従事する取締役、代表執行役又は執行役）の就任又は退任があつた場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

五 無尽会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）又は支配人であつて、他の会社の常務に従事する者がその会社の常務に従事しないこととなつた場合

六 代理店契約を変更、消滅若しくは更新する場合又は代理店主の住所、氏名若しくは職業の変更があつた場合

七 無尽の抽籤又は入札を行う会場を無尽会社の営業所又は代理店以外の位置に設置した場合

八 管理契約を終了した場合

九 支払停止をした場合又は支払停止中の無尽会社が支払を開始した場合

十 再生手続開始の申立てをし、再生計画認可の決定が確定し、又は再生計画がその効力を失つた場合

十一 破産手続開始の決定を受け、破産手続開始の決定に対して抗告をし、又は抗告に対して裁判所の決定を受けた場合

2 次の各号に掲げる場合の届出を行う無尽会社は、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 前項第二号に掲げる場合（無尽業法第二十一条（無尽会社を當事者とする事業の全部又は一部の譲渡に係る部分に限る。）の規定により認可を受けた事項を実行した場合に限る。） 同法第二十一条の五第一項の規定により公告をしたことを証する書面

役（委員会設置会社ニ在リテハ代表執行役又ハ執行役）ノ就任又ハ退任アリタルトキ

四 無尽会社ノ常務ニ従事スル取締役（委員会設置会社ニ在リテハ執行役）又ハ支配人ニシテ他ノ会社ノ常務ニ従事スルモノガ該会社ノ常務ニ従事セザルニ至リタルトキ

五 代理店契約ノ変更、消滅若ハ更新アリタルトキ又ハ代理店主ノ住所、氏名若ハ職業ニ変更アリタルトキ

五ノ二 無尽ノ抽籤又ハ入札ヲ行フ会場ヲ無尽会社ノ営業所又ハ代理店以外ノ位置ニ設置シタルトキ

五ノ三 管理契約ノ終了シタルトキ

六 支払停止ヲ為シタルトキ又ハ支払停止中ノ無尽会社ガ支払ヲ開始シタルトキ

七 再生手続開始ノ申立ヲ為シ、再生計画認可ノ決定ガ確定シ又ハ再生計画ガ其ノ効力ヲ失ヒタルトキ

八 破産手続開始ノ決定ヲ受ケ、破産手続開始ノ決定ニ対シ抗告ヲ為シ又ハ抗告ニ対シ裁判所ノ決定ヲ受ケタルトキ

②前項第一号中事業ノ全部又ハ一部ノ譲渡ノ場合ニ於テハ無尽業法第二十一条ノ五ノ規定ニ依リ公告ヲ為シタルコトヲ知ルニ足ル書面、第五号ノ場合ニ於テハ変更シタル条項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

二 前項第六号に掲げる場合 同号の規定により変更した代理店契約又は代理店主の内容を記載した書面

一 無尽業法施行細則(昭和六年大蔵省令第二十三号) 業務報告書

改正後	現行
<p>業務報告書雛形</p> <p>(略)</p> <p>目次</p> <p>一～四 (略)</p> <p>備考</p> <p>一 <u>指名委員会等設置会社</u>ニ在リテハ提出者欄ノ「取締役」ヲ「執行役」ニ改メテ記載スベシ</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>業務報告書雛形</p> <p>(略)</p> <p>目次</p> <p>一～四 (略)</p> <p>備考</p> <p>一 <u>委員会設置会社</u>ニ在リテハ提出者欄ノ「取締役」ヲ「執行役」ニ改メテ記載スベシ</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(以下略)</p>

一 無尽業法施行細則(昭和六年大蔵省令第二十三号) 監査書

改正後	現行
<p>監査書雛形</p> <p>監査書 (第何期 自平成 年 月 日) 至平成 年 月 日)</p> <p>府 市 町 何 何 何 何番地 県 郡 村 何無尽株式会社 監査役 氏 名印 、 、 、 、 、 、</p> <p>平成 年 月 日作成 平成 年 月 日備付</p> <p>(監査等委員会設置会社ニ在リテハ提出者欄ノ「監査役」ヲ「監査等委員」ニ、指名委員会等設置会社ニ在リテハ提出者欄ノ「監査役」ヲ「監査委員」ニ改メテ記載スベシ) (本書ニハ監査役(監査等委員会設置会社ニ在リテハ監査等委員、指名委員会等設置会社ニ在リテハ監査委員) 全員署名スベシ) (本書ニハ各期末現在ノ日計表ヲ添附スベシ)</p> <p>(以下略)</p>	<p>監査書雛形</p> <p>監査書 (第何期 自平成 年 月 日) 至平成 年 月 日)</p> <p>府 市 町 何 何 何 何番地 県 郡 村 何無尽株式会社 監査役 氏 名印 、 、 、 、 、 、</p> <p>平成 年 月 日作成 平成 年 月 日備付</p> <p>(委員会設置会社ニ在リテハ、提出者欄ノ「監査役」ヲ「監査委員」ニ改メテ記載スベシ) (本書ニハ監査役(委員会設置会社ニ在リテハ、監査委員) 全員署名スベシ) (本書ニハ各期末現在ノ日計表ヲ添附スベシ)</p> <p>(以下略)</p>

一 無尽業法施行細則(昭和六年大蔵省令第二十三号) 附属明細書

改正後	現行
<p>附属明細書ひな形</p> <p>第 期 (年 月 日から) 附属明細書 (年 月 日まで)</p> <p>住所 無尽株式会社 代表取締役 氏 名 [印]</p> <p>(記載上の注意) <u>指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</u></p> <p>1 計算書類に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 営業経費 (表略) (記載上の注意) <u>監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項 (1) 会社役員の兼職の状況 (表略) (記載上の注意) 1 (略) 2 <u>取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行者(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第6号イ又はロに掲げる者をいう。3において同じ。)を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。3において同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、無尽業法第19条の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</u> 3 <u>監査役については、他の法人等の業務執行者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。</u></p> <p>4 (略) (2) (略)</p>	<p>附属明細書ひな形</p> <p>第 期 (年 月 日から) 附属明細書 (年 月 日まで)</p> <p>住所 無尽株式会社 代表取締役 氏 名 [印]</p> <p>(記載上の注意) <u>委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</u></p> <p>1 計算書類に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 営業経費 (表略) (記載上の注意) <u>監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項 (1) 会社役員の兼職の状況 (表略) (記載上の注意) 1 (略) 2 <u>取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、無尽業法第19条の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</u> 3 <u>監査役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。</u></p> <p>4 (略) (2) (略)</p>

改正案

現行

<p>（組合員による責任追及の訴えの提起の請求方法）</p> <p>第十六条 法第二十条、第四十条及び第四十八条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（責任追及の訴えの提起の請求方法）</p> <p>第十六条 法第二十条、第四十条及び第四十八条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一・二 （略）</p>
<p>（組合が責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法）</p> <p>第十七条 法第二十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由</p> <p>三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、発起人の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由</p>	<p>（訴えを提起しない理由の通知方法）</p> <p>第十七条 法第二十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 発起人の責任又は義務の有無についての判断及びその理由</p> <p>三 発起人に責任又は義務があると判断した場合において、発起人の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由</p>

(子会社)

第十九条の二 法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定めるものは、同号に規定する組合が他の会社等（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第二号（定義）に規定する会社等をいう。以下この条において同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社（法第三十一条第五号に規定する子会社をいう。）及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

(新設)

-
- ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
- ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
- 二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
- イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己の計算において所有している議決権
- (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
- (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
- ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）
- (2) 自己の使用人
-

(3) (1)及び(2)に掲げる者であつた者

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

（総資産額）

第十九条の三 法第三十一条第五号イに規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同号に規定する譲渡に係る契約を締結した日）（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における次に掲げる額の合計額をもつて組合の総資産額

（新設）

とする方法とする。

一 出資金の額

二 剰余金の額

三 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、組合の成立の日。以下この条において同じ。）における評価・換算差額等に係る額

四 最終事業年度の末日において負債の部に計上した額

五 最終事業年度の末日後に吸収合併（法第四十五条の三第一項の規定による合併のうち、法第四十五条の六第一項の規定による合併以外の合併をいう。）をしたときは、当該行為により承継又は譲受けをした負債の額

2

前項の規定にかかわらず、算定基準日において法第三十一条第五号に規定する譲渡をする組合が法第四十五条第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により解散をする組合である場合における法第三十一条第五号イに規定する内閣府令で定める方法は、法第四十八条において読み替えて準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額をもつて組合の総資産額とする方法とする。

（報酬等の額の算定方法）

第二十三条 法第三十八条の二第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

（報酬等の額の算定方法）

第二十三条 法第三十八条の二第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該役員がその職に就いていた年数(当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 組合を代表する理事 六

(2) 組合の業務を執行した理事(1に掲げるものを除く。)

四

(3) (1)及び(2)に掲げる理事以外の理事又は監事 二

(削る)

2| (略)

(組合が責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法)

第二十六条 法第四十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七條第四項(株主による責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 法第四十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七條第一項の規定による請求に係る訴えについての第十六條第一号に

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該役員がその職に就いていた年数(当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 組合を代表する理事 六

(2) 組合を代表する理事以外の理事(組合員以外の理事を除く。)

四

(3) 組合員以外の理事又は監事 二

2| 法第三十八條の二第四項第二号に規定する内閣府令で定める業務を執行する理事は、次に掲げるものとする。

一 組合を代表する理事

二 当該組合の業務を執行した前号に掲げる理事以外の理事

3| (略)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第二十六条 法第四十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七條第四項(責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 役員^イの責任又は義務の有無についての判断及びその理由

掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、役員
の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

(事業報告及びその附属明細書の監査報告の内容)

第四十三条 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは
、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない
。

一～五 (略)

2 前項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するもの
に限定する旨の定款の定めがある組合の監事は、同項各号に掲げる
事項に代えて、事業報告を監査する権限がないことを明らかにした
監査報告を作成しなければならない。

(清算をする組合の監査報告)

第六十七条 法第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十
五条第一項(貸借対照表等の監査等)の規定による監査については
、この条の定めるところによる。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するもの
に限定する旨の定款の定めがある清算をする組合の監事は、同項第
三号及び第四号に掲げる事項に代えて、これらの事項を監査する権
限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

三 役員に責任又は義務があると判断した場合において、役員
の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

(事業報告及びその附属明細書の監査報告の内容)

第四十三条 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは
、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない
。

一～五 (略)

2 前項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するもの
に限定する旨の定款の定めがある組合の監事は、前項各号に掲げる
事項に代えて、事業報告を監査する権限がないことを明らかにした
監査報告を作成しなければならない。

(清算をする組合の監査報告)

第六十七条 法第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十
五条第一項(貸借対照表等の監査等)の規定による監査については
、この条の定めるところによる。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するもの
に限定する旨の定款の定めがある清算をする組合の監事は、前項第
三号及び第四号に掲げる事項に代えて、これらの事項を監査する権
限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

4
5
7 (略)

(報酬等の額の算定方法)

第七十三条 法第四十八条第二項において準用する法第三十八条の二第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該清算人がその職に就いていた年数(当該清算人が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 組合を代表する清算人 六

(2) 組合の業務を執行した清算人(1)に掲げるものを除く。)

四

(3) (1)及び(2)に掲げる清算人以外の清算人又は監事 二

(削る)

4
5
7 (略)

(報酬等の額の算定方法)

第七十三条 法第四十八条第二項において準用する法第三十八条の二第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該清算人がその職に就いていた年数(当該清算人が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 組合を代表する清算人 六

(2) 組合を代表する清算人以外の清算人(組合員でない清算人を除く。) 四

(3) 組合員でない清算人又は監事 二

2

法第四十八条第二項において準用する法第三十八条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定める業務を執行する清算人は、次に掲げるものとする。

一 組合を代表する清算人

二 組合を代表する清算人以外の清算人であつて、清算人の過半数をもつて組合の清算業務を執行する清算人として選定されたもの

三 当該組合の清算業務を執行した前号以外の清算人

2|
(略)

(組合が責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法)

第七十四条 法第四十八条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項(株主による責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 法第四十八条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての第十六条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、清算人の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

3|
(略)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第七十四条 法第四十八条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項(責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 清算人の責任又は義務の有無についての判断

三 清算人に責任又は義務があると判断した場合において、清算人の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

三 金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令（昭和四十三年大蔵省令第二十七号）

改正案	現行
<p>（金融機関の計算書類に関する事項）</p> <p>第四条 法第二十六条第二項第三号（法第三十一条又は第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十八条第二項第三号（法第四十三条及び第六十三条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、これらの規定による公告の日又は催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象金融機関（法第二十六条第二項第三号（法第三十一条又は第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十八条第二項第三号（法第四十三条及び第六十三条において準用する場合を含む。）の金融機関（銀行に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項</p> <p>二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象金融機関が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 同法第</p>	<p>（金融機関の計算書類に関する事項）</p> <p>第四条 法第二十六条第二項第三号（法第三十一条又は第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十八条第二項第三号（法第四十三条及び第六十三条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、これらの規定による公告の日又は催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象金融機関（法第二十六条第二項第三号（法第三十一条又は第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十八条第二項第三号（法第四十三条及び第六十三条において準用する場合を含む。）の金融機関（銀行に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項</p> <p>二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象金融機関が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 同法第</p>

九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

三〇五 (略)

(吸収合併存続銀行の事後開示事項)

第九条 法第三十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅協同組織金融機関（法第九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）における次に掲げる事項

イ 法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過

三 吸収合併存続銀行における次に掲げる事項

イ 法第三十条の二本文の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第三十一条において準用する法第二十四条及び第二十六条

(第二項第二号口を除く。)の規定による手続の経過

四〇七 (略)

(新設合併設立銀行の事後開示事項)

第十条 法第三十三条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 新設合併消滅銀行における次に掲げる事項

九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三〇五 (略)

(吸収合併存続銀行の事後開示事項)

第九条 法第三十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅協同組織金融機関（法第九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）における法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過

三 吸収合併存続銀行における法第三十一条において準用する法第二十四条及び第二十六条（第二項第二号口を除く。）の規定による手続の経過

四〇七 (略)

(新設合併設立銀行の事後開示事項)

第十条 法第三十三条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 新設合併消滅銀行における法第二十四条から第二十六条までの

イ 法第二十三条の二の規定に係る請求に係る手続の経過

ロ 法第二十四条から第二十六条までの規定による手続の経過

三 新設合併消滅金融機関における次に掲げる事項

イ 法第三十六条の二の規定に係る請求に係る手続の経過

ロ 法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過

四・五 (略)

(吸収合併存続協同組織金融機関の事後開示事項)

第十三条 法第四十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項（法
第十一条第一項の場合に限る。）は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅銀行における次に掲げる事項

イ 法第二十三条の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第二十四条から第二十六条までの規定による手続の経過

三 吸収合併存続信用金庫における次に掲げる事項

イ 法第四十二条の二本文の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第四十三条において読み替えて準用する法第三十七条第一
項及び第二項並びに第三十八条（第二項第二号ロを除く。）の

規定による手続の経過

四・五 (略)

2 法第四十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項（法第十七
条第一項の場合に限る。）は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

規定による手続の経過

三 新設合併消滅金融機関における法第三十七条及び第三十八条の
規定による手続の経過

四・五 (略)

(吸収合併存続協同組織金融機関の事後開示事項)

第十三条 法第四十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項（法
第十一条第一項の場合に限る。）は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅銀行における法第二十四条から第二十六条までの
規定による手続の経過

三 吸収合併存続信用金庫における法第四十三条において準用する
法第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条（第二項第二号

ロを除く。）の規定による手続の経過

四・五 (略)

2 法第四十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項（法第十七
条第一項の場合に限る。）は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

- 二| 吸収合併消滅協同組織金融機関における次に掲げる事項
 - イ| 法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過
 - ロ| 法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過
- 三| 吸収合併存続協同組織金融機関における次に掲げる事項
 - イ| 法第四十二条の二本文の規定による請求に係る手続の経過
 - ロ| 法第四十三条において読み替えて準用する法第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条（第二項第二号ロを除く。）の規定による手続の経過

四〇七 (略)

(新設合併設立協同組織金融機関の事後開示事項)

第十四条 法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項（法第十五条第一項の場合に限る。）は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二| 新設合併消滅銀行における次に掲げる事項
 - イ| 法第二十三条の二の規定による請求に係る手続の経過
 - ロ| 法第二十四条から第二十六条までの規定による手続の経過
- 三| 新設合併消滅信用金庫における次に掲げる事項
 - イ| 法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過
 - ロ| 法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過

四〇七 (略)

2 法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項（法第十九条第一項の場合に限る。）は、次に掲げる事項とする。

- 二| 吸収合併消滅協同組織金融機関における法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過
- 三| 吸収合併存続協同組織金融機関における法第四十三条において準用する法第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条（第二項第二号ロを除く。）の規定による手続の経過

四〇七 (略)

(新設合併設立協同組織金融機関の事後開示事項)

第十四条 法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項（法第十五条第一項の場合に限る。）は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二| 新設合併消滅銀行における法第二十四条から第二十六条までの規定による手続の経過
- 三| 新設合併消滅信用金庫における法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過

四〇七 (略)

2 法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項（法第十九条第一項の場合に限る。）は、次に掲げる事項とする。

<p>一 (略)</p> <p>二 新設合併消滅協同組織金融機関における次に掲げる事項</p> <p>イ 法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過</p> <p>ロ 法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過</p> <p>三 三六 (略)</p> <p>(合併認可申請書の添付書類)</p> <p>第二十二条 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令(昭和四十三年政令第四百十三号。以下「令」という。)第二条に規定する内閣府令で定める書類は、合併の場合にあつては、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 法第二十三条の二、第三十条の二、第三十六条の二又は第四十条の二の規定による請求をした株主又は会員等があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面</p> <p>五の二 (略)</p> <p>六 六七 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 新設合併消滅協同組織金融機関における法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過</p> <p>三 三六 (略)</p> <p>(合併認可申請書の添付書類)</p> <p>第二十二条 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令(昭和四十三年政令第四百十三号。以下「令」という。)第二条に規定する内閣府令で定める書類は、合併の場合にあつては、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 六七 (略)</p>
--	--

四 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

改正案	現行
<p>（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）</p> <p>第十三条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する数は、申請時又は申請のあつた日の属する会計年度の直前会計年度又は事業年度の直前事業年度の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者又は登録金融機関（法第二十一条に規定する登録金融機関をいう。）の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者（非居住者を除く。）の数により算定するものとする。</p> <p>5・6（略）</p>	<p>（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）</p> <p>第十三条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する数は、申請のあつた日の属する会計年度の直前会計年度又は事業年度の直前事業年度の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者又は登録金融機関（法第二十一条に規定する登録金融機関をいう。）の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者（非居住者を除く。）の数により算定するものとする。</p> <p>5・6（略）</p>

五 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(有価証券通知書) 第四条 (略)</p> <p>2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国会社 次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（監査等委員会設置会社において会社法第三百九十九条の十三第五項若しくは第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該執行役の決定とし、指名委員会等設置会社において同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該執行役の決定とする。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録（同法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同法第三百九十九条の十三第五項若しくは第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む。）若しくは</p>	<p>(有価証券通知書) 第四条 (略)</p> <p>2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国会社 次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（委員会設置会社において、会社法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録（同法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む。）。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録（同法第三百九十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）の写し若しくは優先出資法第六條第一項に</p>

同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む。）を以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録（同法第三百十九條第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）の写し若しくは優先出資法第六條第一項に規定する行政庁の認可（以下「行政庁の認可」という。）を受けたことを証する書面（会社法第三十二條に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ（略）

二（略）

3～5（略）

第十六條（略）

2（略）

3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国会社の発行する有価証券 申請時又は申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二 外国会社の発行する有価証券 申請時又は基準事業年度の末日

規定する行政庁の認可（以下「行政庁の認可」という。）を受けたことを証する書面（会社法第三十二條に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ（略）

二（略）

3～5（略）

第十六條（略）

2（略）

3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国会社の発行する有価証券 申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当

において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者（非居住者を除く。）の数

4～6（略）

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条 法第二十四条の五第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一～四（略）

四の二 提出会社に対しその特別支配株主（会社法第七十九条第

一項に規定する特別支配株主をいう。以下この号において同じ。）

から同法第七十九条の三第一項の規定による請求（以下この号において「株式等売渡請求」という。）の通知がされた場合又は当該株式等売渡請求を承認するか否かが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合、次に掲げる事項

イ 特別支配株主から当該通知がされた場合には、次に掲げる事項

(1) 当該通知がされた年月日

該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

4～6（略）

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条 法第二十四条の五第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一～四（略）

（新設）

-
- (2) 当該特別支配株主の商号、本店の所在地及び代表者の氏名
(個人の場合においては、その氏名及び住所)
- (3) 当該通知の内容
- ロ 当該株式等売渡請求を承認するか否かの決定がされた場合には、次に掲げる事項
- (1) 当該通知がされた年月日
- (2) 当該決定がされた年月日
- (3) 当該決定の内容
- (4) 当該決定の理由及び当該決定に至った過程(売渡株式等)会社法第七十九条の二第一項第五号に規定する売渡株式等をいう。)の対価の支払の確実性に関する判断の内容を含む。
- 四の三 全部取得条項付種類株式(会社法第七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。以下この号において同じ。)の全部の取得を目的とする株主総会を召集することが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合(当該取得により当該提出会社の株主の数が二十五名未満となることが見込まれる場合に限る。)次に掲げる事項
- イ 当該取得の目的
- ロ 取得対価(会社法第七十一条第一項第一号に規定する取得対価をいう。以下この号において同じ。)の内容
- ハ 当該取得対価の内容の算定根拠
- ニ 会社法第二百三十四条の規定により一に満たない端数の処理
-

(新設)

をすることが見込まれる場合における当該処理の方法、当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠

ホ 当該取得対価の内容が当該提出会社の株式、社債、新株予約権又は新株予約権付社債以外の有価証券に係るものである場合は、当該有価証券の発行者についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(3) 大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に五名をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（持分会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称）

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

ヘ 当該提出会社が当該全部取得条項付種類株式を取得する日の四の四 株式の併合を目的とする株主総会を招集することが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合（当該株式の併合により当該提出会社の株主の数が二十五名未満となることが見込まれる場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 当該株式の併合の目的

ロ 当該株式の併合の割合

（新設）

ハ 会社法第二百三十四条の規定により一に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法、当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠

ニ 当該株式の併合がその効力を生ずる日

五・六 (略)

六の二 提出会社が株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。以下この号及び第十四号の二において同じ。）となる株式交換（当該株式交換により株式交換完全子会社（同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。以下同じ。）となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上に相当する場合又は当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上に相当する場合に限る。）又は提出会社が株式交換完全子会社となる株式交換が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ 当該株式交換の相手会社についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）

五・六 (略)

六の二 提出会社が株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。以下この号及び第十四号の二において同じ。）となる株式交換（当該株式交換により株式交換完全子会社（同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。以下同じ。）となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上に相当する場合又は当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上に相当する場合に限る。）又は提出会社が株式交換完全子会社となる株式交換が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ 当該株式交換の相手会社についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に五名をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の

の氏名又は名称)

(4) (略)

ロ〜ハ (略)

六の三・七 (略)

七の二 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上減少することが見込まれる新設分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上減少することが見込まれる新設分割が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ 当該新設分割において、提出会社の他に新設分割会社(会社法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社をいう。以下この号及び第十五号の二において同じ。)となる会社がある場合は、当該他の新設分割会社となる会社についての次に掲げる事項

(1)〜(4) (略)

ロ (略)

ハ 当該新設分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社(会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社をいう。以下この号及び第十五号の二において同じ。)となる会社の株式の数その他の財産の内容(以下この号及び第十五号の二において「新設分割に係る割当ての内

場合にあつては、社員(定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員)の氏名又は名称)

(4) (略)

ロ〜ハ (略)

六の三・七 (略)

七の二 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上減少することが見込まれる新設分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上減少することが見込まれる新設分割が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ 当該新設分割において、提出会社の他に新設分割会社(会社法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。以下この号及び第十五号の二において同じ。)となる会社がある場合は、当該他の新設分割会社となる会社についての次に掲げる事項

(1)〜(4) (略)

ロ (略)

ハ 当該新設分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社(会社法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下この号及び第十五号の二において同じ。)となる会社の株式の数その他の財産の内容(以下この号及び第十五号の二において「新設分割に係る割当ての内容」と

容」という。)その他の新設分割計画の内容

二・ホ (略)

七の三 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は提出会社が消滅することとなる吸収合併が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合に次に掲げる事項

イ 当該吸収合併の相手会社についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(持分会社の場合にあつては、社員(定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員)の氏名又は名称、医療法人及び学校法人等の場合にあつては、理事の氏名)

(4) (略)

ロ〜へ (略)

七の四 新設合併が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ 当該新設合併における提出会社以外の新設合併消滅会社(会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。)となる

いう。)その他の新設分割計画の内容

二・ホ (略)

七の三 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は提出会社が消滅することとなる吸収合併が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合に次に掲げる事項

イ 当該吸収合併の相手会社についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(合同会社の場合にあつては、社員(定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員)の氏名又は名称、医療法人及び学校法人等の場合にあつては、理事の氏名)

(4) (略)

ロ〜へ (略)

七の四 新設合併が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ 当該新設合併における提出会社以外の新設合併消滅会社(会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。)となる

会社（合併によつて消滅する医療法人及び学校法人等を含む。

以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（持分会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称、医療法人及び学校法人等の場合にあつては、理事の氏名）

(4) (略)

ロゝホ (略)

八・八の二 (略)

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含み、指名委員会等設置会社である場合は代表執行役、医療法人及び学校法人等である場合は理事長。以下この号において同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなることを又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下この号において同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会並びに医療法第四十八条の三第二項に規定する定時社員総会及び同法第四十九条の三第二項の規定による報告を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。

）次に掲げる事項

会社（合併によつて消滅する医療法人及び学校法人等を含む。

以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称、医療法人及び学校法人等の場合にあつては、理事の氏名）

(4) (略)

ロゝホ (略)

八・八の二 (略)

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含み、委員会設置会社である場合は代表執行役、医療法人及び学校法人等である場合は理事長。以下この号において同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなることを又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下この号において同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会並びに医療法第四十八条の三第二項に規定する定時社員総会及び同法第四十九条の三第二項の規定による報告を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

九の二〜十五の二 (略)

十五の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該吸収合併の相手会社についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（持分会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称）

(4) (略)

ハ〜ト (略)

十五の四 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高

イ〜ニ (略)

九の二〜十五の二 (略)

十五の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該吸収合併の相手会社についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称）

(4) (略)

ハ〜ト (略)

十五の四 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高

の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該新設合併における当該連結子会社以外の新設合併消滅会社となる会社についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(持分会社の場合にあつては、社員(定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員)の氏名又は名称)

(4) (略)

ハ〜ヘ (略)

十六〜十九 (略)

3
〜
11 (略)

の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該新設合併における当該連結子会社以外の新設合併消滅会社となる会社についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(合同会社の場合にあつては、社員(定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員)の氏名又は名称)

(4) (略)

ハ〜ヘ (略)

十六〜十九 (略)

3
〜
11 (略)

改正案	現 行
<p>第一号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>第一号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略)</p> <p>f この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>g (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 新規発行株式 a～c (略)</p> <p>d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。 (a)・(b) (略)</p> <p>(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下<u>d</u>において同じ。)との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)</p> <p>(d)～(f) (略)</p> <p>e～i (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 新規発行新株予約権証券 a～p (略)</p> <p>q 「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券(同号に規定する新株予約権証券をいう。以下<u>q</u>において同じ。)の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。 (a)・(b) (略)</p> <p>(c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権(法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下<u>q</u>において同じ。)の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。</p> <p>(d)・(e) (略)</p> <p>(f) 引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等(法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下<u>(f)</u>において同じ。)に係る引受人の株券等保有割合(同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下<u>(f)</u>において同じ。)が100分の5を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の5日(日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。)前の日における会社が発行者であ</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略)</p> <p>f この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>g (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 新規発行株式 a～c (略)</p> <p>d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。 (a)・(b) (略)</p> <p>(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下<u>このd</u>において同じ。)との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)</p> <p>(d)～(f) (略)</p> <p>e～i (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 新規発行新株予約権証券 a～p (略)</p> <p>q 「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券(同号に規定する新株予約権証券をいう。以下<u>このq</u>において同じ。)の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。 (a)・(b) (略)</p> <p>(c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権(法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下<u>このq</u>において同じ。)の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。</p> <p>(d)・(e) (略)</p> <p>(f) 引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等(法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下<u>この(f)</u>において同じ。)に係る引受人の株券等保有割合(同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下<u>この(f)</u>において同じ。)が100分の5を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の5日(日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。)前の日における会社</p>

る株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

(13) ～ (23-2) (略)

(23-3) 割当予定先の状況

次の a から g までに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。）ごとに当該 a から g までに定めるところにより記載すること。

また、割当予定先が特定引受人（会社法第206条の2第1項又は第244条の2第1項に規定する特定引受人をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合であつて、当該特定引受人に関する事項を記載するときには、h に定めるところにより記載すること。

a ～ f (略)

g 割当予定先の実態 割当予定先の株券等について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する者が存在する場合には、その旨及びこれらの権限の内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下 g において「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて確認した結果並びにその確認方法を具体的に記載すること。

h 特定引受人に関する事項 次の (a) から (c) までに定める事項を記載すること。

(a) 特定引受人（その子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）を含む。）がその引き受けた募集株式又は募集新株予約権に係る交付株式（同法第244条の2第2項に規定する交付株式をいう。以下 h において同じ。）の株主となった場合に有することとなる議決権の数（募集新株予約権である場合には、当該交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数とする。）

(b) (a) の募集株式又は募集新株予約権に係る交付株式に係る議決権の数（募集新株予約権である場合には、当該交付株式に係る最も多い議決権の数とする。）

(c) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数又は当該特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における最も多い総株主の議決権の数

(23-4) (略)

(23-5) 発行条件に関する事項

a (略)

b この届出書に係る第三者割当による有価証券の発行（以下 b において「当該発行」という。）が会社法に定める特に有利な金額又は特に有利な条件による発行（以下 b において「有利発行」という。）に該当するものと判断した場合には、その理由及び判断の過程並びに当該発行を有利発行により行う理由を具体的に記載すること。また、当該発行が有利発行に該当しないものと判断した場合には、その理由及び判断の過程を具体的に記載すること。なお、当該発行に係る適法性に関して監査役が表明する意見又は当該判断の参考にした第三者による評価があればその内容を記載すること。

(23-6) 大規模な第三者割当に関する事項

この届出書に係る第三者割当により次のいずれかに掲げる場合に該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が届出日後のいずれか一日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、届出日又はその前日のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。

a 第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議決権の数（当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式又は新株予約権（社債に付されているものを含む。以下 (23-6) 及び (23-7) において「株式等」という。）に係る議決権の数が大きい場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下 (23-6) 及び (23-7) において「割当議決権数」という。）（この届出書に係る株券等の募集又は売出しと並行して行われており、又はこの届出書の提出日前6月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した当該第三者割当により割り当てられ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数（当該第

が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

(13) ～ (23-2) (略)

(23-3) 割当予定先の状況

次の a から g までに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。）ごとに当該 a から g までに定めるところにより記載すること。

a ～ f (略)

g 割当予定先の実態 割当予定先の株券等について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する者が存在する場合には、その旨及びこれらの権限の内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下この g において「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて確認した結果並びにその確認方法を具体的に記載すること。

(新設)

(23-4) (略)

(23-5) 発行条件に関する事項

a (略)

b この届出書に係る第三者割当による有価証券の発行（以下この b において「当該発行」という。）が会社法に定める特に有利な金額又は特に有利な条件による発行（以下この b において「有利発行」という。）に該当するものと判断した場合には、その理由及び判断の過程並びに当該発行を有利発行により行う理由を具体的に記載すること。また、当該発行が有利発行に該当しないものと判断した場合には、その理由及び判断の過程を具体的に記載すること。なお、当該発行に係る適法性に関して監査役が表明する意見又は当該判断の参考にした第三者による評価があればその内容を記載すること。

(23-6) 大規模な第三者割当に関する事項

この届出書に係る第三者割当により次の a 又は b に掲げる場合に該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が届出日後のいずれか一日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、届出日又はその前日のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。

a 第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議決権の数（当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式又は新株予約権（社債に付されているものを含む。以下この (23-6) 及び (23-7) において「株式等」という。）に係る議決権の数が大きい場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下この (23-6) 及び (23-7) において「割当議決権数」という。）（この届出書に係る株券等の募集又は売出しと並行して行われており、又はこの届出書の提出日前6月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した当該第三者割当により割り当てられ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数（当

三者割当以後に株式分割が行われた場合にあっては当該株式分割により増加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあっては当該株式併合により減少した議決権の数を除いた数。以下aにおいて「加算議決権数」という。）を含む。）を提出者の総株主の議決権（「第二部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「（7） 議決権の状況」の「① 発行済株式」に記載すべき総株主の議決権をいう。以下b及び（23-7）のcにおいて同じ。）の数から加算議決権数を控除した数で除した数が0.25以上となる場合

b 割当予定先が割り当てられた割当議決権数を所有した場合に支配株主（提出者の親会社又は提出者の総株主の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主（自己の計算において所有する議決権の数と次の（a）及び（b）に掲げる者が所有する議決権の数とを合計した数が提出者の総株主の議決権の100分の50を超える者に限る。）をいう。）となる者が生じる場合

（a） 略

（b） その者及びその近親者が当該総株主の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人その他の団体（以下bにおいて「法人等」という。）並びに当該法人等の子会社

c この届出書に係る第三者割当により特定引受人となる者が生じる場合（bに掲げる場合を除く。）

(23-7) 第三者割当後の大株主の状況

a この届出書に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合（当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに株式等が交付された場合を含む。以下（23-7）において同じ。）における大株主の状況について、（45）のb及びcに準じて記載すること。

b・c 略

(23-8) 大規模な第三者割当の必要性

a この届出書に係る第三者割当が（23-6）に規定する場合における第三者割当（以下（23-8）において「大規模な第三者割当」という。）に該当する場合には、当該大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容（社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下aにおいて同じ。）を置く株式会社において、当該社外取締役の意見が取締役会の判断と異なる場合には、その意見を含む。）について、具体的に記載すること。

b 略

(23-9) ~ (27) 略

(28) 関係会社の状況

a 最近連結会計年度に係る提出会社の関係会社（非連結子会社、持分法を適用していない関連会社を除く。以下（28）において同じ。）について、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に分けて、その名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載することに止めることができる。

なお、連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度に係る提出会社の親会社、関連会社及びその他の関係会社の状況について、これに準じて記載すること。

b~f 略

g それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。

（a）・（b） 略

（c） 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下gにおいて同じ。）にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

（d） 略

h 最近連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の割合が100分の10を超える場合には、その旨及び当該連結子会社の最近連結会計年

該第三者割当以後に株式分割が行われた場合にあっては当該株式分割により増加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあっては当該株式併合により減少した議決権の数を除いた数。以下このaにおいて「加算議決権数」という。）を含む。）を提出者の総株主の議決権（「第二部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「（7） 議決権の状況」の「① 発行済株式」に記載すべき総株主の議決権をいう。以下このb及び（23-7）のcにおいて同じ。）の数から加算議決権数を控除した数で除した数が0.25以上となる場合

b 割当予定先が割り当てられた割当議決権数を所有した場合に支配株主（提出者の親会社又は提出者の総株主の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主（自己の計算において所有する議決権の数と次の（a）及び（b）に掲げる者が所有する議決権の数とを合計した数が提出者の総株主の議決権の100分の50を超える者に限る。）をいう。）となる者が生じる場合

（a） 略

（b） その者及びその近親者が当該総株主の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人その他の団体（以下このbにおいて「法人等」という。）並びに当該法人等の子会社

（新設）

(23-7) 第三者割当後の大株主の状況

a この届出書に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合（当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに株式等が交付された場合を含む。以下この（23-7）において同じ。）における大株主の状況について、（45）のb及びcに準じて記載すること。

b・c 略

(23-8) 大規模な第三者割当の必要性

a この届出書に係る第三者割当が（23-6）に規定する場合における第三者割当（以下この（23-8）において「大規模な第三者割当」という。）に該当する場合には、当該大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容について、具体的に記載すること。

b 略

(23-9) ~ (27) 略

(28) 関係会社の状況

a 最近連結会計年度に係る提出会社の関係会社（非連結子会社、持分法を適用していない関連会社を除く。以下この（28）において同じ。）について、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に分けて、その名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載することに止めることができる。

なお、連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度に係る提出会社の親会社、関連会社及びその他の関係会社の状況について、これに準じて記載すること。

b~f 略

g それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。

（a）・（b） 略

（c） 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下このgにおいて同じ。）にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

（d） 略

h 最近連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の割合が100分の10を超える場合には、その旨及び当該連結子会社の最近連結会計年

度における売上高、経常利益金額（又は経常損失金額）、当期純利益金額（又は当期純損失金額）、純資産額及び総資産額（以下hにおいて「主要な損益情報等」という。）を記載すること。

ただし、当該連結子会社が有価証券届出書若しくは有価証券報告書を提出している場合又は最近連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）の割合が100分の90を超える場合には、当該理由を明記することによって、主要な損益情報等の記載を省略することができる。

(29) 従業員の状況

a 最近日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下(29)において同じ。）をセグメント情報に関連付けて記載すること。

また、提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

b・c (略)

(30) ～ (33) (略)

(34) 経営上の重要な契約等

a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下(34)において同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

b～e (略)

(35) ～ (37) (略)

(38) 主要な設備の状況

a 最近連結会計年度末（(61) ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下aにおいて同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、(61) ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、主要な設備に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載すること。

(a) ・ (b) (略)

b (略)

c 主要な設備のうちに、連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者。以下cにおいて同じ。）から賃借している設備若しくは連結会社以外の者へ賃貸している設備がある場合又は生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止がある場合（生産能力に100分の10以上の影響を及ぼす場合をいう。）には、その内容を記載すること。

(39) ～ (47) (略)

(47-2) 従業員株式所有制度の内容

a 提出会社の役員、使用人その他の従業員（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2イ（1）に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以

度における売上高、経常利益金額（又は経常損失金額）、当期純利益金額（又は当期純損失金額）、純資産額及び総資産額（以下このhにおいて「主要な損益情報等」という。）を記載すること。

ただし、当該連結子会社が有価証券届出書若しくは有価証券報告書を提出している場合又は最近連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）の割合が100分の90を超える場合には、当該理由を明記することによって、主要な損益情報等の記載を省略することができる。

(29) 従業員の状況

a 最近日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この(29)において同じ。）をセグメント情報に関連付けて記載すること。

また、提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

b・c (略)

(30) ～ (33) (略)

(34) 経営上の重要な契約等

a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下この(34)において同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

b～e (略)

(35) ～ (37) (略)

(38) 主要な設備の状況

a 最近連結会計年度末（(61) ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下このaにおいて同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、(61) ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、主要な設備に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載すること。

(a) ・ (b) (略)

b (略)

c 主要な設備のうちに、連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者。以下このcにおいて同じ。）から賃借している設備若しくは連結会社以外の者へ賃貸している設備がある場合又は生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止がある場合（生産能力に100分の10以上の影響を及ぼす場合をいう。）には、その内容を記載すること。

(39) ～ (47) (略)

(47-2) 従業員株式所有制度の内容

a 提出会社の役員、使用人その他の従業員（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2イ（1）に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以

下(47-2)において「従業員等持株会」という。)に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度(以下(47-2)において「従業員株式所有制度」という。)を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

(a)～(c) (略)

b (略)

(48)～(55) (略)

(56) 役員 の 状況

a～h (略)

i 役員が社外取締役(社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下i及び(57)のaの(d)において同じ。))に該当する会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において同じ。))又は社外監査役(社外役員に該当する会社法第2条第16号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において同じ。))に該当する場合は、その旨を欄外に注記すること。

(57) コーポレート・ガバナンスの状況

a 提出会社が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券(ただし、法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。)を発行する者である場合には、次のとおり記載すること。

(a) 提出会社の企業統治の体制(企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。)の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、その他の提出会社の企業統治に関する事項(例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役(業務執行取締役等(会社法第2条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。))であるものを除く。以下bの(a)において同じ。)、会計参与、監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約(いわゆる責任限定契約)を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

(b) 内部監査及び監査役(監査等委員会又は監査委員会)監査の組織、人員(財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。)及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、内部監査、監査役(監査等委員会又は監査委員会)監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c) 社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、社外取締役及び社外監査役の員数並びに各社外取締役及び社外監査役につき、提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

当該社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに当該社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容(これらの基準又は方針がない場合は、その旨)及び当該社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、当該社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役(監査等委員会又は監査委員会)監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

社外取締役又は社外監査役を選任していない場合には、その旨及びそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由を具体的に記載すること。

(d) 提出会社の役員(取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下(d)において同じ。)の報酬等(報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、

下この(47-2)において「従業員等持株会」という。)に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度(以下この(47-2)において「従業員株式所有制度」という。)を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

(a)～(c) (略)

b (略)

(48)～(55) (略)

(56) 役員 の 状況

a～h (略)

i 役員が社外取締役(社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下i及び(57)のaの(d)において同じ。))に該当する社外取締役をいう。(57)のaの(a)及びbの(a)なお書きを除き、以下同じ。))又は社外監査役(社外役員に該当する社外監査役をいう。(57)のaの(a)及びbの(a)を除き、以下同じ。))に該当する場合は、その旨を欄外に注記すること。

(57) コーポレート・ガバナンスの状況

a 提出会社が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券(ただし、法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。)を発行する者である場合には、次のとおり記載すること。

(a) 提出会社の企業統治の体制(企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。)の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、その他の提出会社の企業統治に関する事項(例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約(いわゆる責任限定契約)を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

(b) 内部監査及び監査役(監査委員会)監査の組織、人員(財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。)及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、内部監査、監査役(監査委員会)監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c) 社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、社外取締役及び社外監査役の員数並びに各社外取締役及び社外監査役につき、提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

当該社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに当該社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容(これらの基準又は方針がない場合は、その旨)及び当該社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、当該社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役(監査委員会)監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

社外取締役又は社外監査役を選任していない場合には、その旨及びそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由を具体的に記載すること。

(d) 提出会社の役員(取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この(d)において同じ。)の報酬等(報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において

又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。）をいう。以下(d)において同じ。）について、取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員の区分（以下(d)において「役員区分」という。）ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別（基本報酬、ストックオプション、賞与及び退職慰労金等の区分をいう。以下(d)において同じ。）の総額及び対象となる役員の数等を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下(d)において「連結報酬等」という。）の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること（ただし、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることができる。）。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の数及びその内容を記載すること。

提出日現在において、提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めている場合には、当該方針の内容及び決定方法を記載すること。また、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

(e) 提出会社の株式の保有状況について、次のとおり記載すること。

i 提出会社の最近事業年度に係る貸借対照表に計上されている投資有価証券（財務諸表等規則第32条第1項第1号に掲げる投資有価証券及びこれに準ずる有価証券をいい、提出会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。以下(e)において同じ。）に該当する株式（提出会社が信託財産として保有する株式を除く。以下(e)において「投資株式」という。）のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものについて、銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額を記載すること。

ii 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当する株券及び外国の金融商品取引所（令第2条の12の3第4号ロに規定する外国の金融商品取引所をいう。）に上場されている株券その他これに準ずる有価証券に係る株式以外の株式（以下(e)において「非上場株式」という。）を除き、純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限（以下(e)において「議決権行使権限」という。）を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。以下(e)において「みなし保有株式」という。）を含む。以下iiにおいて同じ。）のうち、最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて、銘柄別による投資株式の貸借対照表計上額が提出会社の資本金額（財務諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額）の100分の1を超えるもの（当該投資株式の銘柄数が30に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあつては貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄、特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式を除く。）をいう。以下(e)において同じ。）にあつては貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄。ただし、特定投資株式が20銘柄に満たない場合には、開示すべきみなし保有株式の銘柄数は、30から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数）に該当するもの）について、銘柄、株式数（みなし保有株式の場合には、議決権行使権限の対象となる株式数。以下iiにおいて同じ。）及び貸借対照表計上額（みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下iiにおいて同じ。）を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的（みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容）を具体的に記載すること。この場合において、特定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数及び貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載すること。

iii (略)

受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。）をいう。以下この(d)において同じ。）について、取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員の区分（以下この(d)において「役員区分」という。）ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別（基本報酬、ストックオプション、賞与及び退職慰労金等の区分をいう。以下この(d)において同じ。）の総額及び対象となる役員の数等を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下この(d)において「連結報酬等」という。）の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること（ただし、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることができる。）。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の数及びその内容を記載すること。

提出日現在において、提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めている場合には、当該方針の内容及び決定方法を記載すること。また、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

(e) 提出会社の株式の保有状況について、次のとおり記載すること。

i 提出会社の最近事業年度に係る貸借対照表に計上されている投資有価証券（財務諸表等規則第32条第1項第1号に掲げる投資有価証券及びこれに準ずる有価証券をいい、提出会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。以下この(e)において同じ。）に該当する株式（提出会社が信託財産として保有する株式を除く。以下この(e)において「投資株式」という。）のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものについて、銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額を記載すること。

ii 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当する株券及び外国の金融商品取引所（令第2条の12の3第4号ロに規定する外国の金融商品取引所をいう。）に上場されている株券その他これに準ずる有価証券に係る株式以外の株式（以下この(e)において「非上場株式」という。）を除き、純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限（以下この(e)において「議決権行使権限」という。）を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。以下この(e)において「みなし保有株式」という。）を含む。以下このiiにおいて同じ。）のうち、最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて、銘柄別による投資株式の貸借対照表計上額が提出会社の資本金額（財務諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額）の100分の1を超えるもの（当該投資株式の銘柄数が30に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあつては貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄、特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式を除く。）をいう。以下この(e)において同じ。）にあつては貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄。ただし、特定投資株式が20銘柄に満たない場合には、開示すべきみなし保有株式の銘柄数は、30から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数）に該当するもの）について、銘柄、株式数（みなし保有株式の場合には、議決権行使権限の対象となる株式数。以下このiiにおいて同じ。）及び貸借対照表計上額（みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下このiiにおいて同じ。）を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的（みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容）を具体的に記載すること。この場合において、特定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数及び貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載すること。

iii (略)

iv 提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（以下ivにおいて「投資株式計上額」という。）が最も大きい会社（以下ivにおいて「最大保有会社」といい、最近事業年度における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第1項第1号に規定する投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第2項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。）をいう。）に区分される株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社）について、会社ごとに区分して、iからiiiまでに準じて記載すること。この場合、iiにおける資本金額は提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社（提出会社が最大保有会社に該当しない場合における提出会社を含む。）について、iiに規定する「大きい順の30銘柄」は「大きい順の10銘柄」に読み替えるものとする。

b 提出会社がaに規定する者以外の者である場合には、次のとおり記載すること。

(a) 提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容））について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役、会計参与、監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

(b) 内部監査及び監査役（監査等委員会又は監査委員会）監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役（監査等委員会又は監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c) (略)

c～h (略)

(58)～(60) (略)

(61) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）。以下(61)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下(61)及び(66)のbにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下(61)において「第1四半期連結会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下(61)において「第2四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間

b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下(61)において「第3四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における

iv 提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（以下このivにおいて「投資株式計上額」という。）が最も大きい会社（以下このivにおいて「最大保有会社」といい、最近事業年度における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第1項第1号に規定する投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第2項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。）をいう。）に区分される株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社）について、会社ごとに区分して、iからiiiまでに準じて記載すること。この場合、iiにおける資本金額は提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社（提出会社が最大保有会社に該当しない場合における提出会社を含む。）について、iiに規定する「大きい順の30銘柄」は「大きい順の10銘柄」に読み替えるものとする。

b 提出会社がaに規定する者以外の者である場合には、次のとおり記載すること。

(a) 提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容））について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

(b) 内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c) (略)

c～h (略)

(58)～(60) (略)

(61) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）。以下この(61)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下この(61)及び(66)のbにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下この(61)において「第1四半期連結会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この(61)において「第2四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間

b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この(61)において「第3四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度にお

第2四半期連結会計期間

c (略)

(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下(62)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(63)～(67) (略)

(68) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(74)において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）。以下(68)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近事業年度の次の事業年度（以下(68)並びに(74)のb及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下(68)において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下(68)において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下(68)において「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c (略)

(69) 損益計算書

a 最近事業年度の損益計算書（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業

ける第2四半期連結会計期間

c (略)

(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下この(62)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(63)～(67) (略)

(68) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(74)において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）。以下この(68)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近事業年度の次の事業年度（以下この(68)並びに(74)のb及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下この(68)において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この(68)において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この(68)において「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c (略)

(69) 損益計算書

a 最近事業年度の損益計算書（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業

年度の損益計算書)を掲げること。

ただし、(68) ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下(69)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、(68) ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

b (略)

(70) ~ (87) (略)

年度の損益計算書)を掲げること。

ただし、(68) ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下この(69)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、(68) ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

b (略)

(70) ~ (87) (略)

改正案	現 行
<p>第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略)</p> <p>f この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>g (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 新規発行株式 a～c (略)</p> <p>d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。 (a)・(b) (略)</p> <p>(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下<u>d</u>において同じ。)との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)</p> <p>(d)～(f) (略)</p> <p>e～i (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 新規発行新株予約権証券 a～p (略)</p> <p>q 「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券(同号に規定する新株予約権証券をいう。以下<u>q</u>において同じ。)の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。 (a)・(b) (略)</p> <p>(c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権(法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下<u>q</u>において同じ。)の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。</p> <p>(d)・(e) (略)</p> <p>(f) 引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等(法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下<u>(f)</u>において同じ。)に係る引受人の株券等保有割合(同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下<u>(f)</u>において同じ。)が100分の5を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の5日(日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。)前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。</p>	<p>第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略)</p> <p>f この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>g (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 新規発行株式 a～c (略)</p> <p>d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。 (a)・(b) (略)</p> <p>(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下<u>このd</u>において同じ。)との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)</p> <p>(d)～(f) (略)</p> <p>e～i (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 新規発行新株予約権証券 a～p (略)</p> <p>q 「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券(同号に規定する新株予約権証券をいう。以下<u>このq</u>において同じ。)の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。 (a)・(b) (略)</p> <p>(c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権(法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下<u>このq</u>において同じ。)の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。</p> <p>(d)・(e) (略)</p> <p>(f) 引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等(法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下<u>この(f)</u>において同じ。)に係る引受人の株券等保有割合(同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下<u>この(f)</u>において同じ。)が100分の5を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の5日(日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。)前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。</p>

(13) ~ (59) (略)

(13) ~ (59) (略)

改正案	現 行
<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a～c (略)</p> <p>d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>e (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移 a・b (略)</p> <p>c 第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する事業年度末から2事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては、4事業年度)を経過していない場合には、提出会社の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては、10事業年度。以下cにおいて同じ。)(会社設立後5事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで)に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、bに規定する最も古い連結会計年度と同一の事業年度前に係るものについては、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載することができる。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。</p> <p>(6)～(19) (略)</p> <p>(20) 株式の総数等 a～f (略)</p> <p>g 「発行数」の欄には、当事業年度末現在及び報告書提出日現在の発行数を記載すること。 なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合(商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律第129号)第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券(以下g、(21)及び(23)において「旧転換社債等」という。))を発行している場合を含む。)の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)によるものにより、報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>h～j (略)</p> <p>(21)～(35) (略)</p> <p>(36) 役員の状況 a～g (略)</p>	<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a～c (略)</p> <p>d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>e (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移 a・b (略)</p> <p>c 第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する事業年度末から2事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては、4事業年度)を経過していない場合には、提出会社の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては、10事業年度。以下cにおいて同じ。)(会社設立後5事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで)に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、bに規定する最も古い連結会計年度と同一の事業年度前に係るものについては、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載することができる。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨を欄外に注記すること。</p> <p>(6)～(19) (略)</p> <p>(20) 株式の総数等 a～f (略)</p> <p>g 「発行数」の欄には、当事業年度末現在及び報告書提出日現在の発行数を記載すること。 なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合(商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律第129号)第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券(以下このg、(21)及び(23)において「旧転換社債等」という。))を発行している場合を含む。)の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)によるものにより、報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>h～j (略)</p> <p>(21)～(35) (略)</p> <p>(36) 役員の状況 a～g (略)</p>

h 役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下hにおいて同じ。）に該当する会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（社外役員に該当する会社法第2条第16号に規定する社外監査役をいう。）に該当する場合は、その旨を欄外に注記すること。

(37) ~ (66) (略)

h 役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下hにおいて同じ。）に該当する社外取締役をいう。）又は社外監査役（社外役員に該当する社外監査役をいう。）に該当する場合は、その旨を欄外に注記すること。

(37) ~ (66) (略)

改正案	現行
<p>第三号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a～c (略)</p> <p>d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(2)～(46) (略)</p>	<p>第三号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a～c (略)</p> <p>d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(2)～(46) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～c (略)</p> <p>d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>e (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 経営上の重要な契約等 a 当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下(8)において同じ。)において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>b～e (略)</p> <p>(9) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 a この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容(次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、(23)により「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合は、(28)により「第4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間)である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。 (a) 当四半期連結累計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間。以下<u>a</u>において同じ。)におけるセグメント情報ごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。 (b)～(f) (略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>(10) 株式の総数等 a～f (略)</p>	<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～c (略)</p> <p>d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>e (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 経営上の重要な契約等 a 当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下<u>この(8)</u>において同じ。)において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>b～e (略)</p> <p>(9) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 a この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容(次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、(23)により「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合は、(28)により「第4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間)である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。 (a) 当四半期連結累計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間。以下<u>このa</u>において同じ。)におけるセグメント情報ごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。 (b)～(f) (略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>(10) 株式の総数等 a～f (略)</p>

g 「発行数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。
なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下g及び（14）において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、四半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

h～j （略）

(11)～(17) （略）

(18) 経理の状況

a～d （略）

e 提出会社が特定事業会社であって、（30）により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(18)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

f～h （略）

(19)～(36) （略）

g 「発行数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下このg及び（14）において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、四半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

h～j （略）

(11)～(17) （略）

(18) 経理の状況

a～d （略）

e 提出会社が特定事業会社であって、（30）により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下この(18)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

f～h （略）

(19)～(36) （略）

改正案	現 行
<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～c (略) d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(2)～(6) (略) (7) 関係会社の状況 a 当中間連結会計期間において、提出会社の関係会社(重要性の乏しい関係会社を除く。以下(7)において同じ。)に異動があった場合には、その内容を記載すること。 また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容(例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。)について記載すること。 なお、中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。 b～e (略) f 新たに関係会社となった会社等について、次に掲げる事項を記載すること。 (a)・(b) (略) (c) 中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況(負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下fにおいて同じ。)にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額 (d) (略) (8)～(11-2) (略) (12) 経営上の重要な契約等 a 当中間連結会計期間(中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下(12)において同じ。)において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。 b～e (略)</p>	<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～c (略) d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(2)～(6) (略) (7) 関係会社の状況 a 当中間連結会計期間において、提出会社の関係会社(重要性の乏しい関係会社を除く。以下この(7)において同じ。)に異動があった場合には、その内容を記載すること。 また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容(例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。)について記載すること。 なお、中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。 b～e (略) f 新たに関係会社となった会社等について、次に掲げる事項を記載すること。 (a)・(b) (略) (c) 中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況(負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下このfにおいて同じ。)にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額 (d) (略) (8)～(11-2) (略) (12) 経営上の重要な契約等 a 当中間連結会計期間(中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下この(12)において同じ。)において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。 b～e (略)</p>

(13) ～ (14) (略)

(15) 設備の新設、除却等の計画

a 前連結会計年度末（中間連結財務諸表を作成していない場合には前事業年度末。以下(15)において同じ。）において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下(15)において同じ。）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けて、変更の内容を記載すること。

b・c (略)

(16) 株式の総数等

a～f (略)

g 「発行数」の欄には、当中間会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下c、(17)及び(19)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

h～j (略)

(17) ～ (23) (略)

(24) 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(24)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

b～f (略)

(25) ～ (46) (略)

(13) ～ (14) (略)

(15) 設備の新設、除却等の計画

a 前連結会計年度末（中間連結財務諸表を作成していない場合には前事業年度末。以下この(15)において同じ。）において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下この(15)において同じ。）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けて、変更の内容を記載すること。

b・c (略)

(16) 株式の総数等

a～f (略)

g 「発行数」の欄には、当中間会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下このc、(17)及び(19)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

h～j (略)

(17) ～ (23) (略)

(24) 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下この(24)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

b～f (略)

(25) ～ (46) (略)

改正案	現行
<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 臨時報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 臨時報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>

改正案	現行
<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 親会社等状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第 435 条第 2 項及び会社計算規則第 59 条第 1 項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を記載すること（同法第 436 条第 1 項及び第 2 項の規定による監査役（<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては<u>監査等委員会</u>、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては<u>監査委員会</u>）の監査に係る監査報告及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該会計監査人の監査に係る監査報告を当該計算書類等に添付すること。）。</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p>	<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 親会社等状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第 435 条第 2 項及び会社計算規則第 59 条第 1 項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を記載すること（同法第 436 条第 1 項及び第 2 項の規定による監査役（<u>委員会設置会社</u>にあつては、<u>監査委員会</u>）の監査に係る監査報告及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該会計監査人の監査に係る監査報告を当該計算書類等に添付すること。）。</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p>

改正案	現行
<p>第十号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 親会社等状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>以下に掲げるものを除き、第八号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第 435 条第 2 項及び会社計算規則第 59 条第 1 項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書に準ずるもの(以下「計算書類等」という。)を記載すること(同法第 436 条第 1 項及び第 2 項の規定による監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)の監査に係る監査報告に準ずるもの及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該監査に係る監査報告に準ずるものを当該計算書類等に添付すること。)</p> <p>ただし、計算書類等のうちに、当該親会社等の属する国の法令又は慣行により作成することとされていない書類がある場合には、当該書類の記載に代えて、その旨を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第十号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 親会社等状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>以下に掲げるものを除き、第八号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第 435 条第 2 項及び会社計算規則第 59 条第 1 項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書に準ずるもの(以下「計算書類等」という。)を記載すること(同法第 436 条第 1 項及び第 2 項の規定による監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)の監査に係る監査報告に準ずるもの及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該監査に係る監査報告に準ずるものを当該計算書類等に添付すること。)</p> <p>ただし、計算書類等のうちに、当該親会社等の属する国の法令又は慣行により作成することとされていない書類がある場合には、当該書類の記載に代えて、その旨を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>

改正案	現行
<p>第十七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 自己株券買付状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 一般的事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第十七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 自己株券買付状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 一般的事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

六 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条の八 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該株式会社に関する次に掲げる書面</p> <p>イ（略）</p> <p>ホ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書</p> <p>ヘ（略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（取締役等の兼職の認可の申請等）</p> <p>第七条 銀行の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。）は、法第七条第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとする</p>	<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条の八 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該株式会社に関する次に掲げる書面</p> <p>イ（略）</p> <p>ホ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書</p> <p>ヘ（略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（取締役等の兼職の認可の申請等）</p> <p>第七条 銀行の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。）は、法第七条第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするとき</p>

るときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該銀行を經由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～五 (略)

2 (略)

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 (略)

2～7 (略)

8 法第十六条の二第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

9 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度(法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。))に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。))にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号(ハに係る部分を除く。)、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

は、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該銀行を經由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～五 (略)

2 (略)

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 (略)

2～7 (略)

8 法第十六条の二第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

9 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度(法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。))に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。))にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号(ハに係る部分を除く。)、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名

二〇チ（略）

二〇七（略）

二〇五（略）

（合併の認可の申請）

第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五（略）

六 会社法第七百八十四條の二、第七百九十六條の二又は第八百五十二條の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

六〇二（略）

七〇八（略）

九 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行の定款、取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込

ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名

二〇チ（略）

二〇七（略）

二〇五（略）

（合併の認可の申請）

第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五（略）

（新設）

六〇二（略）

七〇八（略）

九 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

みを記載した書面

九の二〇十四 (略)

(会社分割の認可の申請)

第二十二條の二 銀行は、法第三十條第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 会社法第七百八十四條の二、第七百九十六條の二又は第八百五條の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

六の二 (略)

七 (略)

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八條第五号又は第七百六十三條第一項第十号に規定する場合には、同法第二百九十三條第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 (略)

九 当該会社分割を行つた後における銀行の定款、取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書、営業所の位置及び当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行

九の二〇十四 (略)

(会社分割の認可の申請)

第二十二條の二 銀行は、法第三十條第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇五 (略)

(新設)

六 (略)

七 (略)

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八條第五号又は第七百六十三條第十号に規定する場合には、同法第二百九十三條第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 (略)

九 当該会社分割を行つた後における銀行の定款、取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書、営業所の位置及び当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を

代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二〇十五 (略)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十五条 銀行は、法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

イ (略)

ロ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社の定款並びに取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ハ・ニ (略)

(銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の六 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けよ

記載した書面並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二〇十五 (略)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十五条 銀行は、法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

イ (略)

ロ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社の定款並びに取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ハ・ニ (略)

(銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の六 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けよ

うとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ニ・フ (略)

三〇六 (略)

2 (略)

3 一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第五十二条の九第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

イ (略)

うとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ニ・フ (略)

三〇六 (略)

2 (略)

3 一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第五十二条の九第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

イ (略)

ロ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ハ〜ル (略)

三〜六 (略)

4〜6 (略)

（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ニ〜フ (略)

三〜六 (略)

2 銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認

ロ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ハ〜ル (略)

三〜六 (略)

4〜6 (略)

（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ニ〜フ (略)

三〜六 (略)

2 銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認

可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書面

イ (略)

ロ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ハ〜ル (略)

三〜六 (略)

3〜6 (略)

（銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請）

第三十四条の十四 銀行持株会社の常務に従事する取締役（指名委員会等置会社にあつては執行役、外国所在銀行持株会社（銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては当該外国所在銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者。次項において同じ。）は、法第五十二条の十九第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当

可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書面

イ (略)

ロ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ハ〜ル (略)

三〜六 (略)

3〜6 (略)

（銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請）

第三十四条の十四 銀行持株会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては執行役、外国所在銀行持株会社（銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては当該外国所在銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者。次項において同じ。）は、法第五十二条の十九第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該銀

該銀行持株会社を經由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇五 (略)

2 (略)

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。)とする。

一 銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ・ヘ (略)

二〇六 (略)

2〇4 (略)

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次

行持株会社を經由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇五 (略)

2 (略)

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。)とする。

一 銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ・ヘ

二〇六 (略)

2〇4 (略)

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次

に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五
条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係
る手続の経過を記載した書面

六の二 (略)

七〇八 (略)

九 合併後存続する銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（監査
等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあ
つては取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の位置を記載し
た書面並びに合併後における銀行持株会社及びその子会社等の収
支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二〇五 (略)

二〇三 (略)

（銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請）

第三十四条の三十 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の
規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に
次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない
。

一〇五 (略)

六 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五
条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係

に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五 (略)

（新設）

六 (略)

七〇八 (略)

九 合併後存続する銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（委員
会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書並びに事務
所の位置を記載した書面並びに合併後における銀行持株会社及び
その子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書
面

九の二〇五 (略)

二〇三 (略)

（銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請）

第三十四条の三十 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の
規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に
次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない
。

一〇五 (略)

（新設）

る手続の経過を記載した書面

六の二 (略)

七 (略)

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 (略)

九 当該会社分割を行つた後における銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所的位置を記載した書面並びに銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二〇十六 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇二の二 (略)

三 銀行を代表する取締役、銀行の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては銀行を代表する取締役、銀

六 (略)

七 (略)

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 (略)

九 当該会社分割を行つた後における銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所的位置を記載した書面並びに銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二〇十六 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇二の二 (略)

三 銀行を代表する取締役、銀行の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、銀行の常務に従事する取締役、

行の常務に従事する取締役又は監査等委員（銀行の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあつては銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（銀行の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

2
三の二～三十一（略）
（略）

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～二の二（略）

三 銀行持株会社を代表する取締役、銀行持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては銀行持株会社を代表する取締役、銀行持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあつては銀行持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二～二十四（略）
4～10（略）

代表執行役、執行役又は監査委員（銀行の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

2
三の二～三十一（略）
（略）

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～二の二（略）

三 銀行持株会社を代表する取締役、銀行持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、銀行持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二～二十四（略）
4～10（略）

(登記)

第三十六条の二 (略)

2 その公告方法(会社法第二条第三十三号に規定する公告方法をいう。)が法第五十七条第二号に掲げる方法である銀行及び銀行持株会社は、会社法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項であつて、中間決算公告等(法第二十条第四項の規定により銀行が行う公告(同条第一項の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書に関する公告を除く。))又は第五十二条の二十八第三項の規定により銀行持株会社が行う公告をいう。以下この項において同じ。)の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であつて中間決算公告等以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

(登記)

第三十六条の二 (略)

2 その公告方法(会社法第二条第三十三号に規定する公告方法をいう。)が法第五十七条第二号に掲げる方法である銀行及び銀行持株会社は、会社法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項であつて、中間決算公告等(法第二十条第四項の規定により銀行が行う公告(同条第一項の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書に関する公告を除く。))又は第五十二条の二十八第三項の規定により銀行持株会社が行う公告をいう。以下この項において同じ。)の内容である情報の提供を受けるものを、当該事項であつて中間決算公告等以外の公告の内容である情報の提供を受けるものと別に登記することができる。

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案	現行
<p>別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 中 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 中 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>委員会設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 中 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 中 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>委員会設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案	現行
<p>別紙様式第3号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 会社役員略歴及び所有自社株式 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 銀行法第7条第1項による取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第3号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 会社役員略歴及び所有自社株式 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 銀行法第7条第1項による取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 会社役員<small>の略歴及び所有自社株式</small> (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 銀行法第7条第1項による取締役 (<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、執行役) の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>委員会設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 会社役員<small>の略歴及び所有自社株式</small> (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 銀行法第7条第1項による取締役 (<u>委員会設置会社</u>にあつては、執行役) の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号

改正案	現行
<p>別紙様式第4号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第1 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 支店の代表者及び役付職員の略歴 (略) (記載上の注意) 銀行法第7条第1項による取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第4号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第1 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 支店の代表者及び役付職員の略歴 (略) (記載上の注意) 銀行法第7条第1項による取締役の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>(以下略)</p>

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第1 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 事業概況書</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 支店の代表者及び役付職員の略歴 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>銀行法第7条第1項による取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第1 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 事業概況書</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 支店の代表者及び役付職員の略歴 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>銀行法第7条第1項による取締役の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>(以下略)</p>

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案	現行
<p>別紙様式第5号 (第18条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>中間連結業務報告書</p> <p style="text-align: center;"> [年 月 日から 年 月 日まで] </p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第5号 (第18条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>中間連結業務報告書</p> <p style="text-align: center;"> [年 月 日から 年 月 日まで] </p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>委員会設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書 (年 月 日から) (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書 (年 月 日から) (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>委員会設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号

改正案	現行								
<p>を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>7 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>① <u>銀行が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</u></p> <p>② <u>銀行が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</u></p> <p>8 <u>事業年度の末日において監査役会設置会社であつて、金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。</u></p> <p><u>なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 5 号に規定する報酬等についても記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、指名委員会等設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。</u></p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="216 1433 963 1603"> <thead> <tr> <th data-bbox="216 1433 458 1479">氏名</th> <th data-bbox="458 1433 963 1479">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="216 1479 458 1522"></td> <td data-bbox="458 1479 963 1522"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="216 1522 458 1564"></td> <td data-bbox="458 1522 963 1564"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="216 1564 458 1603"></td> <td data-bbox="458 1564 963 1603"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>会社役員(取締役又は監査役に限る。)と銀行との間で責任限定契約(会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によつて当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。</u></p>	氏名	責任限定契約の内容の概要							<p>「その他」に記載すること。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 3 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 4 号に規定する報酬等についても記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、委員会設置会社にあつては、記載を要しない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、委員会設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。</u></p> <p>(新設)</p>
氏名	責任限定契約の内容の概要								

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号

改正案	現行								
<p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること ((3)及び(4)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知つているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。 ① 銀行の親会社等(自然人であるものに限る。) ② 銀行又は銀行の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。 ① (略) ② 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会 ③ 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p>	<p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること ((4)及び(5)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が銀行又は銀行の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知つているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、以下に掲げる者である場合にあつては、以下に定めるものを含む。 ① (略) (新設) ② 委員会設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="1440 1325 2184 1493"> <thead> <tr> <th data-bbox="1440 1325 1679 1367">氏名</th> <th data-bbox="1679 1325 2184 1367">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1440 1367 1679 1408"></td> <td data-bbox="1679 1367 2184 1408"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1440 1408 1679 1449"></td> <td data-bbox="1679 1408 2184 1449"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1440 1449 1679 1489"></td> <td data-bbox="1679 1449 2184 1489"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 社外役員と銀行との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。</p> <p>(4) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p>	氏名	責任限定契約の内容の概要						
氏名	責任限定契約の内容の概要								

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号

改正案	現行																											
<p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第5号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第6号に規定する報酬等についても記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「<u>銀行の親会社等からの報酬等</u>」については、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるものから当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること（社外役員であつた期間に受けたものに限る。）。</p> <p>① <u>銀行に親会社等がある場合 当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該銀行を除く。）</u></p> <p>② <u>銀行に親会社等がない場合 銀行の子会社又は子法人等</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当行の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役（監査等委員であるものを除く。）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>次に掲げる事項を「その他」に記載すること。</u></p> <p>① <u>報酬等について監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が会社法第399条第</u></p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数	取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役			社外取締役（監査等委員であるものを除く。）			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第6号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第7号に規定する報酬等についても記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「<u>銀行の親会社等からの報酬等</u>」については、銀行の親会社又は当該親会社（当該銀行に親会社がない場合にあつては、当該銀行）の子会社若しくは子法人等から当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること（社外役員であつた期間に受けたものに限る。）。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当行の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役 (社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>以下の事項を「その他」に記載すること。</u> (新設)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数	取締役及び執行役 (社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数																										
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役																												
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数																										
取締役及び執行役 (社外役員を除く。)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号

改正案	現行
<p><u>1項の同意をした理由</u> <u>②～④</u> (略) 4・5 (略) (2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意) <u>次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。</u> 1・2 (略) <u>3 会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに規定する体制</u> <u>4</u> (略)</p> <p>9 <u>特定完全子会社に関する事項</u> (記載上の注意) <u>銀行(当該事業年度の末日において、その完全親会社等(会社法第847条の3第2項に規定する完全親会社等をいう。)があるものを除く。)に特定完全子会社(当該事業年度の末日において、当該銀行及びその完全子会社等(同法第847条の3第3項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下9において同じ。)における当該銀行のある完全子会社等(株式会社に限る。)の株式の帳簿価額が当該銀行の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の5分の1(同法第847条の3第4項の規定により5分の1を下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。)がある場合には、会社法施行規則第118条第4号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>10 <u>親会社等との間の取引に関する事項</u> (記載上の注意) <u>銀行とその親会社等との間の取引(当該銀行と第三者との間の取引で当該銀行とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該銀行の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第1項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる事項を省略するものを除く。)がある場合には、会社法施行規則第118条第5号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>11・12 (略)</p>	<p><u>①～③</u> 4・5 (略) (2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意) <u>以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要を記載すること。</u> 1・2 (略) (新設) <u>3</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9・10 (略)</p>

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行								
<p>7 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>① <u>銀行が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合</u> 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</p> <p>② <u>銀行が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合</u> 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</p> <p>8 <u>事業年度の末日において監査役会設置会社であつて、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。</u></p> <p><u>なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号に規定する報酬等についても記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、指名委員会等設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。</u></p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="214 1392 963 1561"> <thead> <tr> <th data-bbox="214 1392 460 1435">氏名</th> <th data-bbox="460 1392 963 1435">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="214 1435 460 1477"></td> <td data-bbox="460 1435 963 1477"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="214 1477 460 1520"></td> <td data-bbox="460 1477 963 1520"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="214 1520 460 1561"></td> <td data-bbox="460 1520 963 1561"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>会社役員(取締役又は監査役に限る。)と銀行との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によつて当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。</u></p>	氏名	責任限定契約の内容の概要							<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第3号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第4号に規定する報酬等についても記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、委員会設置会社にあつては、記載を要しない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、委員会設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。</u></p> <p>(新設)</p>
氏名	責任限定契約の内容の概要								

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行								
<p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること ((3)及び(4)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。 ① 銀行の親会社等(自然人であるものに限る。) ② 銀行又は銀行の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。 ① (略) ② 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会 ③ 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p>	<p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること ((4)及び(5)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が銀行又は銀行の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、以下に掲げる者である場合にあつては、以下に定めるものを含む。 ① (略) (新設) ② 委員会設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="1440 1277 2184 1445"> <thead> <tr> <th data-bbox="1440 1277 1679 1319">氏名</th> <th data-bbox="1679 1277 2184 1319">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1440 1319 1679 1362"></td> <td data-bbox="1679 1319 2184 1362"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1440 1362 1679 1404"></td> <td data-bbox="1679 1362 2184 1404"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1440 1404 1679 1445"></td> <td data-bbox="1679 1404 2184 1445"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 社外役員と銀行との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。</p> <p>(4) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p>	氏名	責任限定契約の内容の概要						
氏名	責任限定契約の内容の概要								

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行																											
<p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第5号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第6号に規定する報酬等についても記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「銀行の親会社等からの報酬等」については、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるものから当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること（社外役員であつた期間に受けたものに限る。）。</p> <p>① <u>銀行に親会社等がある場合 当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該銀行を除く。）</u></p> <p>② <u>銀行に親会社等がない場合 銀行の子会社又は子法人等</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当行の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">新株予約権等を有する者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役（監査等委員であるものを除く。）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>次に掲げる事項を「その他」に記載すること。</u></p> <p>① <u>報酬等について監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が会社法第399条第1項の同意をした理由</u></p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数	取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役			社外取締役（監査等委員であるものを除く。）			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第6号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第7号に規定する報酬等についても記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「銀行の親会社等からの報酬等」については、銀行の親会社又は当該親会社（当該銀行に親会社がない場合にあつては、当該銀行）の子会社若しくは子法人等から当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること（社外役員であつた期間に受けたものに限る。）。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当行の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">新株予約権等を有する者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役 (社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>以下の事項を「その他」に記載すること。</u> (新設)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数	取締役及び執行役 (社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数																										
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役																												
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数																										
取締役及び執行役 (社外役員を除く。)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行
<p>②～④ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意) 次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに規定する体制</p> <p>4 (略)</p> <p>9 特定完全子会社に関する事項 (記載上の注意) 銀行(当該事業年度の末日において、その完全親会社等(会社法第847条の3第2項に規定する完全親会社等をいう。)があるものを除く。)に特定完全子会社(当該事業年度の末日において、当該銀行及びその完全子会社等(同法第847条の3第3項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下9において同じ。)における当該銀行のある完全子会社等(株式会社に限る。)の株式の帳簿価額が当該銀行の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の5分の1(同法第847条の3第4項の規定により5分の1を下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。)がある場合には、会社法施行規則第118条第4号の規定に従い記載すること。</p> <p>10 親会社等との間の取引に関する事項 (記載上の注意) 銀行とその親会社等との間の取引(当該銀行と第三者との間の取引で当該銀行とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該銀行の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第1項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる事項を省略するものを除く。)がある場合には、会社法施行規則第118条第5号の規定に従い記載すること。</p> <p>11・12 (略)</p>	<p>①～③ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意) 以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要を記載すること。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9・10 (略)</p>

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 10 号

改正案	現行
<p>別紙様式第 10 号 (第 20 条第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 附属明細書</p> <p>年 月 日作成 住所 年 月 日備付 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印</p> <p>(記載上の注意) 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2～4 (略)</p> <p>1 計算書類に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 営業経費 (略) (記載上の注意) 監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。 (4) (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項 (1) 会社役員の兼職の状況 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 8 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、銀行法第 7 条第 1 項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。 3・4 (略) (2) (略)</p>	<p>別紙様式第 10 号 (第 20 条第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 附属明細書</p> <p>年 月 日作成 住所 年 月 日備付 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印</p> <p>(記載上の注意) 1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2～4 (略)</p> <p>1 計算書類に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 営業経費 (略) (記載上の注意) 監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。 (4) (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項 (1) 会社役員の兼職の状況 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 7 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、銀行法第 7 条第 1 項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。 3・4 (略) (2) (略)</p>

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案	現行
<p>別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 中 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1・第 2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 中 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1・第 2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>委員会設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案	現行
<p>別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) (略) 目 次</p> <p>第 1 ・ 第 2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 会社役員<small>の略歴及び所有自社株式</small> (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 銀行法第 52 条の 19 第 1 項による取締役 (<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、執行役) の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) (略) 目 次</p> <p>第 1 ・ 第 2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>委員会設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 会社役員<small>の略歴及び所有自社株式</small> (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 銀行法第 52 条の 19 第 1 項による取締役 (<u>委員会設置会社</u>にあつては、執行役) の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 14 号

改正案	現行								
<p>を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>7 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</p> <p>① 銀行持株会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</p> <p>② 銀行持株会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</p> <p>8 事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社（会社法第 2 条第 6 号に規定する大会社をいう。）に限る。）であつて、<u>金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。</u></p> <p><u>なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 5 号に規定する報酬等についても記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、<u>指名委員会等設置会社でない銀行持株会社</u>については、記載を省略することができる。</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="222 1435 963 1605"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1435 460 1483">氏名</th> <th data-bbox="460 1435 963 1483">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1483 460 1522"></td> <td data-bbox="460 1483 963 1522"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1522 460 1561"></td> <td data-bbox="460 1522 963 1561"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1561 460 1599"></td> <td data-bbox="460 1561 963 1599"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行持株会社との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。</u></p>	氏名	責任限定契約の内容の概要							<p>「その他」に記載すること。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 3 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 4 号に規定する報酬等についても記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、<u>委員会設置会社</u>にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、<u>委員会設置会社でない銀行持株会社</u>については、記載を省略することができる。</p> <p>(新設)</p>
氏名	責任限定契約の内容の概要								

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 14 号

改正案	現行								
<p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること <u>(3)及び(4)</u>を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、銀行持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行持株会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。 ① 銀行持株会社の親会社等(自然人であるものに限る。) ② 銀行持株会社又は銀行持株会社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。 ① (略) ② 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会 ③ 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p>	<p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること <u>(4)及び(5)</u>を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、銀行持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が銀行持株会社又は銀行持株会社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行持株会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、以下に掲げる者である場合にあつては、以下に定めるものを含む。 ① (略) (新設) ② 委員会設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="1440 1323 2181 1491"> <thead> <tr> <th data-bbox="1440 1323 1679 1367">氏名</th> <th data-bbox="1679 1323 2181 1367">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1440 1367 1679 1406"></td> <td data-bbox="1679 1367 2181 1406"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1440 1406 1679 1445"></td> <td data-bbox="1679 1406 2181 1445"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1440 1445 1679 1491"></td> <td data-bbox="1679 1445 2181 1491"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 社外役員と銀行持株会社との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。</p> <p>(4) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p>	氏名	責任限定契約の内容の概要						
氏名	責任限定契約の内容の概要								

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 14 号

改正案	現行																											
<p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 124 条第 5 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第 6 号</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「<u>当社の親会社等からの報酬等</u>」については、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるものから当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること（社外役員であつた期間に受けたものに限る。）。</p> <p>① <u>銀行持株会社に親会社等がある場合</u> 当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該銀行持株会社を除く。）</p> <p>② <u>銀行持株会社に親会社等がない場合</u> 銀行持株会社の子会社又は子法人等</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当社の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役（監査等委員であるものを除く。）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>次に掲げる事項を「その他」に記載すること。</u></p> <p>① <u>報酬等について監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が会社法第 399 条第</u></p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数	取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役			社外取締役（監査等委員であるものを除く。）			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 124 条第 6 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第 7 号</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「<u>当社の親会社等からの報酬等</u>」については、銀行持株会社の親会社又は当該親会社（当該銀行持株会社に親会社がない場合にあつては、当該銀行持株会社）の子会社若しくは子法人等から当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること（社外役員であつた期間に受けたものに限る。）。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当社の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役 (社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>以下の事項を「その他」に記載すること。</u> (新設)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数	取締役及び執行役 (社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数																										
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役																												
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数																										
取締役及び執行役 (社外役員を除く。)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 14 号

改正案	現行
<p><u>1 項の同意をした理由</u></p> <p>②～④</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意)</p> <p><u>次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。</u></p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハに規定する体制</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>9 <u>特定完全子会社に関する事項</u> (記載上の注意)</p> <p><u>銀行持株会社（当該事業年度の末日において、その完全親会社等（会社法第 847 条の 3 第 2 項に規定する完全親会社等をいう。）があるものを除く。）に特定完全子会社（当該事業年度の末日において、当該銀行持株会社及びその完全子会社等（同法第 847 条の 3 第 3 項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下 9 において同じ。）における当該銀行持株会社のある完全子会社等（株式会社に限る。）の株式の帳簿価額が当該銀行持株会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の 5 分の 1（同法第 847 条の 3 第 4 項の規定により 5 分の 1 を下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。）がある場合には、会社法施行規則第 118 条第 4 号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>10 <u>親会社等との間の取引に関する事項</u> (記載上の注意)</p> <p><u>銀行持株会社とその親会社等との間の取引（当該銀行持株会社と第三者との間の取引で当該銀行持株会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であつて、当該銀行持株会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第 112 条第 1 項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる事項を省略するものを除く。）がある場合には、会社法施行規則第 118 条第 5 号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>11・12 (略)</p>	<p>①～③</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意)</p> <p><u>以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要を記載すること。</u></p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9・10 (略)</p>

六 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 15 号

改正案	現行
<p>別紙様式第 15 号 (第 34 条の 28 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 附属明細書</p> <p>年 月 日作成 住所 年 月 日備付 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>(記載上の注意) 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2～4 (略)</p> <p>1 計算書類に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 営業経費 (略) (記載上の注意) 監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。 (4) (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項 (1) 会社役員の兼職の状況 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 8 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、銀行法第 7 条第 1 項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。 3・4 (略) (2) (略)</p>	<p>別紙様式第 15 号 (第 34 条の 28 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 附属明細書</p> <p>年 月 日作成 住所 年 月 日備付 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>(記載上の注意) 1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2～4 (略)</p> <p>1 計算書類に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 営業経費 (略) (記載上の注意) 監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。 (4) (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項 (1) 会社役員の兼職の状況 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 7 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、銀行法第 7 条第 1 項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。 3・4 (略) (2) (略)</p>

七 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該株式会社に関する次に掲げる書面</p> <p>イ・ニ （略）</p> <p>ホ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書</p> <p>へ・ヌ （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の五 （略）</p> <p>2・7 （略）</p>	<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該株式会社に関する次に掲げる書面</p> <p>イ・ニ （略）</p> <p>ホ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書</p> <p>へ・ヌ （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の五 （略）</p> <p>2・7 （略）</p>

8 法第十三条の二第四項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

9 (略)

(長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等)

第五条の二の三 法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書面(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

ニ・フ (略)

三・六 (略)

8 法第十三条の二第四項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

9 (略)

(長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等)

第五条の二の三 法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書面(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

ニ・フ (略)

三・六 (略)

2 (略)

3 一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第十六条の二の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

イ (略)

ロ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ハ〜ル (略)

三〜六 (略)

4〜6 (略)

（長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第五条の二の六 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官

2 (略)

3 一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第十六条の二の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

イ (略)

ロ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ハ〜ル (略)

三〜六 (略)

4〜6 (略)

（長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第五条の二の六 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官

を經由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

ニル (略)

三六 (略)

2 長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を經由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社(以下この項において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書面

イ (略)

ロ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

ハヌ (略)

三六 (略)

36 (略)

を經由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

ニル (略)

三六 (略)

2 長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を經由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社(以下この項において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書面

イ (略)

ロ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

ハヌ (略)

三六 (略)

36 (略)

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第八条 長期信用銀行の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役。次項において同じ。)は、銀行法第七条第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該長期信用銀行を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五 (略)

2 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度(銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。)に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。)にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。

一 長期信用銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ニト (略)

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第八条 長期信用銀行の常務に従事する取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役。次項において同じ。)は、銀行法第七条第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該長期信用銀行を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五 (略)

2 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度(銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。)に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。)にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。

一 長期信用銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ニト (略)

二〇七 (略)

2 (略)

(合併の認可の申請)

第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五
条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係
る手続の経過を記載した書面

六の二 (略)

七〇八 (略)

九 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行の定款、取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役員）の履歴書、営業所の位置及び当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二〇四 (略)

二〇七 (略)

2 (略)

(合併の認可の申請)

第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五 (略)

(新設)

六 (略)

七〇八 (略)

九 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役員）の履歴書、営業所の位置及び当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二〇四 (略)

(会社分割の認可の申請)

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜五 (略)

六 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五十五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

六の二 (略)

七 (略)

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 (略)

九 当該会社分割を行った後における長期信用銀行の定款、取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書、営業所の位置及び当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

(会社分割の認可の申請)

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜五 (略)

(新設)

六 (略)

七 (略)

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 (略)

九 当該会社分割を行った後における長期信用銀行の定款、取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書、営業所の位置及び当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二〇十五 (略)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十三条 長期信用銀行は、銀行法第三十七条第一項の規定による長期信用銀行の業務の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

イ (略)

ロ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社の定款並びに取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

ハ・ニ (略)

(長期信用銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請)

第二十五条の二の十九 長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役、外国所在長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。))にあつては当該外国所在長期信用銀行持株会社の常務に従事

九の二〇十五 (略)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十三条 長期信用銀行は、銀行法第三十七条第一項の規定による長期信用銀行の業務の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

イ (略)

ロ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社の定款並びに取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

ハ・ニ (略)

(長期信用銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請)

第二十五条の二の十九 長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては執行役、外国所在長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。))にあつては当該外国所在長期信用銀行持株会社の常務に従事する取

する取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者。次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の十九第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該長期信用銀行持株会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五 (略)

2 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、ニ及びホ、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一 長期信用銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項
イ〜ハ (略)

二 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名

ホ (略)

二〇六 (略)

二〇四 (略)

取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者。次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の十九第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該長期信用銀行持株会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五 (略)

2 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、ニ及びホ、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一 長期信用銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項
イ〜ハ (略)

二 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名

ホ (略)

二〇六 (略)

二〇四 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第二十五条の十 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一〇五 (略)

六 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五十二条の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

六の二 (略)

七〇八 (略)

九 合併後存続する長期信用銀行持株会社の定款、取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに合併後における長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二〇十五 (略)

二・三 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二十五条の十の二 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは

(長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第二十五条の十 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一〇五 (略)

(新設)

六 (略)

七〇八 (略)

九 合併後存続する長期信用銀行持株会社の定款、取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに合併後における長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二〇十五 (略)

二・三 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二十五条の十の二 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは

、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一〇五 (略)

六 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五
条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係
る手続の経過を記載した書面

六の二 (略)

七 (略)

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であ
つて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第
十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定によ
る公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証
券を発行していないことを証する書面

八 (略)

九 当該会社分割を行った後における長期信用銀行持株会社の定款
、取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、
指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書並
びに事務所の位置を記載した書面並びに長期信用銀行持株会社及
びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した
書面

九の二〇十六 (略)

2・3 (略)

、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しな
ければならぬ。

一〇五 (略)

(新設)

六 (略)

七 (略)

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であ
つて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に
規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告
をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発
行していないことを証する書面

八 (略)

九 当該会社分割を行った後における長期信用銀行持株会社の定款
、取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執
行役)の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに長期信
用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の
見込みを記載した書面

九の二〇十六 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一の三 (略)

二 長期信用銀行を代表する取締役、長期信用銀行の常務に従事する取締役又は監査役(監査等委員会設置会社にあつては長期信用銀行を代表する取締役、長期信用銀行の常務に従事する取締役又は監査等委員(長期信用銀行の常務に従事する取締役を除く。))、指名委員会等設置会社にあつては長期信用銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(長期信用銀行の常務に従事する取締役を除く。)。以下この号及び次号において「役員等」という。を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

二の二 二十八 (略)

2 (略)

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一の二 (略)

三 長期信用銀行持株会社を代表する取締役、長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役又は監査役(監査等委員会設置会社にあつては長期信用銀行持株会社を代表する取締役、長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員(長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。))、指名委員会等設置

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一の三 (略)

二 長期信用銀行を代表する取締役、長期信用銀行の常務に従事する取締役又は監査役(委員会設置会社にあつては、長期信用銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(長期信用銀行の常務に従事する取締役を除く。))。以下この号及び次号において「役員等」という。を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

二の二 二十八 (略)

2 (略)

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一の二 (略)

三 長期信用銀行持株会社を代表する取締役、長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役又は監査役(委員会設置会社にあつては、長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。))。以下この号及び次号において「役員等」とい

会社にあつては長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二～二十四（略）

4～10（略）

（登記）

第二十六条の二（略）

2 その公告方法（会社法第二条第三十三号に規定する公告方法をいう。）が銀行法第五十七条第二号に掲げる方法である長期信用銀行及び長期信用銀行持株会社は、会社法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項であつて、中間決算公告等（銀行法第二十条第四項の規定により長期信用銀行が行う公告（同条第一項の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書に関する公告を除く。）又は銀行法第五十二条の二十八第三項の規定により長期信用銀行持株会社が行う公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であつて中間決算公告等以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

う。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二～二十四（略）

4～10（略）

（登記）

第二十六条の二（略）

2 その公告方法（会社法第二条第三十三号に規定する公告方法をいう。）が銀行法第五十七条第二号に掲げる方法である長期信用銀行及び長期信用銀行持株会社は、会社法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項であつて、中間決算公告等（銀行法第二十条第四項の規定により長期信用銀行が行う公告（同条第一項の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書に関する公告を除く。）又は銀行法第五十二条の二十八第三項の規定により長期信用銀行持株会社が行う公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるものを、当該事項であつて中間決算公告等以外の公告の内容である情報の提供を受けるものと別に登記することができる。

八 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 法第六十一条の三第二項第三号及び第十項第三号十四〇十八（略）</p> <p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第十条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて金庫の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。</p> <p>一〇三（略）</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 法第六十一条の三第二項第三号及び第九項第三号十四〇十八（略）</p> <p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第十条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて金庫の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</p> <p>一〇三（略）</p>

(業務の適正を確保するための体制)

第二十三条 法第三十六条第五項第五号に規定する内閣府令で定める体制は、当該金庫における次に掲げる体制とする。

- 一 当該金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 当該金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 当該金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 当該金庫の職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 次に掲げる体制その他の当該金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当該金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(ハ及びニにおいて「取締役等」という。)
- ロ 当該金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ハ 当該金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ニ 当該金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 六 当該金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求め

(業務の適正を確保するための体制)

第二十三条 法第三十六条第五項第五号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

た場合における当該職員に関する事項

七 前号の職員の当該金庫の理事からの独立性に関する事項

八 当該金庫の監事の第六号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

九 次に掲げる体制その他の当該金庫の監事への報告に関する体制

イ 当該金庫の理事及び職員が当該金庫の監事に報告をするための体制

ロ 当該金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該金庫の監事に報告をするための体制

十 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

十一 当該金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

十二 その他当該金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(削る)

七 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

八 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

九 当該金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

(業務報告の内容を記載した書面等の記載方法)

第二十五条 (略)

- 2 法第三十六条第五項第五号に規定する体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を、前項の規定により作成する業務報告の内容としなければならない。

3 (略)

(計算書類等の会員への提供)

第三十六条 (略)

2・3 (略)

- 4 提供計算書類に表示すべき事項(注記に係るものに限る。)に係る情報を、通常総会に係る招集通知を发出するときから通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置(第二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項及び第四十六条において同じ。)を使用する方法によつて行われるものに限る。第七項において同じ。)をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により会員に対して提供

(業務報告の内容を記載した書面等の記載方法)

第二十五条 (略)

- 2 法第三十六条第五項第五号に規定する体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容の概要を、前項の規定により作成する業務報告の内容としなければならない。

3 (略)

(計算書類等の会員への提供)

第三十六条 (略)

2・3 (略)

- 4 提供計算書類に表示すべき事項(注記に係るものに限る。)に係る情報を、通常総会に係る招集通知を发出するときから通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置(第二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項及び第四十六条において同じ。)を使用する方法によつて行われるものに限る。)をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により会員に対して提供したものとみなす。た

したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5・6 (略)

7 第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち注記に係るもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(報酬等の額の算定方法)

第三十八条 法第三十九条第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) (略)

(2) 代表理事以外の理事であつて、次に掲げるもの 四

(i) 理事会の決議によつて金庫の業務を執行する理事として選定されたもの

(ii) 当該金庫の業務を執行した理事((i) に掲げる理事を除く)

だし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5・6 (略)

(新設)

(報酬等の額の算定方法)

第三十八条 法第三十九条第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) (略)

(2) 代表理事以外の理事(会員外理事(法第三十九条第四項第

二号に規定する会員外理事をいう。(3)において同じ。)を除く。) 四

(3) (1)及び(2)に掲げる理事以外の理事、監事又は会計監査人

二

(削る)

(削る)

2| (略)

(役員等の責任を追及する訴えの提起の請求方法)

第三十九条 (略)

(役員等の責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法)

第四十条 法第三十九条の四において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

(3) 会員外理事、監事又は会計監査人 二

2| 法第三十九条第四項第二号に規定する内閣府令で定める業務を執行する理事は、次に掲げるものとする。

一 代表理事

二 代表理事以外の理事であつて、理事会の決議によつて金庫の業務を執行する理事として選定されたもの

三 当該金庫の業務を執行した前二号以外の理事

3| 法第三十九条第四項第二号に規定する内閣府令で定める業務を執行する取締役は、次に掲げるものとする。

一 代表取締役

二 代表取締役以外の取締役であつて、取締役会の決議によつて金庫の子法人等の業務を執行する取締役として選定されたもの

三 当該子法人等の業務を執行した前二号以外の取締役

4| (略)

(責任追及の訴えの提起の請求方法)

第三十九条 (略)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第四十条 法第三十九条の四において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 役員等の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、役員等の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

(総会参考書類の記載の特則)

第四十六条 総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、当該総会に係る招集通知を发出する時から当該総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置(第二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。 第三項において同じ。)をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した総会参考書類を会員に対して提供したものとみなす。 ただし、この項の措置をとる旨の定款のある場合に限る。

一・二 (略)

三 総会参考書類に記載すべき事項(前二号に掲げるものを除く。)につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置

一 (略)

二 役員等の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 役員等に責任又は義務があると判断した場合において、役員等の責任追及の訴えを提起しないときは、その理由

(総会参考書類の記載の特則)

第四十六条 総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、当該総会に係る招集通知を发出する時から当該総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置(第二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。)をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した総会参考書類を会員に対して提供したものとみなす。 ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一・二 (略)

三 総会参考書類に記載すべき事項(前号に掲げるものを除く。)につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

(新設)

をとることを妨げるものではない。

(吸収合併消滅金庫の事前開示事項)

第八十一条 法第六十一条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金庫の債務(法第六十一条の二第五項において準用する法第五十二条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

六 (略)

(吸収合併存続金庫の事前開示事項)

第八十二条 法第六十一条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金庫の債務(法第六十一条の三第七項において準用する法第五十二条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

六 (略)

(吸収合併存続金庫の事後開示事項)

(吸収合併消滅金庫の事前開示事項)

第八十一条 法第六十一条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金庫の債務(法第六十一条の二第四項において準用する法第五十二条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

六 (略)

(吸収合併存続金庫の事前開示事項)

第八十二条 法第六十一条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金庫の債務(法第六十一条の三第六項において準用する法第五十二条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

六 (略)

(吸収合併存続金庫の事後開示事項)

第八十三条 法第六十一条の三第八項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅金庫における次に掲げる事項

イ 法第六十一条の二第四項の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第六十一条の二第五項において準用する法第五十二条の規定による手続の経過

三 吸収合併存続金庫における次に掲げる事項

イ 法第六十一条の三第六項の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第六十一条の三第七項において準用する法第五十二条の規定による手続の経過

四〇六 (略)

(新設合併設立金庫の事後開示事項)

第八十五条 法第六十一条の五第六項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第六十一条の四第四項の規定による請求に係る手続の経過

三 法第六十一条の四第五項において準用する法第五十二条の規定による手続の経過

四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

2 (略)

第八十三条 法第六十一条の三第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅金庫における法第六十一条の二第四項において準用する法第五十二条の規定による手続の経過

三 吸収合併存続金庫における法第六十一条の三第六項において準用する法第五十二条の規定による手続の経過

四〇六 (略)

(新設合併設立金庫の事後開示事項)

第八十五条 法第六十一条の五第六項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

(新設)

二 法第六十一条の四第四項において準用する法第五十二条の規定による手続の経過

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

2 (略)

(合併の認可の申請等)

第八十六条 金庫は、法第六十一条の六第四項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項又は第六十一条の四第四項の規定による請求をした会員があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

五の二 法第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項又は第六十一条の四第五項において準用する法第五十二条第二項の規定による公告及び催告(法第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項又は第六十一条の四第五項において準用する法第五十二条第三項の規定により公告を官報のほか法第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六〜十二 (略)

2 (略)

(合併の認可の申請等)

第八十六条 金庫は、法第六十一条の六第四項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜四 (略)

(新設)

五 法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項又は第六十一条の四第四項において準用する法第五十二条第二項の規定による公告及び催告(法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項又は第六十一条の四第四項において準用する法第五十二条第三項の規定により公告を官報のほか法第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六〜十二 (略)

2 (略)

(清算金庫の業務の適正を確保するための体制)

第八十七条 法第六十三条において準用する法第三十六条第五項第五号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一～三 (略)

四 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制

五 (略)

六 監事の第四号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
(略)

八 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

九 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

十 (略)

(清算金庫の総会の議事録)

第九十条 法第六十三条において準用する法第四十八条の七第一項の規定による清算金庫の総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 (略)

3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

(清算金庫の業務の適正を確保するための体制)

第八十七条 法第六十三条において準用する法第三十六条第五項第五号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一～三 (略)

四 監事が職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制

五 (略)

六 (新設)
(略)

(新設)

(新設)

七 (略)

(清算金庫の総会の議事録)

第九十条 法第六十三条において準用する法第四十八条の七第一項の規定による清算金庫の総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 (略)

3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 法第六十四条において準用する会社法第三百八十四条の規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

四〇六 (略)

(各清算事務年度に係る貸借対照表)

第九十三条 法第六十三条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、各清算事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2 (略)

3 法第六十三条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

(各清算事務年度に係る事務報告)

第九十四条 法第六十三条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

2 法第六十三条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき事務報告の附属明細書は、事務報告の内容を補

一・二 (略)

三 法第六十四条において準用する会社法第三百八十四条により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

四〇六 (略)

(各清算事務年度に係る貸借対照表)

第九十三条 法第六十三条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る貸借対照表は、各清算事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2 (略)

3 法第六十三条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項を、その内容としなければならない。

(各清算事務年度に係る事務報告)

第九十四条 法第六十三条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

2 法第六十三条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る事務報告の附属明細書は

足する重要な事項をその内容としなければならない。

(清算金庫の監査報告)

第九十五条 法第六十三条において準用する会社法第四百九十五条第

一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

2 清算金庫の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 (略)

二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算金庫の財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 六 (略)

3 5 (略)

6 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

(金庫の清算人の責任を追及する訴えの提起の請求方法)

第九十八条 (略)

、事務報告の内容を補足する重要な事項を、その内容としなければならない。

(清算金庫の監査報告)

第九十五条 法第六十三条において準用する会社法第四百九十五条第

一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

2 清算金庫の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 (略)

二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算金庫の財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 六 (略)

3 5 (略)

6 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

(責任追及の訴えの提起の請求方法)

第九十八条 (略)

<p>(金庫の清算人の責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法)</p> <p>第九十九条 法第六十四条において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金庫の清算人の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由</p> <p>三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、金庫の清算人の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由</p>	<p>(訴えを提起しない理由の通知方法)</p> <p>第九十九条 法第六十四条において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 清算人の責任又は義務の有無についての判断及びその理由</p> <p>三 清算人に責任又は義務があると判断した場合において、清算人の責任追及の訴えを提起しないときは、その理由</p>
---	---

九 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
<p>（兼営の認可の申請等）</p> <p>第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第一条第一項の規定による信託業務（法第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）の兼営の認可を受けようとする金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては理事）全員が署名した認可申請書に、業務の種類及び方法を記載した書面（以下「業務の種類及び方法書」という。）のほか、次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては理事及び監事）の履歴書</p> <p>八～十二 （略）</p>	<p>（兼営の認可の申請等）</p> <p>第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第一条第一項の規定による信託業務（法第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）の兼営の認可を受けようとする金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）は、取締役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては理事）署名した認可申請書に、業務の種類及び方法を記載した書面（以下「業務の種類及び方法書」という。）のほか、次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては理事及び監事）の履歴書</p> <p>八～十二 （略）</p>

2
·
3

(略)

2
·
3

(略)

改正案	現行
<p>（業務の一部委託の承認申請） 第三十条の六（略）</p> <p>2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 い。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 受託者の取締役（業務を執行する社員、理事その他これに準ずる者を含むものとし、指名委員会等設置会社にあつては執行役とする。）の担当業務を記載した書面</p> <p>十三（略）</p>	<p>（業務の一部委託の承認申請） 第三十条の六（略）</p> <p>2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 い。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 受託者の取締役（業務を執行する社員、理事その他これに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては執行役とする。）の担当業務を記載した書面</p> <p>十三（略）</p>

改正案	現行
<p>（新株予約権証券等の換算）</p> <p>第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。</p> <p>一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六條第一項第四号に掲げる期間（同法第二百七十九條第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。</p> <p>ハ（略）</p> <p>二〇五（略）</p> <p>六 新投資口予約権証券等（令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。）については、新投資口予約権等（新投資口予約権及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項において同じ。）の目的である投資口の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券については、零とする。</p> <p>イ（略）</p>	<p>（新株予約権証券等の換算）</p> <p>第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。</p> <p>一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六條第一項第四号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。</p> <p>ハ（略）</p> <p>二〇五（略）</p> <p>六 新投資口予約権証券等（令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。）については、新投資口予約権等（新投資口予約権及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項において同じ。）の目的である投資口の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券については、零とする。</p> <p>イ（略）</p>

<p>ロ 当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間（同法第十八条の十五第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>七、十 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ロ 当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>七、十 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（行使による株券等の買付け等が適用対象となる新株予約権）</p> <p>第二条の二の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する新株予約権とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行の日から会社法第<u>二百三十六条第一項第四号に掲げる期間（同法第二百七十九条第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。第八条第三項第一号口において同じ。）</u>の末日までの期間が二月を超えないこと。</p> <p>三 （略）</p> <p>（議決権の数の計算等）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決権の数は、次に掲げる数とする。</p>	<p>（行使による株券等の買付け等が適用対象となる新株予約権）</p> <p>第二条の二の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する新株予約権とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行の日から会社法第<u>二百三十六条第一項第四号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。</u></p> <p>三 （略）</p> <p>（議決権の数の計算等）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決権の数は、次に掲げる数とする。</p>

一・五 (略)

五の二 新投資口予約権証券等については、新投資口予約権等（新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下この号及び第十九条第一項第二号において同じ。）及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項及び第九条の六において同じ。）の目的である投資口に係る議決権の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券（同法第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）については、零とする。

イ (略)

ロ 当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間（同法第十八条の十五第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ (略)

六・七 (略)

4・5 (略)

(対象者の意見表明等)

第二十五条 法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

一・五 (略)

五の二 新投資口予約権証券等については、新投資口予約権等（新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下この号及び第十九条第一項第二号において同じ。）及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項及び第九条の六において同じ。）の目的である投資口に係る議決権の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券（同法第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）については、零とする。

イ (略)

ロ 当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ (略)

六・七 (略)

4・5 (略)

(対象者の意見表明等)

第二十五条 法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

<p>三 当該意見を決定した取締役会の決議（監査等委員会設置会社において会社法第三百九十九条の十三第五項若しくは第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該取締役の決定とし、指名委員会等設置会社において同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該執行役の決定とする。）又は役員会（投資信託及び投資法人に関する法律第百十二条に規定する役員会をいう。）の決議の内容</p> <p>四〇七（略）</p> <p>二〇四（略）</p>	<p>三 当該意見を決定した取締役会の決議（委員会設置会社においては、会社法第四百十六條第四項の規定による取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定）又は役員会（投資信託及び投資法人に関する法律第百十二条に規定する役員会をいう。）の決議の内容</p> <p>四〇七（略）</p> <p>二〇四（略）</p>
--	--

十三 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>(信用協同組合等の子会社の範囲等) 第四条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一 十二 (略)</p> <p>十三 投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）として行う業務（投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）</p> <p>十四 三十九 (略)</p> <p>6 13 (略)</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第十七条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に</p>	<p>(信用協同組合等の子会社の範囲等) 第四条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一 十二 (略)</p> <p>十三 投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）として行う業務（投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）</p> <p>十四 三十九 (略)</p> <p>6 13 (略)</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第十七条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に</p>

掲げる規定の電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一～三（略）

四 法第十二条第一項第八号

五・六（略）

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第十八条 法第五条の七第十項に規定する内閣府令で定めるものは、信用協同組合等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて信用協同組合等の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。

（計算書類等の組合員等への提供）

第三十条（略）

2・3（略）

4 提供計算書類に表示すべき事項（注記に係るものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出する時から通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により組合員又は会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十九条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自

掲げる規定の電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一～三（略）

四 法第十二条第一項第十号

五・六（略）

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第十八条 法第五条の七第十項に規定する内閣府令で定めるものは、信用協同組合等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて信用協同組合等の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

（計算書類等の組合員等への提供）

第三十条（略）

2・3（略）

4 提供計算書類に表示すべき事項（注記に係るものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出する時から通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により組合員又は会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十九条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自

動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員又は会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5・6（略）

7 第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち注記に係るもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

（会計監査人の責任を追及する訴えの提起の請求方法）

第三十三条（略）

（会計監査人の責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法）

第三十四条 法第五条の九第三項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 信用協同組合等が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした

動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員又は会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5・6（略）

（新設）

（責任追及の訴えの提起の請求方法）

第三十三条（略）

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第三十四条 法第五条の九第三項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 信用協同組合等が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした

資料を含む。)

二 信用協同組合等の会計監査人の責任を追及する訴えについての
前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及び
その理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、信用
協同組合等の会計監査人の責任を追及する訴えを提起しないとき
は、その理由

(各清算事務年度に係る貸借対照表等)

第七十五条 法第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十
四条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、各清算事務年度
に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2 法第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十四条第一
項の規定により作成すべき貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表
の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

3 法第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十四条第一
項の規定により作成すべき事務報告は、清算に関する事務の執行の
状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

4 法第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十四条第一
項の規定により作成すべき事務報告の附属明細書は、事務報告の内

資料を含む。)

二 会計監査人の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 会計監査人に責任又は義務があると判断した場合において、会
計監査人の責任追及の訴えを提起しないときは、その理由

(各清算事務年度に係る貸借対照表等)

第七十五条 法第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十
四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る貸借対照
表は、各清算事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。
ない。

2 法第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十四条第一
項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る貸借対照表の附属
明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項を、その内容と
しなければならない。

3 法第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十四条第一
項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る事務報告は、清算
に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなけれ
ばならない。

4 法第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十四条第一
項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る事務報告の附属明

容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

(清算をする信用協同組合等の監査報告)

第七十六条 法第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十五条第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

2 清算をする信用協同組合等の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 (略)

二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算をする信用協同組合等の財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 六 (略)

3 5 (略)

6 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

細書は、事務報告の内容を補足する重要な事項を、その内容としなければならない。

(清算をする信用協同組合等の監査報告)

第七十六条 法第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十五条第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

2 清算をする信用協同組合等の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 (略)

二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算をする信用協同組合等の財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 六 (略)

3 5 (略)

6 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

改正案	現行
<p>（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手續等）</p> <p>第四条の三（略）</p> <p>2 令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十五条第四項第二号において同じ。）を除く。）の数</p> <p>3（略）</p> <p>（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等）</p> <p>第二十五条（略）</p>	<p>（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手續等）</p> <p>第四条の三（略）</p> <p>2 令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十五条第四項第二号において同じ。）を除く。）の数</p> <p>3（略）</p> <p>（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等）</p> <p>第二十五条（略）</p>

2・3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国特定有価証券 次に掲げる内国特定有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める数

イ 内国投資信託受益証券 申請時又は申請のあった日の属する特定期間の直前特定期間（以下この項において「基準特定期間」という。）の末日において当該特定有価証券に係る収益金の支払事務を行う者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

ロ 内国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券に限る。） 申請時又は基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿に記載され、又は記録されている者の数

ハ 内国投資証券（新投資口予約権証券に限る。） 申請時又は基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の五第一項に規定する新投資口予約権原簿その他のその所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

ニ 内国投資証券（投資法人債券に限る。） 申請時又は基準特定期間の末日において投資法人債管理者等の有する当該投資法人債券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数
ホ 内国資産流動化証券 申請時又は基準特定期間の末日において資産流動化法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿

2・3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国特定有価証券 次に掲げる内国特定有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める数

イ 内国投資信託受益証券 申請のあった日の属する特定期間の直前特定期間（以下この項において「基準特定期間」という。）の末日において当該特定有価証券に係る収益金の支払事務を行う者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者の数

ロ 内国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券に限る。） 基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿に記載され、又は記録されている者の数

ハ 内国投資証券（新投資口予約権証券に限る。） 基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の五第一項に規定する新投資口予約権原簿その他のその所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

ニ 内国投資証券（投資法人債券に限る。） 基準特定期間の末日において投資法人債管理者等の有する当該投資法人債券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数
ホ 内国資産流動化証券 基準特定期間の末日において資産流動化法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿に記載され

に記載され、若しくは記録され、又は投資法人債管理者等の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、若しくは記録されている者の数

へ 内国資産信託流動化受益証券 申請時又は基準特定期間の末日において資産流動化法第二百三十五条第一項に規定する権利者名簿に記載され、又は記録されている者の数

ト 内国信託受益証券 申請時又は基準特定期間の末日において信託法第八十六条に規定する受益権原簿に記載され、又は記録されている者の数

チ 内国信託社債券 申請時又は基準特定期間の末日において会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百八十一条に規定する社債原簿に記載され、又は記録されている者の数

リ 内国信託受益権 申請時又は基準特定期間の末日において当該特定有価証券の信託財産の受託者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

又 内国^{（一）}有価証券投資事業権利等（法第二条第二項第三号に掲げる権利に該当するものに限る。） 申請時又は基準特定期間の末日において当該特定有価証券の所有者である社員として定款に記載され、又は記録されている者の数

ル 内国^{（二）}有価証券投資事業権利等（法第二条第二項第五号に掲げる権利に該当するものに限る。） 申請時又は基準特定期間の末日において当該特定有価証券の発行者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

、若しくは記録され、又は投資法人債管理者等の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、若しくは記録されている者の数

へ 内国資産信託流動化受益証券 基準特定期間の末日において資産流動化法第二百三十五条第一項に規定する権利者名簿に記載され、又は記録されている者の数

ト 内国信託受益証券 基準特定期間の末日において信託法第八十六条に規定する受益権原簿に記載され、又は記録されている者の数

チ 内国信託社債券 基準特定期間の末日において会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百八十一条に規定する社債原簿に記載され、又は記録されている者の数

リ 内国信託受益権 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の信託財産の受託者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

又 内国^{（一）}有価証券投資事業権利等（法第二条第二項第三号に掲げる権利に該当するものに限る。） 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の所有者である社員として定款に記載され、又は記録されている者の数

ル 内国^{（二）}有価証券投資事業権利等（法第二条第二項第五号に掲げる権利に該当するものに限る。） 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の発行者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

二 外国特定有価証券 申請時又は基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者又は登録金融機関（法第二條第十一項に規定する登録金融機関をいう。）の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者（非居住者を除く。）の数

二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者又は登録金融機関（法第二條第十一項に規定する登録金融機関をいう。）の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

十五 信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき理事）</p> <p>第六条の二 法第十四条第二項において準用する会社法第二百十三条の三第一項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 出資の履行（法第十二条第一項の規定による払込みをいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った理事</p> <p>二 出資の履行の仮装が理事会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者</p> <p>イ 当該理事会の決議に賛成した理事</p> <p>ロ 当該理事会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事</p> <p>三 出資の履行の仮装が普通出資者総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者</p> <p>イ 当該普通出資者総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事</p> <p>ロ イの議案の提案の決定に同意した理事</p> <p>ハ イの議案の提案が理事会の決議に基づいて行われたときは、当該理事会の決議に賛成した理事</p> <p>ニ 当該普通出資者総会において当該出資の履行の仮装に関する</p>	<p>（新設）</p>

事項について説明をした理事

(支払を求める訴えの提起の請求方法)

第七条 (略)

2 法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前項第一号に掲げる者の義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に義務があると判断した場合において、法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する支払を求める訴えを提起しないときは、その理由

(優先出資者総会参考書類の記載の特則)

第二十条 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該優先出資者総会に係る招集通知を发出する時から当該優先出資者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置（第二十五条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自

(支払を求める訴えの提起の請求方法)

第七条 (略)

2 法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 法第十四条第二項において準用する会社法第二百十二条第一項の義務を負う募集優先出資の引受人（次号において「請求対象者」という。）の義務の有無についての判断

三 請求対象者に義務があると判断した場合において、法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する支払を求める訴えを提起しないときは、その理由

(優先出資者総会参考書類の記載の特則)

第二十条 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該優先出資者総会に係る招集通知を发出する時から当該優先出資者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置（第二十五条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自

動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した優先出資者総会参考書類を優先出資者に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一・二 (略)

三 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項(前二号に掲げるものを除く。)につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第三十条 法第三十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて組合の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。

動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した優先出資者総会参考書類を優先出資者に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一・二 (略)

三 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項(前号に掲げるものを除く。)につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

(新設)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第三十条 法第三十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて組合の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき理事）</p> <p>第六条の二 法第十四条第二項において準用する会社法第二百十三条の三第一項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 出資の履行（法第十二条第一項の規定による払込みをいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った理事</p> <p>二 出資の履行の仮装が理事会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者</p> <p>イ 当該理事会の決議に賛成した理事</p> <p>ロ 当該理事会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事</p> <p>三 出資の履行の仮装が普通出資者総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者</p> <p>イ 当該普通出資者総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事</p> <p>ロ イの議案の提案の決定に同意した理事</p> <p>ハ イの議案の提案が理事会の決議に基づいて行われたときは、当該理事会の決議に賛成した理事</p> <p>二 当該普通出資者総会において当該出資の履行の仮装に関する</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

事項について説明をした理事

(支払を求める訴えの提起の請求方法)

第七条 (略)

2 法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前項第一号に掲げる者の義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に義務があると判断した場合において、法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する支払を求める訴えを提起しないときは、その理由

(優先出資者総会参考書類の記載の特則)

第二十条 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該優先出資者総会に係る招集通知を发出する時から当該優先出資者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置（第二十六条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自

(支払を求める訴えの提起の請求方法)

第七条 (略)

2 法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 法第十四条第二項において準用する会社法第二百十二条第一項の義務を負う募集優先出資の引受人（次号において「請求対象者」という。）の義務の有無についての判断

三 請求対象者に義務があると判断した場合において、法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する支払を求める訴えを提起しないときは、その理由

(優先出資者総会参考書類の記載の特則)

第二十条 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該優先出資者総会に係る招集通知を发出する時から当該優先出資者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置（第二十六条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自

動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した優先出資者総会参考書類を優先出資者に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一・二 (略)

三 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項(前二号に掲げるものを除く。)につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(報酬等の額の算定方法)

第二十三条 法第四十一条第四項に規定する主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超え

動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。)を使用する方法によって行われるものに限る。)をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した優先出資者総会参考書類を優先出資者に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一・二 (略)

三 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項(前号に掲げるものを除く。)につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

(新設)

(報酬等の額の算定方法)

第二十三条 法第四十一条第四項に規定する主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超え

ている場合にあつては、当該数)

(1) (略)

(2) 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第三十九条第四項第二号に掲げるもの 四

(3) (1)及び(2)に掲げる者以外の理事、監事又は会計監査人 二

2 (略)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第三十一条 法第三十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、金庫の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて金庫の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。

ている場合にあつては、当該数)

(1) (略)

(2) 代表理事以外の理事(会員外理事等(法第四十一条第四項第二号に規定する会員外理事等をいう。(3)において同じ。))を除く。 四

(3) 会員外理事等、監事又は会計監査人 二

2 (略)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第三十一条 法第三十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、金庫の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて金庫の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

改正案	現行
<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社（法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）にあつては取締役、指名委員会等設置会社（同号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあつては、取締役及び執行役）の履歴書</p> <p>七 会計参与設置会社（法第八条の二第一項第二号に規定する会計参与設置会社をいう。以下同じ。）にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）</p> <p>八～一三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（取締役等の兼職の認可の申請等）</p> <p>第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。）は、法第八条第一</p>	<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 取締役及び監査役（委員会設置会社（法第四条第一項第三号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。）にあつては、取締役及び執行役）の履歴書</p> <p>七 会計参与設置会社（法第五十三条の十八第一項に規定する会計参与設置会社をいう。以下同じ。）にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）</p> <p>八～一三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（取締役等の兼職の認可の申請等）</p> <p>第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。）は、法第八条第一項の規</p>

項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならぬ。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

一〇六 (略)

2 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十四条の四 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一〇十二 (略)

十三 法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第

三百九十九条の十一第二項第二号（議事録）（法第五十三条の二

十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十一第

三項において準用する場合を含む。）

十四〇二十五 (略)

二十六 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百三

条第三項第三号（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

二十七 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十

定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならぬ。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

一〇六 (略)

2 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十四条の四 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一〇十二 (略)

(新設)

十三 (新設)

十四 (新設)

十五 (略)

十六 (略)

二十五 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百三

条第三項第三号（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

二十六 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百十

一条第四項（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び
閲覧等）において準用する同条第三項第三号
二十八 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十
五条第六項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等
）において準用する同条第四項第三号
二十九〜四十一（略）

（電子署名）

第十四条の六 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める署名又は
記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一〜三（略）

四 法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三
百九十九条の十第四項（監査等委員会の決議）

五 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十
二条第四項（指名委員会等の決議）

六（略）

2（略）

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第十四条の九 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、
相互会社の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情
報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられた
ファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて相互会社

一条第四項（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び
閲覧等）において準用する同条第三項第三号
二十七 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百十
五条第六項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等
）において準用する同条第四項第三号
二十八〜四十（略）

（電子署名）

第十四条の六 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める署名又は
記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一〜三（略）

（新設）

四 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十
二条第四項（委員会の決議）

五（略）

六（略）

2（略）

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第十四条の九 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、
相互会社の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情
報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられた
ファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて相互会社

の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。

一〇三 (略)

(監査報告の内容等)

第十七条の七 会計監査人が作成すべき会計監査報告は別紙様式第一号(少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の五)により、監査役、監査役会、監査等委員会及び監査委員会が作成すべき監査報告はそれぞれ別紙様式第一号の二から第一号の四まで(少額短期保険業者にあつては、それぞれ別紙様式第一号の六から第一号の八まで)により作成しなければならない。

2 (略)

(計算書類等の承認の特則に関する要件)

第十七条の八 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条(会計監査人設置会社の特則)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号(監査役設置会社(法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。以下同じ。))であつて監査役設置会社(法第三十条の十第四項に規定する監査役会設置会社をいう。以下同じ。))でない保険業を営む株式会社にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会、監査等委員会又

の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一〇三 (略)

(監査報告の内容等)

第十七条の七 会計監査人が作成すべき会計監査報告は別紙様式第一号(少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の五)により、監査役、監査役会及び監査委員会が作成すべき監査報告はそれぞれ別紙様式第一号の二、第一号の三及び第一号の四(少額短期保険業者にあつては、それぞれ別紙様式第一号の六、第一号の七及び第一号の八)により作成しなければならない。

2 (略)

(計算書類等の承認の特則に関する要件)

第十七条の八 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条(会計監査人設置会社の特則)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号(監査役設置会社(法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。以下同じ。))であつて監査役設置会社(法第三十条の十第三項に規定する監査役会設置会社をいう。以下同じ。))でない保険業を営む株式会社にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会又は監査委員会の

は監査委員会の監査報告（監査役会設置会社にあつては、前条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 第一号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容（監査役会監査報告（計算規則第二百二十八条第一項（会計監査人設置会社の監査役会の監査報告の内容等）に規定する監査役会監査報告をいう。）の内容が監査役監査報告（同項に規定する監査役監査報告をいう。以下この号において同じ。）の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容、監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員（法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。以下同じ。）の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見又は監査委員会の監査報告の内容が監査委員（同項に規定する監査委員をいう。以下同じ。）の意見と異なる場合に付記される監査委員の意見をいう。）が前号の意見でないこと。

四（略）

（計算書類に関する事項）

第十七条の十五 法第十七条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度（株式会社にあつては会社法第二条第二十四号（

監査報告（監査役会設置会社にあつては、前条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 第一号の会計監査報告に係る監査役会又は監査委員会の監査報告に付記された内容（監査役会監査報告（計算規則第二百二十八条第一項（会計監査人設置会社の監査役会の監査報告の内容等）に規定する監査役会監査報告をいう。）の内容が監査役監査報告（同項に規定する監査役監査報告をいう。以下この号において同じ。）の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容又は監査委員会の監査報告の内容が監査委員（法第二条第十九項に規定する監査委員をいう。以下同じ。）の意見と異なる場合に付記される監査委員の意見をいう。）が前号の意見でないこと。

四（略）

（計算書類に関する事項）

第十七条の十五 法第十七条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度（株式会社にあつては会社法第二条第二十四号（

定義)に規定する最終事業年度をいい、相互会社にあつては当該事業年度に係る法第五十四条の三第二項に規定する計算書類につき法第五十四条の六第二項の承認(同条第四項に規定する場合にあつては、法第五十四条の四第三項の承認)を受けた場合における当該事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。)に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(法第十七条第二項第二号の株式会社をいう。以下この条において同じ。)が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項(計算書類の公告)の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ (略)

ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一

第三項第二十八号イ(株式会社の設立の登記)に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 会社法第九百十一條第三項第二十六号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項(有価証券報告書の提出)の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第二十八条(計算書類の公告等に関する規定の適用除外)の規定により会社法第四百四十条の

定義)に規定する最終事業年度をいい、相互会社にあつては当該事業年度に係る法第五十四条の三第二項に規定する計算書類につき法第五十四条の六第二項の承認(同条第四項に規定する場合にあつては、法第五十四条の四第三項の承認)を受けた場合における当該事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。)に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(法第十七条第二項第二号の株式会社をいう。以下この条において同じ。)が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項(計算書類の公告)の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ (略)

ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一

第三項第二十九号イ(株式会社の設立の登記)に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 会社法第九百十一條第三項第二十七号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

規定が適用されないものである場合 その旨

五・六 (略)

(創立総会の議事録)

第二十条の十二 (略)

2 (略)

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 創立総会に出席した発起人、設立時取締役(法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この号において同じ。)

(設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員(同条第二項に規定する設立時監査等委員をいう。)である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役)、設立時会計参与(同条第一項に規定する設立時会計参与をいう。)、設立時監査役(同項に規定する設立時監査役をいう。)

若しくは設立時会計監査人(同項に規定する設立時会計監査人をいう。)

又は設立時執行役(同条第八項に規定する設立時執行役をいう。)

の氏名又は名称

四・五 (略)

(相互会社がその経営を支配している法人)

第二十条の十四 (略)

五・六 (略)

(創立総会の議事録)

第二十条の十二 (略)

2 (略)

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 創立総会に出席した発起人、設立時取締役(法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。第二十条の十八において同じ。)、設立時会計参与(同項に規定する設立時会計参与をいう。)

、設立時監査役(同項に規定する設立時監査役をいう。第二十条の十八において同じ。)

若しくは設立時会計監査人(同項に規定する設立時会計監査人をいう。)

又は設立時執行役(法第三十条の十第六項に規定する設立時執行役をいう。)

の氏名又は名称

四・五 (略)

(相互会社がその経営を支配している法人)

第二十条の十四 (略)

2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 (略)

二 会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ (略)

ロ 会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいう。）

(2) (4) (略)

ハ ホ (略)

三 (略)

(利益の供与に関して責任をとるべき取締役等)

第二十條の十六 法第三十三條の二第二項において読み替えて準用す

2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 (略)

二 会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ (略)

ロ 会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の役員

(2) (4) (略)

ハ ホ (略)

三 (略)

(利益の供与に関して責任をとるべき取締役等)

第二十條の十六 法第三十三條の二第二項において読み替えて準用す

る会社法第二百二十条第四項（株主等の権利の行使に関する利益の供与）に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～三 （略）

（社員による責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第二十條の十七 法第三十三條の二第二項及び第五十三條の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七條第一項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二 （略）

（相互会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

第二十條の十八 法第三十三條の二第二項及び第五十三條の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七條第四項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 （略）

二 法第三十三條の二第二項及び第五十三條の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七條第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

る会社法第二百二十条第四項（株主の権利の行使に関する利益の供与）に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～三 （略）

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第二十條の十七 法第三十三條の二第二項及び第五十三條の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七條第一項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二 （略）

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第二十條の十八 法第三十三條の二第二項及び第五十三條の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七條第四項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 （略）

二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第三十三条の二第二項及び第五十三条の三七七において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

（削る）

第二十条の十九 法第四十一条第二項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第五号（株主総会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 （略）

六 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第三十三条の二第二項及び第五十三条の三七七において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

2]

前項第二号及び第三号に規定する「請求対象者」とは、次に掲げる者のうち、法第三十三条の二第二項及び第五十三条の三七七において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。

一 発起人

二 設立時取締役及び設立時監査役

三 役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人をいう。以下同じ。）

四 清算人

五 法第三十三条の二第二項において準用する会社法第二百九十八条第三項（株主の権利の行使に関する利益の供与）の利益の供与を受けた者

（招集の決定事項）

第二十条の十九 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第五号（株主総会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 （略）

六 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が

社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

イ 役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人をいう。以下この章において同じ。）の選任

ロ ホ （略）

（社員総会参考書類の記載の特則）

第二十条の二十一 社員総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該社員総会に係る招集通知を发出する時から当該社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によつて行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した社員総会参考書類を社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 （略）

二 第二十九条の二第三項第一号から第九号までに掲げる事項を社員総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

イ 役員等の選任

ロ ホ （略）

（社員総会参考書類の記載の特則）

第二十条の二十一 社員総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該社員総会に係る招集通知を发出する時から当該社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によつて行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した社員総会参考書類を社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 （略）

二 第二十九条の二第三項第一号から第十四号までに掲げる事項を社員総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

<p>三 (略)</p> <p>四 社員総会参考書類に記載すべき事項(前二号に掲げるものを除く。)につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第二十条の二十六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。</p> <p>一 社員総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第四号において同じ。)、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は社員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p>
---	--

<p>項</p> <p>三 (略)</p> <p>四 社員総会参考書類に記載すべき事項(前二号に掲げるものを除く。)につきこの項の措置をとることについて監査役又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第二十条の二十六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。</p> <p>一 社員総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は社員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p>
--	--

イ 法第五十三条の十一において準用する会社法第三百四十二条

(新設)

の二第一項(監査等委員である取締役等の選任等についての意見の陳述)

ロ 法第五十三条の十一において準用する会社法第三百四十二条の二第二項

(新設)

ハ 法第五十三条の十一において準用する会社法第三百四十二条の二第四項

(新設)

ニ (略)

イ (略)

ホ (略)

ロ (略)

ヘ 法第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十一条第五項(取締役の報酬等)

(新設)

ト 法第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十一条第六項

(新設)

チㇿワ (略)

ハㇿチ (略)

カ 法第五十三条の二十三の二第五項において準用する会社法第三百九十九条の五(株主総会に対する報告義務)

(新設)

四ㇿ六 (略)

四ㇿ六 (略)

4 (略)

4 (略)

(総代会参考書類の記載の特則)

(総代会参考書類の記載の特則)

第二十二条の二 総代会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、当該総代会に係る招集通知を发出する時から当該総代会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁

第二十二条の二 総代会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、当該総代会に係る招集通知を发出する時から当該総代会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁

的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した総代会参考書類を総代に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 (略)

二 第二十九条の二第三項第一号から第九号までに掲げる事項を総代会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三 (略)

四 総代会参考書類に記載すべき事項（前二号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(議事録)

第二十三条の五 (略)

2 (略)

3 総代会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければ

的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した総代会参考書類を総代に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 (略)

二 第二十九条の二第三項第一号から第十四号までに掲げる事項を総代会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三 (略)

四 総代会参考書類に記載すべき事項（前二号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

(新設)

(議事録)

第二十三条の五 (略)

2 (略)

3 総代会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければ

ならない。

一 総代会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第四号において同じ。））、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は総代が総代会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 (略)

三 次に掲げる規定により総代会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第五十三条の十一において準用する会社法第三百四十二条の二第一項（監査等委員である取締役等の選任等についての意見の陳述）

ロ 法第五十三条の十一において準用する会社法第三百四十二条の二第二項

ハ 法第五十三条の十一において準用する会社法第三百四十二条の二第四項

ニ (略)

ホ (略)

ヘ 法第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十一条第五項（取締役の報酬等）

ト 法第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十一条第六項

チ〜ワ (略)

ならない。

一 総代会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は総代が総代会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 (略)

三 次に掲げる規定により総代会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

(新設)

(新設)

(新設)

イ (略)

ロ (略)

(新設)

(新設)

ハ〜チ (略)

カ) 法第五十三条の二十三の二第五項において準用する会社法第

三百九十九条の五(株主総会に対する報告義務)

四〇六 (略)

(補欠の役員)の選任)

第二十三条の六 法第五十二条第三項の規定による補欠の役員(取締役、会計参与及び監査役をいい、監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与をいう。以下この条において同じ。)の選任については、この条の定めるところによる。

2 法第五十二条第三項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

一 当該候補者が補欠の役員である旨

二 当該候補者を補欠の社外取締役(法第五十三条の二第五項に規定する社外取締役をいう。)として選任するときは、その旨

三 当該候補者を補欠の社外監査役(法第五十三条の五第三項に規定する社外監査役をいう。)として選任するときは、その旨

四 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員(補欠の役員)として選任するときは、その旨及び当該特定の役員(補欠の役員)の氏名(会計参与である場合にあつては、氏名又は名称)

五 同一の役員(二以上の役員)の補欠として選任した場合にあつては、当該二以上の役員)につき二人以上の補欠の役員を選任する

(新設)

四〇六 (略)

(補欠の会社役員)の選任)

第二十三条の六 法第五十二条第二項の規定による補欠の会社役員(当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下この条及び第二十九条の二において同じ。)の選任については、この条の定めるところによる。

2 法第五十二条第二項に規定する決議により補欠の会社役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

一 当該候補者が補欠の会社役員である旨

二 当該候補者を補欠の社外取締役(法第五十三条の二十四第三項に規定する社外取締役をいう。第二十三条の十九において同じ。)として選任するときは、その旨

三 当該候補者を補欠の社外監査役(法第五十三条の五第三項に規定する社外監査役をいう。)として選任するときは、その旨

四 当該候補者を一人又は二人以上の特定の会社役員(補欠の会社役員)として選任するときは、その旨及び当該特定の会社役員(補欠の会社役員)の氏名(会計参与である場合にあつては、氏名又は名称)

五 同一の会社役員(二以上の会社役員)の補欠として選任した場合にあつては、当該二以上の会社役員)につき二人以上の補欠の会社

ときは、当該補欠の役員相互間の優先順位

六 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

3 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の開始の時までとする。ただし、社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議によつてその期間を短縮することを妨げない。

（業務の適正を確保するための体制）

第二十三条の八 法第五十三条の十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める体制は、当該相互会社における次に掲げる体制とする。

一 当該相互会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 当該相互会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 当該相互会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 当該相互会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 次に掲げる体制その他の当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当該相互会社の実質子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項（法人が業務を執行する

社員を選任するときは、当該補欠の会社役員相互間の優先順位

六 補欠の会社役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

3 補欠の会社役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の開始の時までとする。ただし、社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議によつてその期間を短縮することを妨げない。

（業務の適正を確保するための体制）

第二十三条の八 法第五十三条の十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（新設）

<p>社員である場合の特則)の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(ハ及びニにおいて「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当該相互会社への報告に関する体制</p> <p>ロ 当該相互会社の実質子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>ハ 当該相互会社の実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>ニ 当該相互会社の実質子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>六 当該相互会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項</p> <p>七 前号の使用人の当該相互会社の取締役からの独立性に関する事項</p> <p>項</p> <p>八 当該相互会社の監査役第六号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>九 次に掲げる体制その他の当該相互会社の監査役への報告に関する体制</p> <p>イ 当該相互会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該相互会社の監査役に報告をするための体制</p> <p>ロ 当該相互会社の実質子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該相互会社の監査役に報告</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>六 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項</p> <p>七 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>八 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

をするための体制

十 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

十一 当該相互会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

十二 第六号から前号までに掲げる体制のほか、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(取締役会の議事録)

第二十三条の九 (略)

2 (略)

3 取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 取締役会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人が取締役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む)。

二 (略)

三 取締役会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ〜ニ (略)

(新設)

(新設)

九 前三号のほか、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(取締役会の議事録)

第二十三条の九 (略)

2 (略)

3 取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 取締役会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人が取締役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む)。

二 (略)

三 取締役会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ〜ニ (略)

ホ| 法第五十三条の二十三の三第七項において準用する会社法第

三百九十九条の十四（監査等委員会による取締役会の招集）の

規定により監査等委員会が選定した監査等委員が招集したもの

へ| 法第五十三条の三十第五項において準用する会社法第四百十
七条第一項（指名委員会等設置会社の取締役会の運営）の規定
により指名委員会等の委員の中から選定された者が招集したも
の

ト| （略）

チ| （略）

四・五 （略）

六 次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発
言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ〜ニ （略）

ホ| 法第五十三条の二十三の二第五項において準用する会社法第
三百九十九条の四（取締役会への報告義務）

へ| 法第五十三条の二十八第五項において準用する会社法第四百

六条（取締役会への報告義務）

七・八 （略）

4 （略）

（監査等委員の報告の対象）

第二十三条の十六の二 法第五十三条の二十三の二第五項において準
用する会社法第三百九十九条の五（株主総会に対する報告義務）に

（新設）

ホ| 法第五十三条の三十第五項において準用する会社法第四百十
七条第一項（委員会設置会社の取締役会の運営）の規定により
委員の中から選定された者が招集したもの

へ| （略）

ト| （略）

四・五 （略）

六 次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発
言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ〜ニ （略）

（新設）

ホ| 法第五十三条の二十八第五項において準用する会社法第四百

六条（取締役会への報告義務）

七・八 （略）

4 （略）

（新設）

規定する取締役が社員総会（総代会を設けているときは、総代会）に提出しようとするものは、電磁的記録その他の資料とする。

（監査等委員会の議事録）

第二十三条の十六の三、法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十第三項（監査等委員会の決議）の規定による監査等委員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

（新設）

2| 監査等委員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならぬ。

3| 監査等委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一| 監査等委員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない監査等委員、取締役（監査等委員であるものを除く。）、会計参与又は会計監査人が監査等委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二| 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果

三| 決議を要する事項について特別の利害関係を有する監査等委員があるときは、その氏名

四| 次に掲げる規定により監査等委員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ| 法第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十七条第三項（取締役の報告義務）の規定により読み替えて適用する

同条第一項

ロ 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十五条第三項（会計参与の報告義務）の規定により読み替えて適用する同条第一項

ハ 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十七条第四項（監査役に対する報告）の規定により読み替えて適用する同条第一項

五 監査等委員会に出席した取締役（監査等委員であるものを除く。）、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称

六 監査等委員会の議長が存するときは、議長の氏名

4 法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十二（監査等委員会への報告の省略）の規定により監査等委員会への報告を要しないものとされた場合には、監査等委員会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

- 一 監査等委員会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 二 監査等委員会への報告を要しないものとされた日
- 三 議事録の作成に係る職務を行った監査等委員の氏名

（業務の適正を確保するための体制）

第二十三条の十六の四 法第五十三条の二十三の三第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該相互会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

（新設）

-
- 二 前号の取締役及び使用人の当該相互会社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
 - 三 当該相互会社の監査等委員会の第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 四 次に掲げる体制その他の当該相互会社の監査等委員会への報告に関する体制
 - イ 当該相互会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び会計参与並びに使用人が当該相互会社の監査等委員会に報告をするための体制
 - ロ 当該相互会社の実質子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項（法人が業務を執行する社員である場合の特則）の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該相互会社の監査等委員会に報告をするための体制
 - 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 六 当該相互会社の監査等委員会の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 七 その他当該相互会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
-

- 2| 法第五十三条の二十三の三第一項第一号ハに規定する内閣府令で定める体制は、当該相互会社における次に掲げる体制とする。
- 一| 当該相互会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 二| 当該相互会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 三| 当該相互会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 四| 当該相互会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 五| 次に掲げる体制その他の当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ| 当該相互会社の実質子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該相互会社への報告に関する体制
 - ロ| 当該相互会社の実質子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ| 当該相互会社の実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ニ| 当該相互会社の実質子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(社債を引き受ける者の募集に際して取締役会が定めるべき事項)

第二十三条の十六の五 法第五十三条の二十三の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 二以上の募集(法第六十一条の募集をいう。以下この条において同じ。)に係る法第六十一条各号に掲げる事項の決定を委任するときは、その旨

二 募集社債(法第六十一条に規定する募集社債をいう。以下この条において同じ。)の総額の上限(前号に規定する場合にあつては、各募集に係る募集社債の総額の上限の合計額)

三 募集社債の利率の上限その他の利率に関する事項の要綱

四 募集社債の払込金額(法第六十一条第九号に規定する払込金額をいう。以下この号において同じ。)の総額の最低金額その他の払込金額に関する事項の要綱

(指名委員会等の議事録)

第二十三条の十七 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十二条第三項(指名委員会等の決議)の規定による指名委員会等の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 指名委員会等の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならぬ。

3 指名委員会等の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

(新設)

(委員会の議事録)

第二十三条の十七 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十二条第三項(委員会の決議)の規定による委員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 委員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならぬ。

3 委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

<p>一 指名委員会等が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与又は会計監査人が指名委員会等へ出席をした場合における当該出席の方法を含む。）</p> <p>二 指名委員会等の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>三 (略)</p> <p>四 指名委員会等が監査委員会である場合において、次に掲げる意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要</p> <p>イ 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十五条第四項（会計参与の報告義務）の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により監査委員会において述べられた意見又は発言</p> <p>ロ 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十七条第五項（監査役に対する報告）の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により監査委員会において述べられた意見又は発言</p> <p>ハ (略)</p> <p>五 指名委員会等へ出席した取締役（当該指名委員会等の委員であるものを除く。）、執行役、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称</p> <p>六 指名委員会等の議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>4 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十四条（指名委員会等への報告の省略）の規定により指名委員会等への報告を要しないものとされた場合には、指名委員会等の議事録は、</p>	<p>一 委員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与又は会計監査人が委員会へ出席をした場合における当該出席の方法を含む。）</p> <p>二 委員会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>三 (略)</p> <p>四 委員会が監査委員会である場合において、次に掲げる意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要</p> <p>イ 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十五条第三項（会計参与の報告義務）の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により監査委員会において述べられた意見又は発言</p> <p>ロ 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十七条第四項（監査役に対する報告）の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により監査委員会において述べられた意見又は発言</p> <p>ハ (略)</p> <p>五 委員会へ出席した執行役、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称</p> <p>六 委員会の議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>4 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十四条（委員会への報告の省略）の規定により委員会への報告を要しないものとされた場合には、委員会の議事録は、次の各号に掲げる事</p>
--	--

次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

- 一 指名委員会等への報告を要しないものとされた事項の内容
- 二 指名委員会等への報告を要しないものとされた日
- 三 (略)

(業務の適正を確保するための体制)

第二十三条の十八 法第五十三条の三十第一項第一号ロに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該相互会社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 二 前号の取締役及び使用人の当該相互会社の執行役からの独立性に関する事項
- 三 当該相互会社の監査委員会の第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 四 次に掲げる体制その他の当該相互会社の監査委員会への報告に関する体制
 - イ 当該相互会社の取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役及び会計参与並びに使用人が当該相互会社の監査委員会に報告をするための体制
 - ロ 当該相互会社の実質子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項(法人が業務を執行する社員である場合の特則)の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者か

項を内容とするものとする。

- 一 委員会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 二 委員会への報告を要しないものとされた日
- 三 (略)

(業務の適正を確保するための体制)

第二十三条の十八 法第五十三条の三十第一項第一号ロに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 二 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
- (新設)
- 三 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
- (新設)

ら報告を受けた者が当該相互会社の監査委員会に報告をするための体制

五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六 当該相互会社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

七 その他当該相互会社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2 法第五十三条の三十第一項第一号ホに規定する内閣府令で定める体制は、当該相互会社における次に掲げる体制とする。

一 当該相互会社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 当該相互会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 当該相互会社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 当該相互会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 次に掲げる体制その他の当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当該相互会社の実質子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その

（新設）

（新設）

四 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2 法第五十三条の三十第一項第一号ホに規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（新設）

他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該相互会社への報告に関する体制

ロ 当該相互会社の実質子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ 当該相互会社の実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ 当該相互会社の実質子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（報酬等の額の算定方法）

第二十三条の十九 法第五十三条の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十五条第一項第一号（責任の一部免除）に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(1) (略)

(2) 代表取締役以外の取締役（業務執行取締役等（法第五十三

（新設）

（新設）

（新設）

（報酬等の額の算定方法）

第二十三条の十九 法第五十三条の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十五条第一項第一号（責任の一部免除）に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(1) (略)

(2) 代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）又は代表

条の二第五項第一号に規定する業務執行取締役等をいう。）

であるものに限る。）又は代表執行役以外の執行役 四

- (3) 取締役(1)及び(2)に掲げるものを除く。)、会計参与、監査役又は会計監査人 二

(責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等)

第二十三条の二十 法第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十五条第四項(責任の一部免除)(法第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十六条第八項(取締役等による免除に関する定款の定め)及び第四百二十七条第五項(責任限定契約)において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(吸収合併等の際の資産及び負債の評価)

第二十四条の六 (略)

2 前項の規定は、新設合併(法第六十一条第一項に規定する新設合併をいう。次条において同じ。)のうち当該新設合併により相互会社が設立されるものについて準用する。

(計算関係書類の提供)

第二十七条 計算関係書類を作成した取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)は、会計監査人に対して計算関係書類を提供

執行役以外の執行役 四

- (3) 社外取締役、会計参与、監査役又は会計監査人 二

(責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等)

第二十三条の二十 法第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十五条第四項(責任の一部免除)(法第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十六条第六項(取締役等による免除に関する定款の定め)及び第四百二十七条第五項(責任限定契約)において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(吸収合併等の際の資産及び負債の評価)

第二十四条の六 (略)

2 前項の規定は、新設合併(法第六十一条に規定する新設合併をいう。次条において同じ。)のうち当該新設合併により相互会社が設立されるものについて準用する。

(計算関係書類の提供)

第二十七条 計算関係書類を作成した取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しよう

しようとするときは、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会の指定した監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会の指定した監査委員）に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

（監査等委員会の監査報告の内容）

第二十七条の四の二 監査等委員会は、計算関係書類及び会計監査報告（第二十七条の六第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、別紙様式第一号の三の二（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の七の二）により監査報告を作成しなければならない。

2 前項に規定する監査報告の内容（監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見を除く。）は、監査等委員会の決議をもって定めなければならない。

（会計監査報告の通知期限等）

第二十七条の六 （略）

2～4 （略）

5 第一項及び第二項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする（第二十七条の八において同じ。）。

一・二 （略）

三 監査等委員会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応

とするときは、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会の指定した監査委員）に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

（新設）

（会計監査報告の通知期限等）

第二十七条の六 （略）

2～4 （略）

5 第一項及び第二項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする（第二十七条の八において同じ。）。

一・二 （略）

（新設）

じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査等委員会が第一項の規定による会計監査報告の内容の通

知を受ける監査等委員を定めた場合 当該通知を受ける監査等

委員として定められた監査等委員

ロ イに掲げる場合以外の場合 監査等委員のうちいずれかの者

四 指名委員会等設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応

じ、当該イ又はロに定める者

イ・ロ (略)

(会計監査人の職務の遂行に関する事項)

第二十七条の七 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監査役
に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人につ
いての次に掲げる事項(当該事項に係る定めがない場合にあつては
、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。ただし
、すべての監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会
指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が既に当該事項を
知っている場合は、この限りでない。

一〜三 (略)

(会計監査人設置会社の監査役等の監査報告の通知期限)

第二十七条の八 (略)

2 計算関係書類については、特定取締役及び会計監査人が前項の規
定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役(監査等委員

三 委員会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当

該イ又はロに定める者

イ・ロ (略)

(会計監査人の職務の遂行に関する事項)

第二十七条の七 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監査役
に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人につ
いての次に掲げる事項(当該事項に係る定めがない場合にあつては
、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。ただし
、すべての監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)が既
に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一〜三 (略)

(会計監査人設置会社の監査役等の監査報告の通知期限)

第二十七条の八 (略)

2 計算関係書類については、特定取締役及び会計監査人が前項の規
定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役(委員会設置

会社設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)の監査を受けたものとみなす。

(監査等委員会の監査報告の内容等)

第二十八条の二の二 監査等委員会は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、別紙様式第一号の三の二(少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の七の二)により監査報告を作成しなければならぬ。

2 前項に規定する監査報告の内容(監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見を除く。)は、監査等委員会の決議をもって定めなければならない。

(監査役監査報告等の通知期限)

第二十八条の四 (略)

2 事業報告及びその附属明細書については、特定取締役が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)の監査を受けたものとする。

会社にあつては、監査委員会)の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)の監査を受けたものとみなす。

(新設)

(監査役監査報告等の通知期限)

第二十八条の四 (略)

2 事業報告及びその附属明細書については、特定取締役が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）の監査を受けたものとみなす。

4 (略)

5 第一項及び第三項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一・二 (略)

三 監査等委員会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査等委員会が第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査等委員を定めた場合 当該通知をすべき監査等委員として定められた監査等委員

ロ イに掲げる場合以外の場合 監査等委員のうちいずれかの者
四 指名委員会等設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ・ロ (略)

(計算書類等の提供)

第二十九条 法第五十四条の五の規定により社員（総代会を設けていないときは、総代。以下この条から第二十九条の三までにおいて同じ

3 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告については、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査を受けたものとみなす。

4 (略)

5 第一項及び第三項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一・二 (略)

(新設)

三 委員会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ・ロ (略)

(計算書類等の提供)

第二十九条 法第五十四条の五の規定により社員（総代会を設けていないときは、総代。以下この条から第二十九条の三までにおいて同じ

。) に対して行う提供計算書類 (次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。) の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一 (略)

二 会計監査人設置会社 次に掲げるもの

イ、ニ (略)

ホ 計算書類に係る監査役 (監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社) にあつては監査委員会) の監査報告があるときは、当該監査報告 (二以上の監査役が存する相互会社 (監査役会設置会社を除く。) の各監査役の監査報告の内容 (監査報告を作成した日を除く。) が同一である場合にあつては、一又は二以上の監査役の監査報告)

へ (略)

2・3 (略)

4 提供計算書類に表示すべき事項 (基金等変動計算書又は貸借対照表、損益計算書若しくは基金等変動計算書に関連する注記に限る。)

() に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を发出する時から定時社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置 (第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。第八項において同じ。) をとる場合における第二項の規定の適

。) に対して行う提供計算書類 (次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。) の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一 (略)

二 会計監査人設置会社 次に掲げるもの

イ、ニ (略)

ホ 計算書類に係る監査役 (監査役会設置会社にあつては監査役会、委員会設置会社にあつては監査委員会) の監査報告があるときは、当該監査報告 (二以上の監査役が存する相互会社 (監査役会設置会社を除く。) の各監査役の監査報告の内容 (監査報告を作成した日を除く。) が同一である場合にあつては、一又は二以上の監査役の監査報告)

へ (略)

2・3 (略)

4 提供計算書類に表示すべき事項 (貸借対照表、損益計算書又は基金等変動計算書に関連する注記に限る。) に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を发出する時から定時社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置 (第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。) をとる場合における

第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる

用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款のある場合に限る。

5 (略)

6 第四項の規定により計算書類に表示した事項の一部が社員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に社員に対して提供された計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

7 (略)

8 第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち基金等変動計算書又は貸借対照表、損益計算書若しくは基金等変動計算書に関連する注記以外のものに係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(事業報告等の社員への提供)

第二十九条の二 法第五十四条の五の規定により社員に対して行う提供事業報告(次に掲げるものをいう。以下この条において同じ。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一 (略)

場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5 (略)

6 第四項の規定により計算書類に表示した事項の一部が社員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、会計監査人又は監査委員会が、現に社員に対して提供された計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

7 (略)

(新設)

(事業報告等の社員への提供)

第二十九条の二 法第五十四条の五の規定により社員に対して行う提供事業報告(次に掲げるものをいう。以下この条において同じ。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一 (略)

二 事業報告に係る監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社）にあつては監査委員会）の監査報告があるときは、当該監査報告（二以上の監査役が存する相互会社（監査役会設置会社を除く。）の各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあつては、一又は二以上の監査役の監査報告）

三（略）

2（略）

3 事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を発出する時から定時社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

（削る）

一（略）

（削る）

（削る）

二 事業報告に係る監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、委員会設置会社）にあつては監査委員会）の監査報告があるときは、当該監査報告（二以上の監査役が存する相互会社（監査役会設置会社を除く。）の各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあつては、一又は二以上の監査役の監査報告）

三（略）

2（略）

3 事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を発出する時から定時社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 主要な事業内容

二（略）

三 財産及び損益の状況の推移

四 支店等及び代理店の状況

(削る)

(削る)

二〇六 (略)

七 会社役員（当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。次号において同じ。）の状況

八 (略)

九 事業報告に表示すべき事項（前各号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

4 (略)

5 第三項の規定により事業報告に表示した事項の一部が社員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、監査等委員会又は監査委員会が、現に社員に対して提供される事業報告が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

6 (略)

7 第三項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(連結計算書類の提供)

五 使用人の状況

六 主要な借入先の状況

七〇十一 (略)

十二 会社役員の状況

十三 (略)

十四 事業報告に表示すべき事項（前各号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

4 (略)

5 第三項の規定により事業報告に表示した事項の一部が社員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役又は監査委員会が、現に社員に対して提供される事業報告が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

6 (略)

(新設)

(連結計算書類の提供)

第二十九条の三 (略)

25 (略)

6 第四項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が社員に對して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に社員に對して提供された連結計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であることを社員に對して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に對して通知しなければならない。

7 (略)

(計算書類等の承認の特則に関する要件)

第二十九条の四 法第五十四条の六第四項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号(監査役設置会社であつて監査役会設置会社でない相互会社にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告(監査役会設置会社にあつては、監査役会監査報告に限る。)の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見がないこと。

三 第一号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容(監査役会監査報告の内容が

第二十九条の三 (略)

25 (略)

6 第四項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が社員に對して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、会計監査人又は監査委員会が、現に社員に對して提供された連結計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であることを社員に對して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に對して通知しなければならない。

7 (略)

(計算書類等の承認の特則に関する要件)

第二十九条の四 法第五十四条の六第四項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号(監査役設置会社であつて監査役会設置会社でない相互会社にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会又は監査委員会の監査報告(監査役会設置会社にあつては、監査役会監査報告に限る。)の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見がないこと。

三 第一号の会計監査報告に係る監査役会又は監査委員会の監査報告に付記された内容(監査役会監査報告の内容が監査役監査報告

各監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合に付記される当該監査役監査報告の内容、監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員の意見と異なる場合に付記される当該監査等委員の意見又は監査委員会の監査報告の内容が監査委員の意見と異なる場合に付記される当該監査委員の意見をいう。)が前号の意見でないこと。

四 (略)

(基金利息の支払等に関して責任をとるべき取締役等)

第三十条の八 法第五十五条の三第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

四 利息支払限度額(法第五十五条第一項に規定する利息支払限度額をいう。)又は償却等限度額(同条第二項に規定する償却等限度額をいう。)の計算に関する報告を監査役、監査等委員会、監査委員会又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役及び執行役

2 (略)

(計算書類に関する事項)

第三十条の十 法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による公告の日における

の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容又は監査委員会の監査報告の内容が監査委員の意見と異なる場合に付記される監査委員の意見をいう。)が前号の意見でないこと。

四 (略)

(基金利息の支払等に関して責任をとるべき取締役等)

第三十条の八 法第五十五条の三第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

四 利息支払限度額(法第五十五条第一項に規定する利息支払限度額をいう。)又は償却等限度額(同条第二項に規定する償却等限度額をいう。)の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役及び執行役

2 (略)

(計算書類に関する事項)

第三十条の十 法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による公告の日における

。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号の相互会社をいう。以下この条において同じ。）が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合 法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

三 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四・五（略）

（社債原簿記載事項の記載等の請求）

第三十一条の七 法第六十一条の五において読み替えて準用する会社

。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号の相互会社をいう。以下この条において同じ。）が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合 法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

三 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四・五（略）

（社債原簿記載事項の記載等の請求）

第三十一条の七 法第六十一条の五において読み替えて準用する会社

法第六百九十一条第二項（社債権者の請求による社債原簿記載事項の記載又は記録）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 社債取得者（社債を発行した相互会社以外の者から当該社債を取得した者（当該社債を発行した相互会社を除く。）をいう。以下この条において同じ。）が、社債権者として社債原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該社債取得者の取得した社債に係る法第六十一条の五において準用する会社法第六百九十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 二〇四（略）

（総資産額）

第三十二条 法第六十二条の二第一項第二号及び第二号の二イに規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同項第二号又は第二号の二に規定する譲渡に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における次に掲げる額の合計額をもって相互会社の総資産額とする方法とする。

法第六百九十一条第二項（社債権者の請求による社債原簿記載事項の記載又は記録）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 社債取得者（社債を発行した相互会社以外の者から当該社債を取得した者（当該社債を発行した相互会社を除く。）をいう。以下この条において同じ。）が社債権者として社債原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該社債取得者の取得した社債に係る法第六十一条の五において準用する会社法第六百九十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 二〇四（略）

（総資産額）

第三十二条 法第六十二条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同号に規定する譲渡に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における次に掲げる額の合計額をもって相互会社の総資産額とする方法とする。

一〇八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、算定基準日において法第六十二条の二第一項第二号又は第二号の二に規定する譲渡をする相互会社が清算相互会社（法第八十条の二に規定する清算相互会社をいう。以下同じ。）である場合における同項第二号及び第二号の二に規定する内閣府令で定める方法は、法第八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額をもつて相互会社の総資産額とする方法とする。

（登記に関する事項）

第三十五条の二 次の各号に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に定める行為をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

一 法第六十四条第二項第十五号 法第五十四条の七第三項の規定による措置

二 法第六十四条第二項第十七号イ 相互会社が行う電子公告

2 法第六十四条第二項第十七号に規定する場合には、同号イに掲げる事項であつて、決算公告（法第五十四条の七第一項の規定による

一〇八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、算定基準日において法第六十二条の二第一項第二号に規定する譲渡をする相互会社が清算相互会社（法第八十条の二に規定する清算相互会社をいう。以下同じ。）である場合における同号に規定する内閣府令で定める方法は、法第八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額をもつて相互会社の総資産額とする方法とする。

（登記に関する事項）

第三十五条の二 次の各号に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に定める行為をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

一 法第六十四条第二項第十六号 法第五十四条の七第三項の規定による措置

二 法第六十四条第二項第十八号イ 相互会社が行う電子公告

2 法第六十四条第二項第十八号に規定する場合には、同号イに掲げる事項であつて、決算公告（法第五十四条の七第一項の規定による

公告をいう。以下この項において同じ。)の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であつて決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

(計算書類に関する事項)

第三十六条の四 法第七十条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社^{第三項第二十八号イ}(株式会社^{第三項第二十八号イ}の設立の登記)に掲げる事項が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合

イ (略)

ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条^{第三項第二十八号イ}(株式会社^{第三項第二十八号イ}の設立の登記)に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会社^{第三項第二十八号イ}が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合

三 組織変更をする株式会社^{第三項第二十八号イ}が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法^{第二十四条第一項}(有価証券報告書の提出)の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

公告をいう。以下この項において同じ。)の内容である情報の提供を受けるものを、当該事項であつて決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるものと別に登記することができる。

(計算書類に関する事項)

第三十六条の四 法第七十条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社^{第三項第二十九号イ}(株式会社^{第三項第二十九号イ}の設立の登記)に掲げる事項が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合

イ (略)

ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条^{第三項第二十九号イ}(株式会社^{第三項第二十九号イ}の設立の登記)に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会社^{第三項第二十九号イ}が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合

三 組織変更をする株式会社^{第三項第二十九号イ}が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法^{第二十四条第一項}(有価証券報告書の提出)の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 組織変更をする株式会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五〇七（略）

（保険契約者総会参考書類の記載の特則）

第三十八条の三 保険契約者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該保険契約者総会に係る招集通知を発出する時から当該保険契約者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により保険契約者が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した保険契約者総会参考書類を保険契約者に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の法第六十九条第一項の決議がある場合に限る。

一・二（略）

三 保険契約者総会参考書類に記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

四 組織変更をする株式会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五〇七（略）

（保険契約者総会参考書類の記載の特則）

第三十八条の三 保険契約者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該保険契約者総会に係る招集通知を発出する時から当該保険契約者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により保険契約者が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した保険契約者総会参考書類を保険契約者に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の法第六十九条第一項の決議がある場合に限る。

一・二（略）

三 保険契約者総会参考書類に記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により保険契約者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(保険契約者総会の議事録)

第三十八条の八 (略)

2 (略)

3 保険契約者総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 保険契約者総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第三号において同じ。）、執行役員、会計参与、監査役、会計監査人又は保険契約者が保険契約者総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二〇五 (略)

(保険契約者総代会参考書類の記載の特則)

第四十条の四 保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該保険契約者総代会に係る招集通知を発出する時から当該保険契約者総代会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により総代会が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる

2 (略)

(新設)

(保険契約者総会の議事録)

第三十八条の八 (略)

2 (略)

3 保険契約者総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 保険契約者総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役員、会計参与、監査役、会計監査人又は保険契約者が保険契約者総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二〇五 (略)

(保険契約者総代会参考書類の記載の特則)

第四十条の四 保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該保険契約者総代会に係る招集通知を発出する時から当該保険契約者総代会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により総代会が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる

方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した保険契約者総代会参考書類を総代に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の法第七十七条第一項の決議がある場合に限る。

一・二 (略)

三 保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(保険契約者総代会の議事録)

第四十条の九 (略)

2 (略)

3 保険契約者総代会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 保険契約者総代会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役（監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第三号において同じ。）、執行

方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した保険契約者総代会参考書類を総代に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の法第七十七条第一項の決議がある場合に限る。

一・二 (略)

三 保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

(新設)

(保険契約者総代会の議事録)

第四十条の九 (略)

2 (略)

3 保険契約者総代会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 保険契約者総代会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は総代が保険契約者総代会に出席をした場合における当該出席の方法を含

役、会計参与、監査役、会計監査人又は総代が保険契約者総代会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二〇五 (略)

(株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請)

第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第八十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇十四 (略)

十五 組織変更後相互会社の取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

十六 組織変更後相互会社が会計参与設置会社であるときは、組織変更後相互会社の会計参与となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計参与となるべき者の履歴書(会計参与となるべき者が法人であるときは、当該会計参与となるべき者の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。第四十六條第十一号において同じ。)

十六の二 組織変更後相互会社が会計監査人設置会社であるときは、組織変更後相互会社の会計監査人となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計監査人となるべき者の履歴書(会計監査人となるべき者が法人であるときは、当該会計監査人と

む。)

二〇五 (略)

(株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請)

第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第八十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇十四 (略)

十五 組織変更後相互会社の取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

十六 組織変更後相互会社が会計参与設置会社であるときは、組織変更後相互会社の会計参与となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計参与となるべき者の履歴書(会計参与となるべき者が法人であるときは、当該会計参与となるべき者の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。第四十六條第十一号において同じ。)

(新設)

なるべき者の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。第四十六条第十一号の二において同じ。）

十七〜二十一 (略)

(組織変更をする相互会社の事前開示事項)

第四十二条 法第八十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 組織変更株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。以下この款において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等（法第九十六条の七第二号に規定する株式等をいう。以下この款において同じ。）の全部又は一部が組織変更株式交換完全親会社（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下同じ。）の株式であるときは、当該組織変更株式交換完全親会社の定め

ニ (略)

六 組織変更株式移転（法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。以下この款において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項

イ (略)

十七〜二十一 (略)

(組織変更をする相互会社の事前開示事項)

第四十二条 法第八十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 組織変更株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。以下この款において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等（法第九十六条の七第二号に規定する株式等をいう。以下この款において同じ。）の全部又は一部が組織変更株式交換完全親会社の株式であるときは、当該組織変更株式交換完全親会社の定め

ニ (略)

六 組織変更株式移転（法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。以下この款において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の全部又は一部が
同条第五項において準用する会社法第八十八条第三項第三号（
新株予約権買取請求）に定める新株予約権を発行しているとき
は、同法第七百七十三条第一項第九号及び第十号（株式移転計
画）に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項（当該
新株予約権に係る事項に限る。）

ハ（略）

七・八（略）

（相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項）

第四十二条の三 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定
める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 組織変更をする相互会社の計算書類に関する事項として、次に
掲げるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更
をする相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定に
より公告をしている場合 次に掲げるもの

(1)（略）

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二
項第十七号イに掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする相互会
社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合

ロ 法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の全部又は一部が
同条第四項において準用する会社法第八十八条第三項第三号（
新株予約権買取請求）に定める新株予約権を発行しているとき
は、同法第七百七十三条第一項第九号及び第十号（株式移転計
画）に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項（当該
新株予約権に係る事項に限る。）

ハ（略）

七・八（略）

（相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項）

第四十二条の三 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定
める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 組織変更をする相互会社の計算書類に関する事項として、次に
掲げるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更
をする相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定に
より公告をしている場合 次に掲げるもの

(1)（略）

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二
項第十八号イに掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする相互会
社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合

法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

- ハ 組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨
- 二〜ハ（略）

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四十五条の三 法第九十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一〜六（略）
- 七 定款に定められた事項（法第九十三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であつて、当該組織変更をする相互会社に対して組織変更時発行株式（法第九十二条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

（組織変更時発行株式の交付に伴う義務が履行された場合）

第四十五条の四の二 次に掲げる義務が履行された場合には、組織変更後株式会社その他資本剰余金の額は、当該義務の履行により組織変更後株式会社に対して支払われた金銭又は給付された金銭以外の財産の額が増加するものとする。

法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

- ハ 組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨
- 二〜ハ（略）

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四十五条の三 法第九十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一〜六（略）
- 七 定款に定められた事項（法第九十三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であつて、当該組織変更をする相互会社に対して組織変更時発行株式（法第九十二条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。第四十五条の四の二及び第四十五条の七第二項において同じ。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

（組織変更時発行株式の交付に伴う義務が履行された場合）

第四十五条の四の二 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第二百十二条第一項第二号（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）に掲げる場合において、同項の規定により同号に定める額の全部又は一部を支払う義務が履行されたときは、組織

一 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第二百十二条第一項第二号（不正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）に掲げる場合において、同項の規定により同号に定める額の全部又は一部を支払う義務

二 法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第二百十三条の二第一項各号（出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任）に掲げる場合において、同項の規定により同項各号に定める行為をする義務

（旧社員等による責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第四十五条の六 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二 （略）

（組織変更後株式会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

第四十五条の七 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 （略）

変更後株式会社その他資本剰余金の額は、当該義務の履行により組織変更後株式会社に対して支払われた額が増加するものとする。

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第四十五条の六 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二 （略）

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第四十五条の七 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 （略）

二 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）第四十五条の七の四第三号において同じ。）を提起しないときは、その理由

（削る）

（旧社員等による責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第四十五条の七の二 法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第一項及び第三項（旧株主による責任追及等の訴え）（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。第四十五条の七の四第二号において同じ。）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

2 |

前項第二号及び第三号に規定する「請求対象者」とは、法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第二百十二条第一項（第一号を除く。）（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）の義務を負う組織変更時発行株式の引受人のうち、法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。

（新設）

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

三 株式交換等完全親会社（法第九十六条の四において準用する会社法第四百十九条第二項第一号（訴訟参加）に規定する株式交換等完全親会社をいう。）の名称及び住所並びに当該株式交換等完全親会社の株主である旨

（完全親会社）

第四十五条の七の三 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第四百七条の二第一項（旧株主による責任追及等の訴え）に規定する内閣府令で定める株式会社は、ある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社（当該ある株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条において同じ。）又は当該ある株式会社の完全子会社が法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第四百七条の二第一項の特定の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該ある株式会社とする。

2 前項の規定の適用については、同項のある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社又は当該ある株式会社の完全子会社が他の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該他の株式会社は、完全子会社とみなす。

（株式交換等完全子会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

第四十五条の七の四 法第九十六条の四において準用する会社法第八

（新設）

（新設）

百四十七条の二第七項（旧株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 株式交換等完全子会社（法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。）が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第一項又は第三項の規定による請求に係る訴えについての第四十五条の七の二第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴えを提起しないときは、その理由

（旧社員等による責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第四十五条の八 法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（完全親会社）

第四十五条の八 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百五十一条第一項第一号（株主でなくなった者の訴訟追行）

（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める株式会社は、ある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社（当該ある株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条において同じ。又は当該ある株式会社の完全子会社が法第九十六条の四において準用する会社法第八百五十一条第一項第一号の特定の株式会社の

（組織変更後株式会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

第四十五条の八の二 法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 組織変更後株式会社が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。第四十五条の八の五第三号において同じ。）を提起しないときは、その理由

2 | 発行済株式の全部を有する場合における当該ある株式会社とする。
前項の規定の適用については、同項のある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社又は当該ある株式会社の完全子会社が他の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該他の株式会社は、完全子会社とみなす。

（新設）

(旧社員等による責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第四十五条の八の三 法第九十六条の四の二において準用する会社法第八百四十七条の二第一項及び第三項(旧株主による責任追及等の訴え)(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。第四十五条の八の五第二号において同じ。)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

三 株式交換等完全親会社(法第九十六条の四の二において準用する会社法第八百四十九条第二項第一号(訴訟参加)に規定する株式交換等完全親会社をいう。)の名称及び住所並びに当該株式交換等完全親会社の株主である旨

(完全親会社)

第四十五条の八の四 法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条の二第一項(旧株主による責任追及等の訴え)に規定する内閣府令で定める株式会社は、ある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社(当該ある株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条において同じ。)又は当該ある株式会社の完全子会社が法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条の二第一項の特定の株式会社

(新設)

(新設)

の発行済株式の全部を有する場合における当該ある株式会社とする⁹⁾

2 前項の規定の適用については、同項のある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社又は当該ある株式会社の完全子会社が他の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該他の株式会社は、完全子会社とみなす。

(株式交換等完全子会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法)

第四十五条の八の五 法第九十六条の四の二において準用する会社法第八百四十七条の二第七項(旧株主による責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 株式交換等完全子会社(法第九十六条の四の二において準用する会社法第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。)が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)

二 法第九十六条の四の二において準用する会社法第八百四十七条の二第一項又は第三項の規定による請求に係る訴えについての第四十五条の八の三第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴えを提起しないときは、その理由

(新設)

(出資の履行の仮装に関して責任をとるべき取締役等)

第四十五条の八の六 法第九十六条の四の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 出資の履行（法第九十六条第三項に規定する出資の履行をいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った取締役及び執行役

二 出資の履行の仮装が取締役会の決議に基づいて行われたときは次に掲げる者

イ 当該取締役会の決議に賛成した取締役

ロ 当該取締役会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した取締役及び執行役

三 出資の履行の仮装が社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この号において同じ。）の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該社員総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した取締役

ロ イの議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

ハ 当該社員総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした取締役及び執行役

(純資産の額)

(新設)

(純資産の額)

第四十五条の十二 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第二項第二号（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準（組織変更株式交換契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該組織変更株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円）をもって組織変更株式交換完全親会社の純資産額とする方法とする。

一～七 （略）

（株式の数）

第四十五条の十三 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数のうちいずれか小さい数とする。

- 一 特定株式（法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項に規定する行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければなら

第四十五条の十二 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項第二号（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（組織変更株式交換契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該組織変更株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円）をもって組織変更株式交換完全親会社の純資産額とする方法とする。

一～七 （略）

（株式の数）

第四十五条の十三 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第四項（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数のうちいずれか小さい数とする。

- 一 特定株式（法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第四項に規定する行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければなら

ない旨の定款の定めがある場合にあつては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならない旨の定款の定めがある場合にあつては、一から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数

二 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第三項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

三 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第三項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第三項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

四 (略)

ない旨の定款の定めがある場合にあつては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならない旨の定款の定めがある場合にあつては、一から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数

二 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第四項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

三 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第四項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第四項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

四 (略)

(計算書類に関する事項)

第四十五条の十五 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項第三号(債権者の異議)に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の五第三項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(組織変更株式交換完全親会社及び組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。)が会社法第四百四十条第一項(計算書類の公告)(法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは会社法第四百四十条第二項又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ・ロ (略)

- ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百一十一条第三項第二十八号イ(株式会社の設立の登記)又は法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を

(計算書類に関する事項)

第四十五条の十五 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項第三号(債権者の異議)に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の五第三項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(組織変更株式交換完全親会社及び組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。)が会社法第四百四十条第一項(計算書類の公告)(法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは会社法第四百四十条第二項又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ・ロ (略)

- ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百一十一条第三項第二十九号イ(株式会社の設立の登記)又は法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を

執っている場合 会社法第九百十一条第三項第二十六号又は法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

三 組織変更株式交換完全親会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合又は組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該組織変更株式交換完全親会社又は組織変更をする相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四・五 (略)

(共同して組織変更株式移転をする株式会社の事前開示事項)

第四十五条の十七 法第九十六条の九第五項において読み替えて準用する会社法第八百三条第一項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社についての次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務

執っている場合 会社法第九百十一条第三項第二十七号又は法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

三 組織変更株式交換完全親会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合又は組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該組織変更株式交換完全親会社又は組織変更をする相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四・五 (略)

(共同して組織変更株式移転をする株式会社の事前開示事項)

第四十五条の十七 法第九十六条の九第四項において読み替えて準用する会社法第八百三条第一項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社についての次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務

の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約等備置開始日（法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百三条第二項に規定する新設合併契約等備置開始日をいう。以下この条において同じ。）後株式移転の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四（略）

五 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十条（第一項第一号及び第二号を除く。）（債権者の異議）の規定により株式移転について異議を述べることができる債権者があるときは、株式移転が効力を生ずる日以後における組織変更株式移転設立完全親会社の債務（他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社から承継する債務を除き、当該異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

六（略）

（計算書類に関する事項）

第四十五条の十八 法第九十六条の九第五項において読み替えて準用する会社法第八百十条第二項第三号（債権者の異議）に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の

の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約等備置開始日（法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百三条第二項に規定する新設合併契約等備置開始日をいう。以下この条において同じ。）後株式移転の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四（略）

五 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百十条（第一項第一号及び第二号を除く。）（債権者の異議）の規定により株式移転について異議を述べることができる債権者があるときは、株式移転が効力を生ずる日以後における組織変更株式移転設立完全親会社の債務（他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社から承継する債務を除き、当該異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

六（略）

（計算書類に関する事項）

第四十五条の十八 法第九十六条の九第四項において読み替えて準用する会社法第八百十条第二項第三号（債権者の異議）に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百十条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の

九第五項において準用する会社法第八十条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第九十六条の九第一項第九号の株式会社及び組織変更株式会社を伴う組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは会社法第四百四十条第二項の規定又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
イ・ロ （略）

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百一十一条第三項第二十八号イ（株式会社の設立の登記）又は法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 会社法第九百一十一条第三項第二十六号又は法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社又は法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該株式会社又は相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

九第四項において準用する会社法第八十条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第九十六条の九第一項第九号の株式会社及び組織変更株式会社を伴う組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは会社法第四百四十条第二項の規定又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
イ・ロ （略）

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百一十一条第三項第二十九号イ（株式会社の設立の登記）又は法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 会社法第九百一十一条第三項第二十七号又は法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社又は法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該株式会社又は相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四・五 (略)

(共同して組織変更株式移転をする株式会社の事後開示事項)

第四十五条の十九 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十一条第一項第二号(新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 次に掲げる手続の経過

イ 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百五条の二(新設合併等をやめることの請求)の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百六条(反対株主の株式買取請求)、第八百八条(第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号を除く。)(新株予約権買取請求)及び第八百十条(第一項第一号及び第二号を除く。)(債権者の異議)の規定による手続の経過

三〇五 (略)

(相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請)

第四十六条 相互会社は、法第九十六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

四・五 (略)

(共同して組織変更株式移転をする株式会社の事後開示事項)

第四十五条の十九 法第九十六条の九第四項において読み替えて準用する会社法第八百十一条第一項第二号(新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百六条(

反対株主の株式買取請求)、第八百八条(第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号を除く。)(新株予約権買取請求)及び第八百十条(第一項第一号及び第二号を除く。)(債権者の異議)の規定による手続の経過

三〇五 (略)

(相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請)

第四十六条 相互会社は、法第九十六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇九 (略)

十 組織変更後株式会社の取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

十一 組織変更後株式会社が会計参与設置会社であるときは、組織変更後株式会社の会計参与となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計参与となるべき者の履歴書

十一の二 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社であるときは、組織変更後株式会社の会計監査人となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計監査人となるべき者の履歴書

十二・十三 (略)

（組織変更後株式会社の事後開示事項）

第四十六条の三 法第九十六条の十五において準用する法第八十二条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 組織変更株式交換をした場合には、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 組織変更株式交換完全親会社における次に掲げる手続の経過
(1) 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条の二（吸収合併等をやめることの請求）の規定による

一〇九 (略)

十 組織変更後株式会社の取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

十一 組織変更後株式会社が会計参与設置会社であるときは、組織変更後株式会社の会計参与となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計参与となるべきものの履歴書
（新設）

十二・十三 (略)

（組織変更後株式会社の事後開示事項）

第四十六条の三 法第九十六条の十五において準用する法第八十二条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 組織変更株式交換をした場合には、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 組織変更株式交換完全親会社における法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）及び第七百九十九条（第一項第一号及び第二号を除く

請求に係る手続の経過

(2) 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）及び第七百九十九条（第一項第一号及び第二号を除く。）（債権者の異議）の規定による手続の経過

ハ・ニ（略）

三 組織変更株式移転をした場合には、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第九十六条の九第一項第九号の株式会社における次に掲げる手続の経過

(1) 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百五十二条の二（新設合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

(2) 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百六条（反対株主の株式買取請求）、第八百八条（第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号を除く。）（新株予約権買取請求）及び第八百十条（第一項第一号及び第二号を除く。）（債権者の異議）の規定による手続の経過

ハ・ホ（略）

四・五（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるも

。) (債権者の異議) の規定による手続の経過

ハ・ニ（略）

三 組織変更株式移転をした場合には、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百六条（反対株主の株式買取請求）、第八百八条（第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号を除く。）（新株予約権買取請求）及び第八百十条（第一項第一号及び第二号を除く。）（債権者の異議）の規定による法第九十六条の九第一項第九号の株式会社における手続の経過

ハ・ホ（略）

四・五（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるも

のは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名

ホ・ヘ (略)

二〜六 (略)

2 (略)

(保険計理人意見書)

第八十二条 保険計理人は、計算書類を承認する取締役会に、次に掲げる事項を記載した意見書を提出しなければならない。

一〜六 (略)

七 第三号から第六号までに掲げる事項に対する保険計理人の意見

2 (略)

3 保険計理人は、第一項の規定にかかわらず、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会の指定した監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会の指定した監査委員）又は会計監査人に対し、同項第三号から第七号までに掲げる事項の内容を通知することができる。

(届出事項等)

のは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名

ホ・ヘ (略)

二〜六 (略)

2 (略)

(保険計理人意見書)

第八十二条 保険計理人は、計算書類を承認する取締役会に、次に掲げる事項を記載した意見書を提出しなければならない。

一〜六 (略)

七 前四号に掲げる事項に対する保険計理人の意見

2 (略)

3 保険計理人は、第一項の規定にかかわらず、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会の指定した監査委員）又は会計監査人に対し、同項第三号から第七号までに掲げる事項の内容を通知することができる。

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあつては保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の二（略）

256 (略)

（相互会社を設立するときの株式会社と相互会社との新設合併契約）
第九十九条の三の三 法第六十三条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併設立相互会社（法第六十一条第二号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下この節において同じ。）が新設合併に際して新設合併消滅株式会社（法第六十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅株式会社をいう。以下この節（第

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の二（略）

256 (略)

（相互会社を設立するときの株式会社と相互会社との新設合併契約）
第九十九条の三の三 法第六十三条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併設立相互会社（法第六十一条第二号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下この節において同じ。）が新設合併に際して新設合併消滅株式会社（法第六十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅株式会社をいう。以下この節（第百一条

百一条の二の二十三、第百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。)において同じ。)の株主に對してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

二〇四 (略)

(社員の寄与分の計算)

第百条 法第百六十四条第三項又は第百六十五条第六項において準用する法第九十条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、吸収合併消滅相互会社(法第百六十条第一号に規定する吸収合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。)又は新設合併消滅相互会社(法第百六十一条第一項第一号に規定する新設合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。)の社員が当該吸収合併消滅相互会社又は新設合併消滅相互会社と締結している保険契約ごとの寄与分の合計額とする。

2 (略)

(株式の発行等により一に満たない端数を処理する場合における市場価格)

第百条の二 法第百六十四条第三項又は第百六十五条第六項において読み替えて準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項(一)に満たない端数の処理)に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に

の二の二十三、第百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。)において同じ。)の株主に對してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

二〇四 (略)

(社員の寄与分の計算)

第百条 法第百六十四条第三項又は第百六十五条第五項において準用する法第九十条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、吸収合併消滅相互会社(法第百六十条第一号に規定する吸収合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。)又は新設合併消滅相互会社(法第百六十一条第一号に規定する新設合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。)の社員が当該吸収合併消滅相互会社又は新設合併消滅相互会社と締結している保険契約ごとの寄与分の合計額とする。

2 (略)

(株式の発行等により一に満たない端数を処理する場合における市場価格)

第百条の二 法第百六十四条第三項又は第百六十五条第五項において読み替えて準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項(一)に満たない端数の処理)に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に

定める額をもつて法第六十四条第三項又は法第六十五条第六項において準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する株式の価格とする方法とする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 法第六十四条第三項又は法第六十五条第六項において準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定により売却する日（以下この号において「売却日」という。）における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たたる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

ロ (略)

(合併剰余金額の計算等)

第百一条 法第六十四条第四項又は法第六十五条第七項において準用する法第九十一条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、消滅相互会社の合併時における純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうち第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

一・二 (略)

2 (略)

定める額をもつて法第六十四条第三項又は法第六十五条第五項において準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する株式の価格とする方法とする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 法第六十四条第三項又は法第六十五条第五項において準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定により売却する日（以下この号において「売却日」という。）における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たたる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

ロ (略)

(合併剰余金額の計算等)

第百一条 法第六十四条第四項又は法第六十五条第六項において準用する法第九十一条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、消滅相互会社の合併時における純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうち第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

一・二 (略)

2 (略)

(消滅株式会社の事前開示事項)

第百一条の二 (略)

2 法第百六十五条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立会社の債務(保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利(保険金請求権等を除く。))に係る債務及び他の新設合併消滅会社から承継する債務を除く。)の履行の見込みに関する事項

六 (略)

(消滅株式会社の計算書類に関する公告事項)

第百一条の二の二 法第百六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき消滅株式会社(消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合にあつては、他の新設合併消滅株式会社を含む。以下この条において同じ。)が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項(計算書類の公告)の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

(消滅株式会社の事前開示事項)

第百一条の二 (略)

2 法第百六十五条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立会社の債務(保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利(保険金請求権等を除く。))に係る債務又は他の新設合併消滅会社から承継する債務を除く。)の履行の見込みに関する事項

六 (略)

(消滅株式会社の計算書類に関する公告事項)

第百一条の二の二 法第百六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき消滅株式会社(消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合にあつては、他の新設合併消滅株式会社を含む。以下この条において同じ。)が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項(計算書類の公告)の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ (略)

ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百一十一
条第三項第二十八号イ(株式会社)の設立の登記)に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき消滅株式会社が会社法第
四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百
十一條第三項第二十六号に掲げる事項

三 消滅株式会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社
である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条
第一項(有価証券報告書の提出)の規定により最終事業年度に係
る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 消滅株式会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律第二十八条(計算書類の公告等に関する規定の適用除外)の
規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである
場合 その旨

五〇七 (略)

(消滅株式会社の公告事項)

第百一条の二の三 法第六百六十五条の七第二項第五号に規定する内閣
府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇三 (略)

四 公告対象会社(吸収合併存続相互会社又は新設合併消滅相互会
社をいう。以下この号において同じ。)の計算書類に関する事項
として、法第六百六十五条の七第二項の規定による公告の日にお

イ (略)

ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百一十一
条第三項第二十九号イ(株式会社)の設立の登記)に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき消滅株式会社が会社法第
四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百
十一條第三項第二十七号に掲げる事項

三 消滅株式会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会
社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条
第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出し
ているとき その旨

四 消滅株式会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用さ
れないものである場合 その旨

五〇七 (略)

(消滅株式会社の公告事項)

第百一条の二の三 法第六百六十五条の七第二項第五号に規定する内閣
府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇三 (略)

四 公告対象会社(吸収合併存続相互会社又は新設合併消滅相互会
社をいう。以下この号において同じ。)の計算書類に関する事項
として、法第六百六十五条の七第二項の規定による公告の日にお

る次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

(1) (略)

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

二〇八 (略)

(吸収合併存続株式会社の計算書類に関する公告事項)

第百一条の二の八 法第六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

る次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

(1) (略)

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

二〇八 (略)

(吸収合併存続株式会社の計算書類に関する公告事項)

第百一条の二の八 法第六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ（略）

ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条

第三項第二十八号イ（株式会社の設立の登記）に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

三 吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四・五（略）

（吸収合併存続株式会社の公告事項）

第一百一条の二の九 法第六十五条の十二において準用する法第六十六条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 吸収合併消滅相互会社の計算書類に関する事項として、法第六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第二項の規

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ（略）

ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条

第三項第二十九号イ（株式会社の設立の登記）に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三 吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四・五（略）

（吸収合併存続株式会社の公告事項）

第一百一条の二の九 法第六十五条の十二において準用する法第六十六条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 吸収合併消滅相互会社の計算書類に関する事項として、法第六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第二項の規

定による公告の日における次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

(1) (略)

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合

法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

ハ 吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ〜ヘ (略)

（吸収合併継続株式会社の事後開示事項）

第百一条の二の十一 法第六十五条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅相互会社における次に掲げる手続の経過

イ 法第六十五条の十六の二の規定による請求に係る手続の経過

定による公告の日における次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

(1) (略)

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合

法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

ハ 吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ〜ヘ (略)

（吸収合併継続株式会社の事後開示事項）

第百一条の二の十一 法第六十五条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅相互会社における法第六十五条の十七の規定による手続の経過

イ 法第六十五条の十七の規定による手続の経過

過

ロ 法第百六十五条の十七の規定による手続の経過

三 吸収合併存続株式会社における次に掲げる手続の経過

イ 法第百六十五条の十一の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の四第一項及び第二項の規定、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の五第二項において準用する会社法第七百九十七条第五項から第九項まで（反対株主の株式買取請求）の規定、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七の規定並びに法第百六十五条の十二において準用する会社法第七百九十七条第一項及び第二項の規定による手続の経過

四〇七（略）

（新設合併設立株式会社の事後開示事項）

第百一条の二十二 法第百六十五条の十四第三項において準用する法第百六十五条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 法第百六十五条の三の二又は第百六十五条の十六の二の規定による請求に係る手続の経過

三 吸収合併存続株式会社における法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の四第一項及び第二項の規定、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の五第二項において準用する会社法第七百九十七条第五項から第七項までの規定、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七の規定並びに法第百六十五条の十二において準用する会社法第七百九十七條第一項及び第二項の規定による手続の経過

四〇七（略）

（新設合併設立株式会社の事後開示事項）

第百一条の二十二 法第百六十五条の十四第三項において準用する法第百六十五条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 法第百六十五条の五第一項の規定、同条第二項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第七項まで（反対株主の株式買取請求）の規定、法第百六十五条の六第一項の規定、同条第二項において準用する会社法第七百八十七条第五項から第七項まで

四 法第百六十五条の五第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第九項まで（反対株主の株式買取請求）、法第百六十五条の六第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十七条第五項から第十項まで（新株予約権買取請求）、法第百六十五条の七並びに第百六十五条の十七の規定による手続の経過

五〇七（略）

（消滅相互会社の事前開示事項）

第百一条の二十三（略）

2 法第百六十五条の十五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、消滅相互会社が新設合併消滅相互会社である場合は、次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め^レの相当性に関する事項

イ 新設合併設立会社が相互会社である場合 法第百六十一条第一項第六号又は第百六十三条第一項第六号から第八号までに掲げる事項についての定め

ロ（略）

二〇四（略）

五 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立会社の債

（新株予約権買取請求）の規定、法第百六十五条の七の規定及び法第百六十五条の十七の規定による手続の経過
（新設）

四〇六（略）

（消滅相互会社の事前開示事項）

第百一条の二十三（略）

2 法第百六十五条の十五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、消滅相互会社が新設合併消滅相互会社である場合は、次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め^レの相当性に関する事項

イ 新設合併設立会社が相互会社である場合 法第百六十一条第六号又は第百六十三条第一項第六号から第八号までに掲げる事項についての定め

ロ（略）

二〇四（略）

五 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立会社の債

務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務及び他の新設合併消滅会社から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

六（略）

（消滅相互会社の公告事項）

第一百一条の二十四 法第六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四（略）

五 公告対象会社（消滅相互会社、新設合併消滅株式会社及び吸収合併存続会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

(1)（略）

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イ又は会社法第九百十一条第三項第二十八号イ（株式会社設立の登記）に掲げる事項

務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務又は他の新設合併消滅会社から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

六（略）

（消滅相互会社の公告事項）

第一百一条の二十四 法第六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四（略）

五 公告対象会社（消滅相互会社、新設合併消滅株式会社及び吸収合併存続会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

(1)（略）

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イ又は会社法第九百十一条第三項第二十九号イ（株式会社設立の登記）に掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社又は会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該相互会社又は株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

ホトト （略）

（吸収合併存続相互会社の公告事項）

第百一条の二十の十七 法第六十五条の二十において準用する法第六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 （略）

四 公告対象会社（吸収合併存続相互会社及び吸収合併消滅会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第六十五条の二十において準用する法第六十五条の十

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十六号又は会社法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社又は会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該相互会社又は株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

ホトト （略）

（吸収合併存続相互会社の公告事項）

第百一条の二十の十七 法第六十五条の二十において準用する法第六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 （略）

四 公告対象会社（吸収合併存続相互会社及び吸収合併消滅会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第六十五条の二十において準用する法第六十五条の十

七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

(1) (略)

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イ又は会社法第九百十一条第三項第二十八号イ（株式会社設立の登記）に掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社又は会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該相互会社又は株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないもの

七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

(1) (略)

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イ又は会社法第九百十一条第三項第二十九号イ（株式会社設立の登記）に掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十六号又は会社法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社又は会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該相互会社又は株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

である場合 その旨

ホクト (略)

(吸収合併存続相互会社の事後開示事項)

第百一条の二十九 法第百六十五条の二十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、吸収合併消滅会社における当該イ又はロに定める手続の経過

イ 吸収合併消滅会社が株式会社である場合 次に掲げる手続の経過

(1) (略)

(2) 法第百六十五条の三の二の規定による請求に係る手続の経過

(3) 法第百六十五条の五第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第九項まで (反対株主の株式買取請求)、法第百六十五条の六第一項及び同条第二項

において準用する会社法第七百八十七條第五項から第十項まで (新株予約権買取請求) 並びに法第百六十五条の七の規定

ホクト (略)

(吸収合併存続相互会社の事後開示事項)

第百一条の二十九 法第百六十五条の二十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、吸収合併消滅会社における当該イ又はロに定める手続の経過

イ 吸収合併消滅会社が株式会社である場合 次に定める手続の経過

(1) (略)

(2) 法第百六十五条の五第一項の規定、同条第二項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第七項まで (反対株主の株式買取請求) の規定、法第百六十五条の六第一項の規定、同条第二項において準用する会社法第七百八十七條第五項から第七項まで (新株予約権買取請求) の規定及び法第百六十五条の七の規定による手続の経過 (新設)

による手続の経過

ロ 吸収合併消滅会社が相互会社である場合 次に掲げる手続の経過

(1) 法第六十五條の十六の二の規定による請求に係る手続の経過

(2) 法第六十五條の十七の規定による手続の経過

三 吸収合併存続相互会社における次に掲げる手続の経過

イ 法第六十五條の二十において準用する法第六十五條の十六の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第六十五條の二十において準用する法第六十五條の十七の規定による手続の経過

四〇七 (略)

(新設合併設立相互会社の事後開示事項)

第一百條の二十 法第六十五條の二十二第三項において準用する法第六十五條の二十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、新設合併消滅会社における当該イ又はロに定める手続の経過

イ 株式会社と相互会社との新設合併である場合 次に掲げる手続の経過

(1) (略)

ロ 吸収合併消滅会社が相互会社である場合 法第六十五條の十七の規定による手続の経過

三 吸収合併存続相互会社における法第六十五條の二十において準用する法第六十五條の十七の規定による手続の経過

四〇七 (略)

(新設合併設立相互会社の事後開示事項)

第一百條の二十 法第六十五條の二十二第三項において準用する法第六十五條の二十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、新設合併消滅会社における当該イ又はロに定める手続の経過

イ 株式会社と相互会社との新設合併である場合 次に定める手続の経過

(1) (略)

(2) 法第百六十五条の三の二又は第百六十五条の十六の二の規定による請求に係る手続の経過

(3) 法第百六十五条の五第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第九項まで（反対株主の株式買取請求）、法第百六十五条の六第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十七条第五項から第十項まで（新株予約権買取請求）、法第百六十五条の七並びに第百六十五条の十七の規定による手続の経過

ロ 相互会社と相互会社との新設合併である場合 次に掲げる手続の経過

(1) 法第百六十五条の十六の二の規定による請求に係る手続の経過

(2) 法第百六十五条の十七の規定による手続の経過

三〇五 (略)

(計算書類に関する公告事項)

第百一条の二の二十四 法第百六十五条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における

(2) 法第百六十五条の五第一項の規定、同条第二項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第七項まで（反対株主の株式買取請求）の規定、法第百六十五条の六第一項の規定、同条第二項において準用する会社法第七百八十七条第五項から第七項まで（新株予約権買取請求）の規定、法第百六十五条の七の規定及び法第百六十五条の十七の規定による手続の経過

(新設)

ロ 相互会社と相互会社との新設合併である場合 法第百六十五条の十七の規定による手続の経過

三〇五 (略)

(計算書類に関する公告事項)

第百一条の二の二十四 法第百六十五条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における

。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（吸収合併消滅株式会社、吸収合併存続株式会社又は新設合併消滅株式会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
イ・ロ （略）

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一條第三項第二十八号イ（株式会社の設定の登記）に掲げる事項

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百十一條第三項第二十六号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五〇七 （略）

。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（吸収合併消滅株式会社、吸収合併存続株式会社又は新設合併消滅株式会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
イ・ロ （略）

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一條第三項第二十九号イ（株式会社の設定の登記）に掲げる事項

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百十一條第三項第二十七号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五〇七 （略）

(会社法合併会社の公告事項)

第百一条の三 法第百六十五条の二十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 株式会社と株式会社とが合併する場合 合併後消滅する株式会社の株主に対する金銭等(会社法第百五十一条第一項(株式の質入れの効果)に規定する金銭等をいう。以下この条及び第百五条の三において同じ。)の割当て又は新株予約権者に対する新株予約権若しくは金銭の割当てに関する事項

ロ (略)

三 (略)

(合併後の公告事項)

第百三条 法第百六十六条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる事項

イ (略)

ロ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立株式会社である場合 第百一条の二の第十二第

(会社法合併会社の公告事項)

第百一条の三 法第百六十五条の二十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 株式会社と株式会社とが合併する場合 合併後消滅する株式会社の株主に対する金銭等(会社法第百五十一条(株式の質入れの効果)に規定する金銭等をいう。以下この条及び第百五条の三において同じ。)の割当て又は新株予約権者に対する新株予約権若しくは金銭の割当てに関する事項

ロ (略)

三 (略)

(合併後の公告事項)

第百三条 法第百六十六条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる事項

イ (略)

ロ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立株式会社である場合 第百一条の二の第十二第

二号から第四号までに掲げる事項

ハ ホ (略)

二・三 (略)

(合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の事後開示事項)

第百三条の二 法第百六十六条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる事項

イ (略)

ロ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立株式会社である場合 第百一条の二の十二第
二号から第四号までに掲げる事項

ハ ホ (略)

二 (略)

(合併の認可の申請)

第百五条 保険会社等は、法第百六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 七 (略)

八 法第百六十五条の三の二若しくは第百六十五条の十一の二の規

二号及び第三号に掲げる事項

ハ ホ (略)

二・三 (略)

(合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の事後開示事項)

第百三条の二 法第百六十六条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる事項

イ (略)

ロ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立株式会社である場合 第百一条の二の十二第
二号及び第三号に掲げる事項

ハ ホ (略)

二 (略)

(合併の認可の申請)

第百五条 保険会社等は、法第百六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 七

(新設)

定による請求をした株主があるとき又は法第百六十五條の十六の
二（法第百六十五條の二十において準用する場合を含む。）の規
定による請求をした社員があるときは、当該請求に係る手続の経
過を記載した書面

八の二（略）

九（二十二）（略）

2・3（略）

（計算書類に関する公告事項）

第百五條の二の四 法第百七十三條の四第二項第三号に規定する内閣
府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定に
よる催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区
分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会
社（分割当事会社（法第百七十三條の四第二項に規定する分割当
事会社をいう。次条において同じ。）又は会社法第百八十九條
第二項第三号、第七百九十九條第二項第三号若しくは第八百十條
第二項第三号（債権者の異議）の株式会社（吸収分割株式会社、
吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。）をいう。
以下この条において同じ。）が同法第四百四十條第一項（法第十
三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は
会社法第四百四十條第二項（計算書類の公告）の規定により公告
をしている場合 次に掲げるもの

八（略）

九（二十二）（略）

2・3（略）

（計算書類に関する公告事項）

第百五條の二の四 法第百七十三條の四第二項第三号に規定する内閣
府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定に
よる催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区
分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会
社（分割当事会社（法第百七十三條の四第二項に規定する分割当
事会社をいう。次条において同じ。）又は会社法第百八十九條
第二項第三号、第七百九十九條第二項第三号若しくは第八百十條
第二項第三号（債権者の異議）の株式会社（吸収分割株式会社、
吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。）をいう。
以下この条において同じ。）が同法第四百四十條第一項（法第十
三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は
会社法第四百四十條第二項（計算書類の公告）の規定により公告
をしている場合 次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百一十一
条第三項第二十八号イ(株式会社)の設立の登記)に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第
四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百
十一条第三項第二十六号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社
である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条
第一項(有価証券報告書の提出)の規定により最終事業年度に係
る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律第二十八条(計算書類の公告等)に関する規定の適用除外)の
規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである
場合 その旨

五〇七 (略)

(吸収分割株式会社の事後開示事項)

第五五五の五 法第七百七十三條の四第十一項の規定により読み替えて
適用する会社法第七百九十一條第一項第一号(吸収分割又は株式交
換に関する書面等の備置き及び閲覧等)に規定する内閣府令で定め
る事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める
事項とする。

一 吸収分割株式会社が保険業を営む株式会社の場合 次に掲げる

イ・ロ (略)

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百一十一
条第三項第二十九号イ(株式会社)の設立の登記)に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第
四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百
十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社
である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条
第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出し
ているとき その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用さ
れないものである場合 その旨

五〇七 (略)

(吸収分割株式会社の事後開示事項)

第五五五の五 法第七百七十三條の四第十一項の規定により読み替えて
適用する会社法第七百九十一條第一項第一号(吸収分割又は株式交
換に関する書面等の備置き及び閲覧等)に規定する内閣府令で定め
る事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める
事項とする。

一 吸収分割株式会社が保険業を営む株式会社の場合 次に掲げる

事項

イ (略)

ロ 吸収分割株式会社における次に掲げる手続の経過

(1) 会社法第七百八十四条の二（吸収合併等をやめることの請求）の規定に係る手続の経過

(2) 会社法第七百八十五条（反対株主の株式買取請求）及び第七百八十七条（新株予約権買取請求）並びに法第七百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

ハ 吸収分割承継会社（法第七百七十三条の四第一項第二号に規定する吸収分割承継会社をいう。以下この条において同じ。）における次に掲げる手続の経過

(1) 会社法第七百九十六条の二（吸収合併等をやめることの請求）の規定に係る手続の経過

(2) 会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定並びに法第七百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項又は会社法第七百九十九条（債権者の異議）（同法第八百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

ニ〜ヘ (略)

二 吸収分割株式会社が保険業を営む株式会社以外の株式会社の場合に次に掲げる事項

イ (略)

事項

イ (略)

ロ 吸収分割株式会社における会社法第七百八十五条（反対株主の株式買取請求）及び第七百八十七条（新株予約権買取請求）の規定並びに法第七百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

ハ 吸収分割承継会社（法第七百七十三条の四第一項第二号に規定する吸収分割承継会社をいう。以下この条において同じ。）における会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定並びに法第七百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項又は会社法第七百九十九条（債権者の異議）（同法第八百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

ニ〜ヘ (略)

二 吸収分割株式会社が保険業を営む株式会社以外の株式会社の場合に次に掲げる事項

イ (略)

ロ 吸収分割株式会社における次に掲げる手続の経過

(1) 会社法第七百八十四条の二の規定による請求に係る手続の経過

(2) 会社法第七百八十五条、第七百八十七条及び第七百八十九条（債権者の異議）の規定による手続の経過

ハ 保険業を営む株式会社である吸収分割承継会社における次に掲げる手続の経過

(1) 会社法第七百九十六条の二（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

(2) 会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定並びに法第七百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

ニ～ヘ（略）

（吸収分割承継株式会社の事後開示事項）

第二百五条の五の二 法第七百七十三条の四第十一項の規定により読み替えて適用する会社法第八百一条第二項（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 吸収分割承継株式会社における次に掲げる手続の経過

イ 会社法第七百九十六条の二（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

ロ 吸収分割株式会社における会社法第七百八十五条、第七百八十七條及び第七百八十九条（債権者の異議）の規定による手続の経過

ハ 保険業を営む株式会社である吸収分割承継会社における会社法第七百九十七条の規定並びに法第七百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

ニ～ヘ（略）

（吸収分割承継株式会社の事後開示事項）

第二百五条の五の二 法第七百七十三条の四第十一項の規定により読み替えて適用する会社法第八百一条第二項（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 吸収分割承継株式会社における会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定並びに法第七百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

ロ 会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定並びに法第七百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

四〇六 （略）

（新設分割株式会社の事後開示事項）

第二百五条の五の三 法第七百七十三条の四第十一項の規定により読み替えて適用する会社法第八十一条第一項第一号（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 会社法第八百五条の二（新設合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

三 会社法第八百六条（反対株主の株式買取請求）及び第八百八条（新株予約権買取請求）の規定並びに法第七百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定又は会社法第八十条（債権者の異議）（同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

四 新設分割により新設分割設立会社（会社法第七百六十三条第一項（株式会社を設立する新設分割計画）に規定する新設分割設立会社をいう。）が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項

四〇六 （略）

（新設分割株式会社の事後開示事項）

第二百五条の五の三 法第七百七十三条の四第十一項の規定により読み替えて適用する会社法第八十一条第一項第一号（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

（新設）

二 会社法第八百六条（反対株主の株式買取請求）及び第八百八条（新株予約権買取請求）の規定並びに法第七百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項又は会社法第八十条（債権者の異議）（同法第八百十三条第二項（持分会社の手続）において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

三 新設分割により新設分割設立会社（会社法第七百六十三条（株式会社を設立する新設分割計画）に規定する新設分割設立会社をいう。）が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項

(会社分割の認可の申請)

第二百五条の六 保険会社等は、法第七十三條の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇九 (略)

十 会社法第七百八十四條の二(吸収合併等をやめることの請求)

、第七百九十六條の二(吸収合併等をやめることの請求) 又は第二百五條の二(新設合併等をやめることの請求)の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

十の二 (略)

十一〇二十二 (略)

二〇四 (略)

(清算相互会社の業務の適正を確保するための体制)

第一百十條の二 法第八十條の八第三項第四号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一〇五 (略)

六 監査役の第四号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する

事項

七 (略)

八 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な

(会社分割の認可の申請)

第二百五條の六 保険会社等は、法第七十三條の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇九 (略)

(新設)

十 (略)

十一〇二十二 (略)

二〇四 (略)

(清算相互会社の業務の適正を確保するための体制)

第一百十條の二 法第八十條の八第三項第四号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一〇五 (略)

(新設)

六 (略)

(新設)

取扱いを受けないことを確保するための体制

九 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續
その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係
る方針に関する事項

十 第四号から前号までに掲げる体制のほか、監査役の監査が実効
的に行われることを確保するための体制

2 (略)

(清算人会設置相互会社の業務の適正を確保するための体制)

第十條の四 法第八十條の十四第六項第六号に規定する内閣府令
で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一〜五 (略)

六 監査役の第四号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する
事項

七 (略)

八 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な
取扱いを受けないことを確保するための体制

九 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續
その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係
る方針に関する事項

十 第四号から前号までに掲げる体制のほか、監査役の監査が実効
的に行われることを確保するための体制

(新設)

七 其他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための
体制

2 (略)

(清算人会設置相互会社の業務の適正を確保するための体制)

第十條の四 法第八十條の十四第六項第六号に規定する内閣府令
で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一〜五 (略)

(新設)

六 (略)

(新設)

(新設)

七 其他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための
体制

(各清算事務年度に係る事務報告)

第一百十條の九 法第八十條の十七において準用する会社法第四百九十四條第一項(貸借対照表等の作成及び保存)の規定により作成すべき事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

2 法第八十條の十七において準用する会社法第四百九十四條第一項の規定により作成すべき事務報告の附属明細書は、事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

(総資産額)

第一百十四條の二 法第八十四條において読み替えて準用する会社法第五百三十六條第一項第二号及び第三号イ(事業の譲渡の制限等)に規定する内閣府令で定める方法は、法第八十條の十七において準用する会社法第四百九十二條第一項(財産目録等の作成等)の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額を総資産額とする方法とする。

(債権者集会の招集の決定事項)

第一百十四條の三 法第八十四條において読み替えて準用する会社法第五百四十八條第一項第四号(債権者集会の招集等の決定)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(各清算事務年度に係る事務報告)

第一百十條の九 法第八十條の十七において準用する会社法第四百九十四條第一項(貸借対照表等の作成及び保存)の規定により作成すべき各清算事務年度に係る事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

2 法第八十條の十七において準用する会社法第四百九十四條第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る事務報告の附属明細書は、事務報告の内容を補足する重要な事項を、その内容としなければならない。

(総資産額)

第一百十四條の二 法第八十四條において読み替えて準用する会社法第五百三十六條第一項第二号(事業の譲渡の制限等)に規定する内閣府令で定める方法は、法第八十條の十七において準用する会社法第四百九十二條第一項(財産目録等の作成等)の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額を総資産額とする方法とする。

(債権者集会の招集の決定事項)

第一百十四條の三 法第八十四條において読み替えて準用する会社法第五百四十八條第一項第四号(債権者集会の招集等の決定)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 一の協定債権者（法第百八十四条において準用する会社法第五百十七條第一項（相殺の禁止）に規定する協定債権者をいう。以下この節において同じ。）が同一の議案につき法第百八十四条において準用する会社法第五百五十六條第一項（書面による議決権の行使）（法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、同法第五百五十六條第一項又は第五百五十七條第一項（電磁的方法による議決権の行使））の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときに於ける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四 （略）

五 法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（債権者集会の日時以前の時であつて、法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九條第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ 法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九條第二項の承諾をした協定債権者の請求があつた時に当該協定債権者に対して法第百八十四条において準用する会社法第五百五十條第一項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定による議決権行使書面（法第百八十四条において準用する

三 一の協定債権者が同一の議案につき法第百八十四条において準用する会社法第五百五十六條第一項（書面による議決権の行使）（法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、同法第五百五十六條第一項又は第五百五十七條第一項（電磁的方法による議決権の行使））の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときに於ける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四 （略）

五 法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（債権者集会の日時以前の時であつて、法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九條第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ 法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九條第二項の承諾をした協定債権者（法第百八十四条において準用する会社法第五百十七條第一項（相殺の禁止）に規定する協定債権者をいう。以下この節において同じ。）の請求があつた時に当該協定債権者に対して法第百八十四条において準用する会社法

会社法第五百五十条第一項に規定する議決権行使書をいう。
第百十四條の五において同じ。）の交付（当該交付に代えて行
う法第百八十四條において読み替えて準用する会社法第五百五
十條第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をす
ることとするときは、その旨

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第百四十三條の二（略）

254（略）

5 法第百九十九條において準用する法第百十一條第四項に規定する
内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は
映像面に表示する方法とする。

（外国保険会社等の財産についての清算に関する事項）

第百七十五條の二 第百十條の二、第百十條の四から第百十條の七ま
で及び第百十四條の二から第百十四條の八までの規定は、その性質

第五百五十條第一項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面
の交付等）の規定による議決権行使書面（法第百八十四條にお
いて準用する会社法第五百五十條第一項に規定する議決権行使
書面をいう。第百十四條の五において同じ。）の交付（当該交
付に代えて行う法第百八十四條において読み替えて準用する会
社法第五百五十條第二項の規定による電磁的方法による提供を
含む。）をすることとするときは、その旨

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第百四十三條の二（略）

254（略）

5 法第百九十九條において準用する法第百十一條第四項に規定する
不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることが
できる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものは、送信者の
使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内
容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当
該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファ
イルに当該情報を記録する方法のうち、インターネットに接続され
た自動公衆送信装置を使用する方法とする。

（外国保険会社等の財産についての清算に関する事項）

第百七十五條の二 第百十條の二、第百十條の四から第百十條の七ま
で及び第百十四條の二から第百十四條の八までの規定は、その性質

上許されないものを除き、法第二百十二条第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二条第三項第四号（業務の執行）、第四百八十九条第六項第六号（清算人会の権限等）、第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六條第一項第二号及び第三号イ（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八條第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六條第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七條第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一條（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

（外国相互会社の財産についての清算に関する事項）

第七百七十六條の二 第七百十條の二、第七百十條の四から第七百十條の七まで及び第七百十四條の二から第七百十四條の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百十三條において読み替えて準用する会社法第八百二十二條第三項（日本にある外国会社の財産についての清算）において準用する会社法第四百八十二条第三項第四号（業務の執行）、第四百八十九条第六項第六号（清算会の権限等）、第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六條第一項第二号及び第三号イ（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八條第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び

上許されないものを除き、法第二百十二条第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二条第三項第四号（業務の執行）、第四百八十九条第六項第六号（清算会の権限等）、第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六條第一項第二号（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八條第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六條第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七條第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一條（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

（外国相互会社の財産についての清算に関する事項）

第七百七十六條の二 第七百十條の二、第七百十條の四から第七百十條の七まで及び第七百十四條の二から第七百十四條の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百十三條において読み替えて準用する会社法第八百二十二條第三項（日本にある外国会社の財産についての清算）において準用する会社法第四百八十二条第三項第四号（業務の執行）、第四百八十九条第六項第六号（清算会の権限等）、第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六條第一項第二号（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八條第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書

議決権行使書面の交付等)、第五百五十六条第二項(書面による議決権の行使)、第五百五十七条第一項(電磁的方法による議決権の行使)並びに第五百六十一条(議事録)の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

(特定法人等の清算に関する規定の準用)

第九百九十四条 (略)

2 第一百条の二、第一百条の四から第一百条の七まで及び第一百四十二条の二から第一百四十二条の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百三十五条第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二条第三項第四号(業務の執行)、第四百八十九条第六項第六号(清算人会の権限等)、第四百九十二条第一項(財産目録等の作成等)、第五百三十六條第一項第二号及び第三号イ(事業の譲渡の制限等)、第五百四十八条第一項第四号(債権者集会の招集等の決定)、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第二項(債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)、第五百五十六條第二項(書面による議決権の行使)、第五百五十七條第一項(電磁的方法による議決権の行使)並びに第五百六十一条(議事録)の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

(総代理店の届出事項等)

第九百九十五条 法第二百三十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

面の交付等)、第五百五十六条第二項(書面による議決権の行使)、第五百五十七條第一項(電磁的方法による議決権の行使)並びに第五百六十一条(議事録)の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

(特定法人等の清算に関する規定の準用)

第九百九十四条 (略)

2 第一百条の二、第一百条の四から第一百条の七まで及び第一百四十二条の二から第一百四十二条の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百三十五条第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二条第三項第四号(業務の執行)、第四百八十九条第六項第六号(清算人会の権限等)、第四百九十二条第一項(財産目録等の作成等)、第五百三十六條第一項第二号(事業の譲渡の制限等)、第五百四十八条第一項第四号(債権者集会の招集等の決定)、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第二項(債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)、第五百五十六條第二項(書面による議決権の行使)、第五百五十七條第一項(電磁的方法による議決権の行使)並びに第五百六十一条(議事録)の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

(総代理店の届出事項等)

第九百九十五条 法第二百三十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇三 (略)

四 取締役(指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

五〇九 (略)

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第二百九条 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書類(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

ニ〇ヲ (略)

三〇六 (略)

2 (略)

一〇三 (略)

四 取締役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

五〇九 (略)

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第二百九条 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書類(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

ニ〇ヲ (略)

三〇六 (略)

2 (略)

3 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ (略)

ロ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ハ〜ル (略)

三〜六 (略)

4〜6 (略)

（保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第二百十条の三 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に

3 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ (略)

ロ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ハ〜ル (略)

三〜六 (略)

4〜6 (略)

（保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第二百十条の三 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に

次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ニ・ノ (略)

三〇五 (略)

2 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ハ・ル (略)

三〇五 (略)

次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ニ・ノ (略)

三〇五 (略)

2 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ハ・ル (略)

三〇五 (略)

3～5 (略)

(保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二十條の八 法第二百七十一條の二十二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名

四～六 (略)

2・3 (略)

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十條の十の二 法第二百七十一條の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ～ハ (略)

二 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ・ヘ (略)

二・三 (略)

3～5 (略)

(保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二十條の八 法第二百七十一條の二十二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名

四～六 (略)

2・3 (略)

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十條の十の二 法第二百七十一條の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ～ハ (略)

二 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ・ヘ (略)

二・三 (略)

四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ 保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二(公認会計士又は監査法人による監査証明)の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨

五 (略)

2〜4 (略)

(保険持株会社に係る合併の認可の申請)

第二百十条の十二 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜九 (略)

十 合併後存続する保険持株会社の定款、取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書並びに事務所の所在地を記載した書類並びに合併後における保険持株会社及びその子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

十一〜十七 (略)

2 (略)

四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ 保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨

五 (略)

2〜4 (略)

(保険持株会社に係る合併の認可の申請)

第二百十条の十二 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜九 (略)

十 合併後存続する保険持株会社の定款、取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書並びに事務所の所在地を記載した書類並びに合併後における保険持株会社及びその子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

十一〜十七 (略)

2 (略)

(届出事項)

第二百十条の十四 (略)

2 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役(監査等委員会設置会社にあつては保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員(保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。))、指名委員会等設置会社にあつては保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。)。以下この号及び次号において「役員等」という。)を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の二(十) (略)

3 (略)

(登録申請書の添付書類)

第二百十一条の三 法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一(三) (略)

四 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、

(届出事項)

第二百十条の十四 (略)

2 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役(委員会設置会社にあつては、保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。))、指名委員会等設置会社にあつては保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。))、以下この号及び次号において「役員等」という。)を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の二(十) (略)

3 (略)

(登録申請書の添付書類)

第二百十一条の三 法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一(三) (略)

四 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執

指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。第五号において同じ。)並びに保険計理人の履歴書

四の二〇二十二 (略)

2 (略)

(取締役等の兼職の承認の申請等)

第二十一条の二十三 少額短期保険業者の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第二百七十二条の十第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付し、当該少額短期保険業者を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇六 (略)

2 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第二十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法第一百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 少額短期保険業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〇八 (略)

二 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名及び役職名

行役。第五号において同じ。)並びに保険計理人の履歴書

四の二〇二十二 (略)

2 (略)

(取締役等の兼職の承認の申請等)

第二十一条の二十三 少額短期保険業者の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第二百七十二条の十第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付し、当該少額短期保険業者を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇六 (略)

2 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第二十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法第一百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 少額短期保険業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〇八 (略)

二 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名

二〇四 (略)

五 少額短期保険業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ 少額短期保険業者が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書）について金融商品取引法第百九十三条の二（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

六 (略)

2 (略)

(届出事項等)

第二百十一条の五十五 法第二百七十二條の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務に從事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務に從事する取締役又は監査等委員（少額短期保険業者の常務に從事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあつては少額短

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名

二〇四 (略)

五 少額短期保険業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ 少額短期保険業者が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書）について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

六 (略)

2 (略)

(届出事項等)

第二百十一条の五十五 法第二百七十二條の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務に從事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、少額短期保険業者の常務に從事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（少額短期保険業者の常務に從事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しよ

期保険業者の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（少額短期保険業者の常務に従事する取締役を除く。）
以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の二～十五（略）

2～5（略）

（少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る承認申請書の提出等）

第二百十一条の七十二（略）

2（略）

3 法第二百七十二條の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書面（法第二百七十二條の三十一第一項の規定による承認に限る。）
は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる書面とする。

一 法第二百七十二條の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）である場合

イ（略）

ロ 当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、

うとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の二～十五（略）

2～5（略）

（少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る承認申請書の提出等）

第二百十一条の七十二（略）

2（略）

3 法第二百七十二條の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書面（法第二百七十二條の三十一第一項の規定による承認に限る。）
は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる書面とする。

一 法第二百七十二條の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）である場合

イ（略）

ロ 当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、

当該書面に相当する書面)

(1)・(2) (略)

(3) 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

(4)～(12) (略)

ハ (略)

二 (略)

三 少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする場合

イ (略)

ロ 当該承認を受けて設立される会社その他の法人(以下ロにおいて「設立法人」という。)に関する次に掲げる書面(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

(3)～(11) (略)

ハ (略)

(少額短期保険持株会社に係る承認申請書の提出等)

当該書面に相当する書面)

(1)・(2) (略)

(3) 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

(4)～(12) (略)

ハ (略)

二 (略)

三 少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする場合

イ (略)

ロ 当該承認を受けて設立される会社その他の法人(以下ロにおいて「設立法人」という。)に関する次に掲げる書面(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

(3)～(11) (略)

ハ (略)

(少額短期保険持株会社に係る承認申請書の提出等)

第二百一十一条の七十五 (略)

- 2 法第二百七十二条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める書類(法第二百七十二条の三十五第一項の規定による承認に限る。)
- は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる書類とする。
- 一 法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為により少額短期保険業者を子会社とする持株会社になろうとする場合
- イ (略)
- ロ 当該会社に関する次に掲げる書類
- (1) (略)
- (2) 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書
- (3) (1) (略)
- ハ (略)
- 二 少額短期保険業者を子会社とする持株会社を設立しようとする場合
- イ (略)
- ロ 当該承認を受けて設立される会社(以下この号において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書類
- (1) 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

第二百一十一条の七十五 (略)

- 2 法第二百七十二条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める書類(法第二百七十二条の三十五第一項の規定による承認に限る。)
- は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる書類とする。
- 一 法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為により少額短期保険業者を子会社とする持株会社になろうとする場合
- イ (略)
- ロ 当該会社に関する次に掲げる書類
- (1) (略)
- (2) 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書
- (3) (1) (略)
- ハ (略)
- 二 少額短期保険業者を子会社とする持株会社を設立しようとする場合
- イ (略)
- ロ 当該承認を受けて設立される会社(以下この号において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書類
- (1) 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

(2) (10) (略)

ハ (略)

(少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二百十一条の七十九 法第二百七十二条の三十九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名

四〇六 (略)

2・3 (略)

(少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第二百十一条の八十二 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 少額短期保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項
イ〇八 (略)

二 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ・ヘ (略)

(2) (10) (略)

ハ (略)

(少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二百十一条の七十九 法第二百七十二条の三十九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名

四〇六 (略)

2・3 (略)

(少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第二百十一条の八十二 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 少額短期保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項
イ〇八 (略)

二 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ・ヘ (略)

二〇五 (略)

2〇4 (略)

(届出事項)

第二百一十一条の八十六 (略)

2 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 少額短期保険持株会社を代表する取締役、少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役(監査等委員会設置会社にあつては少額短期保険持株会社を代表する取締役、少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員(少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。))、指名委員会等設置会社にあつては少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。)。以下この号及び次号において「役員等」という。)を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の二〇八 (略)

3 (略)

(標準処理期間)

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定によ

二〇五 (略)

2〇4 (略)

(届出事項)

第二百一十一条の八十六 (略)

2 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 少額短期保険持株会社を代表する取締役、少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役(委員会設置会社にあつては、少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。))。以下この号及び次号において「役員等」という。)を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の二〇八 (略)

3 (略)

(標準処理期間)

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定によ

る次の各号に掲げる免許、許可、認可、承認若しくは指定又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 (略)

二 法第八条第一項の規定による取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可 三十日

三〇五 (略)

六 法第九十九条第四項の規定による金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に定める行為を行う業務の認可 六十日

七〇七七の五 (略)

十七の六 法第二百七十二条の十の規定による少額短期保険業者の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の承認 三十日

十七の七〇二十六 (略)

2 (略)

る次の各号に掲げる免許、許可、認可、承認若しくは指定又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 (略)

二 法第八条第一項の規定による取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可 三十日

三〇五 (略)

六 法第九十九条第四項の規定による金融商品取引法第三十三条第二項各号に定める行為を行う業務の認可 六十日

七〇七七の五 (略)

十七の六 法第二百七十二条の十の規定による少額短期保険業者の取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の兼職の承認 三十日

十七の七〇二十六 (略)

2 (略)

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 2（第 17 条の 7 関係） （日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保険株式会社 監査役（常勤） 氏 名 印 (自 署)</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)・(2) （略） (3) 取締役（当該事業年度中に<u>指名委員会等設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 (4)・(5) （略） (6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号若しくは第 5 号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第 128 条第 3 項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見 	<p>別紙様式第 1 号の 2（第 17 条の 7 関係） （日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保険株式会社 監査役（常勤） 氏 名 印 (自 署)</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)・(2) （略） (3) 取締役（当該事業年度中に<u>委員会設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 (4)・(5) （略） (6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 2（第 27 条の 3 及び第 28 条関係） （日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保険相互会社 監査役（常勤） 氏 名 印 (自 署)</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)・(2) （略） (3) 取締役（当該事業年度中に<u>指名委員会等設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 (4)・(5) （略） 	<p>別紙様式第 1 号の 2（第 27 条の 3 及び第 28 条関係） （日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保険相互会社 監査役（常勤） 氏 名 印 (自 署)</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)・(2) （略） (3) 取締役（当該事業年度中に<u>委員会設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 (4)・(5) （略）

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 3（第 17 条の 7 関係） （日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保険株式会社 監査役会</p> <p style="text-align: center;">監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(自 署)</p> <p style="text-align: center;">監査役 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(自 署)</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に<u>指名委員会等設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号若しくは第 5 号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第 128 条第 3 項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>	<p>別紙様式第 1 号の 3（第 17 条の 7 関係） （日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保険株式会社 監査役会</p> <p style="text-align: center;">監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(自 署)</p> <p style="text-align: center;">監査役 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(自 署)</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に<u>委員会設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 3 の 2 (第 17 条の 7 関係) (日本工業規格 A 4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">監 査 等 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保険株式会社 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">監査等委員 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(自 署)</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 計算関係書類の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1) 監査等委員会の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと思えたときは、その旨及びその理由（会社計算規則第 130 条第 3 項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p>(3) 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）</p> <p>(4) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項</p> <p>(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1) 監査等委員会の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に指名委員会等設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>(5) 会社法施行規則第 118 条第 2 号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと思えるときは、その旨及びその理由</p> <p>(6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号若しくは第 5 号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第 128 条第 3 項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 3 の 2 (第 27 条の 4 の 2 及び第 28 条の 2 の 2 関係) (日本工業規格 A 4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">監 査 等 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保険相互会社 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">監査等委員 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(自 署)</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 計算関係書類の監査 <u>次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</u></p> <p>(1) <u>監査等委員会の監査の方法及びその内容</u></p> <p>(2) <u>会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（保険業法施行規則第 27 条の 6 第 3 項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領しない旨）</u></p> <p>(3) <u>重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）</u></p> <p>(4) <u>会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項</u></p> <p>(5) <u>監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</u></p> <p>2 事業報告等の監査 <u>次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</u></p> <p>(1) <u>監査等委員会の監査の方法及びその内容</u></p> <p>(2) <u>事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見</u></p> <p>(3) <u>取締役（当該事業年度中に指名委員会等設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</u></p> <p>(4) <u>監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</u></p> <p>(5) <u>保険業法第 53 条の 30 第 1 項第 1 号ロ及びホに規定する体制の整備についての決議の内容（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとき認めるときは、その旨及びその理由</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 4（第 17 条の 7 関係）（日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>監 査 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>保険株式会社 監査委員会</p> <p>監査委員 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号若しくは第 5 号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第 128 条第 3 項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>	<p>別紙様式第 1 号の 4（第 17 条の 7 関係）（日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>監 査 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>保険株式会社 監査委員会</p> <p>監査委員 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 6（第 17 条の 7 関係）（日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>少額短期保険株式会社</p> <p>監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)・(2) （略） (3) 取締役（当該事業年度中に<u>指名委員会等設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 (4)・(5) （略） (6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号若しくは第 5 号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第 128 条第 3 項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見 	<p>別紙様式第 1 号の 6（第 17 条の 7 関係）（日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>少額短期保険株式会社</p> <p>監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)・(2) （略） (3) 取締役（当該事業年度中に<u>委員会設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 (4)・(5) （略） (6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 7（第 17 条の 7 関係） （日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">少額短期保険株式会社 監査役会</p> <p style="text-align: center;">監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">監査役 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に<u>指名委員会等設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>(6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号若しくは第 5 号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第 128 条第 3 項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>	<p>別紙様式第 1 号の 7（第 17 条の 7 関係） （日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">少額短期保険株式会社 監査役会</p> <p style="text-align: center;">監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">監査役 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に<u>委員会設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>(6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>

改正後	現行																																																
別紙様式第 1 号の 7（第 27 条の 4 及び第 28 条の 2 関係） （日本工業規格 A 4）	別紙様式第 1 号の 7（第 27 条の 4 及び第 28 条の 2 関係） （日本工業規格 A 4）																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">監 査 役 会 監 査 報 告 書</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少額短期保険相互会社</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">監査役会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査役（常勤）</td> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査役</td> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">（自 署）</td> </tr> </table>	監 査 役 会 監 査 報 告 書					年	月	日	少額短期保険相互会社	監査役会			監査役（常勤）	氏	名	印	監査役	氏	名	印		（自 署）			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">監 査 役 会 監 査 報 告 書</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少額短期保険相互会社</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">監査役会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査役（常勤）</td> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査役</td> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">（自 署）</td> </tr> </table>	監 査 役 会 監 査 報 告 書					年	月	日	少額短期保険相互会社	監査役会			監査役（常勤）	氏	名	印	監査役	氏	名	印		（自 署）		
監 査 役 会 監 査 報 告 書																																																	
	年	月	日																																														
少額短期保険相互会社	監査役会																																																
監査役（常勤）	氏	名	印																																														
監査役	氏	名	印																																														
	（自 署）																																																
監 査 役 会 監 査 報 告 書																																																	
	年	月	日																																														
少額短期保険相互会社	監査役会																																																
監査役（常勤）	氏	名	印																																														
監査役	氏	名	印																																														
	（自 署）																																																
<p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に<u>指名委員会等設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) （略）</p>	<p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に<u>委員会設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) （略）</p>																																																

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 7 の 2 (第 17 条の 7 関係) (日本工業規格 A 4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">監 査 等 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">少額短期保険株式会社 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">監査等委員 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(自 署)</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 計算関係書類の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1) 監査等委員会の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会社計算規則第 130 条第 3 項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p>(3) 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）</p> <p>(4) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項</p> <p>(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1) 監査等委員会の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に指名委員会等設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>(5) 会社法施行規則第 118 条第 2 号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとも認めるときは、その旨及びその理由</p> <p>(6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号若しくは第 5 号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第 128 条第 3 項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 7 の 2 (第 27 条の 4 の 2 及び第 28 条の 2 の 2 関係) (日本工業規格 A 4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">監 査 等 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">少額短期保険相互会社 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">監査等委員 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(自 署)</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 計算関係書類の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1) 監査等委員会の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと思えたときは、その旨及びその理由（保険業法施行規則第 27 条の 6 第 3 項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領しない旨）</p> <p>(3) 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）</p> <p>(4) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項</p> <p>(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1) 監査等委員会の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該相互会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に指名委員会等設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>(5) 保険業法第 53 条の 30 第 1 項第 1 号ロ及びホに規定する体制の整備についての決議の内容（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと思えるときは、その旨及びその理由</p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 8（第 17 条の 7 関係）（日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>監 査 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>少額短期保険株式会社 監査委員会</p> <p>監査委員 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号若しくは第 5 号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第 128 条第 3 項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>	<p>別紙様式第 1 号の 8（第 17 条の 7 関係）（日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>監 査 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>少額短期保険株式会社 監査委員会</p> <p>監査委員 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第2号

改正後	現行
<p>別紙様式第2号(第17条の10関係) (日本工業規格A4)</p> <p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p style="text-align: right;">年度(又は 期) 決算公告</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">会社名</p> <p style="text-align: right;">代表取締役 氏 名</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表(年 月 日現在)の要旨</p> <p>(生命保険株式会社) (略)</p> <p>(損害保険株式会社) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは第165条第7項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第2号(第17条の10関係) (日本工業規格A4)</p> <p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p style="text-align: right;">年度(又は 期) 決算公告</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">会社名</p> <p style="text-align: right;">代表取締役 氏 名</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表(年 月 日現在)の要旨</p> <p>(生命保険株式会社) (略)</p> <p>(損害保険株式会社) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは法第165条第6項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第2号の2

改正後	現行
<p>別紙様式第2号の2(第17条の10関係) (日本工業規格A4)</p> <p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p style="text-align: right;">年度(又は 期)決算公告</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">会社名</p> <p style="text-align: right;">代表取締役 氏 名</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表(年 月 日現在)の要旨</p> <p>(生命保険株式会社) (略)</p> <p>(損害保険株式会社) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは第165条第7項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第2号の2(第17条の10関係) (日本工業規格A4)</p> <p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p style="text-align: right;">年度(又は 期)決算公告</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">会社名</p> <p style="text-align: right;">代表取締役 氏 名</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表(年 月 日現在)の要旨</p> <p>(生命保険株式会社) (略)</p> <p>(損害保険株式会社) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは法第165条第6項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第2号の3

改正後	現行
<p>別紙様式第2号の3(第17条の10関係) (日本工業規格A4)</p> <p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p style="text-align: right;">年度(又は 期)決算公告</p> <p style="text-align: right;">本店の所在地</p> <p style="text-align: right;">会 社 名</p> <p style="text-align: right;">代表取締役 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表(年 月 日現在)の要旨</p> <p>(少額短期保険株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項若しくは第165条第7項において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第2号の3(第17条の10関係) (日本工業規格A4)</p> <p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p style="text-align: right;">年度(又は 期)決算公告</p> <p style="text-align: right;">本店の所在地</p> <p style="text-align: right;">会 社 名</p> <p style="text-align: right;">代表取締役 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表(年 月 日現在)の要旨</p> <p>(少額短期保険株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項若しくは第165条第6項において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

改正後	現行
別紙様式第4号（第15条の2関係） （日本工業規格A4）	別紙様式第4号（第15条の2関係） （日本工業規格A4）
株主総会参考書類	株主総会参考書類
<p>1 議案</p> <p>(1) 会社の提案に係るもの</p> <p>(2) 株主の提案に係るもの</p> <p>2 提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、株主総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）</p> <p>3 議案につき会社法第384条又は第389条第3項の規定により株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要</p> <p>4 その他株主の議決権の行使について参考となると認める事項</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 役員を選任に関する議案</p> <p>(1) 取締役の選任に関する議案</p> <p>次に掲げる事項（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。</p> <p>① 候補者の氏名、生年月日及び略歴</p> <p>② 就任の承諾を得ていないときは、その旨</p> <p>③ 株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、会社法第342条の2第4項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>④ 候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</p> <p>⑤ 当該株式会社が公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）</p> <p>ロ 候補者が当該株式会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実</p> <p>ハ 候補者と株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</p> <p>ニ 候補者が現に当該株式会社の取締役であるときは、当該株式会社における地位及び担当</p> <p>⑥ 当該株式会社が公開会社であつて、かつ、他の者の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等又は保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る。）であるときは、その旨</p> <p>ロ 候補者が現に当該他の者（当該他の者の子会社等（当該株式会社を除く。）を含む。以</p>	<p>1 議案</p> <p>(1) 会社の提案に係るもの</p> <p>(2) 株主の提案に係るもの</p> <p>2 提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、株主総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）</p> <p>3 議案につき会社法第384条又は第389条第3項の規定により株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要</p> <p>4 その他株主の議決権の行使について参考となると認める事項</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 役員を選任に関する議案</p> <p>(1) 取締役の選任に関する議案</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 候補者の氏名、生年月日及び略歴</p> <p>② 就任の承諾を得ていないときは、その旨</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>③ 当該株式会社が公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）</p> <p>ロ 候補者が当該株式会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実</p> <p>ハ 候補者と株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</p> <p>ニ 候補者が現に当該株式会社の取締役であるときは、当該株式会社における地位及び担当</p> <p>④ 当該株式会社が公開会社であつて、かつ、他の会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社又は保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項</p> <p>（新設）</p> <p>イ 候補者が現に当該他の会社（当該他の会社の子会社（当該株式会社を除く。）を含む。</p>

改正後	現行
<p>下⑥において同じ。)の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であるときは、当該他の者における地位及び担当</p> <p>ハ 候補者が過去5年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当</p> <p>⑦ 候補者が社外取締役候補者(会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者をいう。以下同じ。)であるときは、次に掲げる事項(株式会社が公開会社でない場合にあっては、ハからトまでに掲げる事項を除く。)</p> <p>イ 当該候補者が社外取締役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外取締役候補者とした理由</p> <p>ハ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役(社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。))に限る。以下⑦において同じ。)である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の株式会社又は相互会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社又は相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該株式会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社又は相互会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。)</p> <p>ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役(社外役員に限る。)となること以外の方法で会社(外国会社を含む。)の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨</p> <p>i 過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。iii及びv(b)において同じ。)であったことがあること。</p> <p>ii 当該株式会社の親会社等(自然人であるものに限る。ii及びv(a)において同じ。)であり、又は過去5年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。</p> <p>iii 当該株式会社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。以下同じ。)の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者(当該株式会社の子会社を除く。)の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</p> <p>iv 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</p> <p>v 次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること(重要でないものを除く。)</p> <p>(a) 当該株式会社の親会社等</p>	<p>以下④において同じ。)の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であるときは、当該他の会社における地位及び担当</p> <p>ロ 候補者が過去5年間に当該他の会社の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の会社における地位及び担当</p> <p>⑤ 候補者が社外取締役候補者(会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者をいう。以下同じ。)であるときは、当該候補者についての次に掲げる事項(株式会社が公開会社でない場合にあっては、ハからトまでに掲げる事項を除く。)</p> <p>イ 当該候補者が社外取締役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外取締役候補者とした理由</p> <p>ハ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役(社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。))に限る。以下⑤において同じ。)である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の株式会社又は相互会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社又は相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該株式会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社又は相互会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。)</p> <p>ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社(外国会社を含む。)の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>i 当該株式会社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第18号に規定する特定関係事業者をいう。以下同じ。)の業務執行者であること。</p> <p>ii 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</p> <p>iii 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること(重要でないものを除く。)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>(b) <u>当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員</u> (削る)</p> <p>vi <u>過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下vi、(1)の3⑨へvi及び(3)⑨へviにおいて「合併等」という。）により他の株式会社又は相互会社はその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。</u></p> <p>ト <u>当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役又は監査役であるときは、これらの役員に就任してからの年数</u> (削る)</p> <p>チ <u>上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p>(1)の2 <u>社外取締役を置いていない場合等の特則</u></p> <p>① <u>1(1)に掲げる事項を記載する場合において、株式会社が社外取締役を置いていない特定監査役会設置会社（当該株主総会の終結の時に社外取締役を置いていないこととなる見込みであるものを含む。）であって、かつ、取締役に就任したとすれば社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役の選任に関する議案を当該株主総会に提出しないときは、株主総会参考書類には、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならない。</u></p> <p>② <u>①に規定する「特定監査役会設置会社」とは、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものをいう。</u></p> <p>③ <u>①の理由は、当該株式会社のその時点における事情に応じて記載しなければならない。この場合において、社外監査役が2人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。</u></p> <p>(1)の3 <u>監査等委員である取締役の選任に関する議案</u> <u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>① <u>候補者の氏名、生年月日及び略歴</u></p> <p>② <u>株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</u></p> <p>③ <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>④ <u>議案が会社法第344条の2第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨</u></p> <p>⑤ <u>会社法第342条の2第1項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>⑥ <u>候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p> <p>⑦ <u>当該株式会社が公開会社であるときは、次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）</u></p> <p>ロ <u>候補者が当該株式会社の監査等委員である取締役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実</u></p>	<p>(新設)</p> <p>iv <u>過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。</u></p> <p>v <u>過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下v及び1(3)⑧へvにおいて「合併等」という。）により他の株式会社又は相互会社はその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。</u></p> <p>ト <u>当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役又は監査役であるときは、これらの役員に就任してからの年数</u></p> <p>チ <u>当該候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要</u></p> <p>リ <u>上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>ハ 候補者が現に当該株式会社の監査等委員である取締役であるときは、当該株式会社における地位及び担当</p> <p>⑧ 当該株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る。）であるときは、その旨</p> <p>ロ 候補者が現に当該他の者（当該他の者の子会社等（当該株式会社を除く。）を含む。以下⑧において同じ。）の業務執行者であるときは、当該他の者における地位及び担当</p> <p>ハ 候補者が過去5年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当</p> <p>⑨ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ハからトまでに掲げる事項を除く。）</p> <p>イ 当該候補者が社外取締役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外取締役候補者とした理由</p> <p>ハ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の株式会社又は相互会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社又は相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該株式会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社又は相互会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</p> <p>ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨</p> <p>i 過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。iii及びv(b)において同じ。）であったことがあること。</p> <p>ii 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ii及びv(a)において同じ。）であり、又は過去5年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。</p> <p>iii 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</p> <p>iv 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</p> <p>v 次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</p>	

改正後	現行
<p>(a) 当該株式会社の親会社等 (b) 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員</p> <p>vi 過去2年間に合併等により他の株式会社又は相互会社がある事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役又は監査等委員である取締役であるときは、これらの役員に就任してからの年数</p> <p>チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>(2) 会計参与の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 候補者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は税理士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴</p> <p>ロ 候補者が監査法人又は税理士法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革</p> <p>② 就任の承諾を得ていないときは、その旨</p> <p>③ 会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>④ 候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</p> <p>⑤ 当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該株式会社が株主総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</p> <p>(3) 監査役の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 候補者の氏名、生年月日及び略歴</p> <p>② 株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</p> <p>③ 就任の承諾を得ていないときは、その旨</p> <p>④ 議案が会社法第343条第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨</p> <p>⑤ 会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>⑥ 候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</p> <p>⑦ 当該株式会社が公開会社であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）</p> <p>ロ 候補者が当該株式会社の監査役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実</p>	<p>(2) 会計参与の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 候補者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は税理士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴</p> <p>ロ 候補者が監査法人又は税理士法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革</p> <p>② 就任の承諾を得ていないときは、その旨</p> <p>③ 会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要（新設）</p> <p>④ 当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該株式会社が株主総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</p> <p>(3) 監査役の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 候補者の氏名、生年月日及び略歴</p> <p>② 株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</p> <p>③ 就任の承諾を得ていないときは、その旨</p> <p>④ 議案が会社法第343条第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨</p> <p>⑤ 会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要（新設）</p> <p>⑥ 当該株式会社が公開会社であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）</p> <p>ロ 候補者が当該株式会社の監査役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実</p>

改正後	現行
<p>ハ 候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、当該株式会社における地位</p> <p>⑧ 株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る。）であるときは、その旨</p> <p>ロ 候補者が現に当該他の者（当該他の者の子会社等（当該株式会社を除く。）を含む。以下⑧において同じ。）の業務執行者であるときは、当該他の者における地位及び担当</p> <p>ハ 候補者が過去5年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当</p> <p>⑨ 候補者が社外監査役候補者（会社法施行規則第2条第3項第8号に規定する社外監査役候補者をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ハからトまでに掲げる事項を除く。）</p> <p>イ 当該候補者が社外監査役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外監査役候補者とした理由</p> <p>ハ 当該候補者が現に当該株式会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の株式会社又は相互会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社又は相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該株式会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社又は相互会社における社外取締役（社外役員に限る。ホにおいて同じ。）又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</p> <p>ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨</p> <p>i 過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。iii及びv(b)において同じ。）であったことがあること。</p> <p>ii 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ii及びv(a)において同じ。）であり、又は過去5年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。</p> <p>iii 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</p> <p>iv 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</p> <p>v 次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</p>	<p>ハ 候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、当該株式会社における地位</p> <p>⑦ 株式会社が公開会社であり、かつ、他の会社の子会社であるときは、次に掲げる事項（新設）</p> <p>イ 候補者が現に当該他の会社（当該他の会社の子会社（当該株式会社を除く。）を含む。以下⑦において同じ。）の業務執行者であるときは、当該他の会社における地位及び担当</p> <p>ロ 候補者が過去5年間に当該他の会社の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の会社における地位及び担当</p> <p>⑧ 候補者が社外監査役候補者（会社法施行規則第2条第3項第8号に規定する社外監査役候補者をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ハからトまでに掲げる事項を除く。）</p> <p>イ 当該候補者が社外監査役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外監査役候補者とした理由</p> <p>ハ 当該候補者が現に当該株式会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑧において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の株式会社又は相互会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社又は相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該株式会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社又は相互会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</p> <p>ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨（新設）</p> <p>i 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者であること。</p> <p>ii 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</p> <p>iii 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</p>

改正後	現行
<p>(a) <u>当該株式会社の親会社等</u></p> <p>(b) <u>当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員</u> (削る)</p> <p>vi <u>過去2年間に合併等により他の株式会社又は相互会社がその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。</u></p> <p>ト <u>当該候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、監査役に就任してからの年数</u> (削る)</p> <p>チ <u>上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p>(4) <u>会計監査人の選任に関する議案</u> <u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>① <u>次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</u></p> <p>イ <u>候補者が公認会計士である場合</u> <u>その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴</u></p> <p>ロ <u>候補者が監査法人である場合</u> <u>その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革</u></p> <p>② <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>③ <u>監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由</u></p> <p>④ <u>会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>⑤ <u>候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p> <p>⑥ <u>当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項</u></p> <p>⑦ <u>当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該株式会社が株主総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</u></p> <p>⑧ <u>株式会社が公開会社である場合において、当該候補者が次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものから多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>iv <u>過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者となつたことがあること。</u></p> <p>v <u>過去2年間に合併等により他の株式会社又は相互会社の事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。</u></p> <p>ト <u>当該候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、監査役に就任してからの年数</u></p> <p>チ <u>当該候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要</u></p> <p>リ <u>上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p>(4) <u>会計監査人の選任に関する議案</u> <u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>① <u>次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</u></p> <p>イ <u>候補者が公認会計士である場合</u> <u>その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴</u></p> <p>ロ <u>候補者が監査法人である場合</u> <u>その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革</u></p> <p>② <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>③ <u>議案が会社法第344条第2項第1号又は第2号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨</u></p> <p>④ <u>会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要</u> (新設)</p> <p>⑤ <u>当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項</u></p> <p>⑥ <u>当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該株式会社が株主総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</u></p> <p>⑦ <u>株式会社が公開会社である場合において、当該候補者が当該株式会社、その親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）又は当該親会社（当該株式会社に親会社がない場合にあつては、当該株式会社）の子会社（当該株式会社を除く。）若しくは関連会社（会社計算規則第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）（当該親会社が会社でない場合におけるその子会社及び関連会社に相当するものを含む。）から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容</u></p>

改正後	現行
<p>イ <u>当該株式会社に親会社等がある場合</u> <u>当該株式会社、当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該株式会社を除く。）若しくは関連会社（会社計算規則第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）（当該親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む。）</u></p> <p>ロ <u>当該株式会社に親会社等がない場合</u> <u>当該株式会社又は当該株式会社の子会社若しくは関連会社</u></p> <p>2 役員^の解任等に関する議案</p> <p>(1) <u>取締役の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。</p> <p>① <u>取締役の氏名</u></p> <p>② <u>解任の理由</u></p> <p>③ <u>株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、会社法第342条の2第4項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(1)の2 <u>監査等委員である取締役の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>監査等委員である取締役の氏名</u></p> <p>② <u>解任の理由</u></p> <p>③ <u>会社法第342条の2第1項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(2) <u>会計参与の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>会計参与の氏名又は名称</u></p> <p>② <u>解任の理由</u></p> <p>③ <u>会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(3) <u>監査役^の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>監査役^の氏名</u></p> <p>② <u>解任の理由</u></p> <p>③ <u>会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役^の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(4) <u>会計監査人の解任又は不再任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>会計監査人の氏名又は名称</u></p> <p>② <u>監査役（監査役会設置会社^にあっては監査役会、監査等委員会設置会社^にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社^にあっては監査委員会）が議案の内容を決定した理由（削る）</u></p> <p>③ <u>会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>3 役員^の報酬等に関する議案</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 役員^の解任等に関する議案</p> <p>(1) <u>取締役の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>取締役の氏名</u></p> <p>② <u>解任の理由</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>会計参与の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>会計参与の氏名又は名称</u></p> <p>② <u>解任の理由</u></p> <p>③ <u>会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(3) <u>監査役^の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>監査役^の氏名</u></p> <p>② <u>解任の理由</u></p> <p>③ <u>会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役^の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(4) <u>会計監査人の解任又は不再任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>会計監査人の氏名又は名称</u></p> <p>② <u>解任又は不再任の理由</u></p> <p>③ <u>議案が会社法第344条第2項第2号又は第3号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨</u></p> <p>④ <u>会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>3 役員^の報酬等に関する議案</p>

改正後	現行
<p>(1) <u>取締役の報酬等に関する議案</u> 次に掲げる事項（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。当該株式会社が公開会社であり、かつ、取締役の一部が社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。以下(1)において同じ。）であるときは、①から③までに掲げる事項のうち社外取締役に關するものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。</p> <p>① <u>会社法第361条第1項各号に掲げる事項の算定の基準</u> ② <u>議案が既に定められている会社法第361条第1項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由</u> ③ <u>議案が2以上の取締役に對する定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数</u> ④ <u>議案が退職慰勞金に關するものであるときは、退職する各取締役の略歴</u> ⑤ <u>株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、会社法第361条第6項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要</u> ⑥ <u>議案が退職慰勞金に關するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰勞金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</u></p> <p>(1)の2 <u>監査等委員である取締役の報酬等に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>会社法第361条第1項各号に掲げる事項の算定の基準</u> ② <u>議案が既に定められている会社法第361条第1項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由</u> ③ <u>議案が2以上の監査等委員である取締役に對する定めであるときは、当該定めに係る監査等委員である取締役の員数</u> ④ <u>議案が退職慰勞金に關するものであるときは、退職する各監査等委員である取締役の略歴</u> ⑤ <u>会社法第361条第5項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u> ⑥ <u>議案が退職慰勞金に關するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰勞金の額を決定することを取締役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</u></p> <p>(2) <u>會計参与の報酬等に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>会社法第379条第1項に規定する事項の算定の基準</u> ② <u>議案が既に定められている会社法第379条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由</u> ③ <u>議案が2以上の會計参与に對する定めであるときは、当該定めに係る會計参与の員数</u> ④ <u>議案が退職慰勞金に關するものであるときは、退職する各會計参与の略歴</u> ⑤ <u>議案が退職慰勞金に關するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰勞金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を</u></p>	<p>(1) <u>取締役の報酬等に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。当該株式会社が公開会社であり、かつ、取締役の一部が社外取締役（社外役員に限る。以下(1)において同じ。）であるときは、①から③までに掲げる事項のうち社外取締役に關するものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。</p> <p>① <u>会社法第361条第1項各号に掲げる事項の算定の基準</u> ② <u>議案が既に定められている会社法第361条第1項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由</u> ③ <u>議案が2以上の取締役に對する定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数</u> ④ <u>議案が退職慰勞金に關するものであるときは、退職する各取締役の略歴</u> (新設) ⑤ <u>議案が退職慰勞金に關するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰勞金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</u> (新設)</p> <p>(2) <u>會計参与の報酬等に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>会社法第379条第1項に規定する事項の算定の基準</u> ② <u>議案が既に定められている会社法第379条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由</u> ③ <u>議案が2以上の會計参与に對する定めであるときは、当該定めに係る會計参与の員数</u> ④ <u>議案が退職慰勞金に關するものであるときは、退職する各會計参与の略歴</u> ⑤ <u>議案が退職慰勞金に關するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰勞金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置</u></p>

改正後	現行
<p>講じている場合を除く。)</p> <p>⑥ 会社法第379条第3項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(3) 監査役の報酬等に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 会社法第387条第1項に規定する事項の算定の基準</p> <p>② 議案が既に定められている会社法第387条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由</p> <p>③ 議案が2以上の監査役についての定めであるときは、当該定めに係る監査役の員数</p> <p>④ 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査役の略歴</p> <p>⑤ 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。)</p> <p>⑥ 会社法第387条第3項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(4) 責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等 次に掲げる場合において、取締役が会社法第425条第4項（同法第426条第8項及び第427条第5項において準用する場合を含む。）に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、株主総会参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等が得る会社法施行規則第114条各号に規定する額及び当該役員等を与える同令第115条各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。</p> <p>① 会社法第425条第1項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合</p> <p>② 会社法第426条第1項の規定による定款の定めに基づき役員等の責任を免除した場合</p> <p>③ 会社法第427条第1項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する非業務執行取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合</p> <p>4 計算関係書類の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1) 会社法第398条第1項の規定による会計監査人の意見がある場合には、その意見の内容</p> <p>(2) 取締役会の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>4の2 全部取得条項付種類株式の取得 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1) 当該全部取得条項付種類株式の取得を行う理由</p> <p>(2) 会社法第171条第1項各号に掲げる事項の内容</p> <p>(3) 会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第33条の2第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>4の3 株式の併合 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1) 当該株式の併合を行う理由</p> <p>(2) 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容</p> <p>(3) 会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第33条の9第1号及び第2号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>5 合併契約等の承認に関する議案</p>	<p>を講じている場合を除く。)</p> <p>⑥ 会社法第379条第3項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(3) 監査役の報酬等に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 会社法第387条第1項に規定する事項の算定の基準</p> <p>② 議案が既に定められている会社法第387条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由</p> <p>③ 議案が2以上の監査役についての定めであるときは、当該定めに係る監査役の員数</p> <p>④ 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査役の略歴</p> <p>⑤ 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。)</p> <p>⑥ 会社法第387条第3項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(4) 責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等 次に掲げる場合において、取締役が会社法第425条第4項（会社法第426条第6項及び第427条第5項において準用する場合を含む。）に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、株主総会参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等が得る会社法施行規則第114条各号に規定する額及び当該役員等を与える同規則第115条各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。</p> <p>① 会社法第425条第1項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合</p> <p>② 会社法第426条第1項の規定による定款の定めに基づき役員等の責任を免除した場合</p> <p>③ 会社法第427条第1項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する社外取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合</p> <p>4 計算関係書類の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1) 会社法第398条第1項の規定による会計監査人の意見がある場合には、その意見の内容</p> <p>(2) 取締役会の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 合併契約等の承認に関する議案</p>

改正後	現行
<p>(1) <u>吸収合併契約の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>当該吸収合併を行う理由</u></p> <p>② <u>吸収合併契約の内容の概要</u></p> <p>③ <u>当該株式会社が会社法第749条第1項第2号又は保険業法第162条第1項第1号に規定する吸収合併消滅株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2第1項各号（第7号及び第8号を除く。）又は会社法施行規則第182条各号（第2号、第3号イ、第7号及び第8号を除く。）及び保険業法施行規則第101条の2の21各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>④ <u>当該株式会社が会社法第749条第1項第1号又は保険業法第164条第1項第1号に規定する吸収合併存続株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の5各号（第5号及び第6号を除く。）又は会社法施行規則第191条各号（第6号及び第7号を除く。）及び保険業法施行規則第101条の2の21各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>(2) <u>吸収分割契約の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>当該吸収分割を行う理由</u></p> <p>② <u>吸収分割契約の内容の概要</u></p> <p>③ <u>当該株式会社が会社法第758条第2号に規定する吸収分割株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第183条各号（第2号、第6号及び第7号を除く。）及び保険業法施行規則第105条の2各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>④ <u>当該株式会社が会社法第758条第1号に規定する吸収分割承継株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第192条各号（第2号、第7号及び第8号を除く。）及び保険業法施行規則第105条の2の2各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>(3) <u>株式交換契約の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>当該株式交換（保険業法第96条の5第1項に規定する組織変更株式交換を含む。）を行う理由</u></p> <p>② <u>株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容の概要</u></p> <p>③ <u>当該株式会社が株式交換完全子会社（会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全子会社をいう。）である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第184条各号（第2号、第3号イ、第7号及び第8号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>④ <u>当該株式会社が会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親株式会社又は保険業法第96条の5第1項に規定する組織変更株式交換完全親会社（株式会社に限る。）である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第193条各号（第5号及び第6号を除く。）又は保険業法施行規則第45条の9各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>(4) <u>新設合併契約の承認に関する議案</u></p>	<p>(1) <u>吸収合併契約の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>当該吸収合併を行う理由</u></p> <p>② <u>吸収合併契約の内容の概要</u></p> <p>③ <u>当該株式会社が会社法第749条第1項第2号又は保険業法第162条第1項第1号に規定する吸収合併消滅株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2第1項各号（第7号及び第8号を除く。）又は会社法施行規則第182条各号（第2号、第3号イ、第7号及び第8号を除く。）及び保険業法施行規則第101条の2の21各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>④ <u>当該株式会社が会社法第749条第1項第1号又は保険業法第164条第1項第1号に規定する吸収合併存続株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の5各号（第5号及び第6号を除く。）又は会社法施行規則第191条各号（第6号及び第7号を除く。）及び保険業法施行規則第101条の2の21各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>(2) <u>吸収分割契約の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>当該吸収分割を行う理由</u></p> <p>② <u>吸収分割契約の内容の概要</u></p> <p>③ <u>当該株式会社が会社法第758条第2号に規定する吸収分割株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第183条各号（第2号、第6号及び第7号を除く。）及び保険業法施行規則第105条の2各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>④ <u>当該株式会社が会社法第758条第1号に規定する吸収分割承継株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第192条各号（第2号、第7号及び第8号を除く。）及び保険業法施行規則第105条の2の2各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>(3) <u>株式交換契約の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>当該株式交換（保険業法第96条の5第1項に規定する組織変更株式交換を含む。）を行う理由</u></p> <p>② <u>株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容の概要</u></p> <p>③ <u>当該株式会社が株式交換完全子会社（会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全子会社をいう。）である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第184条各号（第2号、第3号イ、第7号及び第8号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>④ <u>当該株式会社が会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親株式会社又は保険業法第96条の5第1項に規定する組織変更株式交換完全親会社（株式会社に限る。）である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第193条各号（第5号及び第6号を除く。）又は保険業法施行規則第45条の9各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>(4) <u>新設合併契約の承認に関する議案</u></p>

改正後	現行
<p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該新設合併を行う理由</p> <p>② 新設合併契約の内容の概要</p> <p>③ 当該株式会社が会社法第 753 条第 1 項第 6 号又は保険業法第 163 条第 1 項第 1 号に規定する新設合併消滅株式会社である場合において、会社法第 298 条第 1 項の決定をした日における保険業法施行規則第 101 条の 2 第 2 項各号（第 5 号及び第 6 号を除く。）、会社法施行規則第 204 条各号（第 6 号及び第 7 号を除く。）又は保険業法施行規則第 101 条の 2 の 23 各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>④ 新設合併設立株式会社（会社法第 753 条第 1 項第 2 号又は保険業法第 165 条第 1 項第 2 号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下同じ。）又は新設合併設立相互会社（保険業法第 161 条第 2 号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下同じ。）の取締役となる者（新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）についての 1 (1) に規定する事項</p> <p>⑤ 新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者についての 1 (1) の 3 に規定する事項</p> <p>⑥ 新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社が会計参与設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社の会計参与となる者についての 1 (2) に規定する事項</p> <p>⑦ 新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社が監査役設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社の監査役となる者についての 1 (3) に規定する事項</p> <p>⑧ 新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社が会計監査人設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社の会計監査人となる者についての 1 (4) に規定する事項</p> <p>(5) 新設分割計画の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該新設分割を行う理由</p> <p>② 新設分割計画の内容の概要</p> <p>③ 当該株式会社が会社法第 763 条第 5 号に規定する新設分割株式会社である場合において、会社法第 298 条第 1 項の決定をした日における会社法施行規則第 205 条各号（第 7 号及び第 8 号を除く。）及び保険業法施行規則第 105 条の 2 の 3 各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>(6) 株式移転計画の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該株式移転（保険業法第 96 条の 8 第 1 項に規定する組織変更株式移転を含む。）を行う理由</p> <p>② 株式移転計画の内容の概要</p> <p>③ 当該株式会社が会社法第 773 条第 1 項第 5 号に規定する株式移転完全子会社又は保険業法第 96 条の 9 第 1 項第 9 号の株式会社である場合において、会社法第 298 条第 1 項の決定をした日における会社法施行規則第 206 条各号（第 5 号及び第 6 号を除く。）又は保険業</p>	<p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該新設合併を行う理由</p> <p>② 新設合併契約の内容の概要</p> <p>③ 当該株式会社が会社法第 753 条第 1 項第 6 号又は保険業法第 163 条第 1 項第 1 号に規定する新設合併消滅株式会社である場合において、会社法第 298 条第 1 項の決定をした日における保険業法施行規則第 101 条の 2 第 2 項各号（第 5 号及び第 6 号を除く。）、会社法施行規則第 204 条各号（第 6 号及び第 7 号を除く。）又は保険業法施行規則第 101 条の 2 の 23 各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>④ 新設合併設立株式会社（会社法第 753 条第 1 項第 2 号又は保険業法第 165 条第 1 項第 2 号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下同じ。）又は新設合併設立相互会社（保険業法第 161 条第 2 号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下同じ。）の取締役となる者についての 1 (1) に規定する事項</p> <p>(新設)</p> <p>⑤ 新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社が会計参与設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社の会計参与となる者についての 1 (2) に規定する事項</p> <p>⑥ 新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社が監査役設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社の監査役となる者についての 1 (3) に規定する事項</p> <p>⑦ 新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社が会計監査人設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社の会計監査人となる者についての 1 (4) に規定する事項</p> <p>(5) 新設分割計画の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該新設分割を行う理由</p> <p>② 新設分割計画の内容の概要</p> <p>③ 当該株式会社が会社法第 763 条第 5 号に規定する新設分割株式会社である場合において、会社法第 298 条第 1 項の決定をした日における会社法施行規則第 205 条各号（第 7 号及び第 8 号を除く。）及び保険業法施行規則第 105 条の 2 の 3 各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>(6) 株式移転計画の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該株式移転（保険業法第 96 条の 8 第 1 項に規定する組織変更株式移転を含む。）を行う理由</p> <p>② 株式移転計画の内容の概要</p> <p>③ 当該株式会社が会社法第 773 条第 1 項第 5 号に規定する株式移転完全子会社又は保険業法第 96 条の 9 第 1 項第 9 号の株式会社である場合において、会社法第 298 条第 1 項の決定をした日における会社法施行規則第 206 条各号（第 5 号及び第 6 号を除く。）又は保険業</p>

改正後	現行
<p>法施行規則第45条の17各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>④ 株式移転設立完全親会社（会社法第773条第1項第5号に規定する株式移転設立完全親会社又は保険業法第96条の8第1項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）の取締役となる者（株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）についての1(1)に規定する事項</p> <p>⑤ 株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者についての1(1)の3に規定する事項</p> <p>⑥ 株式移転設立完全親会社が会計参与設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の会計参与となる者についての1(2)に規定する事項</p> <p>⑦ 株式移転設立完全親会社が監査役設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査役となる者についての1(3)に規定する事項</p> <p>⑧ 株式移転設立完全親会社が会計監査人設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の会計監査人となる者についての1(4)に規定する事項</p> <p>(7) 事業譲渡等（会社法第468条第1項に規定する事業譲渡等をいう。以下同じ。）に係る契約の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該事業譲渡等を行う理由</p> <p>② 当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要</p> <p>③ 当該契約に基づき当該株式会社が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 保険契約の移転に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該行為を行う理由</p> <p>② 当該行為に関する契約の内容の概要</p> <p>③ 各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあつては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表）</p> <p>(2) 業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該行為を行う理由</p> <p>② 当該行為に関する契約の内容の概要</p> <p>③ 各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあつては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表）</p> <p>(3) 組織変更計画の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該組織変更を行う理由</p> <p>② 組織変更計画の内容の概要</p> <p>③ 会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第36条の2各号（第1号、第7号及び第8号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p>	<p>法施行規則第45条の17各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>④ 株式移転設立完全親会社（会社法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社又は保険業法第96条の8第1項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）の取締役となる者についての1(1)に規定する事項</p> <p>(新設)</p> <p>⑤ 株式移転設立完全親会社が会計参与設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の会計参与となる者についての1(2)に規定する事項</p> <p>⑥ 株式移転設立完全親会社が監査役設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査役となる者についての1(3)に規定する事項</p> <p>⑦ 株式移転設立完全親会社が会計監査人設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の会計監査人となる者についての1(4)に規定する事項</p> <p>(7) 事業譲渡等（会社法第468条第1項に規定する事業譲渡等をいう。以下同じ。）に係る契約の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該事業譲渡等を行う理由</p> <p>② 当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要</p> <p>③ 当該契約に基づき当該株式会社が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 保険契約の移転に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該行為を行う理由</p> <p>② 当該行為に関する契約の内容の概要</p> <p>③ 各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあつては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表）</p> <p>(2) 業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該行為を行う理由</p> <p>② 当該行為に関する契約の内容の概要</p> <p>③ 各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあつては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表）</p> <p>(3) 組織変更計画の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該組織変更を行う理由</p> <p>② 組織変更計画の内容の概要</p> <p>③ 会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第36条の2各号（第1号、第7号及び第8号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p>

改正後	現行
<p><u>7 株主提案の場合における記載事項</u></p> <p>(1) <u>議案が株主の提出に係るものである場合には、会社法施行規則第93条第1項各号（同項第3号から第5号までに掲げる事項が株主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（株式会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあつては、当該事項の概要）に掲げる事項を記載する。</u></p> <p>(2) <u>2以上の株主から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、その議案及びこれに対する取締役（取締役会設置会社である場合にあつては、取締役会）の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、2以上の株主から同一の趣旨の提案があつた旨を記載しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>2以上の株主から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。</u></p>	<p><u>7 株主提案の場合における記載事項</u></p> <p>(1) <u>議案が株主の提出に係るものである場合には、会社法施行規則第93条第1項各号（同項第3号又は第4号に掲げる事項が株主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（株式会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあつては、当該事項の概要）に掲げる事項を記載する。</u></p> <p>(2) <u>2以上の株主から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、その議案及びこれに対する取締役（取締役会設置会社である場合にあつては、取締役会）の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、2以上の株主から同一の趣旨の提案があつた旨を記載しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>2以上の株主から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。</u></p>

改正後	現行
<p>別紙様式第5号（第20条の20関係） （日本工業規格A4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">社員総会参考書類</p> <p>1 議案</p> <p>(1) 会社の提案に係るもの</p> <p>(2) 社員の提案に係るもの</p> <p>2 提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、社員総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）</p> <p>3 議案につき保険業法第53条の20において準用する会社法第384条の規定により社員総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要</p> <p>4 その他社員の議決権の行使について参考となると認める事項</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 役員を選任に関する議案</p> <p>(1) 取締役の選任に関する議案</p> <p>次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。</p> <p>① 候補者の氏名、生年月日及び略歴</p> <p>② 就任の承諾を得ていないときは、その旨</p> <p>③ 相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第4項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>④ 候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</p> <p>⑤ 候補者が当該相互会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実</p> <p>⑥ 候補者と相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</p> <p>⑦ 候補者が現に当該相互会社の取締役であるときは、当該相互会社における地位及び担当</p> <p>⑧ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該候補者が社外取締役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外取締役候補者とした理由</p> <p>ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役（社外役員に限る。以下⑧において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に</p>	<p>別紙様式第5号（第20条の20関係） （日本工業規格A4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">社員総会参考書類</p> <p>1 議案</p> <p>(1) 会社の提案に係るもの</p> <p>(2) 社員の提案に係るもの</p> <p>2 提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、社員総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）</p> <p>3 議案につき保険業法第53条の20において準用する会社法第384条の規定により社員総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要</p> <p>4 その他社員の議決権の行使について参考となると認める事項</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 役員を選任に関する議案</p> <p>(1) 取締役の選任に関する議案</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 候補者の氏名、生年月日及び略歴</p> <p>② 就任の承諾を得ていないときは、その旨 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>③ 候補者が当該相互会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実</p> <p>④ 候補者と相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</p> <p>⑤ 候補者が現に当該相互会社の取締役であるときは、当該相互会社における地位及び担当</p> <p>⑥ 候補者が社外取締役候補者であるときは、当該候補者についての次に掲げる事項</p> <p>イ 当該候補者が社外取締役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外取締役候補者とした理由</p> <p>ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役（社外役員に限る。以下⑥において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に</p>

改正後	現行
<p><u>就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</u></p> <p>ホ <u>当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由</u></p> <p>ヘ <u>当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨</u></p> <p> i <u>過去に当該相互会社又はその実質子会社（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ii及びivにおいて同じ。）であったことがあること。</u></p> <p> ii <u>当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社及び関連会社（保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</u></p> <p> iii <u>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</u></p> <p> iv <u>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</u> (削る)</p> <p> v <u>過去2年間に合併又は事業の譲受け（以下v、(1)の2⑨へv及び(3)⑨へvにおいて「合併等」という。）により他の相互会社又は株式会社とその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</u></p> <p>ト <u>当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役又は監査役であるときは、これらの役員に就任してからの年数</u> (削る)</p> <p>チ <u>上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p>(1)の2 <u>監査等委員である取締役の選任に関する議案</u> <u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p>	<p><u>就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</u></p> <p>ホ <u>当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由</u></p> <p>ヘ <u>当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨（新設）</u></p> <p> i <u>当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）及び関連会社（保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者であること。</u></p> <p> ii <u>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</u></p> <p> iii <u>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること（重要でないものを除く。）。</u></p> <p> iv <u>過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。</u></p> <p> v <u>過去2年間に合併又は事業の譲受け（以下v及び1(3)⑧へvにおいて「合併等」という。）により他の相互会社又は株式会社とその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</u></p> <p>ト <u>当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役又は監査役であるときは、これらの役員に就任してからの年数</u></p> <p>チ <u>当該候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要</u></p> <p>リ <u>上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u> (新設)</p>

改正後	現行
<p>① 候補者の氏名、生年月日及び略歴</p> <p>② 相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</p> <p>③ 就任の承諾を得ていないときは、その旨</p> <p>④ 議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条の2第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨</p> <p>⑤ 保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第1項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>⑥ 候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</p> <p>⑦ 候補者が当該相互会社の監査等委員である取締役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実</p> <p>⑧ 候補者が現に当該相互会社の監査等委員である取締役であるときは、当該相互会社における地位及び担当</p> <p>⑨ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該候補者が社外取締役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外取締役候補者とした理由</p> <p>ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社を取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</p> <p>ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に参与していない者であるときは、当該経営に参与したことがない候補者であっても監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨</p> <p>i 過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ii及びivにおいて同じ。）であったことがあること。</p> <p>ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</p> <p>iii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これ</p>	

改正後	現行
<p><u>らの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</u></p> <p>iv <u>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</u></p> <p>v <u>過去2年間に合併等により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</u></p> <p>ト <u>当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役又は監査等委員である取締役であるときは、これらの役員に就任してからの年数</u></p> <p>チ <u>上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p>(2) <u>会計参与の選任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</u></p> <p>イ <u>候補者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は税理士である場合</u> <u>その氏名、事務所</u>の所在場所、生年月日及び略歴</p> <p>ロ <u>候補者が監査法人又は税理士法人である場合</u> <u>その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革</u></p> <p>② <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>③ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>④ <u>候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p> <p>⑤ <u>当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該相互会社が社員総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</u></p> <p>(3) <u>監査役</u>の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>候補者の氏名、生年月日及び略歴</u></p> <p>② <u>相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</u></p> <p>③ <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>④ <u>議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第343条第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨</u></p> <p>⑤ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>⑥ <u>候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の</u></p>	<p>現行</p> <p>(2) <u>会計参与の選任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</u></p> <p>イ <u>候補者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は税理士である場合</u> <u>その氏名、事務所</u>の所在場所、生年月日及び略歴</p> <p>ロ <u>候補者が監査法人又は税理士法人である場合</u> <u>その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革</u></p> <p>② <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>③ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</u> (新設)</p> <p>④ <u>当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該相互会社が社員総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</u></p> <p>(3) <u>監査役</u>の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>候補者の氏名、生年月日及び略歴</u></p> <p>② <u>相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</u></p> <p>③ <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>④ <u>議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第343条第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨</u></p> <p>⑤ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u> (新設)</p>

改正後	現行
<p>内容の概要</p> <p>⑦ 候補者が当該相互会社の監査役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実</p> <p>⑧ 候補者が現に当該相互会社の監査役であるときは、当該相互会社における地位</p> <p>⑨ 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該候補者が社外監査役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外監査役候補者とした理由</p> <p>ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>三 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役（社外役員に限る。ホにおいて同じ。）又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</p> <p>ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨</p> <p>i 過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ii及びivにおいて同じ。）であったことがあること。</p> <p>ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</p> <p>iii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</p> <p>iv 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。（削る）</p> <p>v 過去2年間に合併等により他の相互会社又は株式会社とその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト 当該候補者が現に当該相互会社の監査役であるときは、監査役に就任してからの年数</p>	<p>⑥ 候補者が当該相互会社の監査役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実</p> <p>⑦ 候補者が現に当該相互会社の監査役であるときは、当該相互会社における地位</p> <p>⑧ 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該候補者が社外監査役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外監査役候補者とした理由</p> <p>ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑧において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>三 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</p> <p>ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨（新設）</p> <p>i 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者であること。</p> <p>ii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</p> <p>iii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</p> <p>iv 過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。</p> <p>v 過去2年間に合併等により他の相互会社又は株式会社の事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト 当該候補者が現に当該相互会社の監査役であるときは、監査役に就任してからの年数</p>

改正後	現行
<p>(削る)</p> <p>チ <u>上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p>(4) <u>会計監査人の選任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</u> イ <u>候補者が公認会計士である場合</u> その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴 ロ <u>候補者が監査法人である場合</u> その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革</p> <p>② <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>③ <u>監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由</u></p> <p>④ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>⑤ <u>候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p> <p>⑥ <u>当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項</u></p> <p>⑦ <u>当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該相互会社が社員総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</u></p> <p>⑧ <u>当該候補者が当該相互会社、その実質子会社又は関連会社から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容</u></p> <p>2 <u>役員解任等に関する議案</u></p> <p>(1) <u>取締役の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。</p> <p>① <u>取締役の氏名</u></p> <p>② <u>解任の理由</u></p> <p>③ <u>相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第4項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(1)の2 <u>監査等委員である取締役の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>監査等委員である取締役の氏名</u></p>	<p>チ <u>当該候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p> <p>リ <u>上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p>(4) <u>会計監査人の選任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</u> イ <u>候補者が公認会計士である場合</u> その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴 ロ <u>候補者が監査法人である場合</u> その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革</p> <p>② <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>③ <u>議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条第2項第1号又は第2号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨</u></p> <p>④ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要</u> (新設)</p> <p>⑤ <u>当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項</u></p> <p>⑥ <u>当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該相互会社が社員総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</u></p> <p>⑦ <u>当該候補者が当該相互会社、その実質子会社又は関連会社から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容</u></p> <p>2 <u>役員解任等に関する議案</u></p> <p>(1) <u>取締役の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>取締役の氏名</u></p> <p>② <u>解任の理由</u> (新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>② 解任の理由</p> <p>③ 保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第1項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(2) 会計参与の解任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 会計参与の氏名又は名称</p> <p>② 解任の理由</p> <p>③ 保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(3) 監査役の解任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 監査役の氏名</p> <p>② 解任の理由</p> <p>③ 保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(4) 会計監査人の解任又は不再任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 会計監査人の氏名又は名称</p> <p>② 監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が議案の内容を決定した理由（削る）</p> <p>③ 保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>3 役員報酬等に関する議案</p> <p>(1) 取締役の報酬等に関する議案 次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。取締役の一部が社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。以下(1)において同じ。）であるときは、①から③までに掲げる事項のうち社外取締役に係るものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。</p> <p>① 保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項の算定の基準</p> <p>② 議案が既に定められている保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由</p> <p>③ 議案が2以上の取締役についての定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数</p> <p>④ 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各取締役の略歴</p> <p>⑤ 相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第6項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要</p>	<p>(2) 会計参与の解任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 会計参与の氏名又は名称</p> <p>② 解任の理由</p> <p>③ 保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(3) 監査役 of 解任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 監査役の氏名</p> <p>② 解任の理由</p> <p>③ 保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(4) 会計監査人の解任又は不再任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 会計監査人の氏名又は名称</p> <p>② 解任又は不再任の理由</p> <p>③ 議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条第2項第2号又は第3号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨</p> <p>④ 保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>3 役員報酬等に関する議案</p> <p>(1) 取締役の報酬等に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。取締役の一部が社外取締役（社外役員に限る。以下(1)において同じ。）であるときは、①から③までに掲げる事項のうち社外取締役に係るものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。</p> <p>① 保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項の算定の基準</p> <p>② 議案が既に定められている保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由</p> <p>③ 議案が2以上の取締役についての定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数</p> <p>④ 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各取締役の略歴（新設）</p>

改正後	現行
<p>⑥ <u>議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</u></p> <p>(1)の2 <u>監査等委員である取締役の報酬等に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項の算定の基準</u></p> <p>② <u>議案が既に定められている保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由</u></p> <p>③ <u>議案が2以上の監査等委員である取締役についての定めであるときは、当該定めに係る監査等委員である取締役の員数</u></p> <p>④ <u>議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査等委員である取締役の略歴</u></p> <p>⑤ <u>保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第5項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>⑥ <u>議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</u></p> <p>(2) <u>会計参与の報酬等に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第1項に規定する事項の算定の基準</u></p> <p>② <u>議案が既に定められている保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由</u></p> <p>③ <u>議案が2以上の会計参与についての定めであるときは、当該定めに係る会計参与の員数</u></p> <p>④ <u>議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各会計参与の略歴</u></p> <p>⑤ <u>議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</u></p> <p>⑥ <u>保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第3項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(3) <u>監査役の報酬等に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第1項に規定する事項の算定の基準</u></p> <p>② <u>議案が既に定められている保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由</u></p> <p>③ <u>議案が2以上の監査役についての定めであるときは、当該定めに係る監査役の員数</u></p>	<p>⑤ <u>議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</u></p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>会計参与の報酬等に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第1項に規定する事項の算定の基準</u></p> <p>② <u>議案が既に定められている保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由</u></p> <p>③ <u>議案が2以上の会計参与についての定めであるときは、当該定めに係る会計参与の員数</u></p> <p>④ <u>議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各会計参与の略歴</u></p> <p>⑤ <u>議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</u></p> <p>⑥ <u>保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第3項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(3) <u>監査役の報酬等に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第1項に規定する事項の算定の基準</u></p> <p>② <u>議案が既に定められている保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由</u></p> <p>③ <u>議案が2以上の監査役についての定めであるときは、当該定めに係る監査役の員数</u></p>

改正後	現行
<p>④ 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査役の略歴</p> <p>⑤ 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</p> <p>⑥ 保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第3項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(4) 責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等 次に掲げる場合において、取締役が保険業法第53条の36において準用する会社法第425条第4項（保険業法第53条の36において準用する会社法第426条第8項及び第427条第5項において準用する場合を含む。）に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える第23条の20各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。</p> <p>① 保険業法第53条の36において準用する会社法第425条第1項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合</p> <p>② 保険業法第53条の36において準用する会社法第426条第1項の規定による定款の定めに基づき役員等の責任を免除した場合</p> <p>③ 保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する非業務執行取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合</p> <p>4 計算関係書類の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1) 保険業法第53条の23において準用する会社法第398条第1項の規定による会計監査人の意見がある場合には、その意見の内容</p> <p>(2) 取締役会の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>5 合併契約等の承認に関する議案</p> <p>(1) 吸収合併契約の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該吸収合併を行う理由</p> <p>② 吸収合併契約の内容の概要</p> <p>③ 当該相互会社が保険業法第160条第1号に規定する吸収合併消滅相互会社である場合において、保険業法第41条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の13第1項各号（第2号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>④ 当該相互会社が保険業法第160条第1号に規定する吸収合併存続相互会社である場合において、保険業法第41条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の16各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>(2) 新設合併契約の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p>	<p>④ 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査役の略歴</p> <p>⑤ 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</p> <p>⑥ 保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第3項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(4) 責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等 次に掲げる場合において、取締役が保険業法第53条の36において準用する会社法第425条第4項、会社法第426条第6項及び第427条第5項に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える第23条の20各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。</p> <p>① 保険業法第53条の36において準用する会社法第425条第1項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合</p> <p>② 保険業法第53条の36において準用する会社法第426条第1項の規定による定款の定めに基づき役員等の責任を免除した場合</p> <p>③ 保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する社外取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合</p> <p>4 計算関係書類の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1) 保険業法第53条の23において準用する会社法第398条第1項の規定による会計監査人の意見がある場合には、その意見の内容</p> <p>(2) 取締役会の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>5 合併契約等の承認に関する議案</p> <p>(1) 吸収合併契約の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該吸収合併を行う理由</p> <p>② 吸収合併契約の内容の概要</p> <p>③ 当該相互会社が保険業法第160条第1号に規定する吸収合併消滅相互会社である場合において、保険業法第41条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の13第1項各号（第2号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>④ 当該相互会社が保険業法第160条第1号に規定する吸収合併存続相互会社である場合において、保険業法第41条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の16各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>(2) 新設合併契約の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p>

改正後	現行
<p>① <u>当該新設合併を行う理由</u></p> <p>② <u>新設合併契約の内容の概要</u></p> <p>③ <u>当該相互会社が保険業法第161条第1号に規定する新設合併消滅相互会社である場合において、保険業法第41条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の13第2項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>④ <u>新設合併設立相互会社（保険業法第161条第2号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下同じ。）又は新設合併設立株式会社（保険業法第165条第1項第2号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下同じ。）の取締役となる者（新設合併設立相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、当該新設合併設立相互会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）についての1(1)に規定する事項</u></p> <p>⑤ <u>新設合併設立相互会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社の監査等委員である取締役となる者についての1(1)の2に規定する事項</u></p> <p>⑥ <u>新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が会計参与設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の会計参与となる者についての1(2)に規定する事項</u></p> <p>⑦ <u>新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が監査役設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の監査役となる者についての1(3)に規定する事項</u></p> <p>⑧ <u>新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が会計監査人設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の会計監査人となる者についての1(4)に規定する事項</u></p> <p>(3) <u>事業譲渡等（保険業法第62条の2第1項第1号から第3号までに掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る契約の承認に関する議案</u> <u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>① <u>当該事業譲渡等を行う理由</u></p> <p>② <u>当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要</u></p> <p>③ <u>当該契約に基づき当該相互会社が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要</u></p> <p>6 <u>その他</u></p> <p>(1) <u>組織変更計画の承認に関する議案</u> <u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>① <u>当該組織変更を行う理由</u></p> <p>② <u>組織変更計画の内容の概要</u></p> <p>③ <u>保険業法第41条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第42条の2各号（第1号、第3号ロ、第5号イ、第7号及び第8号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>(2) <u>保険契約の移転に関する議案</u> <u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>① <u>当該行為を行う理由</u></p>	<p>① <u>当該新設合併を行う理由</u></p> <p>② <u>新設合併契約の内容の概要</u></p> <p>③ <u>当該相互会社が保険業法第161条第1号に規定する新設合併消滅相互会社である場合において、保険業法第41条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の13第2項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>④ <u>新設合併設立相互会社（保険業法第161条第2号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下同じ。）又は新設合併設立株式会社（保険業法第165条第1項第2号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下同じ。）の取締役となる者についての1(1)に規定する事項</u> （新設）</p> <p>⑤ <u>新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が会計参与設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の会計参与となる者についての1(2)に規定する事項</u></p> <p>⑥ <u>新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が監査役設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の監査役となる者についての1(3)に規定する事項</u></p> <p>⑦ <u>新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が会計監査人設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の会計監査人となる者についての1(4)に規定する事項</u></p> <p>(3) <u>事業譲渡等（保険業法第62条の2第1項第1号から第3号までに掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る契約の承認に関する議案</u> <u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>① <u>当該事業譲渡等を行う理由</u></p> <p>② <u>当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要</u></p> <p>③ <u>当該契約に基づき当該相互会社が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要</u></p> <p>6 <u>その他</u></p> <p>(1) <u>組織変更計画の承認に関する議案</u> <u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>① <u>当該組織変更を行う理由</u></p> <p>② <u>組織変更計画の内容の概要</u></p> <p>③ <u>保険業法第41条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第42条の2各号（第1号、第3号ロ、第5号イ、第7号及び第8号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>(2) <u>保険契約の移転に関する議案</u> <u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>① <u>当該行為を行う理由</u></p>

改正後	現行
<p>② 当該行為に関する契約の内容の概要</p> <p>③ 各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあつては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表）</p> <p>(3) 業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該行為を行う理由</p> <p>② 当該行為に関する契約の内容の概要</p> <p>③ 各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあつては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表）</p> <p>7 社員提案の場合における記載事項</p> <p>(1) 議案が社員の提出に係るものである場合には、次に掲げる事項（③又④に掲げる事項が社員総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（相互会社はその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあつては、当該事項の概要）を記載すること。</p> <p>① 議案が社員の提出に係るものである旨</p> <p>② 議案に対する取締役会の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>③ 社員が保険業法第39条第3項の規定による請求に際して提案の理由（当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。）を相互会社に対して通知したときは、その理由</p> <p>④ 議案が次のイからホまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、社員が保険業法第39条第3項の規定による請求に際して当該イからホまでに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を相互会社に対して通知したときは、その内容</p> <p>イ 取締役（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役を除く。） 1(1)に規定する事項</p> <p>ロ 監査等委員である取締役 1(1)の2に規定する事項</p> <p>ハ 会計参与 1(2)に規定する事項</p> <p>ニ 監査役 1(3)に規定する事項</p> <p>ホ 会計監査人 1(4)に規定する事項</p> <p>(2) 2以上の社員から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、その議案及びこれに対する取締役会の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、2以上の社員から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。</p> <p>(3) 2以上の社員から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。</p> <p>8 上記において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 社外役員 会社役員（当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。）のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>① 当該会社役員が社外取締役又は社外監査役であること。</p>	<p>② 当該行為に関する契約の内容の概要</p> <p>③ 各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあつては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表）</p> <p>(3) 業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該行為を行う理由</p> <p>② 当該行為に関する契約の内容の概要</p> <p>③ 各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあつては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表）</p> <p>7 社員提案の場合における記載事項</p> <p>(1) 議案が社員の提出に係るものである場合には、次に掲げる事項（③又④に掲げる事項が社員総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（相互会社はその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあつては、当該事項の概要）を記載すること。</p> <p>① 議案が社員の提出に係るものである旨</p> <p>② 議案に対する取締役会の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>③ 社員が保険業法第39条第3項の規定による請求に際して提案の理由（当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。）を相互会社に対して通知したときは、その理由</p> <p>④ 議案が次のイからニまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、社員が保険業法第39条第3項の規定による請求に際して当該イからニまでに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を相互会社に対して通知したときは、その内容</p> <p>イ 取締役 1(1)に規定する事項</p> <p>（新設）</p> <p>ロ 会計参与 1(2)に規定する事項</p> <p>ハ 監査役 1(3)に規定する事項</p> <p>ニ 会計監査人 1(4)に規定する事項</p> <p>(2) 2以上の社員から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、その議案及びこれに対する取締役会の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、2以上の社員から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。</p> <p>(3) 2以上の社員から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。</p> <p>8 上記において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 社外役員 会社役員（当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。）のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>① 当該会社役員が社外取締役又は社外監査役であること。</p>

改正後	現行
<p>② <u>当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。</u></p> <p>イ <u>当該会社役員が保険業法第53条の2第5項、第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号又は保険業法第53条の24第3項の社外取締役であること。</u></p> <p>ロ <u>当該会社役員が保険業法第53条の5第3項の社外監査役であること。</u></p> <p>ハ <u>当該会社役員を当該相互会社の社外取締役又は社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、社員総会参考書類その他当該相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示していること。</u></p> <p>(2) <u>社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</u></p> <p>① <u>当該候補者が当該相互会社の取締役に就任した場合には、社外取締役となる見込みであること。</u> (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>② <u>次のいずれかの要件に該当すること。</u></p> <p>イ <u>当該候補者を保険業法第53条の2第5項、第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号又は保険業法第53条の24第3項の社外取締役であるものとする予定があること。</u></p> <p>ロ <u>当該候補者を当該相互会社の社外取締役であるものとして計算関係書類、事業報告、社員総会参考書類その他相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。</u></p> <p>(3) <u>社外監査役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</u></p> <p>① <u>当該候補者が当該相互会社の監査役に就任した場合には、社外監査役となる見込みであること。</u></p> <p>② <u>次のいずれかの要件に該当すること。</u></p> <p>イ <u>当該候補者を保険業法第53条の5第3項の社外監査役であるものとする予定があること。</u></p> <p>ロ <u>当該候補者を当該相互会社の社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、社員総会参考書類その他相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。</u></p> <p>(4) <u>業務執行者 次に掲げる者をいう。</u></p> <p>① <u>業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員</u></p> <p>② <u>業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者</u></p> <p>③ <u>使用人</u></p> <p>9 <u>保険業法施行規則第20条の19第1項第3号イに掲げる事項から除かれる事項は、5(1)③④、</u></p>	<p>② <u>当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。</u></p> <p>イ <u>当該会社役員が保険業法第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号、保険業法第53条の24第3項又は同法第53条の36において準用する会社法第425条第1項第1号ハ若しくは第427条第1項の社外取締役であること。</u></p> <p>ロ <u>当該会社役員が保険業法第53条の5第3項又は同法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の社外監査役であること。</u></p> <p>ハ <u>当該会社役員を当該相互会社の社外取締役又は社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、社員総会参考書類その他当該相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示していること。</u></p> <p>(2) <u>社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</u></p> <p>① <u>当該候補者が過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないこと。</u></p> <p>② <u>当該候補者が現に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないこと。</u></p> <p>③ <u>当該候補者を就任後当該相互会社の業務を執行する取締役として選定する予定がないこと。</u></p> <p>④ <u>当該候補者を就任後当該相互会社の執行役として選任する予定がないこと。</u></p> <p>⑤ <u>当該候補者を就任後当該相互会社の使用人とする予定がないこと。</u></p> <p>⑥ <u>次のいずれかの要件に該当すること。</u></p> <p>イ <u>当該候補者を保険業法第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号、保険業法第53条の24第3項又は同法第53条の36において準用する会社法第425条第1項第1号ハ若しくは第427条第1項の社外取締役であるものとする予定があること。</u></p> <p>ロ <u>当該候補者を当該相互会社の社外取締役であるものとして計算関係書類、事業報告、社員総会参考書類その他相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。</u></p> <p>(3) <u>社外監査役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</u></p> <p>① <u>当該候補者が過去に当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないこと。</u></p> <p>② <u>次のいずれかの要件に該当すること。</u></p> <p>イ <u>当該候補者を保険業法第53条の5第3項又は同法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の社外監査役であるものとする予定があること。</u></p> <p>ロ <u>当該候補者を当該相互会社の社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、社員総会参考書類その他相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。</u></p> <p>(4) <u>業務執行者 次に掲げる者をいう。</u></p> <p>① <u>業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員</u></p> <p>② <u>業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者</u></p> <p>③ <u>使用人</u></p> <p>9 <u>保険業法施行規則第20条の19第1項第3号イに掲げる事項から除かれる事項は、5(1)③④、</u></p>

改正後	現行
<p><u>5 (2)③及び5 (3)③並びに6 (1)③に掲げる事項とする。</u></p>	<p><u>5 (2)③及び5 (3)③並びに6 (1)③に掲げる事項とする。</u></p>

改正後	現行
<p>別紙様式第5号の3（第22条関係） （日本工業規格A4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">総代会参考書類</p> <p>1 議案</p> <p>（1）<u>会社の提案に係るもの</u></p> <p>（2）<u>社員又は総代の提案に係るもの</u></p> <p>2 <u>提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、総代会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）</u></p> <p>3 <u>議案につき保険業法第53条の20において準用する会社法第384条の規定により総代会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要</u></p> <p>4 <u>その他総代の議決権の行使について参考となると認める事項</u></p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 <u>役員を選任に関する議案</u></p> <p>（1）<u>取締役の選任に関する議案</u></p> <p>次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。</p> <p>① <u>候補者の氏名、生年月日及び略歴</u></p> <p>② <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>③ <u>相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第4項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>④ <u>候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p> <p>⑤ <u>候補者が当該相互会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実</u></p> <p>⑥ <u>候補者と相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</u></p> <p>⑦ <u>候補者が現に当該相互会社の取締役であるときは、当該相互会社における地位及び担当</u></p> <p>⑧ <u>候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>当該候補者が社外取締役候補者である旨</u></p> <p>ロ <u>当該候補者を社外取締役候補者とした理由</u></p> <p>ハ <u>当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役（社外役員に限る。以下⑧において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</u></p>	<p>別紙様式第5号の3（第22条関係） （日本工業規格A4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">総代会参考書類</p> <p>1 議案</p> <p>（1）<u>会社の提案に係るもの</u></p> <p>（2）<u>社員又は総代の提案に係るもの</u></p> <p>2 <u>提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、総代会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）</u></p> <p>3 <u>議案につき保険業法第53条の20において準用する会社法第384条の規定により総代会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要</u></p> <p>4 <u>その他総代の議決権の行使について参考となると認める事項</u></p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 <u>役員を選任に関する議案</u></p> <p>（1）<u>取締役の選任に関する議案</u></p> <p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>候補者の氏名、生年月日及び略歴</u></p> <p>② <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u> （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>③ <u>候補者が当該相互会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実</u></p> <p>④ <u>候補者と相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</u></p> <p>⑤ <u>候補者が現に当該相互会社の取締役であるときは、当該相互会社における地位及び担当</u></p> <p>⑥ <u>候補者が社外取締役候補者であるときは、当該候補者についての次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>当該候補者が社外取締役候補者である旨</u></p> <p>ロ <u>当該候補者を社外取締役候補者とした理由</u></p> <p>ハ <u>当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役（社外役員に限る。以下⑥において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</u></p>

改正後	現行
<p>ニ <u>当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</u></p> <p>ホ <u>当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由</u></p> <p>ヘ <u>当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨</u></p> <p>イ <u>過去に当該相互会社又はその実質子会社（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ii及びivにおいて同じ。）であったことがあること。</u></p> <p>ii <u>当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社及び関連会社（保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</u></p> <p>iii <u>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</u></p> <p>iv <u>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</u> (削る)</p> <p>v <u>過去2年間に合併又は事業の譲受け（以下v、(1)の2⑨へv及び(3)⑨へvにおいて「合併等」という。）により他の相互会社又は株式会社とその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</u></p> <p>ト <u>当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役又は監査役であるときは、これらの役員に就任してからの年数</u> (削る)</p> <p>チ <u>上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p>(1)の2 <u>監査等委員である取締役の選任に関する議案次に掲げる事項を記載すること。</u></p>	<p>ニ <u>当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</u></p> <p>ホ <u>当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由</u></p> <p>ヘ <u>当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨（新設）</u></p> <p>イ <u>当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）及び関連会社（保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者であること。</u></p> <p>ii <u>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</u></p> <p>iii <u>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること（重要でないものを除く。）。</u></p> <p>iv <u>過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。</u></p> <p>v <u>過去2年間に合併又は事業の譲受け（以下v及び1(3)⑨へvにおいて「合併等」という。）により他の相互会社又は株式会社とその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</u></p> <p>ト <u>当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役又は監査役であるときは、これらの役員に就任してからの年数</u></p> <p>チ <u>当該候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要</u></p> <p>リ <u>上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u> (新設)</p>

改正後	現行
<p>① 候補者の氏名、生年月日及び略歴</p> <p>② 相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</p> <p>③ 就任の承諾を得ていないときは、その旨</p> <p>④ 議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条の2第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨</p> <p>⑤ 保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第1項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>⑥ 候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</p> <p>⑦ 候補者が当該相互会社の監査等委員である取締役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実</p> <p>⑧ 候補者が現に当該相互会社の監査等委員である取締役であるときは、当該相互会社における地位及び担当</p> <p>⑨ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該候補者が社外取締役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外取締役候補者とした理由</p> <p>ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</p> <p>ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨</p> <p>i 過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ii及びivにおいて同じ。）であったことがあること。</p> <p>ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</p> <p>iii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</p>	

改正後	現行
<p>iv <u>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</u></p> <p>v <u>過去2年間に合併等により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</u></p> <p>ト <u>当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役又は監査等委員である取締役であるときは、これらの役員に就任してからの年数</u></p> <p>チ <u>上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p>(2) <u>会計参与の選任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</u></p> <p>イ <u>候補者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は税理士である場合</u> その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴</p> <p>ロ <u>候補者が監査法人又は税理士法人である場合</u> その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革</p> <p>② <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>③ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>④ <u>候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p> <p>⑤ <u>当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該相互会社が総代会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</u></p> <p>(3) <u>監査役の選任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>候補者の氏名、生年月日及び略歴</u></p> <p>② <u>相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</u></p> <p>③ <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>④ <u>議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第343条第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨</u></p> <p>⑤ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>⑥ <u>候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p> <p>⑦ <u>候補者が当該相互会社の監査役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実</u></p>	<p>(2) <u>会計参与の選任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</u></p> <p>イ <u>候補者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は税理士である場合</u> その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴</p> <p>ロ <u>候補者が監査法人又は税理士法人である場合</u> その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革</p> <p>② <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>③ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</u> (新設)</p> <p>④ <u>当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該相互会社が総代会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</u></p> <p>(3) <u>監査役の選任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>候補者の氏名、生年月日及び略歴</u></p> <p>② <u>相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</u></p> <p>③ <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>④ <u>議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第343条第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨</u></p> <p>⑤ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u> (新設)</p> <p>⑥ <u>候補者が当該相互会社の監査役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実</u></p>

改正後	現行
<p>⑧ 候補者が現に当該相互会社の監査役であるときは、当該相互会社における地位</p> <p>⑨ 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該候補者が社外監査役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外監査役候補者とした理由</p> <p>ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役（社外役員に限る。ホにおいて同じ。）又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</p> <p>ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨</p> <p>i 過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ii及びivにおいて同じ。）であったことがあること。</p> <p>ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</p> <p>iii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</p> <p>iv 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。（削る）</p> <p>v 過去2年間に合併等により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト 当該候補者が現に当該相互会社の監査役であるときは、監査役に就任してからの年数（削る）</p> <p>チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるとき</p>	<p>⑦ 候補者が現に当該相互会社の監査役であるときは、当該相互会社における地位</p> <p>⑧ 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該候補者が社外監査役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外監査役候補者とした理由</p> <p>ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑧において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</p> <p>ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨（新設）</p> <p>i 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者であること。</p> <p>ii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</p> <p>iii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</p> <p>iv 過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。</p> <p>v 過去2年間に合併等により他の相互会社又は株式会社の事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト 当該候補者が現に当該相互会社の監査役であるときは、監査役に就任してからの年数</p> <p>チ 当該候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要</p> <p>リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるとき</p>

改正後	現行
<p>は、その意見の内容</p> <p>(4) <u>会計監査人の選任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</u> イ <u>候補者が公認会計士である場合</u> その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴 ロ <u>候補者が監査法人である場合</u> その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革</p> <p>② <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>③ <u>監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由</u></p> <p>④ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>⑤ <u>候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p> <p>⑥ <u>当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項</u></p> <p>⑦ <u>当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該相互会社が総代会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</u></p> <p>⑧ <u>当該候補者が当該相互会社、その実質子会社又は関連会社から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容</u></p> <p>2 <u>役員解任等に関する議案</u></p> <p>(1) <u>取締役の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。</p> <p>① <u>取締役の氏名</u></p> <p>② <u>解任の理由</u></p> <p>③ <u>相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第4項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(1)の2 <u>監査等委員である取締役の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>監査等委員である取締役の氏名</u></p> <p>② <u>解任の理由</u></p> <p>③ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第1項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(2) <u>会計参与の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p>	<p>は、その意見の内容</p> <p>(4) <u>会計監査人の選任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</u> イ <u>候補者が公認会計士である場合</u> その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴 ロ <u>候補者が監査法人である場合</u> その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革</p> <p>② <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>③ <u>議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条第2項第1号又は第2号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨</u></p> <p>④ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要</u> (新設)</p> <p>⑤ <u>当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項</u></p> <p>⑥ <u>当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該相互会社が総代会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</u></p> <p>⑦ <u>当該候補者が当該相互会社、その実質子会社又は関連会社から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容</u></p> <p>2 <u>役員解任等に関する議案</u></p> <p>(1) <u>取締役の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>取締役の氏名</u></p> <p>② <u>解任の理由</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>会計参与の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p>

改正後	現行
<p>① <u>会計参与の氏名又は名称</u></p> <p>② <u>解任の理由</u></p> <p>③ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(3) <u>監査役の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>監査役の氏名</u></p> <p>② <u>解任の理由</u></p> <p>③ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(4) <u>会計監査人の解任又は不再任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>会計監査人の氏名又は名称</u></p> <p>② <u>監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が議案の内容を決定した理由（削る）</u></p> <p>③ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>3 <u>役員報酬等に関する議案</u></p> <p>(1) <u>取締役の報酬等に関する議案</u> 次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。取締役の一部が社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。以下(1)において同じ。）であるときは、①から③までに掲げる事項のうち社外取締役に係るものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。</p> <p>① <u>保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項の算定の基準</u></p> <p>② <u>議案が既に定められている保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由</u></p> <p>③ <u>議案が2以上の取締役についての定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数</u></p> <p>④ <u>議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各取締役の略歴</u></p> <p>⑤ <u>相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第6項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>⑥ <u>議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各総代が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</u></p> <p>(1)の2 <u>監査等委員である取締役の報酬等に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p>	<p>① <u>会計参与の氏名又は名称</u></p> <p>② <u>解任の理由</u></p> <p>③ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(3) <u>監査役の解任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>監査役の氏名</u></p> <p>② <u>解任の理由</u></p> <p>③ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(4) <u>会計監査人の解任又は不再任に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>会計監査人の氏名又は名称</u></p> <p>② <u>解任又は不再任の理由</u></p> <p>③ <u>議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条第2項第2号又は第3号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨</u></p> <p>④ <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>3 <u>役員報酬等に関する議案</u></p> <p>(1) <u>取締役の報酬等に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。取締役の一部が社外取締役（社外役員に限る。以下(1)において同じ。）であるときは、①から③までに掲げる事項のうち社外取締役に係るものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。</p> <p>① <u>保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項の算定の基準</u></p> <p>② <u>議案が既に定められている保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由</u></p> <p>③ <u>議案が2以上の取締役についての定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数</u></p> <p>④ <u>議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各取締役の略歴（新設）</u></p> <p>⑤ <u>議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各総代が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</u> (新設)</p>

改正後	現行
<p>① 保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項の算定の基準</p> <p>② 議案が既に定められている保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由</p> <p>③ 議案が2以上の監査等委員である取締役についての定めであるときは、当該定めに係る監査等委員である取締役の員数</p> <p>④ 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査等委員である取締役の略歴</p> <p>⑤ 保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第5項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>⑥ 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各総代が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</p> <p>(2) 会計参与の報酬等に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第1項に規定する事項の算定の基準</p> <p>② 議案が既に定められている保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由</p> <p>③ 議案が2以上の会計参与についての定めであるときは、当該定めに係る会計参与の員数</p> <p>④ 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各会計参与の略歴</p> <p>⑤ 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各総代が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</p> <p>⑥ 保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第3項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(3) 監査役の報酬等に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第1項に規定する事項の算定の基準</p> <p>② 議案が既に定められている保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由</p> <p>③ 議案が2以上の監査役についての定めであるときは、当該定めに係る監査役の員数</p> <p>④ 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査役の略歴</p> <p>⑤ 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各総代が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</p> <p>⑥ 保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第3項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p>	<p>(2) 会計参与の報酬等に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第1項に規定する事項の算定の基準</p> <p>② 議案が既に定められている保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由</p> <p>③ 議案が2以上の会計参与についての定めであるときは、当該定めに係る会計参与の員数</p> <p>④ 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各会計参与の略歴</p> <p>⑤ 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各総代が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</p> <p>⑥ 保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第3項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(3) 監査役の報酬等に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第1項に規定する事項の算定の基準</p> <p>② 議案が既に定められている保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由</p> <p>③ 議案が2以上の監査役についての定めであるときは、当該定めに係る監査役の員数</p> <p>④ 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査役の略歴</p> <p>⑤ 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各総代が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</p> <p>⑥ 保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第3項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p>

改正後	現行
<p>(4) <u>責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等</u> 次に掲げる場合において、取締役が保険業法第53条の36において準用する会社法第425条第4項（保険業法第53条の36において準用する会社法第426条第8項及び第427条第5項において準用する場合を含む。）に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える第23条の20各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。</p> <p>① <u>保険業法第53条の36において準用する会社法第425条第1項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合</u></p> <p>② <u>保険業法第53条の36において準用する会社法第426条第1項の規定による定款の定めに基づき役員等の責任を免除した場合</u></p> <p>③ <u>保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する非業務執行取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合</u></p> <p>4 <u>計算関係書類の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1) <u>保険業法第53条の23において準用する会社法第398条第1項の規定による会計監査人の意見がある場合には、その意見の内容</u></p> <p>(2) <u>取締役会の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>5 <u>合併契約等の承認に関する議案</u></p> <p>(1) <u>吸収合併契約の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>当該吸収合併を行う理由</u></p> <p>② <u>吸収合併契約の内容の概要</u></p> <p>③ <u>当該相互会社が保険業法第160条第1号に規定する吸収合併消滅相互会社である場合において、保険業法第49条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の13第1項各号（第2号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>④ <u>当該相互会社が保険業法第160条第1号に規定する吸収合併存続相互会社である場合において、保険業法第49条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の16各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>(2) <u>新設合併契約の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>当該新設合併を行う理由</u></p> <p>② <u>新設合併契約の内容の概要</u></p> <p>③ <u>当該相互会社が保険業法第161条第1号に規定する新設合併消滅相互会社である場合において、保険業法第49条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の13第2項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>④ <u>新設合併設立相互会社（保険業法第161条第2号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下同じ。）又は新設合併設立株式会社（保険業法第165条第1項第2号に規定する新設合</u></p>	<p>(4) <u>責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等</u> 次に掲げる場合において、取締役が保険業法第53条の36において準用する会社法第425条第4項、会社法第426条第6項及び第427条第5項に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える第23条の20各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。</p> <p>① <u>保険業法第53条の36において準用する会社法第425条第1項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合</u></p> <p>② <u>保険業法第53条の36において準用する会社法第426条第1項の規定による定款の定めに基づき役員等の責任を免除した場合</u></p> <p>③ <u>保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する社外取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合</u></p> <p>4 <u>計算関係書類の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1) <u>保険業法第53条の23において準用する会社法第398条第1項の規定による会計監査人の意見がある場合には、その意見の内容</u></p> <p>(2) <u>取締役会の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>5 <u>合併契約等の承認に関する議案</u></p> <p>(1) <u>吸収合併契約の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>当該吸収合併を行う理由</u></p> <p>② <u>吸収合併契約の内容の概要</u></p> <p>③ <u>当該相互会社が保険業法第160条第1号に規定する吸収合併消滅相互会社である場合において、保険業法第49条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の13第1項各号（第2号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>④ <u>当該相互会社が保険業法第160条第1号に規定する吸収合併存続相互会社である場合において、保険業法第49条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の16各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>(2) <u>新設合併契約の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① <u>当該新設合併を行う理由</u></p> <p>② <u>新設合併契約の内容の概要</u></p> <p>③ <u>当該相互会社が保険業法第161条第1号に規定する新設合併消滅相互会社である場合において、保険業法第49条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の13第2項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>④ <u>新設合併設立相互会社（保険業法第161条第2号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下同じ。）又は新設合併設立株式会社（保険業法第165条第1項第2号に規定する新設合</u></p>

改正後	現行
<p>併設立株式会社をいう。以下同じ。）の取締役となる者（新設合併設立相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、当該新設合併設立相互会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）についての1(1)に規定する事項</p> <p>⑤ 新設合併設立相互会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社の監査等委員である取締役となる者についての1(1)の2に規定する事項</p> <p>⑥ 新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が会計参与設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の会計参与となる者についての1(2)に規定する事項</p> <p>⑦ 新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が監査役設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の監査役となる者についての1(3)に規定する事項</p> <p>⑧ 新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が会計監査人設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の会計監査人となる者についての1(4)に規定する事項</p> <p>(3) 事業譲渡等（保険業法第62条の2第1項第1号から第3号までに掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る契約の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該事業譲渡等を行う理由</p> <p>② 当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要</p> <p>③ 当該契約に基づき当該相互会社が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 組織変更計画の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該組織変更を行う理由</p> <p>② 組織変更計画の内容の概要</p> <p>③ 保険業法第49条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第42条の2各号(第1号、第3号ロ、第5号イ、第7号及び第8号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>(2) 保険契約の移転に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該行為を行う理由</p> <p>② 当該行為に関する契約の内容の概要</p> <p>③ 各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあつては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表）</p> <p>(3) 業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該行為を行う理由</p> <p>② 当該行為に関する契約の内容の概要</p> <p>③ 各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあつては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表）</p>	<p>併設立株式会社をいう。以下同じ。）の取締役となる者についての1(1)に規定する事項</p> <p>(新設)</p> <p>⑤ 新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が会計参与設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の会計参与となる者についての1(2)に規定する事項</p> <p>⑥ 新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が監査役設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の監査役となる者についての1(3)に規定する事項</p> <p>⑦ 新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が会計監査人設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の会計監査人となる者についての1(4)に規定する事項</p> <p>(3) 事業譲渡等（保険業法第62条の2第1項第1号から第3号までに掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る契約の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該事業譲渡等を行う理由</p> <p>② 当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要</p> <p>③ 当該契約に基づき当該相互会社が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 組織変更計画の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該組織変更を行う理由</p> <p>② 組織変更計画の内容の概要</p> <p>③ 保険業法第49条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第42条の2各号(第1号、第3号ロ、第5号イ、第7号及び第8号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>(2) 保険契約の移転に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該行為を行う理由</p> <p>② 当該行為に関する契約の内容の概要</p> <p>③ 各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあつては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表）</p> <p>(3) 業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 当該行為を行う理由</p> <p>② 当該行為に関する契約の内容の概要</p> <p>③ 各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあつては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表）</p>

改正後	現行
<p>7 社員又は総代提案の場合における記載事項</p> <p>(1) 議案が社員又は総代の提出に係るものである場合には、次に掲げる事項（③又④に掲げる事項が総代会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（相互会社はその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあつては、当該事項の概要）を記載すること。</p> <p>① 議案が社員又は総代の提出に係るものである旨</p> <p>② 議案に対する取締役会の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>③ 社員又は総代が保険業法第46条第3項の規定による請求に際して提案の理由（当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。）を相互会社に対して通知したときは、その理由</p> <p>④ 議案が次のイからホまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、社員又は総代が保険業法第46条第3項の規定による請求に際して当該イからホまでに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を相互会社に対して通知したときは、その内容</p> <p>イ 取締役（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役を除く。） 1(1)に規定する事項</p> <p>ロ 監査等委員である取締役 1(1)の2に規定する事項</p> <p>ハ 会計参与 1(2)に規定する事項</p> <p>ニ 監査役 1(3)に規定する事項</p> <p>ホ 会計監査人 1(4)に規定する事項</p> <p>(2) 2以上の社員又は総代から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、その議案及びこれに対する取締役会の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、2以上の社員又は総代から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。</p> <p>(3) 2以上の社員又は総代から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。</p> <p>8 上記において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 社外役員 会社役員（当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。）のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>① 当該会社役員が社外取締役又は社外監査役であること。</p> <p>② 当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ 当該会社役員が保険業法第53条の2第5項、第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号又は保険業法第53条の24第3項の社外取締役であること。</p> <p>ロ 当該会社役員が保険業法第53条の5第3項の社外監査役であること。</p> <p>ハ 当該会社役員を当該相互会社の社外取締役又は社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、総代会参考書類その他当該相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示していること。</p> <p>(2) 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</p>	<p>7 社員又は総代提案の場合における記載事項</p> <p>(1) 議案が社員又は総代の提出に係るものである場合には、次に掲げる事項（③又④に掲げる事項が総代会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（相互会社はその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあつては、当該事項の概要）を記載すること。</p> <p>① 議案が社員又は総代の提出に係るものである旨</p> <p>② 議案に対する取締役会の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>③ 社員又は総代が保険業法第46条第3項の規定による請求に際して提案の理由（当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。）を相互会社に対して通知したときは、その理由</p> <p>④ 議案が次のイからニまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、社員又は総代が保険業法第46条第3項の規定による請求に際して当該イからニまでに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を相互会社に対して通知したときは、その内容</p> <p>イ 取締役 1(1)に規定する事項</p> <p>（新設）</p> <p>ロ 会計参与 1(2)に規定する事項</p> <p>ハ 監査役 1(3)に規定する事項</p> <p>ニ 会計監査人 1(4)に規定する事項</p> <p>(2) 2以上の社員又は総代から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、その議案及びこれに対する取締役会の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、2以上の社員又は総代から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。</p> <p>(3) 2以上の社員又は総代から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。</p> <p>8 上記において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 社外役員 会社役員（当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。）のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>① 当該会社役員が社外取締役又は社外監査役であること。</p> <p>② 当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ 当該会社役員が保険業法第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号、保険業法第53条の24第3項又は同法第53条の36において準用する会社法第425条第1項第1号ハ若しくは第427条第1項の社外取締役であること。</p> <p>ロ 当該会社役員が保険業法第53条の5第3項又は同法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の社外監査役であること。</p> <p>ハ 当該会社役員を当該相互会社の社外取締役又は社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、総代会参考書類その他当該相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示していること。</p> <p>(2) 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</p>

改正後	現行
<p>① <u>当該候補者が当該相互会社の取締役</u>に就任した場合には、<u>社外取締役</u>となる見込みであること。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>② <u>次のいずれかの要件に該当すること。</u></p> <p>イ <u>当該候補者を保険業法第53条の2第5項、第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号又は保険業法第53条の24第3項の社外取締役であるものとする予定があること。</u></p> <p>ロ <u>当該候補者を当該相互会社の社外取締役であるものとして計算関係書類、事業報告、総代会参考書類その他相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。</u></p> <p>(3) <u>社外監査役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</u></p> <p>① <u>当該候補者が当該相互会社の監査役に就任した場合には、社外監査役</u>となる見込みであること。</p> <p>② <u>次のいずれかの要件に該当すること。</u></p> <p>イ <u>当該候補者を保険業法第53条の5第3項の社外監査役であるものとする予定があること。</u></p> <p>ロ <u>当該候補者を当該相互会社の社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、総代会参考書類その他相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。</u></p> <p>(4) <u>業務執行者 次に掲げる者をいう。</u></p> <p>① <u>業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員</u></p> <p>② <u>業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者</u></p> <p>③ <u>使用人</u></p> <p>9 <u>保険業法施行規則第23条第1項第3号イに掲げる事項から除かれる事項は、5(1)③④、5(2)③及び5(3)③並びに6(1)③に掲げる事項とする。</u></p>	<p>① <u>当該候補者が過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないこと。</u></p> <p>② <u>当該候補者が現に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないこと。</u></p> <p>③ <u>当該候補者を就任後当該相互会社の業務を執行する取締役として選定する予定がないこと。</u></p> <p>④ <u>当該候補者を就任後当該相互会社の執行役として選任する予定がないこと。</u></p> <p>⑤ <u>当該候補者を就任後当該相互会社の使用人とする予定がないこと。</u></p> <p>⑥ <u>次のいずれかの要件に該当すること。</u></p> <p>イ <u>当該候補者を保険業法第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号、保険業法第53条の24第3項又は同法第53条の36において準用する会社法第425条第1項第1号ハ若しくは第427条第1項の社外取締役であるものとする予定があること。</u></p> <p>ロ <u>当該候補者を当該相互会社の社外取締役であるものとして計算関係書類、事業報告、総代会参考書類その他相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。</u></p> <p>(3) <u>社外監査役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</u></p> <p>① <u>当該候補者が過去に当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないこと。</u></p> <p>② <u>次のいずれかの要件に該当すること。</u></p> <p>イ <u>当該候補者を保険業法第53条の5第3項又は同法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の社外監査役であるものとする予定があること。</u></p> <p>ロ <u>当該候補者を当該相互会社の社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、総代会参考書類その他相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。</u></p> <p>(4) <u>業務執行者 次に掲げる者をいう。</u></p> <p>① <u>業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員</u></p> <p>② <u>業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者</u></p> <p>③ <u>使用人</u></p> <p>9 <u>保険業法施行規則第23条第1項第3号イに掲げる事項から除かれる事項は、5(1)③④、5(2)③及び5(3)③並びに6(1)③に掲げる事項とする。</u></p>

改正後	現行																											
<p>① (略)</p> <p>② <u>会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項</u>（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）（相互会社にあつては、法第53条の11において準用する<u>会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項</u>（法第53条の11において準用する<u>会社法第345条第4項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>③ <u>会社法第342条の2第2項又は第345条第2項</u>（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）（相互会社にあつては、法第53条の11において準用する<u>会社法第342条の2第2項又は第345条第2項</u>（法第53条の11において準用する<u>会社法第345条第4項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の理由があるときはその理由</p> <p>3 社外役員（<u>株式会社にあつては、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいい、相互会社にあつては別紙様式第5号記載上の注意8(1)に規定する社外役員をいう。以下同じ。</u>）については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 監査役、<u>監査等委員又は監査委員</u>については、当該監査役、<u>監査等委員又は監査委員</u>が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>7 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>① <u>保険会社が当該中間会計期間の末日において監査等委員会設置会社である場合常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</u></p> <p>② <u>保険会社が当該中間会計期間の末日において指名委員会等設置会社である場合常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</u></p> <p>8 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 当中間会計期間の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(<u>監査等委員であるもの及び社外役員を除く。</u>)及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役(<u>監査等委員であるもの及び社外役員を除く。</u>)及び執行役			社外取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p>① (略)</p> <p>② <u>会社法第345条第1項</u>（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）（相互会社にあつては、法第53条の11において準用する<u>会社法第345条第1項</u>（法第53条の11において準用する<u>会社法第345条第4項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>③ <u>会社法第345条第2項</u>（同条第4号において読み替えて準用する場合を含む。）（相互会社にあつては、法第53条の11において準用する<u>会社法第345条第2項</u>（法第53条の11において準用する<u>会社法第345条第4項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の理由があるときはその理由</p> <p>3 社外役員（<u>会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。</u>）については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 当中間会計期間の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役(<u>社外役員を除く。</u>)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役及び執行役(<u>社外役員を除く。</u>)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役(<u>監査等委員であるもの及び社外役員を除く。</u>)及び執行役																												
社外取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役及び執行役(<u>社外役員を除く。</u>)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第2 年度中（年 月 日現在）中間貸借対照表 (生命保険株式会社) (略) (損害保険株式会社) (略) (記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは第165条第7項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p>(以下略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第2 年度中（年 月 日現在）中間貸借対照表 (生命保険株式会社) (略) (損害保険株式会社) (略) (記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは法第165条第6項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p>(以下略)</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第6号の2

改正後	現行
別紙様式第6号の2(第59条関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第6号の2(第59条関係) (日本工業規格A4)
<p>年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日</p>	<p>年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日</p>
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿
住所 会社名 代表取締役 氏名 印	住所 会社名 代表取締役 氏名 印
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況をおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況をおり報告します。
目 次	目 次
第1～第7 (略) (記載上の注意)	第1～第7 (略) (記載上の注意)
1 <u>指名委員会等設置会社</u> にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。	1 <u>委員会設置会社</u> にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
2～4 (略)	2～4 (略)
5 保険会社が会社法施行規則第2条第2項第67号又は保険業法施行規則(以下「規則」という。)第25条の3に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 事業の経過及び成果等」、「2 財産及び損益の状況の推移」、「3 支店等及び代理店の状況」、「4 使用人の状況」については、これらのすべてを企業集団(当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。	5 保険会社が会社法施行規則第2条第2項第55号又は保険業法施行規則(以下「規則」という。)第25条の3に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 事業の経過及び成果等」、「2 財産及び損益の状況の推移」、「3 支店等及び代理店の状況」、「4 使用人の状況」については、これらのすべてを企業集団(当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。
6・7 (略)	6・7 (略)
第1	第1
<p>年度中 (年 月 日から) 中間事業報告書 (年 月 日まで)</p>	<p>年度中 (年 月 日から) 中間事業報告書 (年 月 日まで)</p>
1～5 (略)	1～5 (略)
6 会社役員の状況 (略) (記載上の注意)	6 会社役員の状況 (略) (記載上の注意)
1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2、 <u>7</u> 及び8を除く。)	1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2及び <u>7</u> を除く。)
2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会)の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」に次に掲げる事項を記載すること(当中間会計期間前の事業年度に係る事業報告の内容	2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会)の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」に次に掲げる事項を記載すること(当中間会計期間前の事業年度に係る事業報告の内容

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第6号の2

改正後	現行																								
<p>としたものを除く。)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項(法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p>③ <u>会社法第342条の2第2項又は第345条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第342条の2第2項又は第345条第2項(法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の理由があるときはその理由</u></p> <p>3 社外役員(株式会社にあつては、<u>会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう、相互会社にあつては別紙様式第5号記載上の注意8(1)に規定する社外役員をいう。以下同じ。)</u>については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 <u>監査役、監査等委員又は監査委員については、当該監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</u></p> <p>7 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>① <u>保険会社が当該中間会計期間の末日において監査等委員会設置会社である場合常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</u></p> <p>② <u>保険会社が当該中間会計期間の末日において指名委員会等設置会社である場合常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</u></p> <p>8 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 当中間会計期間の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員であるものを除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役			社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			監査等委員である取締役			<p>としたものを除く。)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>会社法第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第345条第1項(法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p>③ <u>会社法第345条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第345条第2項(法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の理由があるときはその理由。</u></p> <p>3 社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。)については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 当中間会計期間の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役(社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役及び執行役(社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																							
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役																									
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)																									
監査等委員である取締役																									
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																							
取締役及び執行役(社外役員を除く。)																									
社外取締役																									
会計参与及び監査役																									

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第6号の2

改正後		現行
<p>会計参与及び監査役</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第2 年度中(年 月 日現在) 中間貸借対照表</p> <p>(生命保険株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>(損害保険株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 法第91条の規定による規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは法第165条第7項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p>(以下略)</p>		<p>(2) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第2 年度中(年 月 日現在) 中間貸借対照表</p> <p>(生命保険株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>(損害保険株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 法第91条の規定による規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは法第165条第6項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p>(以下略)</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第6号の3

改正後	現行
別紙様式第6号の3 (第59条関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第6号の3 (第59条関係) (日本工業規格A4)
<p>年度中 (年 月 日から) 中間連結業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等 の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第3 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第1 (略) 第2 中間連結財務諸表 1 (略) 2 中間連結貸借対照表 年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表 (1)・(2) (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略) 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(11) (略) (12) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは第165条第7項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>年度中 (年 月 日から) 中間連結業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等 の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第3 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>委員会設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第1 (略) 第2 中間連結財務諸表 1 (略) 2 中間連結貸借対照表 年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表 (1)・(2) (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略) 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(11) (略) (12) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは法第165条第6項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号

改正後	現行
別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係) (日本工業規格A4)
年度 (年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。 目 次 第1 事業報告書 1 (略) 2 会社役員に関する事項 (1)・(2) (略) (3) <u>責任限定契約</u> 3 社外役員に関する事項 (1) 社外役員の <u>兼職</u> その他の状況 (2) (略) (削る) (3)・(4) (略) 4～8 (略) 9 <u>特定完全子会社に関する事項</u> 10 <u>親会社等との間の取引に関する事項</u> 11・12 (略) 第2 附属明細書 1 (略) 2 事業報告書に関する事項 (1) 会社役員の <u>兼職</u> の状況 (2) (略) 第3～第13 (略) (記載上の注意) 1 <u>指名委員会等設置会社</u> にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 (略) 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 ①～④ (略) ⑤ <u>完全子会社等</u> 会社法第847条の3第2項第2号に規定する完全子会社等をいう。 ⑥ <u>親会社等</u> 会社法第2条第1項第4号の2に規定する親会社等をいう。	年度 (年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。 目 次 第1 事業報告書 1 (略) 2 会社役員に関する事項 (1)・(2) (略) (新設) 3 社外役員に関する事項 (1) 社外役員の <u>兼任</u> その他の状況 (2) (略) (3) <u>責任限定契約</u> (4)・(5) (略) 4～8 (略) (新設) (新設) 9・10 (略) 第2 附属明細書 1 (略) 2 事業報告書に関する事項 (1) 会社役員の <u>兼務</u> の状況 (2) (略) 第3～第13 (略) (記載上の注意) 1 <u>委員会設置会社</u> にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 (略) 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 ①～④ (略) (新設) (新設)

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号

改正後	現行				
<p>の他」に記載すること。</p> <p><u>7 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>① <u>保険会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合</u> 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</p> <p>② <u>保険会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合</u> 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</p> <p><u>8 事業年度の末日において監査役会設置会社であって、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。</u></p> <p><u>なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とするとはできない。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハ(相互会社について準用する。)</u>により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第5号(相互会社について準用する。)</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において<u>指名委員会等設置会社</u>でない会社については、記載を省略することができる。</p> <p>(3) <u>責任限定契約</u></p> <table border="1" data-bbox="304 1483 1410 1566"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 1483 587 1522">氏名</th> <th data-bbox="587 1483 1410 1522">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 1522 587 1566"></td> <td data-bbox="587 1522 1410 1566"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>会社役員(取締役又は監査役に限る。)</u>と保険会社との間で責任限定契約(会社法第427条第1項(相互会社にあつては、法第53条の36において準用する会社法第427条第1項)の契約をいう。以下同じ。)<u>を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)</u>を記載すること。</p> <p>3 社外役員に関する事項</p>	氏名	責任限定契約の内容の概要			<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>会社役員ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第3号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第4号に規定する報酬等についても記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、<u>委員会設置会社</u>にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において<u>委員会設置会社</u>でない会社については、記載を省略することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>3 社外役員に関する事項</p>
氏名	責任限定契約の内容の概要				

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号

改正後	現行				
<p>(記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること。(3)及び(4)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、保険会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>① 保険会社の親会社等(自然人であるものに限る。)</p> <p>② 保険会社又は保険会社の特定関係事業者(株式会社にあつては、会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあつては、当該相互会社の実質子会社(法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。</p> <p>① 監査役会設置会社の社外監査役 監査役会</p> <p>② 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会</p> <p>③ 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること。(4)及び(5)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、保険会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が保険会社又は保険会社の特定関係事業者(株式会社にあつては会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあつては当該相互会社の実質子会社(法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、以下に掲げる者である場合にあつては、以下に定めるものを含む。</p> <p>① 監査役会設置会社の社外監査役 監査役会 (新設)</p> <p>② 委員会設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="1522 1638 2628 1723"> <tr> <td data-bbox="1522 1638 1805 1686">氏 名</td> <td data-bbox="1805 1638 2628 1686">責任限定契約の内容の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1522 1686 1805 1723"></td> <td data-bbox="1805 1686 2628 1723"></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意) 社外役員と保険会社との間で責任限定契約(会社法第427条第1項(相互会社にあつては、法第53条の36において準用する会社法第427条第1項)の契約をいう。以下同じ。)を締結して</p>	氏 名	責任限定契約の内容の概要		
氏 名	責任限定契約の内容の概要				

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号

改正後	現行																											
<p>(3) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第5号ロ又はハ(相互会社について準用する。)により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第6号(相互会社について準用する。)に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「保険会社の親会社等からの報酬等」については、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるものから当該事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)</p> <p>① 保険会社に親会社等がある場合 当該親会社等又は当該親会社等の子会社等(当該保険会社を除く。)</p> <p>② 保険会社に親会社等がない場合 保険会社の子会社又は子法人等</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員であるものを除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況 (略) (記載上の注意)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役			社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p>いるときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。</p> <p>(4) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第6号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第7号に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「保険会社の親会社等からの報酬等」については、保険会社の親会社又は当該親会社(当該保険会社に親会社がない場合にあっては、当該保険会社)の子法人等から当該事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役(社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況 (略) (記載上の注意)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役及び執行役(社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役																												
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役及び執行役(社外役員を除く。)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号

改正後	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事項を「その他」に記載すること。</p> <p>① <u>報酬等について監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が会社法第399条第1項(相互会社にあつては、法第53条の23において準用する会社法第399条第1項)の同意をした理由</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意)</p> <p><u>次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。</u></p> <p>1 会社法第362条第4項第6号(相互会社にあつては、法第53条の14第4項第6号)に規定する体制</p> <p>2 <u>会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ(相互会社にあつては、法第53条の23の3第1項第1号ロ及びハ)に規定する体制</u></p> <p>3 (略)</p> <p>9 <u>特定完全子会社に関する事項</u> (記載上の注意)</p> <p><u>株式会社である保険会社にあつては、保険会社(当該事業年度の末日において、その完全親会社等(会社法第847条の3第2項に規定する完全親会社等をいう。)があるものを除く。)に特定完全子会社(当該事業年度の末日において、当該保険会社及びその完全子会社等(同法第847条の3第3項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下9において同じ。)における当該保険会社のある完全子会社等(株式会社に限る。)の株式の帳簿価額が当該保険会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の5分の1(同法第847条の3第4項の規定により5分の1を下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。)がある場合には、会社法施行規則第118条第4号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>10 <u>親会社等との間の取引に関する事項</u> (記載上の注意)</p> <p><u>株式会社である保険会社にあつては、保険会社とその親会社等との間の取引(当該保険会社と第三者との間の取引で当該保険会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該保険会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第1項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる事項を省略するものを除く。)がある場合には、会社法施行規則第118条第5号の規定に従い記載すること。</u></p> <p><u>11・12 (略)</u></p> <p>第2</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>以下の事項を「その他」に記載すること。</u> (新設)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意)</p> <p><u>以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要を記載すること。</u></p> <p>1 会社法第362条第4項第6号(相互会社にあつては、法第53条の14第4項第6号)に規定する体制 (新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>9・10 (略)</p> <p>第2</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号

改正後	現行
<p>年度 (年 月 日から) 附属明細書 (年 月 日まで)</p>	<p>年度 (年 月 日から) 附属明細書 (年 月 日まで)</p>
<p>1 計算書類に関する事項 (1)～(6) (略) (7)事業費の明細 (生命保険会社) (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 <u>監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u> (損害保険会社) (略) (記載上の注意) 1～4 (略) 5 <u>監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u> (8)・(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 年度 (年 月 日現在) 貸借対照表 (生命保険株式会社) (略) (損害保険株式会社) (略) (記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(19) (略) (20) 法第91条の規定による規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは<u>第165条第7項</u>において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>1 計算書類に関する事項 (1)～(6) (略) (7)事業費の明細 (生命保険会社) (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 <u>監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u> (損害保険会社) (略) (記載上の注意) 1～4 (略) 5 <u>監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u> (8)・(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 年度 (年 月 日現在) 貸借対照表 (生命保険株式会社) (略) (損害保険株式会社) (略) (記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(19) (略) (20) 法第91条の規定による規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは<u>法第165条第6項</u>において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の2

改正後	現行
別紙様式第7号の2(第17条の5、第25条の2及び第59条関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第7号の2(第17条の5、第25条の2及び第59条関係) (日本工業規格A4)
年度 (年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。 目 次 第1 事業報告書 1 (略) 2 会社役員に関する事項 (1)~(2) (略) (3) <u>責任限定契約</u> 3 社外役員に関する事項 (1) 社外役員の <u>兼職</u> その他の状況 (2) (略) (削る) (3)・(4) (略) 4~8 (略) 9 <u>特定完全子会社に関する事項</u> 10 <u>親会社等との間の取引に関する事項</u> 11・12 (略) 第2 附属明細書 1 (略) 2 事業報告書に関する事項 (1) 会社役員の <u>兼職</u> の状況 (2) (略) 第3~第13 (略) (記載上の注意) 1 <u>指名委員会等設置会社</u> にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 (略) 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 ①~④ (略) ⑤ <u>完全子会社等</u> 会社法第847条の3第2項第2号に規定する完全子会社等をいう。 ⑥ <u>親会社等</u> 会社法第2条第1項第4号の2に規定する親会社等をいう。	年度 (年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。 目 次 第1 事業報告書 1 (略) 2 会社役員に関する事項 (1)・(2) (略) (新設) 3 社外役員に関する事項 (1) 社外役員の <u>兼任</u> その他の状況 (2) (略) (3) <u>責任限定契約</u> (4)・(5) (略) 4~8 (略) (新設) (新設) 9・10 (略) 第2 附属明細書 1 (略) 2 事業報告書に関する事項 (1) 会社役員の <u>兼務</u> の状況 (2) (略) 第3~第13 (略) (記載上の注意) 1 <u>委員会設置会社</u> にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 (略) 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 ①~④ (略) (新設) (新設)

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の2

改正後	現行
<p>4 (略)</p> <p>5 保険会社が会社法施行規則第2条第2項第67号又は保険業法施行規則(以下「規則」という。)第25条の3に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 保険会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団(当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。</p> <p>6 (略)</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度 (年 月 日から) 事業報告書 (年 月 日まで)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員に関する事項</p> <p>(1) 会社役員の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2、7及び9を除く。)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会)の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」に次に掲げる事項を記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</p> <p>① (略)</p> <p>② 会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項(法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>③ 会社法第342条の2第2項又は第345条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第342条の2第2項又は第345条第2項(法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の理由があるときはその理由</p> <p>3 社外役員(株式会社にあつては、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいい、相互会社にあつては別紙様式第5号記載上の注意8(1)に規定する社外役員をいう。以下同じ。)については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 監査役、監査等委員又は監査委員については、当該監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「そ</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 保険会社が会社法施行規則第2条第2項第55号又は保険業法施行規則(以下「規則」という。)第25条の3に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 保険会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団(当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。</p> <p>6 (略)</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度 (年 月 日から) 事業報告書 (年 月 日まで)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員に関する事項</p> <p>(1) 会社役員の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2及び7を除く。)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会)の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」に次に掲げる事項を記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</p> <p>① (略)</p> <p>② 会社法第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第345条第1項(法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>③ 会社法第345条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第345条第2項(法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の理由があるときはその理由</p> <p>3 社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。)については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の2

改正後	現行				
<p>の他」に記載すること。</p> <p>7 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>① <u>保険会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</u></p> <p>② <u>保険会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</u></p> <p>8 <u>事業年度の末日において監査役会設置会社であって、金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。</u></p> <p><u>なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とするとはできない。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハ(相互会社について準用する。)</u>により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第 5 号(相互会社について準用する。)</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において<u>指名委員会等設置会社</u>でない会社については、記載を省略することができる。</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="304 1483 1410 1566"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 1483 587 1528">氏 名</th> <th data-bbox="587 1483 1410 1528">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 1528 587 1566"></td> <td data-bbox="587 1528 1410 1566"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>会社役員(取締役又は監査役に限る。)</u>と保険会社との間で責任限定契約(会社法第 427 条第 1 項(相互会社にあつては、法第 53 条の 36 において準用する会社法第 427 条第 1 項)の契約をいう。以下同じ。)<u>を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)</u>を記載すること。</p> <p>3 社外役員に関する事項</p>	氏 名	責任限定契約の内容の概要			<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>会社役員ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 3 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 4 号に規定する報酬等についても記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、<u>委員会設置会社</u>にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において<u>委員会設置会社</u>でない会社については、記載を省略することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>3 社外役員に関する事項</p>
氏 名	責任限定契約の内容の概要				

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の2

改正後	現行				
<p>(記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること。(3)及び(4)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、保険会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>① 保険会社の親会社等(自然人であるものに限る。)</p> <p>② 保険会社又は保険会社の特定関係事業者(株式会社にあつては、会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあつては、当該相互会社の実質子会社(法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。</p> <p>① (略)</p> <p>② 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会</p> <p>③ 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること。(4)及び(5)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、保険会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が保険会社又は保険会社の特定関係事業者(株式会社にあつては会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあつては当該相互会社の実質子会社(法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、以下に掲げる者である場合にあつては、以下に定めるものを含む。</p> <p>① (略)</p> <p>(新設)</p> <p>② 委員会設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="1525 1640 2634 1723"> <tr> <td data-bbox="1525 1640 1808 1688">氏 名</td> <td data-bbox="1808 1640 2634 1688">責任限定契約の内容の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1525 1688 1808 1723"></td> <td data-bbox="1808 1688 2634 1723"></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意) 社外役員と保険会社との間で責任限定契約(会社法第427条第1項(相互会社にあつては、法第53条の36において準用する会社法第427条第1項)の契約をいう。以下同じ。)を締結して</p>	氏 名	責任限定契約の内容の概要		
氏 名	責任限定契約の内容の概要				

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の2

改正後	現行																											
<p>(3) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第5号ロ又はハ(相互会社について準用する。)により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第6号(相互会社について準用する。)に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「保険会社の親会社等からの報酬等」については、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるものから当該事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)</p> <p>① 保険会社に親会社等がある場合 当該親会社等又は当該親会社等の子会社等(当該保険会社を除く。)</p> <p>② 保険会社に親会社等がない場合 保険会社の子会社又は子法人等</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員であるものを除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況 (略) (記載上の注意)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役			社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p>いるときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。</p> <p>(4) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第6号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第7号に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「保険会社の親会社等からの報酬等」については、保険会社の親会社又は当該親会社(当該保険会社に親会社がない場合にあっては、当該保険会社)の子法人等から当該事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役(社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況 (略) (記載上の注意)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役及び執行役(社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役																												
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役及び執行役(社外役員を除く。)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の2

改正後	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事項を「その他」に記載すること。 <u>① 報酬等について監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が会社法第399条第1項(相互会社にあつては、法第53条の23において準用する会社法第399条第1項)の同意をした理由</u> ②～④ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意) 次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。 1 (略) <u>2 会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ(相互会社にあつては、法第53条の23の3第1項第1号ロ及びハ)に規定する体制</u> 3 (略)</p> <p>9 <u>特定完全子会社に関する事項</u> (記載上の注意) <u>株式会社である保険会社にあつては、保険会社(当該事業年度の末日において、その完全親会社等(会社法第847条の3第2項に規定する完全親会社等をいう。))があるものを除く。)</u>に<u>特定完全子会社(当該事業年度の末日において、当該保険会社及びその完全子会社等(同法第847条の3第3項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下9において同じ。))における当該保険会社のある完全子会社等(株式会社に限る。))の株式の帳簿価額が当該保険会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の5分の1(同法第847条の3第4項の規定により5分の1を下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。)</u>がある場合には、<u>会社法施行規則第118条第4号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>10 <u>親会社等との間の取引に関する事項</u> (記載上の注意) <u>株式会社である保険会社にあつては、保険会社とその親会社等との間の取引(当該保険会社と第三者との間の取引で当該保険会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)</u>であつて、<u>当該保険会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第1項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる事項を省略するものを除く。)</u>がある場合には、<u>会社法施行規則第118条第5号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>11・12 (略)</p> <p>第2</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>以下の事項を「その他」に記載すること。</u> (新設)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意) <u>以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の概要を記載すること。</u> 1 (略) (新設)</p> <p>2 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9・10 (略)</p> <p>第2</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の2

改正後	現行
<p>年度 (年 月 日から) 附属明細書 (年 月 日まで)</p>	<p>年度 (年 月 日から) 附属明細書 (年 月 日まで)</p>
<p>1 計算書類に関する事項 (1)～(7) (略) (8)事業費の明細 (生命保険会社) (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 <u>監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u> (損害保険会社) (略) (記載上の注意) 1～4 (略) 5 <u>監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u> (9)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 年度 (年 月 日現在) 貸借対照表 (生命保険株式会社) (略) (損害保険株式会社) (略) (記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(19) (略) (20) 法第91条の規定による規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは<u>第165条第7項</u>において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>1 計算書類に関する事項 (1)～(7) (略) (8)事業費の明細 (生命保険会社) (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 <u>監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u> (損害保険会社) (略) (記載上の注意) 1～4 (略) 5 <u>監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u> (9)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 年度 (年 月 日現在) 貸借対照表 (生命保険株式会社) (略) (損害保険株式会社) (略) (記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(19) (略) (20) 法第91条の規定による規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは<u>法第165条第6項</u>において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 14 号

改正後	現行
別紙様式第 14 号(第 210 条の 10 関係) (日本工業規格 A 4)	別紙様式第 14 号(第 210 条の 10 関係) (日本工業規格 A 4)
<p>年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1～第 3 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: right;">年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は法第 164 条第 4 項若しくは第 165 条第 7 項において準用する法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1～第 3 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: right;">年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は法第 164 条第 4 項若しくは法第 165 条第 6 項において準用する法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 15 号の2

改正後	現行				
<p>常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</p> <p>② 保険持株会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</p> <p>8 事業年度の末日において監査役会設置会社(大会社(会社法第2条第6号に規定する大会社をいう。)に限る。)であって、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。</p> <p>なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。</p> <p>9 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社でない会社については、記載を省略することができる。</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="304 1406 1410 1489"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 1406 587 1450">氏名</th> <th data-bbox="587 1406 1410 1450">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 1450 587 1489"></td> <td data-bbox="587 1450 1410 1489"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 会社役員(取締役又は監査役に限る。)と保険持株会社との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。</p> <p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること。((3)及び(4)を除く。)</p>	氏名	責任限定契約の内容の概要			<p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第3号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第4号に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、委員会設置会社にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において委員会設置会社でない会社については、記載を省略することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること。((4)及び(5)を除く。)</p>
氏名	責任限定契約の内容の概要				

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 15 号の2

改正後	現行				
<p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、保険持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険持株会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>① 保険持株会社の親会社等(自然人であるものに限る。)</p> <p>② 保険持株会社又は保険持株会社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。</p> <p>① (略)</p> <p>② 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会</p> <p>③ 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第5号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第6号に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「保険持株会社の親会社等からの報酬等」については、次の①又は②に掲げる場合の</p>	<p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、保険持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が保険持株会社又は保険持株会社の特定関係事業者(株式会社にあつては会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険持株会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、以下に掲げる者である場合にあつては、以下に定めるものを含む。</p> <p>① (略) (新設)</p> <p>② 委員会設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">氏名</th> <th>責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>社外役員と保険持株会社との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。</p> <p>(4) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第6号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第7号に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「保険持株会社の親会社等からの報酬等」については、保険持株会社の親会社又は当</p>	氏名	責任限定契約の内容の概要		
氏名	責任限定契約の内容の概要				

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 15 号の2

改正後	現行																		
<p>区分に応じ、当該①又は②に定めるものから当該事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)</p> <p>① 保険持株会社に親会社等がある場合 当該親会社等又は当該親会社等の子会社等(当該保険持株会社を除く。)</p> <p>② 保険持株会社に親会社等がない場合 保険持株会社の子会社又は子法人等</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等</p> <table border="1" data-bbox="301 653 1410 1093"> <thead> <tr> <th>新株予約権等の内容の概要</th> <th>新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員であるものを除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事項を「その他」に記載すること。</p> <p>① 報酬等について監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が会社法第399条第1項の同意をした理由</p> <p>②～④ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概</p>	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役員		社外取締役(監査等委員であるものを除く。)		監査等委員である取締役		会計参与及び監査役		<p>該親会社(当該保険持株会社に親会社がない場合にあつては、当該保険持株会社)の子法人等から当該事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等</p> <table border="1" data-bbox="1531 653 2639 853"> <thead> <tr> <th>新株予約権等の内容の概要</th> <th>新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役(社外役員を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 以下の事項を「その他」に記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要を</p>	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役及び執行役(社外役員を除く。)		社外取締役		会計参与及び監査役	
新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																		
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役員																			
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)																			
監査等委員である取締役																			
会計参与及び監査役																			
新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																		
取締役及び執行役(社外役員を除く。)																			
社外取締役																			
会計参与及び監査役																			

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 15 号の2

改正後	現行
<p>要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。</p> <p>1 会社法第 348 条第 3 項第 4 号及び第 362 条第 4 項第 6 号に規定する体制</p> <p>2 会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハに規定する体制</p> <p>3 (略)</p> <p>9 特定完全子会社に関する事項 (記載上の注意)</p> <p><u>保険持株会社(当該事業年度の末日において、その完全親会社等(会社法第 847 条の 3 第 2 項に規定する完全親会社等をいう。)があるものを除く。)に特定完全子会社(当該事業年度の末日において、当該保険持株会社及びその完全子会社等(同法第 847 条の 3 第 3 項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下 9 において同じ。)における当該保険持株会社のある完全子会社等(株式会社に限る。)の株式の帳簿価額が当該保険持株会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の 5 分の 1 (同法第 847 条の 3 第 4 項の規定により 5 分の 1 を下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。)がある場合には、会社法施行規則第 118 条第 4 号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>10 親会社等との間の取引に関する事項 (記載上の注意)</p> <p><u>保険持株会社とその親会社等との間の取引(当該保険持株会社と第三者との間の取引で当該保険持株会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該保険持株会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第 112 条第 1 項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる事項を省略するものを除く。)がある場合には、会社法施行規則第 118 条第 5 号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>11・12 (略)</p>	<p>記載すること。</p> <p>1 会社法第 348 条第 3 項第 4 号及び同法第 362 条第 4 項第 6 号に規定する体制 (新設)</p> <p>2 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9・10 (略)</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 15 号の 3

改正後	現行
<p>別紙様式第 15 号の 3 (第 210 条の 11 関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">年度 (年 月 日から) 附属明細書 (年 月 日まで)</p> <p>1 計算書類に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 一般管理費の明細 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。 (4) (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項 (1) 会社役員の兼職の状況 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 8 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、法第 8 条第 1 項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。 3・4 (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>別紙様式第 15 号の 3 (第 210 条の 11 関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">年度 (年 月 日から) 附属明細書 (年 月 日まで)</p> <p>1 計算書類に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 一般管理費の明細 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。 (4) (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項 (1) 会社役員の兼職の状況 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 7 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、法第 8 条第 1 項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。 3・4 (略)</p> <p>(2) (略)</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号

改正後	現行																												
<p>別紙様式第 16 号(第 211 条の 2 関係) (日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長)殿</p> <p style="text-align: right;">申請者(郵便番号)</p> <p style="text-align: right;">本店又は主たる事務所の所在地</p> <p style="text-align: right;">電話番号() -</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">登録申請書</p> <p>保険業法第 272 条の 2 第 1 項の規定により登録を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> </div> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">※ 登録番号</th> <th style="width:85%;">財務(支)局長 第 号(年 月 日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 資本金の額又は基金の総額</td> <td style="text-align: right;">千円 年 月 日現在</td> </tr> <tr> <td>3. 取締役、会計参与及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては、取締役及び会計参与。指名委員会等設置会社にあつては、取締役、執行役及び会計参与)の指名</td> <td style="text-align: center;">別添 1 のとおり</td> </tr> <tr> <td>4. 少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容、</td> <td style="text-align: center;">別添 2 のとおり</td> </tr> <tr> <td>5. 本店その他の事務所所在地</td> <td style="text-align: center;">別添 3 のとおり</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	※ 登録番号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)	(ふりがな)		1. 商号又は名称		2. 資本金の額又は基金の総額	千円 年 月 日現在	3. 取締役、会計参与及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては、取締役及び会計参与。指名委員会等設置会社にあつては、取締役、執行役及び会計参与)の指名	別添 1 のとおり	4. 少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容、	別添 2 のとおり	5. 本店その他の事務所所在地	別添 3 のとおり	<p>別紙様式第 16 号(第 211 条の 2 関係) (日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長)殿</p> <p style="text-align: right;">申請者(郵便番号)</p> <p style="text-align: right;">本店又は主たる事務所の所在地</p> <p style="text-align: right;">電話番号() -</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">登録申請書</p> <p>保険業法第 272 条の 2 第 1 項の規定により登録を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> </div> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">※ 登録番号</th> <th style="width:85%;">財務(支)局長 第 号(年 月 日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 資本金の額又は基金の総額</td> <td style="text-align: right;">千円 年 月 日現在</td> </tr> <tr> <td>3. 取締役、会計参与及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役、執行役及び会計参与)の指名</td> <td style="text-align: center;">別添 1 のとおり</td> </tr> <tr> <td>4. 少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容、</td> <td style="text-align: center;">別添 2 のとおり</td> </tr> <tr> <td>5. 本店その他の事務所所在地</td> <td style="text-align: center;">別添 3 のとおり</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	※ 登録番号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)	(ふりがな)		1. 商号又は名称		2. 資本金の額又は基金の総額	千円 年 月 日現在	3. 取締役、会計参与及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役、執行役及び会計参与)の指名	別添 1 のとおり	4. 少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容、	別添 2 のとおり	5. 本店その他の事務所所在地	別添 3 のとおり
※ 登録番号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)																												
(ふりがな)																													
1. 商号又は名称																													
2. 資本金の額又は基金の総額	千円 年 月 日現在																												
3. 取締役、会計参与及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては、取締役及び会計参与。指名委員会等設置会社にあつては、取締役、執行役及び会計参与)の指名	別添 1 のとおり																												
4. 少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容、	別添 2 のとおり																												
5. 本店その他の事務所所在地	別添 3 のとおり																												
※ 登録番号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)																												
(ふりがな)																													
1. 商号又は名称																													
2. 資本金の額又は基金の総額	千円 年 月 日現在																												
3. 取締役、会計参与及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役、執行役及び会計参与)の指名	別添 1 のとおり																												
4. 少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容、	別添 2 のとおり																												
5. 本店その他の事務所所在地	別添 3 のとおり																												

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 17

改正後	現行
別紙様式第 16 号の 17(第 17 条の 5、第 25 条の 2 及び第 211 条の 36 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)	別紙様式第 16 号の 17(第 17 条の 5、第 25 条の 2 及び第 211 条の 36 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)
年度 (年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日 金融庁長官(財務(支)局長) 殿 住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。 目 次 第 1 事業報告書 1 (略) 2 会社役員に関する事項 (1) <u>会社役員の状況</u> (2) <u>責任限定契約</u> 3 社外役員に関する事項 (1) 社外役員の <u>兼職</u> その他の状況 (2) (略) (削る) (3) (略) 4～8 (略) 9 <u>特定完全子会社に関する事項</u> 10 <u>親会社等との間の取引に関する事項</u> 11・12 (略) 第 2 附属明細書 1 (略) 2 事業報告書に関する事項 (1) 会社役員の <u>兼職</u> の状況 (2) <u>親会社等との間の取引に関する事項</u> (3) (略) 第 3～第 13 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 <u>指名委員会等設置会社</u> にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 3 (略)	年度 (年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日 金融庁長官(財務(支)局長) 殿 住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。 目 次 第 1 事業報告書 1 (略) 2 会社役員に関する事項 (新設) (新設) 3 社外役員に関する事項 (1) 社外役員の <u>兼任</u> その他の状況 (2) (略) (3) <u>責任限定契約</u> (4) (略) 4～8 (略) (新設) (新設) 9・10 (略) 第 2 附属明細書 1 (略) 2 事業報告書に関する事項 (1) 会社役員の <u>兼務</u> の状況 (新設) (2) (略) 第 3～第 13 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 <u>委員会設置会社</u> にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 3 (略)

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 17

改正後	現行				
<p>すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 監査役、監査等委員又は監査委員については、当該監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>7 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>① <u>少額短期保険業者が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</u></p> <p>② <u>少額短期保険業者が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</u></p> <p>8 <u>事業年度の末日において監査役会設置会社(大会社(会社法第2条第6号に規定する大会社をいう。)に限る。)であつて、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。</u></p> <p><u>なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(2) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="299 1006 1410 1089"> <thead> <tr> <th data-bbox="299 1006 587 1049">氏名</th> <th data-bbox="587 1006 1410 1049">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="299 1049 587 1089"></td> <td data-bbox="587 1049 1410 1089"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>会社役員(取締役又は監査役に限る。)と少額短期保険業者との間で責任限定契約(会社法第427条第1項(相互会社にあつては、保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項)の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の仕事の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。</u></p> <p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意)</p> <p>直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること ((3)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合には、当該株式会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であ</p>	氏名	責任限定契約の内容の概要			<p>4・5 (略)</p> <p>6 監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意)</p> <p>直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること ((4)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合には、当該株式会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が少額短期保険業者又は少額短期保険業者の特定関係事業者(株式会社</p>
氏名	責任限定契約の内容の概要				

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 17

改正後	現行																
<p><u>ることを少額短期保険業者が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)</u> <u>を記載すること。</u></p> <p>① <u>少額短期保険業者の親会社等(自然人であるものに限る。)</u> ② <u>少額短期保険業者又は少額短期保険業者の特定関係事業者(株式会社にあつては、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 19 号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあつては、当該相互会社の実質子会社(保険業法第 33 条の 2 第 1 項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(保険業法施行規則第 24 条の 3 第 6 項第 2 号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)</u></p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、<u>次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。</u></p> <p>① (略) ② <u>監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会</u> ③ <u>指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において少額短期保険業者の役員が有している当該少額短期保険業者の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%;">新株予約権等の内容の概要</td> <td style="width: 40%;">新株予約権等を有する者の数</td> </tr> <tr> <td>取締役(監査等委員で</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役(監査等委員で			<p><u>にあつては会社法施行規則第 2 条第 3 項第 19 号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあつては当該相互会社の実質子会社(保険業法第 33 条の 2 第 1 項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(保険業法施行規則第 24 条の 3 第 6 項第 2 号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを少額短期保険業者が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</u></p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、<u>以下に掲げる者である場合にあつては、以下に定めるものを含む。</u></p> <p>① (略) (新設) ② <u>委員会設置会社の監査委員 監査委員会</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(3) <u>責任限定契約</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">氏名</th> <th style="width: 80%;">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>社外役員と少額短期保険業者との間で責任限定契約(会社法第 427 条第 1 項(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 36 において準用する会社法第 427 条第 1 項)の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において少額短期保険業者の役員が有している当該少額短期保険業者の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%;">新株予約権等の内容の概要</td> <td style="width: 40%;">新株予約権等を有する者の数</td> </tr> <tr> <td>取締役及び執行役(社</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	氏名	責任限定契約の内容の概要				新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役及び執行役(社		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数															
取締役(監査等委員で																	
氏名	責任限定契約の内容の概要																
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数															
取締役及び執行役(社																	

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 17

改正後			現行		
あるもの及び社外役員を除く。)及び執行役			外役員を除く。)		
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			社外取締役		
監査等委員である取締役			会計参与及び監査役		
会計参与及び監査役					
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(略)			(略)		
(2) (略)			(2) (略)		
6 会計監査人に関する事項			6 会計監査人に関する事項		
(1) 会計監査人の状況			(1) 会計監査人の状況		
(略)			(略)		
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
1・2 (略)			1・2 (略)		
3 次に掲げる事項を「その他」に記載すること。			3 以下の事項を「その他」に記載すること。		
① 報酬等について監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が会社法第 399 条第 1 項(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 23 において準用する会社法第 399 条第 1 項)の同意をした理由			①～③ (略)		
②～④ (略)			4・5 (略)		
4・5 (略)			(2)・(3) (略)		
(2)・(3) (略)			7 (略)		
7 (略)			8 業務の適正を確保する体制		
8 業務の適正を確保する体制			(記載上の注意)		
(記載上の注意)			以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要を記載すること。		
次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。			1 会社法第 348 条第 3 項第 4 号及び同法第 362 条第 4 項第 6 号(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 14 第 4 項第 6 号)に規定する体制		
1 会社法第 348 条第 3 項第 4 号及び同法第 362 条第 4 項第 6 号(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 14 第 4 項第 6 号)に規定する体制			2 会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハ(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 23 の 3 第 1 項第 1 号ロ及びハ)に規定する体制		
2 会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハ(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 23 の 3 第 1 項第 1 号ロ及びハ)に規定する体制			3 (略)		
3 (略)			9 特定完全子会社に関する事項		
9 特定完全子会社に関する事項			(記載上の注意)		
(記載上の注意)			株式会社である少額短期保険業者にあつては、少額短期保険業者(当該事業年度の末日において、その完全親会社等(会社法第 847 条の 3 第 2 項に規定する完全親会社等をいう。)があるものを除く。)に特定完全子会社(当該事業年度の末日において、当該少額短期保険業者及びその完全子会社等(同法第 847 条の 3 第 3 項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを		

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 17

改正後	現行
<p>(少額短期保険株式会社) (略) (記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第 4 項若しくは第 165 条第 7 項において準用する同法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p>(以下略)</p>	<p>(少額短期保険株式会社) (略) (記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第 4 項若しくは同法第 165 条第 6 項において準用する同法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p>(以下略)</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 18

改正後	現行
別紙様式第 16 号の 18(第 211 条の 36 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)	別紙様式第 16 号の 18(第 211 条の 36 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)
<p>年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1～第 7 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 少額短期保険業者が会社法施行規則第 2 条第 2 項第 67 号又は保険業法施行規則第 25 条の 3 に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第 1 中に定める記載事項のうち、「1 事業経過及び成果等」、「2 財産及び損益の状況の推移」、「3 支店等及び代理店の状況」、「4 使用人の状況」については、これらのすべてを企業集団(当該少額短期保険業者及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該少額短期保険業者に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険業者に関する事項をも記載すること。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>第 1 中間業務報告書</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日から) 中間事業報告書 (年 月 日まで)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 会社役員の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2、7及び8を除く。)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会)の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」</p>	<p>年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1～第 7 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>委員会設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 少額短期保険業者が会社法施行規則第 2 条第 2 項第 55 号又は保険業法施行規則第 25 条の 3 に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第 1 中に定める記載事項のうち、「1 事業経過及び成果等」、「2 財産及び損益の状況の推移」、「3 支店等及び代理店の状況」、「4 使用人の状況」については、これらのすべてを企業集団(当該少額短期保険業者及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該少額短期保険業者に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険業者に関する事項をも記載すること。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>第 1 中間業務報告書</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日から) 中間事業報告書 (年 月 日まで)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 会社役員の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2及び7を除く。)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会)の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 18

改正後	現行																											
<p>に次に掲げる事項を記載すること(当該中間会計期間前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</p> <p>① (略)</p> <p>② 会社法第 342 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項又は第 345 条第 1 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 11 において準用する会社法第 342 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項又は第 345 条第 1 項及び第 4 項)の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>③ 会社法第 342 条の 2 第 2 項又は第 345 条第 2 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 11 において準用する会社法第 342 条の 2 第 2 項又は第 345 条第 2 項及び第 4 項)の理由があるときはその理由</p> <p>3 社外役員(株式会社にあつては、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する社外役員をいい、相互会社にあつては別紙様式第 5 号記載上の注意 8 (1)に規定する社外役員をいう。以下同じ。)については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 監査役、監査等委員又は監査委員については、当該監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>7 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</p> <p>① 少額短期保険業者が当該中間会計期間の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</p> <p>② 少額短期保険業者が当該中間会計期間の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</p> <p>8 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 当中間会計期間の末日において少額短期保険業者の役員が有している当該少額短期保険業者の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員であるものを除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役			社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p>に次に掲げる事項を記載すること(当該中間会計期間前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</p> <p>① (略)</p> <p>② 会社法第 345 条第 1 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 11 において準用する会社法第 345 条第 1 項及び第 4 項)の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>③ 会社法第 345 条第 2 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 11 において準用する会社法第 345 条第 2 項及び第 4 項)の理由があるときはその理由。</p> <p>3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 当中間会計期間の末日において少額短期保険業者の役員が有している当該少額短期保険業者の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役(社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役及び執行役(社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役																												
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役及び執行役(社外役員を除く。)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 18

改正後	現行
<p>(記載上の注意) (略) (2) (略) 9 (略) 第 2 中間貸借対照表 年度中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表 (少額短期保険株式会社) (略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(10) (略) (11) 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第 4 項若しくは第 165 条第 7 項において準用する同法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>(2) (略) 9 (略) 第 2 中間貸借対照表 年度中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表 (少額短期保険株式会社) (略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(10) (略) (11) 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第 4 項若しくは第 165 条第 6 項において準用する同法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第16号の19

改正後	現行
別紙様式第16号の19(第211条の36第4項関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第16号の19(第211条の36第4項関係) (日本工業規格A4)
<p>年度中 (年 月 日から) 中間連結業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等 の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(1) (略) (記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項若しくは <u>第165条第7項</u>において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>年度中 (年 月 日から) 中間連結業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等 の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>委員会設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(1) (略) (記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項若しくは <u>同法第165条第6項</u>において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第16号の20

改正後	現行
別紙様式第16号の20(第211条の36第4項関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第16号の20(第211条の36第4項関係) (日本工業規格A4)
<p>年度 (年 月 日から) 連結業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等 の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連結貸借対照表</p> <p style="text-align: right;">年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(1) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項若しくは<u>第165条第7項</u>において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>年度 (年 月 日から) 連結業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等 の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>委員会設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連結貸借対照表</p> <p style="text-align: right;">年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(1) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項若しくは<u>同法第165条第6項</u>において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 24

改正後	現行
別紙様式第 16 号の 24(第 211 条の 81 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)	別紙様式第 16 号の 24(第 211 条の 81 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)
<p>年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 社 会 名 代 表 取 締 役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 ・ 第 2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第 4 項若しくは第 165 条第 7 項において準用する同法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 社 会 名 代 表 取 締 役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 ・ 第 2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第 4 項若しくは第 165 条第 6 項において準用する同法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 26

改正後	現行
<p>別紙様式第 16 号の 26(第 211 条の 84 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">年度 (年 月 日から) 事業報告書 (年 月 日まで)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>親会社等 会社法第 2 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 少額短期保険持株会社が会社法施行規則第 2 条第 2 項第 67 号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団(当該少額短期保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該少額短期保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険持株会社に関する事項をも記載すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項</p> <p>(1) 会社役員の状態</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2、7及び9を除く。)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」に次に掲げる事項を記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>会社法第 342 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項又は第 345 条第 1 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>③ <u>会社法第 342 条の 2 第 2 項又は第 345 条第 2 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の理由があるときはその理由</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 <u>監査役、監査等委員又は監査委員</u>については、当該監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p><u>7 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>① <u>少額短期保険持株会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</u></p> <p>② <u>少額短期保険持株会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</u></p> <p>8 <u>事業年度の末日において監査役会設置会社(大会社(会社法第 2 条第 6 号に規定する</u></p>	<p>別紙様式第 16 号の 26(第 211 条の 84 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">年度 (年 月 日から) 事業報告書 (年 月 日まで)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 少額短期保険持株会社が会社法施行規則第 2 条第 2 項第 55 号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団(当該少額短期保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該少額短期保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険持株会社に関する事項をも記載すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項</p> <p>(1) 会社役員の状態</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2及び7を除く。)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」に次に掲げる事項を記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>会社法第 345 条第 1 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>③ <u>会社法第 345 条第 2 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の理由があるときはその理由</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 26

改正後	現行				
<p>大会社をいう。)に限る。)であって、<u>金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。</u></p> <p><u>なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 5 号に規定する報酬等についても記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、<u>指名委員会等設置会社</u>でない会社については、記載を要しない。</p> <p>(3) <u>責任限定契約</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">氏 名</th> <th style="width: 80%;">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) <u>会社役員(取締役又は監査役に限る。)と少額短期保険持株会社との間で責任限定契約(会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。</u></p> <p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること((3)及び(4)を除く。))。</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号に規定する</p>	氏 名	責任限定契約の内容の概要			<p>7 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>会社役員ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 3 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 4 号に規定する報酬等についても記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、<u>委員会設置会社</u>にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、<u>委員会設置会社</u>でない会社については、記載を要しない。</p> <p>(新設)</p> <p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること((4)及び(5)を除く。))。</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社</p>
氏 名	責任限定契約の内容の概要				

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 26

改正後	現行				
<p><u>業務執行者をいう。以下同じ。)</u>であることが重要な兼職(同令第 121 条第 8 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、少額短期保険持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを少額短期保険持株会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)</u>を記載すること。</p> <p>① <u>少額短期保険持株会社の親会社等(自然人であるものに限る。)</u></p> <p>② <u>少額短期保険持株会社又は少額短期保険持株会社の特定関係事業者(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 19 号に規定する特定関係事業者をいう。)</u>の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。</p> <p>① <u>監査役会設置会社の社外監査役 監査役会</u></p> <p>② <u>監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会</u></p> <p>③ <u>指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 124 条第 5 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第 6 号</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「<u>保険持株会社の親会社等からの報酬等</u>」については、<u>次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるものから当該事業年度において役員としての報酬等</u></p>	<p><u>法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 7 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)</u>に該当する場合は、少額短期保険持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>社外役員が少額短期保険持株会社又は少額短期保険持株会社の特定関係事業者(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 19 号に規定する特定関係事業者をいう。)</u>の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを少額短期保険持株会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、以下に掲げる者である場合にあつては、以下に定めるものを含む。</p> <p>① <u>監査役設置会社の社外監査役 監査役会</u> (新設)</p> <p>② <u>委員会設置会社の監査委員 監査委員会</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(3) <u>責任限定契約</u></p> <table border="1" data-bbox="1525 1166 2634 1251"> <thead> <tr> <th data-bbox="1525 1166 1808 1209">氏 名</th> <th data-bbox="1819 1166 2634 1209">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1525 1209 1808 1251"></td> <td data-bbox="1819 1209 2634 1251"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>社外役員と少額短期保険持株会社との間で責任限定契約(会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。)</u>を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によって当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。</p> <p>(4) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 124 条第 6 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第 7 号</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「<u>保険持株会社の親会社等からの報酬等</u>」については、<u>少額短期保険持株会社の親会社又は当該親会社(当該少額短期保険持株会社に親会社がない場合にあつては、当該少額</u></p>	氏 名	責任限定契約の内容の概要		
氏 名	責任限定契約の内容の概要				

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 26

改正後	現行																											
<p>を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)</p> <p>① <u>少額短期保険持株会社に親会社等がある場合</u> <u>当該親会社等又は当該親会社等の子会社等(当該少額短期保険持株会社を除く。)</u></p> <p>② <u>少額短期保険持株会社に親会社等がない場合</u> <u>少額短期保険持株会社の子会社又は子法人等</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において少額短期保険持株会社の役員が有している当該少額短期保険持株会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員であるものを除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 会社役員は、<u>当該事業年度の末日</u>において在任している者に限る。</p> <p>2 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役			社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p><u>短期保険持株会社の子会社若しくは子法人等</u>から当該事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において少額短期保険持株会社の役員が有している当該少額短期保険持株会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役(社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 会社役員は、<u>当中間会計期間の末日</u>において在任している者に限る。</p> <p>2 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役及び執行役(社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役																												
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役及び執行役(社外役員を除く。)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

十七 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 27

改正後	現行
<p>別紙様式第 16 号の 27(第 211 条の 84 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">年度 (年 月 日から) 附属明細書 (年 月 日まで)</p> <p>1 計算書類に関する事項 (1)・(2) (略) (3)一般管理費の明細 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。 (4) (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項 (1) 会社役員の兼職の状況 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 8 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、保険業法第 272 条の 10 第 1 項の規定に基づき金融庁長官の承認を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。 3・4 (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>別紙様式第 16 号の 27(第 211 条の 84 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">年度 (年 月 日から) 附属明細書 (年 月 日まで)</p> <p>1 計算書類に関する事項 (1)・(2) (略) (3)一般管理費の明細 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。 (4) (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項 (1) 会社役員の兼職の状況 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 7 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、保険業法第 272 条の 10 第 1 項の規定に基づき金融庁長官の承認を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。 3・4 (略)</p> <p>(2) (略)</p>

改正後	現行																																																								
別紙様式第 1 号の 3（第 27 条の 4 及び第 28 条の 2 関係） (日本工業規格 A 4)	別紙様式第 1 号の 3（第 27 条の 4 及び第 28 条の 2 関係） (日本工業規格 A 4)																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">監 査 役 会 監 査 報 告 書</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保険相互会社</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">監査役会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査役（常勤）</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(自 署)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査役</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(自 署)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	監 査 役 会 監 査 報 告 書					年	月	日	保険相互会社	監査役会			監査役（常勤）	氏 名	印			(自 署)			監査役	氏 名	印			(自 署)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">監 査 役 会 監 査 報 告 書</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保険相互会社</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">監査役会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査役（常勤）</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(自 署)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査役</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(自 署)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	監 査 役 会 監 査 報 告 書					年	月	日	保険相互会社	監査役会			監査役（常勤）	氏 名	印			(自 署)			監査役	氏 名	印			(自 署)		
監 査 役 会 監 査 報 告 書																																																									
	年	月	日																																																						
保険相互会社	監査役会																																																								
監査役（常勤）	氏 名	印																																																							
	(自 署)																																																								
監査役	氏 名	印																																																							
	(自 署)																																																								
監 査 役 会 監 査 報 告 書																																																									
	年	月	日																																																						
保険相互会社	監査役会																																																								
監査役（常勤）	氏 名	印																																																							
	(自 署)																																																								
監査役	氏 名	印																																																							
	(自 署)																																																								
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に<u>指名委員会等設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に<u>委員会設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) (略)</p>																																																								

改正案

現行

<p>（社員による責任追及等の訴えの提起の請求方法） 第三十六条（略）</p>	<p>（責任追及等の訴えの提起の請求方法） 第三十六条（略）</p>
<p>（特定目的会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法） 第三十七条 法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第九十七条第二項（法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第一百九条第二項、第二百二十条第六項、第三百三十八条第二項及び第四百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第九十七条第一項（法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）並びに法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第一百九条第二項、第二百二十条第六項、第三百三十八条第二項及び第四百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由</p> <p>（削る）</p>	<p>（訴えを提起しない理由の通知方法） 第三十七条 法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第九十七条第二項（法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第一百九条第二項、第二百二十条第六項、第三百三十八条第二項及び第四百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 請求対象者（次に掲げる者のうち、法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第九十七条第二項（第七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第一百九条第二項、第二百二十条第六項、第三百三十八条第二項及び第四百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての判断及びその理由</p> <p>イ 発起人</p>

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第九十七条第一項（法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する責任追及の訴え並びに法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第一百九十九条第二項、第二百二十条第六項、第三百三十八条第二項及び第四百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その

ロ 設立時取締役及び設立時監査役

ハ 役員等（法第九十四条第一項に規定する役員等をいう。）

ニ 清算人

ホ 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百二十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の義務を負う募集特定出資の引受人

ヘ 法第四十二条第五項において準用する会社法第二百二十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の義務を負う募集優先出資の引受人

ト 法第二百二十条第三項の利益の供与を受けた者

チ 法第三百三十八条第二項において準用する会社法第二百二十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の義務を負う転換特定社債の引受人

リ 法第四百四十七条第二項において準用する会社法第二百二十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の義務を負う新優先出資引受権付特定社債の引受人

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第九十七条第一項（法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する責任追及の訴え並びに法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第一百九十九条第二項、第二百二十条第六項、第三百三十八条第二項及び第四百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、そ

理由

(出資の履行の仮装に関して責任をとるべき取締役)

第四十五条の二 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百
十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者
とする。

一 出資の履行(法第三十六条第五項において準用する会社法第二
百八条第三項に規定する出資の履行をいう。以下この条において
同じ。)の仮装に関する職務を行った取締役

二 取締役の過半数をもって出資の履行の仮装を決定したときは、
当該決定に同意した取締役

三 出資の履行の仮装が社員総会の決議に基づいて行われたときは
、次に掲げる者

イ 当該社員総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案し
た取締役

ロ イの議案の提案の決定に同意した取締役

ハ 当該社員総会において当該出資の履行の仮装に関する事項に
ついて説明をした取締役

(特定出資の併合に関する事前開示事項)

第四十五条の三 法第三十八条において準用する会社法第百八十二条
の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項と
する。

の理由

(新設)

(新設)

一 次に掲げる事項その他の法第三十八条において準用する会社法第百八十条第二項第一号に掲げる事項についての定め^の相当性に関する事項

イ 特定出資の併合をする特定目的会社に支配社員（特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）第二条第二項第一号に規定する支配社員をいう。第四十八条の二第一号イにおいて同じ。）がある場合には、当該特定目的会社の特定社員（当該支配社員を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）

ロ 法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項及び第二百三十五条第一項の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により特定社員に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

二 特定出資の併合をする特定目的会社（清算特定目的会社（法第百六十五条に規定する清算特定目的会社をいう。第四十八条の二第二号において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 当該特定目的会社において最終事業年度（法第三十四条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。）の末日（最終事業年度がない場合にあつては、当該特定目的会社の成立の日）後に特定目的会社の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（備置開始日（法第三十八条において

準用する会社法第百八十二条の二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日をいう。次号において同じ。）後特定出資の併合がその効力を生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 当該特定目的会社において最終事業年度がないときは、当該特定目的会社の成立の日における貸借対照表

三 備置開始日後特定出資の併合がその効力を生ずる日までの間に、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（特定出資の併合に関する事後開示事項）

第四十五条の四 法第三十八条において準用する会社法第百八十二条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定出資の併合が効力を生じた日
- 二 法第三十八条において準用する会社法第百八十二条の三の規定による請求に係る手続の経過
- 三 法第三十八条において準用する会社法第百八十二条の四の規定による手続の経過
- 四 特定出資の併合が効力を生じた時における特定出資の総口数
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定出資の併合に関する重要な事項

（新設）

(優先出資の併合に関する事前開示事項)

第四十八条の二 法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次に掲げる事項その他の法第五十条第一項において準用する会社法第百八十条第二項第一号に掲げる事項についての定め of 相当性に関する事項

イ 優先出資の併合をする特定目的会社に支配社員がある場合には、当該特定目的会社の優先出資社員（当該支配社員を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）

ロ 法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項及び第二百三十五条第一項の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により優先出資社員に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

二 優先出資の併合をする特定目的会社（清算特定目的会社を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 当該特定目的会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、当該特定目的会社の成立の日）後に特定目的会社の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（備置開始日（法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の二第一項各号に掲げる日のいずれ

(新設)

か早い日をいう。次号において同じ。）後優先出資の併合がその効力を生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 当該特定目的会社において最終事業年度がないときは、当該特定目的会社の成立の日における貸借対照表

三 備置開始日後優先出資の併合がその効力を生ずる日までの間に、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（優先出資の併合に関する事後開示事項）

第四十八条の三 法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 優先出資の併合が効力を生じた日

二 法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の三の規定による請求に係る手続の経過

三 法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の四の規定による手続の経過

四 優先出資の併合が効力を生じた時における優先出資（二以上の種類の優先出資を発行する特定目的会社にあつては、法第五十条第一項において準用する会社法第百八十条第二項第三号の種類の優先出資）の総口数

五 前各号に掲げるもののほか、優先出資の併合に関する重要な事

（新設）

項

(欠損の額)

第五十条 法第六十条第三項第四号ロに規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって欠損の額とする方法とする

一 (略)

二 零から法第九十九条第四項の規定により優先資本金の額を減少する日における剰余金(特定目的会社の計算に関する規則第三十条第二項第五号に掲げる剰余金をいう。第五十六条及び第五十七条において同じ。)を減じて得た額

(補欠の役員の選任)

第五十一条 法第六十八条第二項において準用する会社法第三百二十九条第三項の規定による補欠の役員の選任については、この条の定めるところによる。

2 法第六十八条第二項において準用する会社法第三百二十九条第三項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

一〜四 (略)

3 (略)

(欠損の額)

第五十条 法第六十条第三項第四号ロに規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって欠損の額とする方法とする

一 (略)

二 零から法第九十九条第四項の規定により優先資本金の額を減少する日における剰余金(特定目的会社の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十四号)第三十条第二項第五号に掲げる剰余金をいう。第五十六条及び第五十七条において同じ。)を減じて得た額

(補欠の役員の選任)

第五十一条 法第六十八条第二項において準用する会社法第三百二十九条第二項の規定による補欠の役員の選任については、この条の定めるところによる。

2 法第六十八条第二項において準用する会社法第三百二十九条第二項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

一〜四 (略)

3 (略)

(計算書類に関する事項)

第五十九条 法第百十一条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(法第百十一条第二項第二号の特定目的会社をいう。以下この条において同じ。)が法第百四条第五項又は第六項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

二〜五 (略)

(債権者集会の招集の決定事項)

第八十三条 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 一の協定債権者(法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十七条第一項に規定する協定債権者をいう。以下同じ。)

が同一の議案につき法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十六条第一項(法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあ

(計算書類に関する事項)

第五十九条 法第百十一条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度(法第三十四条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下この条において同じ。)に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(法第百十一条第二項第二号の特定目的会社をいう。以下この条において同じ。)が法第百四条第五項又は第六項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

二〜五 (略)

(債権者集会の招集の決定事項)

第八十三条 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 一の協定債権者が同一の議案につき法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十六条第一項(法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十六条第一項又は第五百五十七条第一項)の規定

つては、法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十六條第一項又は第五百五十七條第一項)の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四 (略)

五 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十九條第二項の承諾をした協定債権者の請求があつた時に当該協定債権者に対して法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十條第二項の規定による議決権行使書面(同項に規定する議決権行使書面をいう。次条において同じ。)の交付(当該交付に代えて行う法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十條第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨

(特定目的信託契約の方式)

第百十六條 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録することとする。ただし、第四号から第二十一号まで

により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四 (略)

五 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十九條第二項の承諾をした協定債権者(法第百八十条第四項において準用する会社法第五百十七條第一項本文に規定する協定債権者をいう。以下同じ。)の請求があつた時に当該協定債権者に対して法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十條第二項の規定による議決権行使書面(同項に規定する議決権行使書面をいう。次条において同じ。)の交付(当該交付に代えて行う法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十條第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨

(特定目的信託契約の方式)

第百十六條 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録することとする。ただし、第四号から第二十一号まで

に掲げる事項について資産信託流動化計画に記載し、又は記録した場合、この限りでない。

一〇十三 (略)

十四 権利者名簿管理人(法第二百三十五条第三項に規定する権利者名簿管理人をいう。)又は登録機関を置く場合は、その旨並びにその氏名又は名称及び住所

十五〇二十一 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三百三十条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一〇三 (略)

四 法第三十八条において準用する会社法第八十二条の二第二項第三号

五 法第三十八条において準用する会社法第八十二条の六第三項第三号

六 (略)

七 法第五十条第一項において準用する会社法第八十二条の二第二項第三号

八 法第五十条第一項において準用する会社法第八十二条の六第三項第三号

九〇二十六 (略)

に掲げる事項について資産信託流動化計画に記載し、又は記録した場合、この限りでない。

一〇十三 (略)

十四 権利者名簿管理人(法第二百三十四条第五項第十一号に規定する権利者名簿管理人をいう。)又は登録機関を置く場合は、その旨並びにその氏名又は名称及び住所

十五〇二十一 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三百三十条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一〇三 (略)

(新設)

(新設)

四 (略)

(新設)

(新設)

五〇二十二 (略)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第三百三十一条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、特定目的会社の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて特定目的会社の支店において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。

一〇五 (略)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第三百三十一条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、特定目的会社の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて特定目的会社の支店において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一〇五 (略)

改正案	現行
<p>(指図行使すべき株主権等) 第二十一条 (略)</p> <p>2 令第十四条第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、法第四百四十一条第一項、第四百四十九条の三第一項、第四百四十九条の八第一項、第四百四十九条の十三第一項及び第八十四条第一項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利並びに法第八十八条の二十三第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）、第四百四十二条第六項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び法第五百五十条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定に基づき同項第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第百六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p>	<p>(指図行使すべき株主権等) 第二十一条 (略)</p> <p>2 令第十四条第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、法第四百四十一条第一項、第四百四十九条の三第一項、第四百四十九条の八第一項、第四百四十九条の十三第一項及び第八十四条第一項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利並びに法第八十八条の二十三第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）、第四百四十二条第六項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び法第五百五十条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定に基づき同項第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第百六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p>

一〇六 (略)

七 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十二条の二第二項第三号

八 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十二条の六第三項第三号

九〇二十 (略)

(投資主による責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第二百二十五条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十条第四項、第八十八条の十七第四項、第一百十六条、第一百九条第三項、第二百二十七条第二項及び第五十四条の七において準用する会社法第八四十七條第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二 (略)

(投資法人が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法)

第二百二十六条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十条第四項、第八十八条の十七第四項、第一百十六条、第一百九条第三項、第二百二十七条第二項及び第五十四条の七において準用する会社法第八四十七條第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一〇六 (略)

(新設)

(新設)

六〇二〇十七 (略)

(責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第二百二十五条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十条第四項、第一百十六条、第一百九条第三項、第二百二十七条第二項及び第五十四条の七において準用する会社法第八四十七條第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二 (略)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第二百二十六条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十条第四項、第一百十六条、第一百九条第三項、第二百二十七条第二項及び第五十四条の七において準用する会社法第八四十七條第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第八十八条の十七第四項、第一百六十六条、第一百九条第三項、第二百二十七条第二項及び第五百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七條第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、法第七十五条第七項、第一百六十六条、第一百九条第三項及び第五百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七條第一項の責任を追究する訴え、法第七十七条の二第三項の利益の返還を求める訴え

一 (略)

二 請求対象者（次に掲げる者のうち、法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第一百六十六条、第一百九条第三項、第二百二十七条第二項及び第五百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七條第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

イ 設立企画人

ロ 設立時執行役員及び設立時監督役員

ハ 役員等（法第一百五十六条の六第一項に規定する役員等をいう。第六十条第一項を除き、以下同じ。）

ニ 一般事務受託者

ホ 清算執行人及び清算監督人

ヘ 法第七十七条の二第三項の利益の供与を受けた者

ト 法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項（第二号を除く。）の義務を負う募集投資口（法第八十二条第一項に規定する募集投資口をいう。以下同じ。）の引受人

チ 法第二百二十七条第一項の義務を負う投資口の払戻しを受けた者

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、前号イからホまでに掲げる者の責任を追究する訴え、法第七十七条の二第三項の利益の返還を求める訴え又は法第二百二十七条第一項若しくは法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十二

又は法第二百二十七条第一項、法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項（第二号を除く。）若しくは第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）若しくは法第八十八条の十七第三項において準用する会社法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）の規定による支払を求める訴えを提起しないときは、その理由

（投資口の併合に関する事前開示事項）

第三百三十一条の二 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第二百八十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次に掲げる事項その他の法第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十条第二項第一号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

イ 投資口の併合をする投資法人に支配投資主（投資法人の計算に関する規則第六十二条第六号に規定する支配投資主をいう。）

がある場合には、当該投資法人の投資主（当該支配投資主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）

ロ 法第八十八条の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により投資主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

条第一項（第二号を除く。）の規定による支払を求める訴えを提起しないときは、その理由

（新設）

二 投資口の併合をする投資法人（清算投資法人（法第五十条の三に規定する清算投資法人をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 当該投資法人において最終営業期間（各営業期間（法第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。）に係る計算書類（同項に規定する計算書類をいう。以下同じ。））、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書につき法第三百三十一条第二項の承認を受けた場合における当該各営業期間のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）の末日（最終営業期間がない場合にあつては、当該投資法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（備置開始日（法第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十二条の二第一項第一号に規定する日をいう。次号において同じ。）後投資口の併合がその効力を生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 当該投資法人において最終営業期間がないときは、当該投資法人の成立の日における貸借対照表

三 備置開始日後投資口の併合がその効力を生ずる日までの間に、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(投資口の併合に関する事後開示事項)

第三百三十一条の三 法第八十一条の二第二項において準用する会社法
第百八十二条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に
掲げる事項とする。

- 一 投資口の併合が効力を生じた日
- 二 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十二条
の三の規定による請求に係る手続の経過
- 三 法第八十八条の規定による手続の経過
- 四 投資口の併合が効力を生じた時における発行済投資口の総口数
- 五 前各号に掲げるもののほか、投資口の併合に関する重要な事項

(投資口の分割の通知)

第三百三十三条 法第八十一条の四第三項に規定する内閣府令で定める
期間は、当該投資法人の営業期間とし、当該営業期間が六月を超え
る投資法人にあつては、六月とする。

2 (略)

(払込金額の公示の方法)

第三百三十四条 法第八十二条第四項の規定による払込金額の公示は、
当該払込金額が適用される募集投資口(法第八十二条第一項に規定
する募集投資口をいう。以下同じ。)と引換えにする金銭の払込み
の期日の前日までに、次の各号のいずれかの方法により行わなけれ

(新設)

第三百三十三条 法第八十一条の四第三項に規定する内閣府令で定める
期間は、当該投資法人の営業期間(法第二百九条第二項に規定す
る営業期間をいう。以下同じ。)とし、当該営業期間が六月を超え
る投資法人にあつては、六月とする。

2 (略)

(払込金額の公示の方法)

第三百三十四条 法第八十二条第四項の規定による払込金額の公示は、
当該払込金額が適用される募集投資口と引換えにする金銭の払込み
の期日の前日までに、次の各号のいずれかの方法により行わなけれ
ばならない。

ばならない。

一 (略)

二 募集投資口を引き受ける者の募集に関する事務を行う全ての一般事務受託者の営業所における揭示

2 (略)

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第三百三十七条 (略)

(出資の履行の仮装に関して責任をとるべき執行役員等)

第三百三十七条の二 法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 出資の履行(法第八十四条第一項において準用する会社法第二百八条第三項に規定する出資の履行をいう。次号において同じ。

)の仮装に関する職務を行った執行役員

二 出資の履行の仮装が役員会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該役員会の決議に賛成した執行役員及び監督役員

ロ 当該役員会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した執行役員

(新投資口予約権に係る払込みの仮装に関して責任をとるべき執行

一 (略)

二 募集投資口を引き受ける者の募集に関する事務を行うすべての一般事務受託者の営業所における揭示

2 (略)

(申込みをしようとする者に対して通知を要しない場合)

第三百三十七条 (略)

(新設)

役員等

第三百三十九条の三 法第八十八条の十七第三項において準用する会社法第二百八十六条の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 払込み（法第八十八条の十七第三項において準用する会社法第二百八十六条の二第一項第二号の払込みをいう。次号において同じ。）の仮装に関する職務を行った執行役員

二 払込みの仮装が役員会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該役員会の決議に賛成した執行役員及び監督役員

ロ 当該役員会に当該払込みの仮装に関する議案を提案した執行役員

（新投資口予約権の行使により投資口に端数が生ずる場合）

第三百三十九条の四 （略）

（招集の決定事項）

第四百十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（規約に第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）とする。

一 （略）

二 第四百四十二条から第五百四十四条までの規定により投資主総会参

（新設）

（新投資口予約権の行使により投資口に端数が生ずる場合）

第三百三十九条の三 （略）

（招集の決定事項）

第四百十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（規約に第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）とする。

一 （略）

二 第四百四十二条から第五百四十四条までの規定により投資主総会参

考書類（法第九十一条第四項に規定する投資主総会参考書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項（第四百二十二条の二第三号、第四百十九条第三号及び第四号並びに第五十条第三号に掲げる事項を除く。）

三〇九（略）

（投資口の併合に関する議案）

第四百二十二条の二 執行役員が投資口の併合に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しななければならない。

- 一 当該投資口の併合を行う理由
- 二 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十条第二項第一号及び第二号に掲げる事項の内容
- 三 法第九十条の二第一項の決定をした日における第三百三十一条の二第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

（会計監査人の選任に関する議案）

第四百四十五条 執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しななければならない。

一〇三（略）

四 候補者と当該投資法人との間で法第一百五十六条の六第十二項にお

考書類（法第九十一条第四項に規定する投資主総会参考書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項（第四百十九条第三号及び第四号並びに第五十条第三号に掲げる事項を除く。）

三〇九（略）

（新設）

（会計監査人の選任に関する議案）

第四百四十五条 執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しななければならない。

一〇三（略）

（新設）

いて準用する会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

五・六 (略)

七 当該候補者が次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるものから多額の金銭その他の財産上の利益（これらの中から受ける会計監査人（法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬、賞与その他の職務執行の対価として投資法人から受ける財産上の利益及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、その内容

イ 当該投資法人に親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。ロにおいて同じ。）がある場合 当該投資法人、当該親法人又は当該親法人の子法人（当該投資法人を除く。）

ロ 当該投資法人に親法人がない場合 当該投資法人又は当該投資法人の子法人

（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等）

第四百四十八条の二 次の各号に掲げる場合において、執行役員が法第百十五条の六第六項（同条第十一項又は第十二項において読み替え

四・五 (略)

六 当該候補者が当該投資法人、その親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該親法人（当該投資法人に親法人がない場合にあっては、当該投資法人）の子法人（当該投資法人を除く。）から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの中から受ける会計監査人（法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬、賞与その他の職務執行の対価として投資法人から受ける財産上の利益及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるときは又は過去二年間に受けていたときは、その内容

（新設）

（新設）

（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等）

第四百四十八条の二 次の各号に掲げる場合において、執行役員が法第百十五条の六第六項（同条第十一項又は第十二項において読み替え

て準用する会社法第四百二十七条第五項において準用する場合を含む。)に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、投資主総会参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等(法第百十五條の六第一項に規定する役員等をいう。第百六十條第一項及び第百四十四條を除き、以下同じ。)に与える第百六十八條に規定する財産上の利益の内容を記載しなければならない。

一〇三 (略)

(投資主提案の場合における記載事項)

第百五十三條 議案が投資主の提出に係るものである場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項(第三号から第五号までに掲げる事項が投資主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合(投資法人がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。))にあつては、当該事項の概要を記載しなければならない。

一〇四 (略)

五 議案が投資口の併合に関するものである場合において、投資主

が法第九十四條第一項において準用する会社法第三百五條第一項

本文の規定による請求に際して第百四十二條の二に規定する事項

(当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。

)を投資法人に対して通知したときは、その内容

て準用する会社法第四百二十七条第五項において準用する場合を含む。)に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、投資主総会参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える第百六十八條に規定する財産上の利益の内容を記載しなければならない。

一〇三 (略)

(投資主提案の場合における記載事項)

第百五十三條 議案が投資主の提出に係るものである場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項(第三号又は第四号に掲げる事項が投資主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合(投資法人がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。))にあつては、当該事項の概要を記載しなければならない。

一〇四 (略)

(新設)

2・3 (略)

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を发出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一～三 (略)

四 投資主総会参考書類に記載すべき事項（前各号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監督役員が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措

2・3 (略)

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を发出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一～三 (略)

四 投資主総会参考書類に記載すべき事項（前二号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監督役員が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

(新設)

置をとることを妨げるものではない。

(補欠の役員を選任)

第六十三條 法第九十六條第二項において準用する会社法第三百二十九條第三項の規定による補欠の役員を選任については、この条の定めるところによる。

2 法第九十六條第二項において準用する会社法第三百二十九條第三項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

一 四 (略)

3 (略)

(吸収合併消滅法人の事前開示事項)

第九十三條 (略)

2 5 (略)

6 第一項第三号に規定する「計算書類等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併存続法人についての次に掲げる事項

イ 最終営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書（最終営業期間がない場合にあつては、吸収合併存続法人の成立の日における貸借対照表）の内容

(補欠の役員を選任)

第六十三條 法第九十六條第二項において準用する会社法第三百二十九條第二項の規定による補欠の役員を選任については、この条の定めるところによる。

2 法第九十六條第二項において準用する会社法第三百二十九條第二項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

一 四 (略)

3 (略)

(吸収合併消滅法人の事前開示事項)

第九十三條 (略)

2 5 (略)

6 第一項第三号に規定する「計算書類等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併存続法人についての次に掲げる事項

イ 最終営業期間（各営業期間に係る計算書類（法第二百二十九條第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。））、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書につき法第三十一条第二項の承認を受けた場合における当該各営業期間のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る計算書

ロ (略)

二 (略)

(吸収合併存続法人の事後開示事項)

第九十五條 法第四十九條の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅法人における次に掲げる事項

イ 法第四十九條の三及び第四十九條の三の二の規定並びに法第四十九條の四の規定による手續の経過

ロ 法第五十條において準用する会社法第七百八十四條の二の規定による請求に係る手續の経過

三 吸収合併存続法人における次に掲げる事項

イ 法第四十九條の八の規定及び法第四十九條の九において準用する法第四十九條の四の規定による手續の経過

ロ 法第五十條において準用する会社法第七百九十六條の二の規定による請求に係る手續の経過

四〇七 (略)

(新設合併設立法人の作成事項)

類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書(最終營業期間がない場合にあつては、吸収合併存続法人の成立の日における貸借対照表)の内容

ロ (略)

二 (略)

(吸収合併存続法人の事後開示事項)

第九十五條 法第四十九條の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅法人における法第四十九條の三及び第四十九條の三の二の規定並びに法第四十九條の四の規定による手續の経過

三 吸収合併存続法人における法第四十九條の八の規定及び法第四十九條の九において準用する法第四十九條の四の規定による手續の経過

四〇七 (略)

(新設合併設立法人の作成事項)

第九十七條 法第四十九條の十六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 法第五十條において準用する会社法第八百五條の二の規定による請求に係る手続の経過

四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)

第二百條 法第五十一條第六項において準用する法第百條第六号に規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 当該清算投資法人の清算執行人の親族

三 九 (略)

(債権者集会の招集の決定事項)

第二百六條 法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 一の協定債権者(法第六十四條第四項において準用する会社

第九十七條 法第四十九條の十六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)

第二百條 法第五十一條第六項において準用する法第百條第六号に規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 当該清算投資法人(法第五十條の三に規定する清算投資法人をいう。以下同じ。)の清算執行人の親族

三 九 (略)

(債権者集会の招集の決定事項)

第二百六條 法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 一の協定債権者が同一の議案につき法第六十四條第四項にお

〔法第五百十七條第一項に規定する協定債権者をいう。以下同じ。〕
〔が同一の議案につき法第六十四條第四項において準用する会社法第五百五十六條第一項（法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、法第六十四條第四項において準用する会社法第五百五十六條第一項又は第五百五十七條第一項）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四 (略)

五 法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十九條第二項の承諾をした協定債権者の請求があつた時に当該協定債権者に対して法第六十四條第四項において準用する会社法第五百五十條第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。第二百八條において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第六十四條第四項において準用する会社法第五百五十條第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

いて準用する会社法第五百五十六條第一項（法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、法第六十四條第四項において準用する会社法第五百五十六條第一項又は第五百五十七條第一項）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四 (略)

五 法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十九條第二項の承諾をした協定債権者（法第六十四條第四項において準用する会社法第五百十七條第一項に規定する協定債権者をいう。以下同じ。）の請求があつた時に当該協定債権者に対して法第六十四條第四項において準用する会社法第五百五十條第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。第二百八條において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第六十四條第四項において準用する会社法第五百五十條第二項の規定による電磁的方法による提供を含む

。をすることとするときは、その旨

(投資主による責任追及の訴えの提起の請求方法)

第二百四十九条 (略)

(投資法人が責任追及の訴えを提起しない理由の通知方法)

第二百五十条 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七條第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七條第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、当該者の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)

第二百七十一条 法第二百二十三條の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四條の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二條の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次

(責任追及の訴えの提起の請求方法)

第二百四十九条 (略)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第二百五十条 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七條第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 請求対象者(資産運用会社のうち、法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七條第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。)の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、当該者の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)

第二百七十一条 法第二百二十三條の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四條の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二條の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次

<p>2 (略)</p> <p>二〇九 (略)</p> <p>に掲げる行為とする。</p> <p>一 自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（第二百六十九條各号に掲げる行為を除く。）。</p>	<p>2 (略)</p> <p>二〇九 (略)</p> <p>に掲げる行為とする。</p> <p>一 自己の監査役（委員会設置会社にあつては、会社法第四百條第四項に規定する監査委員）、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（第二百六十九條各号に掲げる行為を除く。）。</p>
--	--

改正案	現行
<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第五条 法第五十六條の三第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下この号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二條第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>四 （略）</p> <p>五 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面</p> <p>六〇九 （略）</p>	<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第五条 法第五十六條の三第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二條第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>四 （略）</p> <p>五 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面</p> <p>六〇九 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第二条第二項第一号ト及びチの主務省令で定める場合）</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号トに規定する当該他の金融機関等が当該金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる株式の移転又は発行を受ける当該他の金融機関等（法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 農林中央金庫 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）<u>第二十四条第四項</u>に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第七十二条第七項の規定により農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）</p> <p>七～九 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（法第二条第二項第一号ト及びチの主務省令で定める場合）</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号トに規定する当該他の金融機関等が当該金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる株式の移転又は発行を受ける当該他の金融機関等（法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 農林中央金庫 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）<u>第二十四条第三項</u>に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第七十二条第四項の規定により農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）</p> <p>七～九 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（一般的記載事項等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行会社により会社法第九百三十九条第一項各号に掲げる方法による公告がされているもの及び当該発行会社により同法第四百四十条第三項又は第八百九条第三項に規定する措置が執られているものがある場合には、これらの事項は、参考書類に記載することを要しない。この場合においては、当該公告が掲載された官報の日付、日刊新聞紙の名称及び日付又は同法第九百十一条第三項第二十六号（同法第九百三十三条第二項において外国会社について適用する場合を含む。）若しくは第二十八号イに規定する事項を記載しなければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（取締役の選任に関する議案）</p> <p>第二条 株式の発行会社の取締役が取締役（当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役を除く。第六号において同じ。）の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決</p>	<p>（一般的記載事項等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行会社により会社法第九百三十九条第一項各号に掲げる方法による公告がされているもの及び当該発行会社により同法第四百四十条第三項又は第八百九条第三項に規定する措置が執られているものがある場合には、これらの事項は、参考書類に記載することを要しない。この場合においては、当該公告が掲載された官報の日付、日刊新聞紙の名称及び日付又は同法第九百十一条第三項第二十七号（同法第九百三十三条第二項において外国会社について適用する場合を含む。）若しくは第二十九号イに規定する事項を記載しなければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（取締役の選任に関する議案）</p> <p>第二条 株式の発行会社の取締役が取締役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>

権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 当該会社が監査等委員会設置会社である場合において、会社法第三百四十二条の二第四項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要

四 候補者と当該会社との間で会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

五 候補者の有する当該会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）

六 候補者が当該会社の取締役就任した場合において会社法施行規則第二百一十一条第八号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

七 候補者と当該会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

八 候補者が現に当該会社の取締役であるときは、当該会社における地位及び担当

(削る)

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 |

前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社（会社法第二条第五号に規定する公開会社をいう。以下同じ。）であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の有する当該会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）

2| 前項に規定する場合において、株式の発行会社が他の者の子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る。）であるときは、その旨

二 候補者が現に当該他の者（当該他の者の子会社等（当該会社を除く。）を含む。以下この項において同じ。）の業務執行者（会社法施行規則第二条第三項第六号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）であるときは、当該他の者における地位及び担当

三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

3| 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者（会社法施行規則第二条第三項第七号に規定する社外取締役候補者をいう。以下この項及び第二条の三第三項において同じ。）であるとき

二 候補者が当該会社の取締役に就任した場合において会社法施行規則第二百一十一条第七号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

三 候補者と当該会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

四 候補者が現に当該会社の取締役であるときは、当該会社における地位及び担当

3| 第一項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社であつて、かつ、他の会社の子会社であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（新設）

一 候補者が現に当該他の会社（当該他の会社の子会社（当該会社を除く。）を含む。以下この項において同じ。）の業務執行者であるときは、当該他の会社における地位及び担当

二 候補者が過去五年間に当該他の会社の業務執行者であったことを当該会社が知っているときは、当該他の会社における地位及び担当

4| 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者（会社法施行規則第二条第三項第七号に規定する社外取締役候補者をいう。以下この項において同じ。）であるときは、参考書類には、当

は、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 当該候補者が現に当該会社の社外取締役（会社法第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）（社外役員（会社法施行規則第二条第三項第五号に規定する社外役員をいう。以下同じ。）に限る。以下この項において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

四 (略)

五 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に参与していない者であるときは、当該経営に参与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと勧誘者が判断した理由

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨

イ 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ハ及びホ(2)において同じ。）であつ

該候補者についての次に掲げる事項（株式の発行会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 当該候補者が現に当該会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則第二条第三項第五号に規定する社外役員をいう。以下同じ。）に限る。以下この項において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

四 (略)

五 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に参与していない者であるときは、当該経営に参与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと勧誘者が判断した理由

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨

(新設)

たことがあること。

ロ 当該会社の親会社等（会社法第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。以下同じ。）（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該会社の特定関係事業者（会社法施行規則第二条第三項第十九号に規定する特定関係事業者をいう。以下この号、第二条の三第三項第六号及び第四条第三項第六号において同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

ニ (略)

ホ 次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。

(1) 当該会社の親会社等

(2) 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員

(削る)

ヘ 過去二年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下ヘ、第二条の三第三項第六号へ及び第四条第三項第六号へにおいて「合併等」という。）により他の株式会社がその事業

(新設)

イ 当該会社の特定関係事業者（会社法施行規則第二条第三項第十八号に規定する特定関係事業者をいう。以下この号及び第四条第四項第六号において同じ。）の業務執行者であること。

ロ (略)

ハ 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること（重要でないものを除く。）。

(新設)

(新設)

ニ 過去五年間に当該会社の特定関係事業者の業務執行者となつたことがあること。

ホ 過去二年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（ホ及び第四条第四項第六号ホにおいて「合併等」という。）により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該会

に關して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であつたこと。

七 (略)

(削る)

八 (略)

(社外取締役を置いていない場合等の特則)

第二条の二 前条第一項に規定する場合において、株式の発行会社が社外取締役を置いていない特定監査役会設置会社(当該株主総会の終結の時に社外取締役を置いていないこととなる見込みであるものを含む。)であつて、かつ、取締役就任したとすれば社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役の選任に関する議案を当該株主総会に提出しないときは、参考書類には、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならない。

2 前項に規定する「特定監査役会設置会社」とは、監査役会設置会社(大会社であるものに限る。)であつて金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものをいう。

社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であつたこと。

七 (略)

八 当該候補者と当該会社との間で会社法第四百二十七条第一項の

契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

九 (略)

(新設)

3| 第一項の理由は、当該会社のその時点における事情に応じて記載
しなければならぬ。この場合において、社外監査役が二人以上あ
ることのみをもって当該理由とすることはできない。

(監査等委員である取締役の選任に関する議案)

第二條の三 株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の選
任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当
該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われ
るときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない
い。

(新設)

- 一 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- 二 候補者の有する当該会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
- 三 候補者が当該会社の監査等委員である取締役に就任した場合に
おいて会社法施行規則第二百一十一條第八号に定める重要な兼職に
該当する事実があることとなるときは、その事実
- 四 候補者が現に当該会社の監査等委員である取締役であるときは
、当該会社における地位及び担当
- 五 会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- 六 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- 七 議案が会社法第三百四十四條の二第二項の規定による請求によ
り提出されたものであるときは、その旨
- 八 会社法第三百四十二條の二第一項の規定による監査等委員であ

る取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要

九 候補者と株式会社との間で会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が他の者の子会社等であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る。）であるときは、その旨

二 候補者が現に当該他の者（当該他の者の子会社等（当該会社を除く。）を含む。以下この項において同じ。）の業務執行者であるときは、当該他の者における地位及び担当

三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

3 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該候補者が社外取締役候補者である旨

二 当該候補者を社外取締役候補者とした理由

三 当該候補者が現に当該会社の社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないも

のを除く。)があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

四 当該候補者が過去五年間に他の株式会社取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。)

五 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役(社外役員に限る。)となること以外の方法で会社(外国会社を含む。)の経営に参与していない者であるときは、当該経営に参与したことがない候補者であっても監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該会社が判断した理由

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨

イ 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。ハ及びホ(2)において同じ。)であったことがあること。

ロ 当該会社の親会社等(自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。)であり、又は過去五年間に当該会社の親

会社等であったことがあること。

ハ 当該会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

ニ 当該会社又は当該会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去二年間に受けていたこと。

ホ 次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。

(1) 当該会社の親会社等

(2) 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員

ヘ 過去二年間に合併等により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。

七 当該候補者が現に当該会社の社外取締役又は監査等委員である取締役であるときは、これらの役員に就任してからの年数

八 前各号に掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(会計参与の選任に関する議案)

第三条 株式の発行会社の取締役が会計参与の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (略)

四 候補者と当該会社との間で会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の概要

五 (略)

(監査役の選任に関する議案)

第四条 株式の発行会社の取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五 (略)

六 候補者と当該会社との間で会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の概要

七 候補者の有する当該会社の株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)

八 候補者が当該会社の監査役に就任した場合において会社法施行

(会計参与の選任に関する議案)

第三条 株式の発行会社の取締役が会計参与の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (略)

(新設)

四 (略)

(監査役の選任に関する議案)

第四条 株式の発行会社の取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

規則第二百一十一条第八号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

九| 候補者が現に当該会社の監査役であるときは、当該会社における地位及び担当

(削る)

2| 前項に規定する場合において、株式の発行会社が他の者の子会社等であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 候補者が現に当該他の者(自然人であるものに限る。)であるときは、その旨

二| 候補者が現に当該他の者(当該他の者の子会社等(当該会社を除く。)を含む。以下この項において同じ。)の業務執行者であるときは、当該他の者における地位及び担当

三| 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを

(新設)

2| 前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 候補者の有する当該会社の株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)

二| 候補者が当該会社の監査役に就任した場合において会社法施行規則第二百一十一条第七号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

三| 候補者が現に当該会社の監査役であるときは、当該会社における地位及び担当

3| 第一項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社であり、かつ、他の会社の子会社であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(新設)

一| 候補者が現に当該他の会社(当該他の会社の子会社(当該会社を除く。)を含む。以下この項において同じ。)の業務執行者であるときは、当該他の会社における地位及び担当

二| 候補者が過去五年間に当該他の会社の業務執行者であったことを

当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当
3| 第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者（会社法施行規則第二条第三項第八号に規定する社外監査役候補者をいう。以下この項において同じ。）であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇五 (略)

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨

イ 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ハ及びホ(2)において同じ。）であったことがあること。

ロ 当該会社の親会社等（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

ニ (略)

ホ 次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ず

を当該会社が知っているときは、当該他の会社における地位及び担当
4|

第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者（会社法施行規則第二条第三項第八号に規定する社外監査役候補者をいう。以下この項において同じ。）であるときは、参考書類には、次に掲げる事項（株式の発行会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一〇五 (略)

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨

(新設)

(新設)

イ 当該会社の特定関係事業者の業務執行者であること。

ロ (略)

ハ 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶

る者であること（重要でないものを除く。）。

(1) 当該会社の親会社等

(2) 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員

(削る)

ヘ 過去二年間に合併等により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。

七 (略)

(削る)

八 (略)

(会計監査人の選任に関する議案)

第五条 株式の発行会社の取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。

(新設)

(新設)

ニ 過去五年間に当該会社の特定関係事業者の業務執行者となつたことがあること。

ホ 過去二年間に合併等により他の株式会社の事業に関して有する権利義務を当該会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。

七 (略)

八 当該候補者と当該会社との間で会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要

九 (略)

(会計監査人の選任に関する議案)

第五条 株式の発行会社の取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

<p>三 監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由</p> <p>四 （略）</p> <p>五 候補者と当該会社との間で会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</p> <p>六・七 （略）</p> <p>八 当該候補者が次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるものから多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第二条第一項に規定する業務の対価を除く。）を受けるところは、その内容は過去二年間に受けていたときは、その内容</p>	<p>三 議案が会社法第三百四十四条第二項第一号又は第二号の規定による請求によつて提出されたものであるときは、その旨</p> <p>四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五・六 （略）</p> <p>七 株式の発行会社が公開会社である場合において、当該候補者が当該会社、その親会社又は当該親会社（当該会社に親会社がない場合にあつては、当該会社）の子会社（当該会社を除く。）若しくは関連会社（当該親会社が会社でない場合におけるその子会社及び関連会社に相当するものを含む。）から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第二条第一項に規定する業務の対価を除く。）を受けるところは、その内容は過去二年間に受けていたときは、その内容</p> <p>（新設）</p>
<p>イ 当該会社に親会社等がある場合 当該会社、当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該会社を除く。）若しくは関連会社（当該親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む。）</p> <p>ロ 当該会社に親会社等がない場合 当該会社又は当該会社の子</p>	<p>（新設）</p>

会社若しくは関連会社

(取締役の解任に関する議案)

第六条 株式の発行会社の取締役が取締役(当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。第一号において同じ。)の解任に関する議案を提出する場合には、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 当該会社が監査等委員会設置会社である場合において、会社法第三百四十二条の二第四項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要

(監査等委員である取締役の解任に関する議案)

第六条の二 株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の解任に関する議案を提出する場合には、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監査等委員である取締役の氏名

二 解任の理由

三 会社法第三百四十二条の二第一項の規定による監査等委員であ

(取締役の解任に関する議案)

第六条 株式の発行会社の取締役が取締役の解任に関する議案を提出する場合には、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

る取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要

(会計監査人の解任又は不再任に関する議案)

第九条 株式の発行会社の取締役が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が議案の内容を決定した理由

(削る)

三 (略)

(取締役の報酬等に関する議案)

第十条 株式の発行会社の取締役が取締役(当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役を除く。

以下この項及び第三項において同じ。)の報酬等に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜四 (略)

(会計監査人の解任又は不再任に関する議案)

第九条 株式の発行会社の取締役が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 解任又は不再任の理由

三 議案が会社法第三百四十四条第二項第二号又は第三号の規定による請求によつて提出されたものであるときは、その旨

四 (略)

(取締役の報酬等に関する議案)

第十条 株式の発行会社の取締役が取締役の報酬等に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜四 (略)

五 当該会社が監査等委員会設置会社である場合において、法第三百六十一条第六項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要

2 (略)

3 第一項に規定する場合において、取締役の一部が社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。以下この項において同じ。）であるときは、参考書類には、第一項第一号から第三号までに掲げる事項のうち社外取締役に關するものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。

(監査等委員である取締役の報酬等に関する議案)

第十条の二 株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の報酬等に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会社法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項の算定の基準

二 議案が既に定められている会社法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由

三 議案が二以上の監査等委員である取締役についての定めであるときは、当該定めに係る監査等委員である取締役の員数

四 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査等委員である取締役の略歴

(新設)

2 (略)

3 第一項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社であり、かつ、取締役の一部が社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）であるときは、参考書類には、第一項第一号から第三号までに掲げる事項のうち社外取締役に關するものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。

(新設)

五 会社法第三百六十一条第五項の規定による監査等委員である取

締役の意見があるときは、その意見の内容の概要

2 前項第四号に規定する場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役その他の第三者に一任するものであるときは、参考書類には、当該一定の基準の内容を記載しなければならぬ。ただし、各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金を与える議案等）

第十二条の二 次の各号に掲げる場合であつて、株式の発行会社の取締役が会社法第四百二十五条第四項（同法第四百二十六条第八項及び第四百二十七条第五項において準用する場合を含む。）に規定する承認の決議に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等（同法第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。）が得る会社法施行規則第一百四十四条各号に規定する額及び当該役員等に与える同規則第一百五十五条各号に規定するものの内容を記載しなければならない。

一・二 （略）

三 会社法第四百二十七条第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する非業務執行取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金を与える議案等）

第十二条の二 次の各号に掲げる場合であつて、株式の発行会社の取締役が会社法第四百二十五条第四項（同法第四百二十六条第六項及び第四百二十七条第五項において準用する場合を含む。）に規定する承認の決議に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等（同法第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。）が得る会社法施行規則第一百四十四条各号に規定する額及び当該役員等に与える同規則第一百五十五条各号に規定するものの内容を記載しなければならない。

一・二 （略）

三 会社法第四百二十七条第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する社外取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

(全部取得条項付種類株式の取得)

第十三条の二 株式の発行会社の取締役が全部取得条項付種類株式の取得に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該全部取得条項付種類株式の取得を行う理由
- 二 会社法第七十一条第一項各号に掲げる事項の内容
- 三 会社法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第三十三条の二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

(株式の併合)

第十三条の三 株式の発行会社の取締役が株式の併合（会社法第八十二条の二第一項に規定する株式の併合をいう。）に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該株式の併合を行う理由
- 二 会社法第八十条第二項各号に掲げる事項の内容
- 三 会社法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第三十三条の九第一号及び第二号に掲げる事項があるとき

(新設)

(新設)

は、当該事項の内容の概要

(新設合併契約の承認に関する議案)

第十七条 株式の発行会社が新設合併契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (略)

四 新設合併設立株式会社(会社法第七百五十三条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この条及び第三十五条において同じ。)の取締役となる者(新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である者を除く。)についての第二条に規定する事項

五 新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者についての第二条の三に規定する事項

六～八 (略)

(新設分割計画の承認に関する議案)

第十八条 株式の発行会社が取締役が新設分割計画の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参

(新設合併契約の承認に関する議案)

第十七条 株式の発行会社が新設合併契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (略)

四 新設合併設立株式会社(会社法第七百五十三条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この条及び第三十五条において同じ。)の取締役となる者についての第二条に規定する事項

(新設)

五～七 (略)

(新設分割計画の承認に関する議案)

第十八条 株式の発行会社が取締役が新設分割計画の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参

考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 当該会社が新設分割株式会社（会社法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割株式会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第二百五条各号（第七号及び第八号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

（株式移転計画の承認に関する議案）

第十九条 株式の発行会社の取締役が株式移転計画の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜三 (略)

四 株式移転設立完全親会社（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下この条及び第三十七条において同じ。）の取締役となる者（株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）についての第二条に規定する事項

五 株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者についての第二条の三に規定する事項

考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 当該会社が新設分割株式会社（会社法第七百六十三条第五号に規定する新設分割株式会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第二百五条各号（第七号及び第八号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

（株式移転計画の承認に関する議案）

第十九条 株式の発行会社の取締役が株式移転計画の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜三 (略)

四 株式移転設立完全親会社（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下この条及び第三十七条において同じ。）の取締役となる者についての第二条に規定する事項

（新設）

六〇八 (略)

(取締役の選任に関する議案)

第二十一条 株式の発行会社の取締役が取締役(監査等委員であるものを除く。第二号において同じ。)の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

二 候補者が当該会社の取締役に就任した場合において会社法施行規則第二百一十一条第八号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

三 候補者と当該会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

四 候補者が現に当該会社の取締役であるときは、当該会社における地位及び担当

(削る)

五〇七 (略)

(取締役の選任に関する議案)

第二十一条 株式の発行会社の取締役が取締役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、候補者の氏名、生年月日及び略歴を記載しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者が当該会社の取締役に就任した場合において会社法施行規則第二百一十一条第七号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

(監査等委員である取締役の選任に関する議案)

第二十一条の二 株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- 二 候補者が当該会社の監査等委員である取締役に就任した場合において会社法施行規則第二百一十一条第八号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実
- 三 候補者と当該会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- 四 候補者が現に当該会社の取締役であるときは、当該会社における地位及び担当

(監査役の選任に関する議案)

第二十三条 株式の発行会社の取締役が監査役の選任に関する議案を

- 二 候補者と当該会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- 三 候補者が現に当該会社の取締役であるときは、当該会社における地位及び担当

(新設)

(監査役の選任に関する議案)

第二十三条 株式の発行会社の取締役が監査役の選任に関する議案を

提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 候補者が当該会社の監査役に就任した場合において会社法施行規則第二百一十一条第八号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

四 候補者が現に当該会社の監査役であるときは、当該会社における地位及び担当

(削る)

(取締役の解任に関する議案)

第二十五条 株式の発行会社の取締役が取締役(当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。)の解任に関する議案を提出する場合において、当該会社によ

提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

2 |

前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者が当該会社の監査役に就任した場合において会社法施行規則第二百一十一条第七号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

二 候補者が現に当該会社の監査役であるときは、当該会社における地位及び担当

(取締役の解任に関する議案)

第二十五条 株式の発行会社の取締役が取締役の解任に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に

り又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、当該取締役の氏名及び略歴を記載しなければならない。

(監査等委員である取締役の解任に関する議案)

第二十五条の二 株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の解任に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、監査等委員である取締役の氏名及び略歴を記載しなければならない。

(取締役の報酬等に関する議案)

第二十九条 株式の発行会社の取締役が取締役(当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役を除く。以下この条において同じ。)の報酬等に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (略)

当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、当該取締役の氏名及び略歴を記載しなければならない。

(新設)

(取締役の報酬等に関する議案)

第二十九条 株式の発行会社の取締役が取締役の報酬等に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (略)

(監査等委員である取締役の報酬等に関する議案)

第二十九条の二 株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の報酬等に関する議案を提出する場合において、当該株式により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 議案が二以上の監査等委員である取締役についての定めであるときは、当該定めに係る監査等委員である取締役の員数
- 二 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査等委員である取締役の略歴

(新設合併契約の承認に関する議案)

第三十五条 株式の発行会社の取締役が新設合併契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 (略)
- 二 新設合併設立株式会社の取締役となる者(新設合併設立会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者を除く。)についての第二十一条に規定する事項

(新設)

(新設合併契約の承認に関する議案)

第三十五条 株式の発行会社の取締役が新設合併契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 (略)
- 二 新設合併設立株式会社の取締役となる者についての第二十一条に規定する事項

三 新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者についての第二十一条の二に規定する事項

四〇六 (略)

(株式移転計画の承認に関する議案)

第三十七条 株式の発行会社が取締役が株式移転計画の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 株式移転設立完全親会社の取締役となる者(株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者を除く。)

三 株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者についての第二十一条の二に規定する事項

四〇六 (略)

(株主提案につき発行会社等が勧誘を行う場合の記載事項)

第三十九条 株式の発行会社の株主が議案を提出する場合において、

(新設)

三〇五 (略)

(株式移転計画の承認に関する議案)

第三十七条 株式の発行会社が取締役が株式移転計画の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 株式移転設立完全親会社の取締役となる者についての第二十一条に規定する事項

(新設)

三〇五 (略)

(株主提案につき発行会社等が勧誘を行う場合の記載事項)

第三十九条 株式の発行会社の株主が議案を提出する場合において、

当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項（第三号から第五号までに掲げる事項が参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（当該会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあつては、当該事項の概要）を記載しなければならない。

一～三 （略）

四 議案が次のイからホまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、株主が会社法第三百五条第一項の規定による請求に際して当該イからホまでに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を当該会社に対して通知したときは、その内容

イ 取締役（当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員会である取締役を除く。） 第二条に規定する事項

ロ 監査等委員である取締役 第二条の三に規定する事項

ハ～ホ （略）

五 議案が次のイ又はロに掲げる事項に関するものである場合において、株主が会社法第三百五条第一項の規定による請求に際して当該イ又はロに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を当該会社に対して通知したときは、その内容

当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項（第三号又は第四号に掲げる事項が参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（当該会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあつては、当該事項の概要）を記載しなければならない。

一～三 （略）

四 議案が次のイからニまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、株主が会社法第三百五条第一項の規定による請求に際して当該イからニまでに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を当該会社に対して通知したときは、その内容

イ 取締役 第二条に規定する事項

（新設）

ロ～ニ （略）

（新設）

イ 全部取得条項付種類株式の取得 第十三条の二に規定する事項

ロ 株式の併合 第十三条の三に規定する事項

2・3 (略)

(株主提案につき発行会社等以外が勧誘を行う場合の記載事項)

第四十条 株式の発行会社の株主が議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、議案が株主の提出に係る旨及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 議案が取締役(当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員会である取締役を除く。)の選任に関するものであるときは、第二十一条に規定する事項

三 議案が監査等委員である取締役の選任に関するものであるときは、第二十一条の二に規定する事項

四〇六 (略)

(電磁的方法)

第四十二条 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

2・3 (略)

(株主提案につき発行会社等以外が勧誘を行う場合の記載事項)

第四十条 株式の発行会社の株主が議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、議案が株主の提出に係る旨及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 議案が取締役の選任に関するものであるときは、第二十一条に規定する事項

(新設)

三〇五 (略)

(電磁的方法)

第四十二条 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

3

(略)

3

(略)

改正案	現行
<p>（経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合）</p> <p>第二条 法第二条第六項第七号に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる株式の交付により当該株式を取得する当該他の金融機関等の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 農林中央金庫 株式の交付を行う信託業務を営む銀行を農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第四項に規定する子会社とする場合（同法第七十二条第七項の規定により農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）</p> <p>七 九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（経営強化計画の提出）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項第五号に規定する員外監事とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 信用金庫の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>イ 当該信用金庫の会員又は当該信用金庫の会員である法人の役員若しくは使用人以外の者であること。</p> <p>ロ その就任の前五年間当該信用金庫の理事若しくは職員又は当該信用金庫の子会社（信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。第三号ロにおいて同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。）若しくは執行役若しくは使用人であったこと。</p>	<p>（経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合）</p> <p>第二条 法第二条第六項第七号に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる株式の交付により当該株式を取得する当該他の金融機関等の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 農林中央金庫 株式の交付を行う信託業務を営む銀行を農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第三項に規定する子会社とする場合（同法第七十二条第四項の規定により農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）</p> <p>七 九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（経営強化計画の提出）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項第五号に規定する員外監事とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 信用金庫の監事のうち、当該信用金庫の会員又は当該信用金庫の会員である法人の役員若しくは使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該信用金庫の理事若しくは職員又は当該信用金庫の子会社（信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。第三号において同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。）若しくは執行役若しくは使用人であったもの</p>

- ハ 当該信用金庫の理事又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。
- 二 信用協同組合の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
- イ 当該信用協同組合の組合員又は当該信用協同組合の組合員である法人の役員若しくは使用人以外の者であること。
- ロ その就任の前五年間当該信用協同組合の理事若しくは使用人又は当該信用協同組合の子会社（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に規定する子会社をいう。第四号ロにおいて同じ。）の取締役、会計参与若しくは執行役員若しくは使用人でなかったこと。
- ハ 当該信用協同組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。
- 三 信用金庫連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
- イ 当該信用金庫連合会の会員である信用金庫の役員又は職員以外の者であること。
- ロ その就任の前五年間当該信用金庫連合会の理事若しくは職員又は当該信用金庫連合会の子会社の取締役、会計参与若しくは執行役員若しくは使用人でなかったこと。
- ハ 当該信用金庫連合会の理事又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。
- 四 信用協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
- イ 当該信用協同組合連合会の会員である中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第八条第五項に規定する組合又は協同組合の役員又は使用人以外の者であること。
- ロ その就任の前五年間当該信用協同組合連合会の理事若しくは使用人又は当該信用協同組合連合会の子会社の取締役、会計参与若しくは執行役員若しくは使用人でなかったこと。

- 二 信用協同組合の監事のうち、当該信用協同組合の組合員又は当該信用協同組合の組合員である法人の役員若しくは使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該信用協同組合の理事若しくは使用人又は当該信用協同組合の子会社（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に規定する子会社をいう。第四号において同じ。）の取締役、会計参与、執行役員若しくは使用人でなかったもの
- 三 信用金庫連合会の監事のうち、当該信用金庫連合会の会員である信用金庫の役員又は職員以外の者であつてその就任の前五年間当該信用金庫連合会の理事若しくは職員又は当該信用金庫連合会の子会社の取締役、会計参与、執行役員若しくは使用人でなかったもの
- 四 信用協同組合連合会の監事のうち、当該信用協同組合連合会の会員である中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第八条第五項に規定する組合又は協同組合の役員又は使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該信用協同組合連合会の理事若しくは使用人又は当該信用協同組合連合会の子会社の取締役、会計参与、執行役員若しくは使用人でなかったもの

ハ 当該信用協同組合連合会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。

(法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第十九条 法第十二条第一項(法第十三条第四項(法第十四条第十二項において準用する場合を含む。))並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十一条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画(法第四条第一項、第十三条第三項(法第十四条第十二項において準用する場合を含む。))以下この項において同じ。)若しくは第十四条第十項の規定により提出したものの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定により承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内(当該金融機関等が当該実施期間内に法第十三条第三項若しくは第十四条第十項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるとき又は同条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第四条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等(法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。))又は取得貸付債権(法第十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。))の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつて

(法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第十九条 法第十二条第一項(法第十三条第四項(法第十四条第十二項において準用する場合を含む。))並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十一条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画(法第四条第一項、第十三条第三項(法第十四条第十二項において準用する場合を含む。))若しくは第十四条第十項の規定により提出したものの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定により承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該金融機関等が当該期間内に法第十三条第三項(法第十四条第十二項において準用する場合を含む。))若しくは第十四条第十項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるものであるとき又は同条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

は、この限りでない。

一～三 (略)

2 法第十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 協定銀行が現に保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を提出する金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。）を発行者又は債務者とするもの額及びその内容

（法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第五十四條 法第二十二條第一項前段（法第二十三條第五項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六條第一項、第十七條第七項（法第十九條第五項において準用する場合を含む。）、第二十三條第三項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）若しくは第二十四條第九項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項（法第二十三條第五項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）以下同じ。）若しくは第二十四條第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該金融機関等が当該実施期間内に法第二十三條第三項若しくは第二十四條第九項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるとき又は同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規

一～三 (略)

2 法第十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 協定銀行が現に保有する取得株式等（法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）及び取得貸付債権（同条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）のうち経営強化計画を提出する金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。）を発行者又は債務者とするもの額及びその内容

（法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第五十四條 法第二十二條第一項前段（法第二十三條第五項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六條第一項、第十七條第七項（法第十九條第五項において準用する場合を含む。）、第二十三條第三項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）以下この項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四條第九項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項（法第二十三條第五項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）以下同じ。）若しくは第二十四條第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあっては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければなら

定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前までに、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等（法第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（法第二十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一～四（略）

2 法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 協定銀行が現に保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を提出する金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。）を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出）

第五十六條 法第二十二條第三項前段（法第二十三條第五項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計

ない。ただし、当該金融機関等が当該期間内に法第二十三條第三項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四條第九項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるものであるとき又は同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一～四（略）

2 法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 協定銀行が現に保有する取得株式等（法第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）及び取得貸付債権（同条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）のうち経営強化計画を提出する金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。）を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出）

第五十六條 法第二十二條第三項前段（法第二十三條第五項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計

画（法第十六条第二項若しくは第三項、第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を法第十九条第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条第三項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条第九項の規定により提出したもの、法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二条第一項若しくは第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたものをいう。）又は経営計画（法第二十二条第三項（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）次条において同じ。）、第二十三条第四項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）、第二十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は同条第十項の規定により提出したものを用いる。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該金融機関等が当該実施期間内に法第二十三条第四項若しくは第二十四条第十項の規定により経営計画を提出することが見込まれるとき又は同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）に、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六条第二項又は第三項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

一〇三三（略）
二・三（略）

画（法第十六条第二項若しくは第三項、第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を法第十九条第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条第三項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条第九項の規定により提出したもの、法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二条第一項若しくは第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたものをいう。）又は経営計画（法第二十二条第三項（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）次条において同じ。）、第二十三条第四項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）、第二十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は同条第十項の規定により提出したものを用いる。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。ただし、当該金融機関等が当該期間内に法第二十三条第四項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条第十項の規定により経営計画を提出することが見込まれるものであるとき又は同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一〇三三（略）
二・三（略）

(法第三十三条第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第八十一条 法第三十三条第一項(法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画(法第二十七条第一項若しくは第三十三条第一項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内(当該協同組織金融機関が当該実施期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで。次条第一項本文において同じ。)に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 (略)

一・二 (略)

(法第三十三条第二項等の規定による経営強化指導計画の提出)

第八十二条 法第三十三条第二項(法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内に、当該経営強化指導計画に役員の履歴書その他の法第三十三条第二項に規定する経営指導の内容の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につ

(法第三十三条第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第八十一条 法第三十三条第一項(法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画(法第二十七条第一項若しくは第三十三条第一項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該協同組織金融機関が当該期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

2 (略)

一・二 (略)

(法第三十三条第二項等の規定による経営強化指導計画の提出)

第八十二条 法第三十三条第二項(法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内(同項ただし書に該当する場合にあつては、当該実施期間が終了する一月前まで)に、当該経営強化指導計画に役員の履歴書その他の法第三十三条第二項に規定する経営指導の内容の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

きその処分をし、又は償還を受けた場合にあっては、この限りでない。

2 (略)

(法第三十三条第三項等の規定による経営計画の提出)

第八十三条 法第三十三条第三項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により経営計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画（法第二十七条第一項若しくは第三十四条第三項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。）又は経営計画（法第三十三条第三項又は第三十四条第五項の規定により提出したものを含む。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該協同組織金融機関が当該実施期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで。次条第一項本文において同じ。）に、別紙様式第四号に準じて作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合にあっては、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(法第三十三条第四項等の規定による経営指導計画の提出)

第八十四条 法第三十三条第四項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内に、当該経営指導計画に

2 (略)

(法第三十三条第三項等の規定による経営計画の提出)

第八十三条 法第三十三条第三項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により経営計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画（法第二十七条第一項若しくは第三十四条第三項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。）又は経営計画（法第三十三条第三項又は第三十四条第五項の規定により提出したものを含む。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第四号に準じて作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該協同組織金融機関が当該期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(法第三十三条第四項等の規定による経営指導計画の提出)

第八十四条 法第三十三条第四項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内（同項ただし書に該当す

役員の履歴書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七條第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合にあっては、この限りでない。

2
(略)

る場合にあつては、当該実施期間が終了する一月前までに、当該経営指導計画に役員が履歴書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2
(略)

改正案	現 行
<p>様式第一（第3条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">経 営 強 化 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第1～第8（略） （記載上の注意）</p> <p>1. ～5.（略）</p> <p>6. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 「業務遂行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ <u>監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）又は指名委員会等設置会社（同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。</u></p> <p>(3)～(8)（略）</p> <p>7. ～10.（略）</p> <p>(別表1)・(別表2)（略）</p>	<p>様式第一（第3条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">経 営 強 化 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第1～第8（略） （記載上の注意）</p> <p>1. ～5.（略）</p> <p>6. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 「業務遂行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ <u>委員会設置会社（会社法第2条第12号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに委員会設置会社になること。</u></p> <p>(3)～(8)（略）</p> <p>7. ～10.（略）</p> <p>(別表1)・(別表2)（略）</p>

改正案	現 行
<p>様式第二（第32条関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">経 営 強 化 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第1～第10（略） （記載上の注意）</p> <p>1. ～6.（略）</p> <p>7. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 「業務遂行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ <u>監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）又は指名委員会等設置会社（同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。</u></p> <p>(3)～(8)（略）</p> <p>8. ～12.（略）</p> <p>（別表1）・（別表2）（略）</p>	<p>様式第二（第32条関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">経 営 強 化 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第1～第10（略） （記載上の注意）</p> <p>1. ～6.（略）</p> <p>7. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 「業務遂行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ <u>委員会設置会社（会社法第2条第12号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに委員会設置会社になること。</u></p> <p>(3)～(8)（略）</p> <p>8. ～12.（略）</p> <p>（別表1）・（別表2）（略）</p>

改正案	現 行
<p>様式第三（第 39 条及び第 40 条関係）（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">経 営 強 化 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 1～第 10 （略） （記載上の注意）</p> <p>1. ～ 6. （略）</p> <p>7. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 「業務遂行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ <u>監査等委員会設置会社（会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）又は指名委員会等設置会社（同条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。</u></p> <p>(3)～(8) （略）</p> <p>8. ～12. （略）</p> <p>(別表 1) ・ (別表 2) （略）</p>	<p>様式第三（第 39 条及び第 40 条関係）（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">経 営 強 化 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 1～第 10 （略） （記載上の注意）</p> <p>1. ～ 6. （略）</p> <p>7. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 「業務遂行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ <u>委員会設置会社（会社法第 2 条第 12 号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに委員会設置会社になること。</u></p> <p>(3)～(8) （略）</p> <p>8. ～12. （略）</p> <p>(別表 1) ・ (別表 2) （略）</p>

改正案	現行
<p>（免許の申請） 第五条（略）</p> <p>2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。</p>	<p>（免許の申請） 第五条（略）</p> <p>2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第八十条の五第三項第三号を除き、以下同じ。</p>

第八十条の五第三項第三号を除き、以下同じ。)又はこれに代わる書面

四〇十一 (略)

(取締役の兼職の承認の申請)

第二十六条 信託会社の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役。以下この条において同じ。)は、法第十六条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を当該信託会社を経由して、金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇三 (略)

二〇五 (略)

(事業報告書の作成等)

第四十二条 (略)

2 前項の事業報告書には、次の各号(法第五十条の二第一項の登録を受けた者及び承認事業者にあつては、第二号及び第三号を除く。)

(一)に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇二 (略)

三 別紙様式第十二号により作成した常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社)にあつては執行役、外国信託会社にあつては国内における代表者及び支店に駐在する役員)の兼職及び兼業状況報告書

(一)又はこれに代わる書面

四〇十一 (略)

(取締役の兼職の承認の申請)

第二十六条 信託会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役。以下この条において同じ。)は、法第十六条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を当該信託会社を経由して、金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇三 (略)

二〇五 (略)

(事業報告書の作成等)

第四十二条 (略)

2 前項の事業報告書には、次の各号(法第五十条の二第一項の登録を受けた者及び承認事業者にあつては、第二号及び第三号を除く。)

(一)に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇二 (略)

三 別紙様式第十二号により作成した常務に従事する取締役(委員会設置会社)にあつては執行役、外国信託会社にあつては国内における代表者及び支店に駐在する役員)の兼職及び兼業状況報告書

四〇七 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下第四十七条までにおいて同じ。)の氏名及び役職名

ホ〜ト (略)

二〇六 (略)

二〇七 (略)

(合併の認可申請)

第四十四条 (略)

2 法第三十六条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〜十三

十四 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百

五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

十四の二 (略)

四〇七 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下第四十七条までにおいて同じ。)の氏名及び役職名

ホ〜ト (略)

二〇六 (略)

二〇七 (略)

(合併の認可申請)

第四十四条 (略)

2 法第三十六条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〜十三

(新設)

十四 (略)

十五〇十八 (略)

3 (略)

(新設分割の認可申請)

第四十五条 (略)

2 法第三十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〇十三 (略)

十四 会社法第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

十四の二 (略)

十五 (略)

十六 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百六十三条第一項第十号に規定するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

十七・十八 (略)

3 (略)

(吸収分割の認可申請)

第四十六条 (略)

2 法第三十八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲

十五〇十八 (略)

3 (略)

(新設分割の認可申請)

第四十五条 (略)

2 法第三十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〇十三 (略)

(新設)

十四 (略)

十五 (略)

十六 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百六十三条第十号に規定するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

十七・十八 (略)

3 (略)

(吸収分割の認可申請)

第四十六条 (略)

2 法第三十八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲

げるものとする。

一〇十三

十四 会社法第七百八十四条の二又は第七百九十六条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

十四の二 (略)

十五〇十八 (略)

3 (略)

別表第三(第四十八条第二項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
合併をしたとき	一〇四 (略)	一 (略) 二 信託会社(法第五十二条第三項の規定により信託会社とみなされる者を含む。) 以外の者と合併した場合にあつては、次に掲げる書類(次号に掲げる場合を除く。) イ〇へ (略)

げるものとする。

一〇十三

(新設)

十四 (略)

十五〇十八 (略)

3 (略)

別表第三(第四十八条第二項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
合併をしたとき	一〇四 (略)	一 (略) 二 信託会社(法第五十二条第三項の規定により信託会社とみなされる者を含む。) 以外の者と合併した場合にあつては、次に掲げる書類(次号に掲げる場合を除く。) イ〇へ (略)

<p>会社分割（吸収 分割）により信 託業の一部の承 継をさせたとき</p>	
<p>一～四 （略）</p>	
<p>一（略） 二 次に掲げる書類（ 次号に掲げる場合を 除く。） イ～ハ（略） ト 会社法第七百八 十四条の二又は第 七百九十六条の二 の規定による請求 をした株主がある ときは、当該請求 に係る手続の経過</p>	<p>ト 会社法第七百八 十四条の二、第七 百九十六条の二又 は第八百五条の二 の規定による請求 をした株主がある ときは、当該請求 に係る手続の経過 を記載した書面 ヲ チ～ル（略） 三（略）</p>
<p>会社分割（吸収 分割）により信 託業の一部の承 継をさせたとき</p>	
<p>一～四 （略）</p>	
<p>一（略） 二 次に掲げる書類（ 次号に掲げる場合を 除く。） イ～ハ（略） （新設）</p>	<p>ト～ヌ （略） 三（略） （新設）</p>

(略)	(略)	を記載した書面 チ〜ル (略)
(略)	(略)	三 (略)

別表第四（第四十九条第一項関係）

(略)	(略)	届出事項
(略)	(略)	記載事項
(略)	(略)	添付書類
会社分割により 信託業の全部の 承継をさせたとき	一〜四 (略)	一 (略) 二 次に掲げる書類（ 次号に掲げる場合を 除く。） イ〜ハ (略) ト 会社法第七百八 十四条の二、第七 百九十六条の二又 は第八百五条の二 の規定による請求 をした株主がある ときは、当該請求 に係る手続の経過

(略)	(略)	を記載した書面 ト〜ヌ (略)
(略)	(略)	三 (略)

別表第四（第四十九条第一項関係）

(略)	(略)	届出事項
(略)	(略)	記載事項
(略)	(略)	添付書類
会社分割により 信託業の全部の 承継をさせたとき	一〜四 (略)	一 (略) 二 次に掲げる書類（ 次号に掲げる場合を 除く。） イ〜ハ (略) (新設)

合併により消滅	(略)	
一〇五	(略)	
一 (略)	(略)	<p>を記載した書面 チ・リ (略) 又 会社分割をする 会社が新株予約権 を発行している場 合であつて、会社 法第七百五十八條 第五号又は第七百 六十三條第一項第 十号に規定すると きは、同法第二百 九十三條第一項の 規定による公告を したことを証する 書面又は同項に規 定する新株予約権 証券を発行してい ないことを証する 書面 ル・リ (略) 三 (略)</p>

合併により消滅	(略)	
一〇五	(略)	
一 (略)	(略)	<p>ト・チ (略) リ 会社分割をする 会社が新株予約権 を発行している場 合であつて、会社 法第七百五十八條 第五号又は第七百 六十三條第十号に 規定するときは、 同法第二百九十三 條第一項の規定に よる公告をしたこ とを証する書面又 は同項に規定する 新株予約権証券を 発行していないこ とを証する書面 又・ル (略) 三 (略)</p>

(略)	したとき
(略)	
(略)	<p>二 次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ〜ヘ (略)</p> <p>ト 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面</p> <p>チ〜ヲ (略)</p> <p>三 (略)</p>
(略)	したとき
(略)	
(略)	<p>二 次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ〜ヘ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ト〜ル (略)</p> <p>三 (略)</p>

改正案		現行	
別紙様式第1号（第5条関係） (日本工業規格A4) (第1面)		別紙様式第1号（第5条関係） (日本工業規格A4) (第1面)	
(略)		(略)	
(第2面)		(第2面)	
1. (略)		1. (略)	
2. (略)	(略)	2. (略)	(略)
3. 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名	別添2のとおり	3. 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名	別添2のとおり
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	
(別添2：取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名) (第4面)		(別添2：取締役及び監査役（取締役及び執行役）の氏名) (第4面)	
(略)		(略)	
(注意事項) 取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役又は執行役）に変更があつた場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役（監査等委員会設置会社にあつては全取締役、指名委員会等設置会社にあつては全取締役及び全執行役）の氏名及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。		(注意事項) 取締役又は監査役（取締役又は執行役）に変更があつた場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役（全取締役及び全執行役）の氏名及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。	
(以下略)		(以下略)	

改正案		現行	
別紙様式第2号（第12条関係） （略） （第2面）		別紙様式第2号（第12条関係） （略） （第2面）	
1.（略）		1.（略）	
2.（略）	（略）	2.（略）	（略）
3. 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名	別添2のとおり	3. 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名	別添2のとおり
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）		（略）	
（別添2：取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名） （第4面）		（別添2：取締役及び監査役（取締役及び執行役）の氏名） （第4面）	
（略）		（略）	
（注意事項） 取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役又は執行役）に変更があつた場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役（監査等委員会設置会社にあつては全取締役、指名委員会等設置会社にあつては全取締役及び全執行役）の氏名及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。		（注意事項） 取締役又は監査役（取締役又は執行役）に変更があつた場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役（全取締役及び全執行役）の氏名及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。	
（以下略）		（以下略）	

改正案	現行
<p>別紙様式第12号（第42条第2項第3号関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意） 「取締役」とあるのは、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては「執行役」と、外国信託会社にあつては「国内における代表者及び支店に駐在する役員」として記載すること。</p>	<p>別紙様式第12号（第42条第2項第3号関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意） 「取締役」とあるのは、<u>委員会設置会社</u>にあつては「執行役」と、外国信託会社にあつては「国内における代表者及び支店に駐在する役員」として記載すること。</p>

改正案		現行	
別紙様式第 15 号（第 51 条の 2 第 1 項関係） (日本工業規格 A 4) (第 1 面)		別紙様式第 15 号（第 51 条の 2 第 1 項関係） (日本工業規格 A 4) (第 1 面)	
(略)		(略)	
(第 2 面)		(第 2 面)	
(略)	(略)	(略)	(略)
3. 取締役及び監査役（ <u>監査等委員会設置会社</u> にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員）の氏名	別添 2 のとおり	3. 取締役及び監査役（ <u>委員会設置会社</u> にあつては、取締役及び執行役、持分会社にあつては、業務を執行する社員）の氏名	別添 2 のとおり
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	
(別添 2：取締役及び監査役（ <u>監査等委員会設置会社</u> にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員）の氏名） (第 4 面)		(別添 2：取締役及び監査役（ <u>取締役及び執行役又は業務を執行する社員</u> ）の氏名） (第 4 面)	
(略)		(略)	
(注意事項)		(注意事項)	
取締役又は監査役（ <u>監査等委員会設置会社</u> にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役又は執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員）に変更があつた場合には、第 23 条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役（ <u>監査等委員会設置会社</u> にあつては全取締役、指名委員会等設置会社にあつては全取締役及び全執行役、持分会社にあつては業務を執行する全社員）の氏名及び役職名を記載した書面（2 部）を添付すること。		取締役又は監査役（ <u>取締役又は執行役又は業務を執行する社員</u> ）に変更があつた場合には、第 23 条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役（ <u>全取締役及び全執行役又は業務を執行する社員</u> ）の氏名及び役職名を記載した書面（2 部）を添付すること。	
(以下略)		(以下略)	

二十五 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

改正案

現行

(電磁的記録による交付等) 第十一条 (略)		(電磁的記録による交付等) 第十一条 (略)	
<p>2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。</p>		<p>2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。</p>	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</p>	<p>第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第</p>	<p>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</p>	<p>第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第</p>

	<p>二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。) 、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七條の三、第四十八條、第五十七條の四、第五十七條の五第三項、第五十七條の十六、第五十七條の十七第三項、第六十六條の十六、第六十六條の十八、第六十六條の三十七、第六十六條の三十九、第八十八條の十一第一項、第三百三十九條の四第九項、第三百三十九條の六第四項、第三百三十九條の十三第二項並びに第三百三十九條の二十一第二項</p>
<p>(略)</p> <p>投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)</p>	<p>(略)</p> <p>第十五条第一項、第七十三条第四項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項、第八十一条第二項及び第八十二条第二項、第八十一条の二第二項において準用する同法第八十二条の六第二項、第九十二条第三項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十條第六項及び第三百十八條第二項、第三百十五條第一項及び第三百五十四條の三第二項において準用する同法第三百七十一</p>
	<p>二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。) 、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七條の三、第四十八條、第五十七條の四、第五十七條の五第三項、第五十七條の十六、第五十七條の十七第三項、第六十六條の十六、第六十六條の十八、第六十六條の三十七、第六十六條の三十九、第八十八條の十一第一項、第三百三十九條の四第八項、第三百三十九條の六第四項、第三百三十九條の十三第二項並びに第三百三十九條の二十一第二項</p>
<p>(略)</p> <p>投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)</p>	<p>(略)</p> <p>第十五条第一項、第七十三条第四項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項、第八十一条第二項及び第八十二条第二項、第九十二条第三項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十條第六項及び第三百十八條第二項、第三百十五條第一項及び第三百五十四條の三第二項において準用する同法第三百七十一條第一項、第二百二十八條の二第二項、第二百二十九條第四項、第三百三十二</p>

	<p>条第一項、第二百二十八条の二第二項、第二百二十九条第四項、第三百三十二条第一項、第三百三十九条の十第二項において準用する同法第七百三十一条第二項、第四百九十九条の十第二項、第四百九十九条の十六第二項、第五百五十五条第五項、第六百六十一条において準用する同法第五百八条第一項及び第三項並びに第二百十一条第一項及び第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>保険業法（平成七年法律第百五号）</p> <p>第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第三百十九条第二項、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第六項、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第五十三条の十六及び第八十八条の十五において準用する同法第三百七十一</p>
	<p>条第一項、第三百三十九条の十第二項において準用する同法第七百三十一条第二項、第四百九十九条の十第二項、第四百九十九条の十六第二項、第五百五十五条第五項、第六百六十一条において準用する同法第五百八条第一項及び第三項並びに第二百十一条第一項及び第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>保険業法（平成七年法律第百五号）</p> <p>第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第三百十九条第二項、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第六項、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第五十三条の十六及び第八十八条の十五において準用する同法第三百七十一</p>

条第一項、第五十三條の十七において準用する同法第三百七十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三條の二十一において準用する同法第三百九十四條第一項、第五十三條の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九條の十一第一項、第五十三條の二十八において準用する同法第四百十三條第一項、第五十四條の二第二項（第九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の三第四項（第九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の八第一項及び第二項、第六十一條の八において準用する同法第七百三十一條第二項、第七十四條第三項において準用する同法第七十四條第六項、第七十四條第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五條第三項及び第八十一條第二項、第九十六條の五第三項において準用する同法第七百九十一條第二項及び第八百一十條第三項（第一号及び第二号を除く。）、第九十六條の九第五項において準用する同法第八百一十條第二項及び第八百十五條第三項（第三号に係る部分に限る。）、第

条第一項、第五十三條の十七において準用する同法第三百七十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三條の二十一において準用する同法第三百九十四條第一項、第五十三條の二十八において準用する同法第四百十三條第一項、第五十四條の二第二項（第九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の三第四項（第九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の八第一項及び第二項、第六十一條の八において準用する同法第七百三十一條第二項、第七十四條第三項において準用する同法第七十四條第六項、第七十四條第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）、第九十六條の九第四項において準用する同法第八百一十條第二項及び第八百十五條第三項（第三号に係る部分に限る。）、第九十六條の二第二項（第九十八條第一項（二百七十條の四第九項において準用する

(略)	
(略)	<p>百三十六条の二第一項（第二百十条第一項（二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第六十五条の十三第二項（第六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の十九第一項、第六十五条の二十一第二項（第六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第八十条の十七において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十三条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第九十六条第三項、第二百十二条第四項及び第二百三十五条第四項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百七十一条の二十五第三項（第七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）、第二百八十五条第一項並びに第三百三条</p>
(略)	
(略)	<p>場合を含む。）、二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第六十五条の十三第二項（第六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の十九第一項、第六十五条の二十一第二項（第六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第八十条の十七において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十条第三項第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第九十六条第三項、第二百十二条第四項及び第二百三十五条第四項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百七十一条の二十五第三項（第七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）、第二百八十五条第一項並びに第三百三条</p>

	<p>資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）</p>	<p>第三十八条及び第五十条第一項において準用する会社法第八十二条の六第二項、第六十二条第二項、第六十五条第一項において準用する同法第三百十條第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五條第二項において準用する同法第三百十一條第三項、第六十五條第三項において準用する同法第三百十八條第二項及び第三項、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九條第二項、第一百二十四條第一項及び第二百四十九條第一項において準用する同法第七百三十一條第二項、第七百七十七條第三項において準用する同法第四百九十四條第三項及び第四百九十六條第一項、第七百七十九條第一項において準用する同法第五百八條第一項及び第三項、第二百條第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五條、第二百六十四條第三項及び第四項、第二百七十五條第三項（第二百七十九條第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三條第一項及び第二項</p>
	<p>資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）</p>	<p>第六十三條第二項、第六十五條第一項において準用する会社法第三百十條第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五條第二項において準用する同法第三百十一條第三項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八條第二項及び第三項、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九條第二項、第一百二十四條第二項及び第二百四十九條第一項において準用する同法第七百三十一條第二項、第七百七十七條第三項において準用する同法第四百九十四條第三項及び第四百九十六條第一項、第七百七十九條第一項において準用する同法第五百八條第一項及び第三項、第二百條第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百五條、第二百六十四條第三項及び第四項、第二百七十五條第三項（第二百七十九條第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三條第一項及び第二項</p>

(略)

(略)

別表第四（第八条関係）

金融商品取引法

第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十六条の十八、第六十六条の三十九、第一百一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の四第十項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の七第

(略)

(略)

別表第四（第八条関係）

金融商品取引法

第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十六条の十八、第六十六条の三十九、第一百一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の四第九項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の七第

	<p>(略)</p> <p>二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百三十九条の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）</p>	<p>(略)</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p> <p>第十五条第二項、第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第七十三条第四項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項、第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第八十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第七十七条の三第三項において準用する同法第二百五条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第八十一条の二第二項において準用する同法第八十二条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第八十二条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、第九十二条第四項、第九十四条第</p>
	<p>(略)</p> <p>二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百三十九条の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）</p>	<p>(略)</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p> <p>第十五条第二項、第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第七十三条第四項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項、第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第八十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第七十七条の三第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第九十二条第四項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十條第七項（第一号に係る部分に限る。）並びに第三百十八條第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項、第一百五條第一</p>

(略)	
(略)	<p>一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）並びに第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項、第百十五条第一項及び第百五十四條の三第二項において準用する同法第三百七十一條第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第百二十八條の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十八條の三第二項において準用する同法第四百三十三條第三項、第百三十二條第二項において準用する同法第四百四十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第百三十九條の七において準用する同法第六百八十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第百三十九條の十第二項において準用する同法第七百三十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）並びに第百四十九條第二項（第一号に係る部分に限り、第百四十九條の六第二項、第百四十九條の十第三項、第百四十九條の十一第二項及び第百四十九條の十六第三項において準用する場合を含む。）</p>
(略)	
(略)	<p>項及び第百五十四條の三第二項において準用する同法第三百七十一條第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第百二十八條の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十八條の三第二項において準用する同法第四百三十三條第三項、第百三十二條第二項において準用する同法第四百四十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第百三十九條の七において準用する同法第六百八十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第百三十九條の十第二項において準用する同法第七百三十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）並びに第百四十九條第二項（第一号に係る部分に限り、第百四十九條の六第二項、第百四十九條の十第三項、第百四十九條の十一第二項及び第百四十九條の十六第三項において準用する場合を含む。）</p>

	<p style="text-align: right;">保険業法</p> <p>第十六条第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十一条第四項、第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十九条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第四項及び第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の十</p>
--	--

	<p style="text-align: right;">保険業法</p> <p>第十六条第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十一条第四項、第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十九条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第四項及び第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の十</p>
--	--

る部分に限る。)及び第五項(第一号に係る部分に限る。)、第七十四条第三項において準用する同法第七十四条第七項(第一号に係る部分に限る。)、第七十四条第三項(第七十七条第六項において準用する場合を含む。)
(において準用する同法第七十五条第四項及び第八十一条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第八十二条第三項(第一号に係る部分に限る。、第九十六条の十五において準用する場合を含む。)、第八十七条第三項(第一号に係る部分に限る。))及び第五項(第一号に係る部分に限る。)、第九十六条の五第三項(第一号に係る部分に限る。)、第七百九十四条第三項(第一号に係る部分に限る。))及び第八十一条第四項(第一号に係る部分に限る。、同条第六項において準用する場合を含む。)、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第八百十一条第三項(第一号に係る部分に限る。、同条第四項において準用する場合を含む。)、第八百十五条第四項(第一号に係る部分に限る。、同条第六項において準用する場合を含む。)

十四条第三項(第七十七条第六項において準用する場合を含む。))において準用する同法第七十五条第四項及び第八十一条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第八十二条第三項(第一号に係る部分に限る。、第九十六条の十五において準用する場合を含む。)、第八十七条第三項(第一号に係る部分に限る。))及び第五項(第一号に係る部分に限る。)、第九十六条の五第三項(第一号に係る部分に限る。、第七百九十一条第三項(第一号に係る部分に限る。))、第七百九十四条第三項(第一号に係る部分に限る。))及び第八百一条第四項(第一号に係る部分に限る。、同条第六項において準用する場合を含む。)、第九十六条の九第四項において準用する同法第八百三条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第八百十一条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第八百十五条第四項(第一号に係る部分に限る。、同条第六項において準用する場合を含む。)、第九十六条の九第五項(第二項(第七十二条の十七において準用する場合を含む。))、第三百三十六條の二第二項(第二百十條第一項(第二百七十条の四第九項において準

て準用する場合を含む。）、第百十一条第一項及び第二項（第二百七十二條の十七において準用する場合を含む。）、第百三十六條の第二項（第二十條第一項（第二十條の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十條の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）、第百六十五條の第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の十三第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五條の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百六十五條の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の十九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の二十一第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五條の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第百六十六條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百八十八條の十七において準用する同法第四百九十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百九十六條第五項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十四條第三項（第一号

用する場合を含む。）、第二百七十條の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）、第百六十五條の第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の十三第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五條の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百六十五條の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の十九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の二十一第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五條の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第百六十六條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百八十八條の十七において準用する同法第四百九十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百九十六條第五項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十四條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百七十一條の二十五第一項（第二百七十二條の四十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十五條

	<p>に係る部分に限る。)、第二百四十条の七第二項(第一号に係る部分に限る。)、第二百七十一条の二十五第一項(第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。)、並びに第二百八十五条第二項</p>
<p>資産の流動化に関する法律</p>	<p>第五条第四項及び第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第二十八条第三項及び第四十三条第三項において準用する同法第一百五十五条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第八十二条の二第二項(第一号に係る部分に限る。)、及び第八十二条の六第三項(第一号に係る部分に限る。)、第六十三条第三項(第一号に係る部分に限り、第二百五十条第三項において準用する場合を含む。)、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第七項(第一号に係る部分に限る。)、第六十五条第二項及び第二四十五条第二項(第二百五十三号において準用する場合を含む。))において準用する同法第三百十一条第四項、第六十五条第三項において</p>
	<p>第二項</p>
<p>資産の流動化に関する法律</p>	<p>第五条第四項及び第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第二十八条第三項及び第四十三条第三項において準用する同法第一百五十五条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第六十三条第三項(第一号に係る部分に限り、第二百五十条第三項において準用する場合を含む。)、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第七項(第一号に係る部分に限る。)、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項(第二百五十三号において準用する場合を含む。))において準用する同法第三百十一条第四項、第六十五条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十四条第二項(第一号に係る部分に限る。))及び第三百</p>

準用する同法第三百十八條第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百五條第四項において準用する同法第四百四十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十五條において準用する同法第六百八十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百七十七條第三項において準用する同法第四百九十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百條第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百六十四條第五項、第二百七十五條第五項及び第二百七十九條第三項において準用する同法第四百四十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百六十七條第一項並びに第二百八十三條第

七十八條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百五條第四項において準用する同法第四百四十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十五條において準用する同法第六百八十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百七十七條第三項において準用する同法第四百九十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百條第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百六十四條第五項、第二百七十五條第五項及び第二百七十九條第三項において準用する同法第四百四十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百六十七條第一項並びに第二百八十三條第三項

	三項
(略)	(略)

別表第五（第十条関係）

金融商品取引法	<p>第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用す</p>
---------	--

	(略)
(略)	(略)

別表第五（第十条関係）

金融商品取引法	<p>第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用す</p>
---------	--

<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>	<p>(略)</p> <p>第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項(第二号に係る部分に限る。) 及び第三項、第八十一条の二第二項において準用する同法第百八十二条の二第二項(第二号に係る部分に限る。) 及び第百八十二条の六第三項(第二号に係る部分に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>る場合を含む。)、<u>第百一条の三第二項(第二号に係る部分に限る。)</u>、<u>第百一条の五第二項(第二号に係る部分に限る。)</u>、<u>第百三十九条の三第二項(第二号に係る部分に限る。)</u>、<u>第百三十九条の四第十項(第二号に係る部分に限る。)</u>、<u>第百三十九条の五第二項(第二号に係る部分に限る。)</u>、<u>第百三十九条の六第五項(第二号に係る部分に限る。)</u>、<u>第百三十九条の七第二項(第二号に係る部分に限る。)</u>、<u>第百三十九条の十三第三項(第二号に係る部分に限る。)</u>、<u>第百三十九条の十四第二項(第二号に係る部分に限る。)</u>及び<u>第百三十九条の二十一第三項(第二号に係る部分に限る。)</u></p>
<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>	<p>(略)</p> <p>第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項(第二号に係る部分に限る。) 及び第三項、第百三十二条第二項において準用する同法第四百四十二条第三項(第二号に係る部分に限る。) 及び第四項並びに第百四十九条第二項(第二号に係る部分に限り、</p>	<p>(略)</p> <p>る場合を含む。)、<u>第百一条の三第二項(第二号に係る部分に限る。)</u>、<u>第百一条の五第二項(第二号に係る部分に限る。)</u>、<u>第百三十九条の三第二項(第二号に係る部分に限る。)</u>、<u>第百三十九条の四第九項(第二号に係る部分に限る。)</u>、<u>第百三十九条の五第二項(第二号に係る部分に限る。)</u>、<u>第百三十九条の六第五項(第二号に係る部分に限る。)</u>、<u>第百三十九条の七第二項(第二号に係る部分に限る。)</u>、<u>第百三十九条の十三第三項(第二号に係る部分に限る。)</u>、<u>第百三十九条の十四第二項(第二号に係る部分に限る。)</u>及び<u>第百三十九条の二十一第三項(第二号に係る部分に限る。)</u></p>

	<p>第三百三十二条第二項において準用する同法第四百四十二条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第四百九条第二項（第二号に係る部分に限り、第四百九条の六第二項、第四百九条の十第三項、第四百九条の十一第二項及び第四百九条の十六第三項において準用する場合を含む。）</p>	(略)	(略)	<p>保険業法</p>	<p>第十六条第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第六項、第二十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第三十二条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）、第四十条第二項及び第四十七条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第五十三条の十五において準用する同法第三百五十八条第七項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十八条第二項（</p>
	<p>第四百九条の六第二項、第四百九条の十第三項、第四百九条の十一第二項及び第四百九条の十六第三項において準用する場合を含む。）</p>	(略)	(略)	<p>保険業法</p>	<p>第十六条第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第六項、第二十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第三十二条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）、第四十条第二項及び第四十七条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第五十三条の十五において準用する同法第三百五十八条第七項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十八条第二項（</p>

第二号に係る部分に限る。）、第五十四条の八第三項（第二号に係る部分に限る。）、第六十九条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）、第八十二条第三項（第二号に係る部分に限り、第九十六条の十五において準用する場合を含む。）、第八十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）、第九十六条の四において準用する同法第二百七条第六項、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十一条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第七百九十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第二号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第八百十一条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第八百十五条第四項（第二号に係る部分に限る。）、第三百三十六条の二第二項（第二百十条第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項

第二号に係る部分に限る。）、第五十四条の八第三項（第二号に係る部分に限る。）、第六十九条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）、第八十二条第三項（第二号に係る部分に限り、第九十六条の十五において準用する場合を含む。）、第八十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）、第九十六条の四において準用する同法第二百七条第六項、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十一条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第七百九十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第二号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九十六条の九第四項において準用する同法第八百三条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第八百十一条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第八百十五条第四項（第二号に係る部分に限る。）、第三百三十六条の二第二項（第二百十条第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項

資産の流動化に関する	
第十六条第六項において準用する会社法第三	<p>及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第五百十六条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百六十五条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百六十五条の九第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百六十五条の十三第三項（第二号に係る部分に限り、第六百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第六百六十五条の十五第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百六十五条の十九第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百六十五条の二十一第三項（第二号に係る部分に限り、第六百六十六条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第六百六十六条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第六百八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百九十六条第五項（第二号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十条の七第二項（第二号に係る部分に限る。）</p>
資産の流動化に関する	<p>第十六条第六項において準用する会社法第三</p> <p>及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第五百十六条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百六十五条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百六十五条の九第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百六十五条の十三第三項（第二号に係る部分に限り、第六百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第六百六十五条の十五第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百六十五条の十九第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百六十五条の二十一第三項（第二号に係る部分に限り、第六百六十六条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第六百六十六条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第六百八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六百九十六条第五項（第二号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十条の七第二項（第二号に係る部分に限る。）</p>

る法律

十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）
、第十八条第二項において準用する同法第三
十三条第六項、第三十六条第五項において準
用する同法第二百七条第六項、第三十八条及
び第五十条第一項において準用する同法第百
八十二条の二第二項（第二号に係る部分に限
る。）及び第百八十二条の六第三項（第二号
に係る部分に限る。）、第五十八条第二項に
おいて準用する同法第三百六条第七項、第八
十一条第二項において準用する同法第三百五
十八条第七項、第八十六条第二項において準
用する同法第三百七十八条第二項（第二号に
係る部分に限る。）、第百五条第四項及び第
二百六十四条第五項において準用する同法第
四百四十二条第三項（第二号に係る部分に限
る。）、第百七十七条第三項において準用す
る同法第四百九十六条第二項（第二号に係る
部分に限る。）並びに第二百四十五条第二項
において準用する信託法第一百条第一項及び
第二項

る法律

十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）
、第十八条第二項において準用する同法第三
十三条第六項、第三十六条第五項において準
用する同法第二百七条第六項、第五十八条第
二項において準用する同法第三百六条第七項
、第八十一条第二項において準用する同法第
三百五十八条第七項、第八十六条第二項にお
いて準用する同法第三百七十八条第二項（第
二号に係る部分に限る。）、第百五条第四項
及び第二百六十四条第五項において準用する
同法第四百四十二条第三項（第二号に係る部
分に限る。）、第百七十七条第三項において
準用する同法第四百九十六条第二項（第二号
に係る部分に限る。）並びに第二百四十五条
第二項において準用する信託法第一百条第一
項及び第二項

改正案	現行
<p>附則 （特定少額短期保険業者に係る登録申請の添付書類） 第二十五条 改正法附則第十五条第一項に規定する法人に対する規則 第二百十一条の三の適用については、同条第一号中「会社」とある のは「法人」と、同条第三号中「書類」とあるのは「書類及び貸借 対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて 、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士 法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産に ついて不動産鑑定士を含む。）が確認した書類」と、同条第四号中 「取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指 名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。第五号において 同じ。）」とあるのは「役員」と、同条第五号中「取締役及び監査 役（会計参与設置会社にあつては、会計参与を含む。以下この号に おいて同じ。）」とあるのは「役員」と、「当該取締役及び監査役 」とあるのは「当該役員」と、同条第七号中「限る。」とあるの は「限る。」及び登録申請時において引受けを行っている保険契約 に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により 積み立てられていることについて、保険計理人が確認した結果を記 載した意見書」と、同条第八号中「株主」とあるのは「社員」と、</p>	<p>附則 （特定少額短期保険業者に係る登録申請の添付書類） 第二十五条 改正法附則第十五条第一項に規定する法人に対する規則 第二百十一条の三の適用については、同条第一号中「会社」とある のは「法人」と、同条第三号中「書類」とあるのは「書類及び貸借 対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて 、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士 法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産に ついて不動産鑑定士を含む。）が確認した書類」と、同条第四号中 「取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行 役。第五号において同じ。）」とあるのは「役員」と、同条第五号 中「取締役及び監査役（会計参与設置会社にあつては、会計参与を 含む。以下この号において同じ。）」とあるのは「役員」と、「当 該取締役及び監査役」とあるのは「当該役員」と、同条第七号中「 限る。」とあるのは「限る。」及び登録申請時において引受けを 行っている保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的か つ妥当な方法により積み立てられていることについて、保険計理人 が確認した結果を記載した意見書」と、同条第八号中「株主」とあ るのは「社員」と、「書面（相互会社の場合にあつては、社員にな</p>

2 第五号ニ及びホの規定は適用しない。
(略)

2
(略)

改正案	現行
<p>（設立時又は成立後の義務が履行された場合）</p> <p>第十一条 次に掲げる義務が履行された場合には、特定目的会社の特定資本金の額は、当該義務の履行により特定目的会社に対して支払われた金銭又は給付された金銭以外の財産の額が増加するものとする。</p> <p>一 法第二十五条第二項において準用する会社法第五十二条第一項の規定により同項に定める額を支払う義務（当該義務を履行した者が法第三十六条第三項第一号の財産を給付した発起人である場合における当該義務に限る。）</p> <p>二 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百二十二条第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める額を支払う義務</p> <p>三 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十三条の二第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める行為をする義務</p> <p>2 法第四十二条第五項において準用する会社法第二百二十二条第一項第一号に掲げる場合において同項の規定により同号に定める額を支払う義務が履行された場合には、特定目的会社の優先資本金の額は、当該義務の履行により特定目的会社に対して支払われた額が増加</p>	<p>（設立時又は成立後の義務が履行された場合）</p> <p>第十一条 次に掲げる義務が履行された場合には、特定目的会社の特定資本金の額は、当該義務の履行により特定目的会社に対して支払われた額が増加するものとする。</p> <p>一 法第二十五条第二項において準用する会社法第五十二条第一項の規定により同項に定める額の全部又は一部を支払う義務（当該義務を履行した者が法第三十六条第三項第一号の財産を給付した発起人である場合における当該義務に限る。）</p> <p>二 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百二十二条第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める額の全部又は一部を支払う義務</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第四十二条第五項において準用する会社法第二百二十二条第一項第一号に掲げる場合において同号の規定により同号に定める額の全部又は一部を支払う義務が履行された場合には、特定目的会社の優先資本金の額は、当該義務の履行により特定目的会社に対して支払</p>

するものとする。

(通則)

第六十二条 法第百二条第二項の規定により作成すべき事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該特定目的会社の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

二 当該特定目的会社とその支配社員との間の取引（当該特定目的会社と第三者との間の取引で当該特定目的会社とその支配社員との間の利益が相反するものを含む。）であつて、当該特定目的会社の当該事業年度に係る注記表において第五十八条第一項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を省略するものを除く。）があるときは、当該取引に係る次に掲げる事項

イ 当該取引をするに当たり当該特定目的会社の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）

ロ 当該取引が当該特定目的会社の利益を害さないかどうかについての当該特定目的会社の取締役の判断及びその理由

(会計監査人設置会社の特則)

われた額が増加するものとする。

(通則)

第六十二条 法第百二条第二項の規定により作成すべき事業報告は、特定目的会社の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）をその内容としなければならない。

(新設)

(新設)

(会計監査人設置会社の特則)

第六十八条 特定目的会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容としなければならぬ。

一 (略)

二 当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役が法第九十三条において準用する会社法第三百九十九条第一項の同意をした理由

三〇七 (略)

第六十九条 (略)

二〇四 (略)

5 各事業年度に係る特定目的会社の事業報告に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、特定目的会社の事業報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一〇三 (略)

四 当該特定目的会社とその支配社員との間の取引(当該特定目的会社と第三者との間の取引で当該特定目的会社とその支配社員との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該特定目的会社の当該事業年度に係る注記表において第五十八条第一項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を省略するものに限る。)があるときは、当該取引に係る第六十二条第二号イ及びロに掲げる事項

第六十八条 特定目的会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容としなければならぬ。

一 (略)

二 当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額

三〇七 (略)

第六十九条 (略)

二〇四 (略)

5 各事業年度に係る特定目的会社の事業報告に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、特定目的会社の事業報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一〇三 (略)

(新設)

6・7 (略)

第七十条 (略)

2・3 (略)

4 提供計算書類等に表示すべき事項（注記表に係るもの又は事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に限る。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を発出する時から定時社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号。以下「施行規則」という。）第百二十八条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気送信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第八項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 第六十四条第一項第四号、第五号、第七号及び第十号並びに第六十五条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項

6・7 (略)

第七十条 (略)

2・3 (略)

4 提供計算書類等に表示すべき事項（注記表に係るもの及び事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に限る。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を発出する時から定時社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号。以下「施行規則」という。）第百二十八条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気送信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 第六十四条第一項第一号から第十号まで、第六十五条第一号から第五号まで及び第八号、第六十六条第一項第一号から第六号まで並びに第六十七条第一号及び第二号に掲げる事項

二・三 (略)

5～7 (略)

8 第四項の規定は、提供計算書類等に表示すべき事項のうち注記表に係るもの若しくは事業報告に表示すべき事項以外のものに係る情報又は同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(各清算事務年度に係る貸借対照表)

第八十五条 法第七十七条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、各清算事務年度(同項に規定する各清算事務年度をいう。以下この編において同じ。)に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2 (略)

3 第一項の貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

(各清算事務年度に係る事務報告)

第八十六条 法第七十七条第一項の規定により作成すべき事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

2 前項の清算事務年度に係る事務報告の附属明細書は、事務報告の

二・三 (略)

5～7 (略)

(新設)

(各清算事務年度に係る貸借対照表)

第八十五条 法第七十七条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度(同項に規定する各清算事務年度をいう。以下この編において同じ。)に係る貸借対照表は、各清算事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2 (略)

3 第一項の各清算事務年度に係る貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項を、その内容としなければならない。

(各清算事務年度に係る事務報告)

第八十六条 法第七十七条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

2 前項の清算事務年度に係る事務報告の附属明細書は、事務報告の

内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

内容を補足する重要な事項を、その内容としなければならない。

改正案	現行
<p>（監査役の監査報告の内容）</p> <p>第十五条 監査役は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 特定目的会社の計算に関する規則第六十二条第二号に規定する事項が事業報告の内容となつていゝるとき又は同令第六十九条第五項第四号に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となつていゝるときは、当該事項についての意見</p> <p>六 （略）</p>	<p>（監査役の監査報告の内容）</p> <p>第十五条 監査役は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（成立後の投資口の交付に伴う義務が履行された場合）</p> <p>第十七条 次に掲げる義務が履行された場合には、投資法人の出資剰余金の額は、当該義務の履行により投資法人に対して支払われた金銭の額が増加するものとする。</p> <p>一 法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項第一号に掲げる場合において同項の規定により同号に定める額を支払う義務</p> <p>二 法第八十四条第四項において準用する会社法第二百十三条の第二項第一号に掲げる場合において同項の規定により同号に規定する支払をする義務</p> <p>三 新投資口予約権を行使した新投資口予約権者であつて法第八十条の十七第三項において準用する会社法第二百八十六条の第二項第二号に掲げる者に該当するものが同項の規定により同号に規定する支払をする義務</p>	<p>（成立後の投資口の交付に伴う義務が履行された場合）</p> <p>第十七条 法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項第一号に掲げる場合において同項の規定により同号に定める額の全部又は一部を支払う義務が履行された場合には、投資法人の出資剰余金の額は、当該義務の履行により投資法人に対して支払われた額が増加するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 社員総会</p> <p>第一節 通則（第三条―第十条）</p> <p>第二節 社員総会参考書類</p> <p>第一款 通則（第十一条）</p> <p>第二款 役員を選任（第十二条―第十五条）</p> <p>第三款 役員解任等（第十六条―第十九条）</p> <p>第四款 役員報酬等（第二十条―第二十二条）</p> <p>第五款 計算関係書類の承認（第二十三条）</p> <p>第五款の二 特定出資の併合（第二十三条の二）</p> <p>第五款の三 優先出資の併合（第二十三条の三）</p> <p>第六款 社員提案の場合における記載事項（第二十四条）</p> <p>第七款 社員総会の参考書類の記載の督促（第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（招集の決定事項）</p> <p>第三条 法第五十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 社員総会</p> <p>第一節 （略）</p> <p>第二節 社員総会参考書類</p> <p>第一款 通則（第十一条）</p> <p>第二款 役員を選任（第十二条―第十五条）</p> <p>第三款 役員解任等（第十六条―第十九条）</p> <p>第四款 役員報酬等（第二十条―第二十二条）</p> <p>第五款 計算関係書類の承認（第二十三条）</p> <p>第六款 社員提案の場合における記載事項（第二十四条）</p> <p>第七款 社員総会の参考書類の記載の督促（第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（招集の決定事項）</p> <p>第三条 法第五十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>

一・二 (略)

三 法第五十四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたと
きは、次に掲げる事項(定款に口から二まで及びへに掲げる事項
についての定めがある場合における当該事項を除く。)

イ 次節の規定により社員総会参考書類に記載すべき事項(第二
十三条の二第三号及び第二十三条の三第三号に掲げる事項を除
く。)

ロ〜へ (略)

四・五 (略)

六 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が
社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の
概要(議案が確定していない場合にあつては、その旨)

イ・ロ (略)

ハ 特定出資の併合

ニ 優先出資の併合

ホ〜リ (略)

(会計監査人の選任に関する議案)

第十五条 取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合に
は、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

一・二 (略)

三 監査役が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由

一・二 (略)

三 法第五十四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたと
きは、次に掲げる事項(定款に口から二まで及びへに掲げる事項
についての定めがある場合における当該事項を除く。)

イ 次節の規定により社員総会参考書類に記載すべき事項

ロ〜へ (略)

四・五 (略)

六 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が
社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の
概要(議案が確定していない場合にあつては、その旨)

イ・ロ (略)

(新設)

(新設)

ハ〜ト (略)

(会計監査人の選任に関する議案)

第十五条 取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合に
は、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

一・二 (略)

三 議案が法第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十

四〇六 (略)

(会計監査人の解任又は不再任に関する議案)

第十九条 取締役が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 (略)

二 監査役が議案の内容を決定した理由

(削る)

三 (略)

第五款の二 特定出資の併合

第二十三条の二 取締役が特定出資の併合に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該特定出資の併合を行う理由

二 法第三十八条において準用する会社法第百八十条第二項第一号及び第二号に掲げる事項の内容

四〇六第二項第一号又は第二号の規定による請求によつて提出されたものであるときは、その旨

四〇六 (略)

(会計監査人の解任又は不再任に関する議案)

第十九条 取締役が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 (略)

二 解任又は不再任の理由

三 議案が法第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十四号第二項第二号又は第三号の規定による請求によつて提出されたものであるときは、その旨

四 (略)

(新設)

三 法第五十四条第一項の決定をした日における資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号。以下「施行規則」という。）第四十五条の三第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

第五款の三 優先出資の併合

第二十三条の三 取締役が優先出資の併合に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該優先出資の併合を行う理由
- 二 法第五十条第一項において準用する会社法第百八十条第二項第一号、第二号及び第三号に掲げる事項の内容
- 三 法第五十四条第一項の決定をした日における施行規則第四十八条の二第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

第二十四条 議案が特定社員又は優先出資社員の提出に係るものである場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項（第三号から第五号までに掲げる事項が社員総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（特定目的会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあつては、

（新設）

第二十四条 議案が特定社員又は優先出資社員の提出に係るものである場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項（第三号又は第四号に掲げる事項が社員総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（特定目的会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあつては、当該

当該事項の概要）を記載しなければならない。

一～四（略）

五 議案が次のイ又はロに掲げる事項に関するものである場合において、特定社員又は優先出資社員が法第五十七条第三項の規定による請求に際して当該イ又はロに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を特定目的会社に対して通知したときは、その内容

イ 特定出資の併合 第二十三条の二に規定する事項

ロ 優先出資の併合 第二十三条の三に規定する事項

2・3（略）

第二十五条 社員総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該社員総会に係る招集通知を发出する時から当該社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により特定社員又は優先出資社員が提供を受けることができる状態に置く措置（施行規則第二百二十八条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した社員総会参考書類を特定社員又は優先出資社員に対して提供したも

事項の概要）を記載しなければならない。

一～四（略）

（新設）

2・3（略）

第二十五条 社員総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該社員総会に係る招集通知を发出する時から当該社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により特定社員又は優先出資社員が提供を受けることができる状態に置く措置（資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）第二百二十八条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した社員総会参考書類を特定

のとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一～三 (略)

四 社員総会参考書類に記載すべき事項(前三号に掲げるものを除く。)につきこの項の措置をとることについて監査役が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により特定社員又は優先出資社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

社員又は優先出資社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一～三 (略)

四 社員総会参考書類に記載すべき事項(前二号に掲げるものを除く。)につきこの項の措置をとることについて監査役が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

(新設)

改正案

現行

<p>（外国会社の許可の申請）</p> <p>第七条 法第十七条第一項の許可を受けようとする会社は、許可申請書に次に掲げる書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 社債募集に関し取締役の過半数の一致があつたことを証明する書面若しくは取締役会（金融機関にあつては、理事会）の議事録（会社法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合においては、当該場合に該当することを証明する書面。以下同じ。）<u>、同法第三百九十九条の十三第五項若しくは第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたことを証明する書面（当該取締役会の議事録を含む。）</u>若しくは同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証明する書面（当該取締役会の議事録を含む。）又は業務を執行する社員の過半数の一致があつたことを証明する書面</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>（合併の届出）</p>	<p>（外国会社の許可の申請）</p> <p>第七条 法第十七条第一項の許可を受けようとする会社は、許可申請書に次に掲げる書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 社債募集に関し取締役の過半数の一致があつたことを証明する書面若しくは取締役会（金融機関にあつては、理事会）の議事録（会社法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合においては、当該場合に該当することを証明する書面。以下同じ。）若しくは同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証明する書面（当該取締役会の議事録を含む。）又は業務を執行する社員の過半数の一致があつたことを証明する書面</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>（合併の届出）</p>
--	--

第二十条 信託会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、信託業法又はその他の特別の法律により金融庁長官等に合併の認可の申請をする信託会社を除く。）が合併をしようとするときは、遅滞なく、各会社は共同して、次に掲げる書面を添付して、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。ただし、合併により信託の業務を廃止する場合には、この限りでない。

一 合併契約の内容を記載した書面

二 合併により設立し、又は合併後存続する会社の定款

三 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び最近の日計表

四 合併の当事者が株式会社であるときは、株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証明する書面

五 合併の当事者が持分会社であるときは、総社員の同意があったことを証明する書面

六 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五十五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

七 会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）

若しくは第七百九十九条第二項（第三号を除き、同法第八百二条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）又は第八百十條第二項（第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公

第二十条 信託会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、信託業法又はその他の特別の法律により金融庁長官等に合併の認可の申請をする信託会社を除く。）が合併をしようとするときは、債権者の異議の催告等（会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）若しくは第七百九十九条第二項（第三号を除き、同法第八百二条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）又は第八百十條第二項（第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による

公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）若しくは第七百九十九条第三項（同法第八百二条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）又は第八百十條第三項（同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（法第五十九条に規定する電子公告をいう。次条において同じ。）によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をいう。以下この条において同じ。）をした後、遅滞なく、各会社は共同して、次に掲げる書面を添付して、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。ただし、合併により信託の業務を廃止する場合には、この限りでない。

一 合併契約の内容を記載した書面

二 合併により設立し、又は合併後存続する会社の定款

告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）若しくは第七百九十九条第三項（同法第八百二条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）又は第八百十条第三項（同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（法第五十九条に規定する電子公告をいう。次条において同じ。）によってした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証明する書面

八 合併により消滅する会社が株券発行会社である場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証明する書面又は株式の全部について株券を発行していないことを証明する書面

九 合併により消滅する会社が新株予約権を発行した会社である場合には、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証明する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証明する書面

2

(略)

三 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び最近の日計表

四 合併の当事者が株式会社であるときは、株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証明する書面

五 合併の当事者が持分会社であるときは、総社員の同意があつたことを証明する書面

六 債権者の異議の催告等をしたことを証明する書面

七 合併に異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証明する書面

八 合併により消滅する会社が株券発行会社である場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証明する書面又は株式の全部について株券を発行していないことを証明する書面

九 合併により消滅する会社が新株予約権を発行した会社である場合には、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証明する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証明する書面

2

(略)

(会社分割の届出)

- 第二十一条 信託会社（銀行法、信託業法又はその他の特別の法律により金融庁長官等に会社分割の認可の申請をする信託会社を除く。）が会社分割をしようとするときは、遅滞なく、次に掲げる書面を添付して、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。
- 一 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面
 - 二 会社分割の当事者である担保付社債専門信託会社の定款
 - 三 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び最近の日計表
 - 四 会社分割の当事者が株式会社であるときは、株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証明する書面
 - 五 会社分割の当事者が合同会社であるときは、総社員の同意があつたことを証明する書面（当該合同会社がその事業に関して有する権利義務の一部を他の会社に承継させようとする場合においては、社員の過半数の一致があつたことを証明する書面）
 - 六 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五十二条の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面
 - 七 会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法

(会社分割の届出)

- 第二十一条 信託会社（銀行法、信託業法又はその他の特別の法律により金融庁長官等に会社分割の認可の申請をする信託会社を除く。）が会社分割をしようとするときは、債権者の異議の催告等（会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項又は第八百十條第三項の規定により各別の催告をするを要しない場合以外の場合にあっては、当該公告及び催告）をいう。以下この条において同じ。）をした後、遅滞なく、次に掲げる書面を添付して、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。
- 一 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面
 - 二 会社分割の当事者である担保付社債専門信託会社の定款
 - 三 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び最近の日計表
 - 四 会社分割の当事者が株式会社であるときは、株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証明する書面
 - 五 会社分割の当事者が合同会社であるときは、総社員の同意があつたことを証明する書面（当該合同会社がその事業に関して有する権利義務の一部を他の会社に承継させようとする場合において

による公告（同法第七百八十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証明する書面

八 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に該当するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証明する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証明する書面

は、社員の過半数の一致があつたことを証明する書面）

六 債権者の異議の催告等をしたことを証明する書面

七 会社分割に異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証明する書面

八 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に該当するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証明する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証明する書面

改正案	現行
<p>（投資運用業に関する禁止行為）</p> <p>第三百三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（第二百二十八条各号に掲げる行為を除く。）。</p> <p>二〇十五（略）</p> <p>二〇六（略）</p>	<p>（投資運用業に関する禁止行為）</p> <p>第三百三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 自己の監査役（<u>委員会設置会社</u>にあつては、<u>会社法第四百条第四項に規定する監査委員</u>。第三百三十四条第一項第六号イにおいて<u>同じ。</u>）、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（第二百二十八条各号に掲げる行為を除く。）。</p> <p>二〇十五（略）</p> <p>二〇六（略）</p>

改正案	現行
<p>（金融商品取引所の子会社に係る認可申請）</p> <p>第十条 法第八十七条の三第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。第五十七條第二項及び第六十一条第一項第三号ハにおいて同じ。）の氏名及び役職名を記載した書面</p> <p>ニ・ト （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第十六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p>	<p>（金融商品取引所の子会社に係る認可申請）</p> <p>第十条 法第八十七条の三第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。第五十七條第二項及び第六十一条第一項第三号ハにおいて同じ。）の氏名及び役職名を記載した書面</p> <p>ニ・ト （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第十六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p>

一〇五 (略)

六 法第百三十九条の四第十項第三号
七〇十二 (略)

(自主規制委員会の職務執行のための決定)

第五十三条 法第百六条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 第一号の取締役及び使用人の他の取締役(自主規制委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項(当該特定株式会社金融商品取引所が監査等委員会設置会社である場合に限る。)

四 第一号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項(当該特定株式会社金融商品取引所が指名委員会等設置会社である場合に限る。)

五 第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

六・七 (略)

八 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

九 自主規制委員会の職務の執行(自主規制委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

一〇五 (略)

六 法第百三十九条の四第九項第三号
七〇十二 (略)

(自主規制委員会の職務執行のための決定)

第五十三条 法第百六条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

三 第一号の取締役又は使用人の執行役からの独立性に関する事項(当該特定株式会社金融商品取引所が委員会設置会社である場合に限る。)

(新設)

四・五 (略)

(新設)

(新設)

十・十一 (略)

(吸収合併消滅会員金融商品取引所の事前開示事項等)

第八十一条 法第百三十九条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金融商品取引所の債務(法第百三十九条の三第六項において準用する法第百一条の四第一項の規定により吸収合併について異議を述べることのできる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

五 (略)

2～6 (略)

(吸収合併存続会員金融商品取引所の事前開示事項)

第八十二条 法第百三十九条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会員金融商品取引所の債務(法第百三十九条の四第五項において準用する法第百一条の四第一項の規定により吸収合併について異議を述べる)の履行の

六・七 (略)

(吸収合併消滅会員金融商品取引所の事前開示事項等)

第八十一条 法第百三十九条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金融商品取引所の債務(法第百三十九条の三第五項において準用する法第百一条の四第一項の規定により吸収合併について異議を述べることのできる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

五 (略)

2～6 (略)

(吸収合併存続会員金融商品取引所の事前開示事項)

第八十二条 法第百三十九条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会員金融商品取引所の債務(法第百三十九条の四第四項において準用する法第百一条の四第一項の規定により吸収合併について異議を述べる)の履行の

見込みに関する事項

六 (略)

(吸収合併存続会員金融商品取引所の事後開示事項等)

第八十三条 法第百三十九条の四第八項に規定する吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅会員金融商品取引所における次に掲げる事項

イ 法第百三十九条の三第五項の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第百三十九条の三第六項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過

三 吸収合併存続会員金融商品取引所における次に掲げる事項

イ 法第百三十九条の四第四項の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第百三十九条の四第五項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過

四〇七 (略)

2 法第百三十九条の四第十項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、吸収合併存続会員金融商品取引所の定めたものとする。

(新設合併設立会員金融商品取引所の事後開示事項)

見込みに関する事項

六 (略)

(吸収合併存続会員金融商品取引所の事後開示事項等)

第八十三条 法第百三十九条の四第七項に規定する吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅会員金融商品取引所における法第百三十九条の三第五項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過

三 吸収合併存続会員金融商品取引所における法第百三十九条の四第四項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過

四〇七 (略)

2 法第百三十九条の四第九項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、吸収合併存続会員金融商品取引所の定めたものとする。

(新設合併設立会員金融商品取引所の事後開示事項)

第八十五条 法第百三十九条の六第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 法第百三十九条の五第五項の規定による請求に係る手続の経過
- 三 法第百三十九条の五第六項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過
- 四 (略)
- 五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(計算書類に関する事項)

第九十条 法第百三十九条の十二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社金融商品取引所が会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
- イ・ロ (略)

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社金融商品取引所が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

第八十五条 法第百三十九条の六第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- (新設)
- 二 法第百三十九条の五第五項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過
- 三 (略)
- 四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(計算書類に関する事項)

第九十条 法第百三十九条の十二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社金融商品取引所が会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
- イ・ロ (略)

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社金融商品取引所が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三〇六 (略)

(吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)

第九十一条 法第百三十九条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅会員金融商品取引所における次に掲げる事項

イ 法第百三十九条の三第五項の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第百三十九条の三第六項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過

三 吸収合併存続株式会社金融商品取引所における次に掲げる事項

イ 法第百三十九条の九の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第百三十九条の十一及び第百三十九条の十二の規定による手続の経過

四〇七 (略)

2 (略)

(新設合併設立株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)

第九十四条 法第百三十九条の二十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 新設合併消滅会員金融商品取引所における次に掲げる事項

三〇六 (略)

(吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)

第九十一条 法第百三十九条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅会員金融商品取引所における法第百三十九条の三第五項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過

三 吸収合併存続株式会社金融商品取引所における法第百三十九条の十一及び第百三十九条の十二の規定による手続の経過

四〇七 (略)

2 (略)

(新設合併設立株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)

第九十四条 法第百三十九条の二十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第百三十九条の十一及び第百三十九条の十二の規定による手

イ 法第百三十九条の五第五項の規定による請求に係る手続の経過

続の経過

ロ 法第百三十九条の五第六項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過

三 新設合併消滅株式会社金融商品取引所における次に掲げる事項

(新設)

イ 法第百三十九条の十五の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第百三十九条の十七及び第百三十九条の十九において準用する法第百三十九条の十二の規定による手続の経過

四 (略)

三 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

2 (略)

2 (略)

(合併認可申請書)

(合併認可申請書)

第九十五条 (略)

第九十五条 (略)

2 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面（これらの書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）とする。

2 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面（これらの書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）とする。

一〇八 (略)

一〇八 (略)

九 法第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項、第百三

(新設)

十九条の五第五項、第百三十九条の九の二若しくは第百三十九条の十五の二又は会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二若しくは第八百五条の二の規定による請求をした会員又は株主が

あるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

十 法第百三十九条の三第六項、第百三十九条の四第五項及び第百三十九条の五第六項において準用する法第百一条の四第二項若しくは法第百三十九条の十二第二項（法第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）又は会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項若しくは第八百十条第二項の規定による公告及び催告（法第百三十九条の三第七項、第百三十九条の四第六項、第百三十九条の五第七項若しくは第百三十九条の十二第三項（法第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）又は会社法第七百八十九条第三項、第七百九十九条第三項若しくは第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

十一～十四 （略）

（届出書の提出先等）

第百二十条 法第八十一条第一項、第八十五条の二第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第百条の十六（法第百二条の三十六において準用する場合を

九 法第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項及び第百三十九条の五第五項において準用する法第百一条の四第二項若しくは法第百三十九条の十二第二項（法第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）又は会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項若しくは第八百十条第二項の規定による公告及び催告（法第百三十九条の三第六項、第百三十九条の四第五項、第百三十九条の五第六項若しくは第百三十九条の十二第三項（法第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）又は会社法第七百八十九条第三項、第七百九十九条第三項若しくは第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

十三～十三 （略）

（届出書の提出先等）

第百二十条 法第八十一条第一項、第八十五条の二第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第百条の十六（法第百二条の三十六において準用する場合を

含む。)、第百一条の十七第二項、第百二条の十五第一項、第百三条の二三項、第百五条、第百六条の三第一項、第三項(法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第五項(法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。)、第百六条の八第二項、第百六条の十一第一項、第百六条の十四第三項、第百六条の十七第一項、第百六条の二十二第二項、第百六条の二十四第一項ただし書、第百七条第二項、第百二十条、第百二十二条第一項(法第百二十三条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)、第百二十四条第一項若しくは第三項、第百二十六条第二項、第百二十八条、第百三十四条第一項第五号若しくは第二項、第百三十五条、第百四十条第二項、第百四十九条(法第百五十三条の四において準用する場合を含む。)、第百五十三条の三又は第百八十八条(金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社に係るものに限る。)(の規定により免許申請書、認可申請書、承認申請書、届出書その他の書類を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出した者は、これらの書類の写しを、当該者の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に提出しなければならない。

2
(略)

含む。)、第百一条の十七第二項、第百二条の十五第一項、第百三条の二三項、第百五条、第百六条の三第一項、第三項(法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第五項(法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。)、第百六条の八第二項、第百六条の十一第一項、第百六条の十四第三項、第百六条の十七第一項、第百六条の二十二第二項、第百六条の二十四第一項ただし書、第百七条第二項、第百二十条、第百二十二条第一項(法第百二十三条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)、第百二十四条第一項若しくは第三項、第百二十六条第二項、第百二十八条、第百三十四条第一項第五号若しくは第二項、第百三十五条、第百四十条第二項、第百四十九条、第百五十三条の三又は第百八十八条(金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社に係るものに限る。)(の規定により免許申請書、認可申請書、承認申請書、届出書その他の書類を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出した者は、これらの書類の写しを、当該者の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に提出しなければならない。

2
(略)

三十四 資金移動業者に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第四号) 別紙様式第1号

改正案	現行
<p>別紙様式第1号(第4条関係) (日本工業規格A4) (第1面)</p> <p>(略)</p> <p>(第2面)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意) 1～3 (略) 4. 「取締役及び監査役等」は、<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役を記載すること。会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称及び住所も記載すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第1号(第4条関係) (日本工業規格A4) (第1面)</p> <p>(略)</p> <p>(第2面)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意) 1～3 (略) 4. 「取締役及び監査役等」は、<u>委員会設置会社</u>にあつては取締役及び執行役を記載すること。会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称及び住所も記載すること。</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第四条 法第六十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 免許を受けようとする者が株式会社である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。ハにおいて同じ。）の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>ニ（略）</p> <p>ホ 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面</p> <p>二〇七（略）</p> <p>（資金清算業の一部の委託の承認の申請等）</p> <p>第七条（略）</p>	<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第四条 法第六十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 免許を受けようとする者が株式会社である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。ハにおいて同じ。）の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>ニ（略）</p> <p>ホ 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面</p> <p>二〇七（略）</p> <p>（資金清算業の一部の委託の承認の申請等）</p> <p>第七条（略）</p>

<p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含み、監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この条において同じ。）が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>五〇十二 (略)</p> <p>十三 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役とする。）の担当業務を記載した書面</p> <p>十四 (略)</p> <p>3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 受託者の取締役及び監査役並びに会計参与が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しないこと。</p> <p>五 (略)</p>	<p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含み、委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役とする。以下この条において同じ。）が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>五〇十二 (略)</p> <p>十三 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含み、委員会設置会社にあつては、執行役とする。）の担当業務を記載した書面</p> <p>十四 (略)</p> <p>3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 受託者の取締役、会計参与及び監査役が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しないこと。</p> <p>五 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

(無尽業法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形、監査書雛形及び附属明細書ひな形は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第一号様式、第二号様式、第二号の五様式、第三号様式、第三号の二様式、第四号の三様式、第五号様式、第五号の三様式、第五号の四様式、第十号の三様式及び第十七号様式は、施行日以後に提出する有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書及び自己株券買付状況報告書について適用し、施行日前に提出される有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告

書、半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書及び自己株券買付状況報告書については、なお従前の例による。

(銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第六条の規定による改正後の銀行法施行規則(以下この条において「新銀行法施行規則」という。

別紙様式は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に監査役の監査を受ける事業報告については、新銀行法施行規則別紙様式第九号2(1)の表記載上の注意8、別紙様式第九号の22(1)の表記載上の注意8及び別紙様式第十四号2(1)の表記載上の注意8の規定を適用する。

2 施行日以後に終了する事業年度のうち最初のものに係る事業報告に係る新銀行法施行規則別紙様式第九号8の記載上の注意、別紙様式第九号の28の記載上の注意及び別紙様式第十四号8の記載上の注意の規定の適用については、これらの規定中「運用状況」とあるのは、「運用状況(会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第九十一号)の施行の日以後のものに限る。」とする。

3 前項の事業報告及び附属明細書に係る新銀行法施行規則別紙様式第九号10の記載上の注意、別紙様式第九号の二10の記載上の注意及び別紙様式第十四号10の記載上の注意の規定の適用については、これらの規定中「含む」とあるのは、「含み、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日以後にされたものに限る」とする。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日前に終了した事業年度のうち最終のものに係る信用金庫及び信用金庫連合会の業務報告の記載又は記録については、なお従前の例による。

2 施行日以後に終了する事業年度のうち最初のものに係る信用金庫及び信用金庫連合会の業務報告に係る第八条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第二十五条第二項の規定の適用については、同項中「運用状況」とあるのは、「運用状況（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日以後のものに限る。）」とする。

（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第十七条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下この条において「新保険業法施行規則」と

いう。(別紙様式は、第四項から第六項までの規定による場合を除き、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、新保険業法施行規則別紙様式第一号の三の二及び別紙様式第一号の七の二の規定は施行日前に終了した事業年度に係る書類についても適用する。

2 施行日前に招集の手続が開始された創立総会(会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十三条の規定による改正後の保険業法(平成七年法律第百五号)(以下この条において「新保険業法」という。))第三十条の八第一項に規定する創立総会をいう。()に係る創立総会参考書類(新保険業法施行規則第二十条の六第一号イに規定する創立総会参考書類をいう。)()の記載については、新保険業法施行規則第二十条の七第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に招集の手続が開始された保険契約者総会に係る保険契約者総会参考書類(新保険業法施行規則第三十八条第二号イに規定する保険契約者総会参考書類をいう。)()の記載については、新保険業法施行規則第三十八条の二第一項(保険契約者総代会には保険契約者総代会参考書類(新保険業法施行規則第四十条の二第二号イに規定する保険契約者総代会参考書類をいう。)()の記載については、新保険業法施行規則第三十八条の二第一項(保険契約者総代

会を設けている場合には新保険業法施行規則第四十条の三第一項（の規定にかかわらず、なお従前の例による。）

4 施行日以後に終了する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される保険業を営む株式会社（以下この条において「保険株式会社」という。）の株主総会に係る株主総会参考書類（新保険業法施行規則第十五条の二第一項に規定する株主総会参考書類をいう。次項において同じ。）に係る別紙様式第四号記載上の注意1の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(1) □	他の者に	他の者（当該他の者の子会社等 次に掲げる事項	第3号の2に規定する子会社等	(1)	他の者の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等
				他の会社に	他の会社（当該他の会社の子会社 次に掲げる事項（イに掲げる事項を除く。）

	(3) 口		(3)	(1) の 3 八		(1) の 3 口		(1) の 3		(1) へ	(1) 八
他の者に	他の者（当該他の者の子会社等	次に掲げる事項	他の者の子会社等	他の者	子会社等	他の者	次に掲げる事項	、他の者の子会社等		会社法施行規則	他の者
他の会社に	他の会社（当該他の会社の子会社	次に掲げる事項（イに掲げる事項を除く。）	他の会社の子会社	他の会社	子会社	他の会社	次に掲げる事項（イに掲げる事項を除く。）	、他の会社の子会社	よる改正前の会社法施行規則	成二十七年法務省令第六号）第一条の規定に	他の会社

(3) 八	他の者	他の会社
(4)	次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものの	<p>当該株式会社、その親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下 において同じ。）又は当該親会社（当該株式会社に親会社がない場合にあつては、当該株式会社（の子会社（当該株式会社を除く。）若しくは関連会社（会社計算規則第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下 において同じ。）（当該親会社が会社でない場合におけるその子会社及び関連会社に相当するものを含む。））</p>

5 前項に定めるもののほか、施行日前に招集の手続が開始された保険株式会社の株主総会に係る株主総会参考書類については、新保険業法施行規則別紙様式第四号及び会社法施行規則（平成十八年法務省令第十

二号)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 6 施行日前に招集の手続が開始された相互会社(新保険業法第二条第五項に規定する相互会社をいう。以下この条において同じ。)の社員総会(総代会を設けている場合には、総代会)に係る社員総会参考書類(新保険業法施行規則第二十条の十九第三号イに規定する社員総会参考書類をいう。)(総代会を設けている場合には、総代会参考書類(新保険業法施行規則第二十二条第一項に規定する総代会参考書類をいう。)(総代会を設けている場合には、新保険業法施行規則別紙様式第五号(総代会を設けている場合には新保険業法施行規則別紙様式第五号の三)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 7 第一項の規定にかかわらず、施行日前に終了した事業年度のうち最終のものに係る次の各号に掲げる者の事業報告及び業務報告書(第二号又は第四号に掲げる者にあつては、事業報告)であつて、施行日以後に監査役の監査を受けるものについては、当該各号に定める規定を適用する。

- 一 保険会社(新保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下この条において同じ。)である株式会社 新保険業法施行規則別紙様式第七号第1事業報告書2(1)記載上の注意8(特定取引勘定設置会社(新保険業法第十七条の五第二項に規定する特定取引勘定設置会社をいう。以下この条において同

じ。) にあつては、新保険業法施行規則別紙様式第七号の二第1事業報告書2(1)記載上の注意8)

二 保険持株会社(新保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下この条において同じ) である株式会社 新保険業法施行規則別紙様式第十五号の二2(1)記載上の注意8

三 少額短期保険業者(新保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。) である株式会社 新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十七第1事業報告書2(1)記載上の注意8

四 少額短期保険持株会社(新保険業法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。) である株式会社 新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十六2(1)記載上の注意8

8 施行日以後に終了する事業年度のうち最初のものに係る事業報告及び業務報告書に係る次の各号に掲げる者の当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「運用状況」とあるのは、「運用状況(会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第九十一号)の施行の日以後のものに限る。)」とする。

一 保険会社である株式会社 新保険業法施行規則別紙様式第七号第1事業報告書8記載上の注意(特定

取引勘定設置会社にあつては、新保険業法施行規則別紙様式第七号の二第1事業報告書8記載上の注意

)

二 保険会社である相互会社 新保険業法施行規則別紙様式第七号第1事業報告書8記載上の注意（特定

取引勘定設置会社にあつては、新保険業法施行規則別紙様式第七号の二第1事業報告書8記載上の注意

)

三 保険持株会社 新保険業法施行規則別紙様式第十五号の二8記載上の注意

四 少額短期保険業者 新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十七第1事業報告書8記載上の注意

9 前項の事業報告及びその附属明細書並びに同項の業務報告書に係る次の各号に掲げる者の当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「含む」とあるのは、「含み、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日以後にされたものに限る」とする。

一 保険株式会社 新保険業法施行規則別紙様式第七号第1事業報告書10記載上の注意（特定取引勘定設置会社にあつては、新保険業法施行規則別紙様式第七号の二第1事業報告書10記載上の注意）

二 保険持株会社 新保険業法施行規則別紙様式第十五号の二10記載上の注意

三 少額短期保険業者である株式会社 新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十七第1事業報告書10記載上の注意及び第2附属明細書2(2)記載上の注意

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 施行日前に招集の手続が開始された投資法人の創立総会に係る創立総会参考書類の記載についての第十九条による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第百十八条第一項第四号の規定の適用については、同号中「第百四十五条」とあるのは、「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成二十七年内閣府令第三十七号)第十九条の規定による改正前の第百四十五条」とする。

2 施行日前に招集の手続が開始された投資法人の投資主総会に係る投資主総会参考書類の記載については、なお従前の例による。

(上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第三十六条

の二第一項に規定する参考書類（以下この条において「参考書類」という。）の記載については、第二十条の規定による改正後の上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（次項及び第三項において「新議決権代理行使府令」という。）第二条第二項、第四条第二項及び第五条第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の参考書類に係る新議決権代理行使府令第二条の三第二項の規定の適用については、同項中「他の者」とあるのは「他の会社」と、「子会社等」とあるのは「子会社」とする。この場合において、同項第一号の規定は、適用しない。

3 第一項の参考書類に係る新議決権代理行使府令第二条第三項第六号、第二条の三第三項第六号及び第四条第三項第六号の規定の適用については、新議決権代理行使府令第二条第三項第六号八中「会社法施行規則」とあるのは、「会社法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年法務省令第六号）第一条の規定による改正前の会社法施行規則」とする。

4 前三項に定めるもののほか、施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る参考書類の記載については、なお従前の例による。

（金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この府令の施行の際現に第二十三条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第三条第二項に規定する者に該当する者を監事に選任している信用金庫、信用協同組合、信用金庫連合会又は信用協同組合連合会の監事については、この府令の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、第二十三条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第二十四条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第十二号は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る特定目的会社の事業報告及びその附属明細書の記載又は記録については、なお従前の例による。

2 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る特定目的会社の事業報告及びその附属明細書に係る第二十七条の規定による改正後の特定目的会社の計算に関する規則第六十二条第二号及び第六十九条第五項第四号の規定の適用については、これらの規定中「含む」とあるのは、「含み、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日以後にされたものに限る」とする。

（特定目的会社の社員総会に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 施行日前に招集の手続が開始された特定目的会社の社員総会に係る社員総会参考書類の記載については、なお従前の例による。